野村ターゲットデートファンド2016

2026-2028年目標型/2029-2031年目標型/
2032-2034年目標型/2035-2037年目標型

愛称:未来図

追加型投信　内外　資産複合　インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年3月22日)

この目論見書により行なう野村ターゲットデートファンド2016の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月21日に関東財務局長に提出しており、2025年3月22日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 4
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 5
（１１）【振替機関に関する事項】 5
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 11
３【投資リスク】 32
４【手数料等及び税金】 38
５【運用状況】 41
第２【管理及び運営】 76
１【申込（販売）手続等】 76
２【換金（解約）手続等】 77
３【資産管理等の概要】 78
４【受益者の権利等】 81
第３【ファンドの経理状況】 83
１【財務諸表】 83
２【ファンドの現況】 382
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 385
第三部【委託会社等の情報】 386
第１【委託会社等の概況】 386
１【委託会社等の概況】 386
２【事業の内容及び営業の概況】 388
３【委託会社等の経理状況】 389
４【利害関係人との取引制限】 439
５【その他】 439
約款 440

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村ターゲットデートファンド2016　2026-2028年目標型

野村ターゲットデートファンド2016　2029-2031年目標型

野村ターゲットデートファンド2016　2032-2034年目標型

野村ターゲットデートファンド2016　2035-2037年目標型

※これらを総称して「野村ターゲットデートファンド2016」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。なお、ファンドの愛称を「未来図」とします。

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

正式名称	略称
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2026-2028年目標型
	野村ターゲットデート2016　2026-2028年目標型
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2029-2031年目標型
	野村ターゲットデート2016　2029-2031年目標型
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2032-2034年目標型
	野村ターゲットデート2016　2032-2034年目標型
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2035-2037年目標型
	野村ターゲットデート2016　2035-2037年目標型

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2％（税抜2.0％）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

１万口以上１口単位(当初元本１口＝１円)または１万円以上１円単位

（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年3月22日から2026年3月19日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して７営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆国内および外国（新興国を含む）の各株式、国内および外国（新興国を含む）の各債券を投資対象とする別に定める親投資信託証券※（マザーファンド）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※投資対象とする別に定める親投資信託証券とは「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」とします。なお、別に定める親投資信託証券については後述の《マザーファンドの概要》をご覧ください。

■信託金の限度額■

信託金限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村ターゲットデートファンド 2016　2026-2028 年目標型）
（野村ターゲットデートファンド 2016　2029-2031 年目標型）
（野村ターゲットデートファンド 2016　2032-2034 年目標型）
（野村ターゲットデートファンド 2016　2035-2037 年目標型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特　殊　型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券） 資産配分 変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （部分ヘッジ） なし	日経 225 ＴＯＰＩＸ その他 （合成指数）

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]
(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]
(1)日経 225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

をいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2016 年 4 月 1 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンド	野村ターゲットデートファンド 2016 2026-2028 年目標型	野村ターゲットデートファンド 2016 2029-2031 年目標型	野村ターゲットデートファンド 2016 2032-2034 年目標型	野村ターゲットデートファンド 2016 2035-2037 年目標型
マザーファンド（親投資信託）	国内株式マザーファンド			
	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド			
	新興国株式マザーファンド			
	国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド			
	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド			

	外国債券マザーファンド
	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

■委託会社の概況(2025 年 2 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

●「野村ターゲットデートファンド 2016」は、ターゲット時期の異なる 4 本のファンド（「2026-2028 年目標型」、「2029-2031 年目標型」、「2032-2034 年目標型」、「2035-2037 年目標型」）で構成されています。

◆「2026-2028 年目標型」は 2026 年から 2028 年、「2029-2031 年目標型」は 2029 年から 2031 年、「2032-2034 年目標型」は 2032 年から 2034 年、「2035-2037 年目標型」は 2035 年から 2037 年をターゲット時期とします。

●各ファンドは、「投資基礎期」、「資産形成期」、ターゲット時期を含む「目標前準備期」を定め、各期間毎に株式および債券の配分比率（「株式・債券配分」といいます。）を変化させます。また、各期間において、株式・

債券配分を変化させる※ことに合わせて、各マザーファンドへの基本投資割合を定期的※に変更します。

※株式・債券配分および各マザーファンドへの基本投資割合の変更は、当面、原則毎月行なうことを基本とします。

当面の株式・債券配分は「株式・債券配分のイメージ図」をご覧ください。

●各期間における株式・債券配分および各マザーファンドへの基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

●各ファンドの「投資基礎期」、「資産形成期」、「目標前準備期」の期間はそれぞれ以下のとおりとします。

ファンド名	投資基礎期	資産形成期	目標前準備期
2026-2028 年目標型	当初設定日から 2017 年 12 月	2018 年 1 月から 2022 年 12 月	2023 年 1 月以降
2029-2031 年目標型	当初設定日から 2018 年 12 月	2019 年 1 月から 2025 年 12 月	2026 年 1 月以降
2032-2034 年目標型	当初設定日から 2019 年 12 月	2020 年 1 月から 2028 年 12 月	2029 年 1 月以降
2035-2037 年目標型	当初設定日から 2020 年 12 月	2021 年 1 月から 2031 年 12 月	2032 年 1 月以降

●「投資基礎期」は、株式への実質投資割合を徐々に増やし、債券への実質投資割合を徐々に減らすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

●「資産形成期」は、株式への実質投資割合を徐々に減らし、債券への実質投資割合を徐々に増やすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

●「目標前準備期」は、株式・債券配分を一定とすることを基本とします。

・期間中は、安定運用を行なう場合があります。

■株式・債券配分のイメージ図■

①投資基礎期開始日	②資産形成期開始日	③目標前準備期開始日
株式 45.2%	株式 51.1%	株式 30.0%
債券 54.8%	債券 48.9%	債券 70.0%

①投資基礎期開始日	②資産形成期開始日	③目標前準備期開始日
株式 43.2%	株式 55.2%	株式 30.0%
債券 56.8%	債券 44.8%	債券 70.0%

①投資基礎期開始日	②資産形成期開始日	③目標前準備期開始日
株式 40.5%	株式 58.5%	株式 30.0%
債券 59.5%	債券 41.5%	債券 70.0%

①投資基礎期開始日	②資産形成期開始日	③目標前準備期開始日
株式 36.5%	株式 61.8%	株式 30.0%
債券 63.5%	債券 38.2%	債券 70.0%

■各マザーファンドへの基本投資割合■

		2026-2028年目標型		2029-2031年目標型		2032-2034年目標型		2035-2037年目標型		各ファンド共通
		2025年3月	資産形成期開始日	2025年3月	資産形成期開始日	2025年3月	資産形成期開始日	2025年3月	資産形成期開始日	目標前準備期開始日
株式	国内株式マザーファンド	15.0%	25.5%	16.8%	27.6%	23.1%	29.2%	27.5%	30.9%	15.0%
	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	8.9%	15.4%	9.9%	16.6%	13.7%	17.6%	16.3%	18.6%	9.0%
	新興国株式マザーファンド	6.1%	10.2%	6.8%	11.0%	9.4%	11.7%	11.2%	12.3%	6.0%
債券	国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	30.0%	17.0%	27.4%	14.9%	19.4%	13.2%	15.0%	11.6%	30.0%
	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	30.0%	17.0%	27.4%	14.9%	19.4%	13.2%	15.0%	11.6%	30.0%
	外国債券マザーファンド	7.4%	12.2%	8.7%	12.3%	11.1%	12.3%	11.1%	12.3%	8.2%
	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	2.6%	2.7%	3.0%	2.7%	3.9%	2.8%	3.9%	2.7%	1.8%

※上記の株式・債券配分および各マザーファンドへの基本投資割合は、2025 年 3 月現在のものであり、家計や市場の構造変化等により変更する場合があります。

●「目標前準備期」の各月末時点において、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、マザーファンドを通じて投資する株式および債券の実質的なエクスポージャーを引き下げ※、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。なお、安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

※株式および債券の実質的なエクスポージャーをゼロに近づけることを基本とします。

＊各ファンドにおいては、上記のような運用を「下値保全に配慮した運用」という場合があります。

・委託会社の定める下値基準値は、当初、各ファンドの「資産形成期」最終日の基準価額の95%程度とします。毎月末の基準価額を勘案して下値基準値を見直すことを基本とし、原則として、月末の基準価額が下値基準値を下回った場合には切り下げを行ない、月末の基準価額が直近の下値基準値改定時（一度も改定されていない場合は各ファンドの「資産形成期」最終日）の基準価額を一定水準上回った場合には切り上げを行ないます。

・安定運用に切り替えた場合の、安定運用を行なう一定期間は、3ヵ月程度を基本とします。なお、当該期間は、市況動向等により見直される場合があります。

・安定運用期間終了後は、「目標前準備期」における株式・債券配分となるよう、株式および債券の実質的なエクスポージャーを引き上げます。

■基準価額と下値保全に配慮した運用（イメージ図）■

＜ご参考例＞

①「資産形成期」最終日の基準価額が10,000円の場合、当初の下値基準値は当該基準価額の95%程度の9,500円程度となります。

②「目標前準備期」の月末における基準価額が①で定めた下値基準値（9,500円程度）を下回った場合、安定運用を行ない、下値基準値（9,500円程度）を見直します。
例えば、月末の基準価額が9,400円の場合、当該基準価額の95%程度の8,930円程度が新たな下値基準値となります。

③安定運用期間終了後の月末における基準価額が②で下値基準値の見直しを行なった時点の基準価額（9,400円）を一定水準上回った場合、下値基準値（8,930円程度）を見直します。
例えば、月末の基準価額が10,200円の場合、当該基準価額の95%程度の9,690円程度が新たな下値基準値となります。

●別に定めるマザーファンドの中から、市場構造等を勘案し、各期間の株式・債券配分の範囲内で各マザーファンドへの投資比率を決定します。投資を行なうマザーファンドは、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとします。

◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たにマザーファンドを投資対象に追加する場合があります。

◆各マザーファンドは、各々以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

《マザーファンドの概要》

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数

国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）*2
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証書）*1を含みます）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）*3
国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）*4

*1 Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
*2 MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が円換算したものです。
*3 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
*4 JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets（GBI-EM）Global Diversified（USドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

●各ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動を目指す対象指数の月次リターンに、各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとします。

●実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行なうマザーファンドを通じて投資する部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。
ただし、「目標前準備期」で安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

■東証株価指数（TOPIX）（配当込み）■

①配当込みTOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。
②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■「MSCI-KOKUSAI指数」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」■

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI

に帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。
MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

■NOMURA-BPI総合■

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」、「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」■

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース)、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド■

本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又は

そのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイサー又は貸主となっている可能性があります。
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。
本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。
JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。
当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。
当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とし、実質的に国内および外国（新興国を含む）の各株式、国内および外国（新興国を含む）の各債券を投資対象とします。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

①投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④、⑤、⑧及び⑩」に定めるものに限ります。）に係る権利
   ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形
   ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産
      ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
      ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
      ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引※

※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

4. 為替先渡取引※

※「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

5. 直物為替先渡取引※

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

「国内株式マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

②非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50％以下を基本とします。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「新興国株式マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに

連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

してそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年12月26日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 2．運用方法　(3) 投資制限（信託約款）

・株式への実質投資割合には制限を設けません。

・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ⅱ）上記（ⅰ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債※の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。)。

(ⅱ)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅲ)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅳ)上記(ⅰ)の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅴ)委託者は、上記(ⅰ)の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪資金の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場

合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ⅱ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ⅲ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅳ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の（ⅰ）の数が（ⅱ）の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

（ⅰ）委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

（ⅱ）当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

３【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

［株価変動リスク］

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

［債券価格変動リスク］

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

［為替変動リスク］

ファンドは、実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行なうマザーファンドを通じて投資する部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。なお、安定運用期間中は、ファンドの基準価額は合成指数には連動しません。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆目標前準備期開始日以降の運用においては、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、安定運用への切り替えを行なうことで、基準価額の大幅な下落を回避することを目指しますが、必ずしもある一定水準の基準価額が保全されることを示唆するものではありません。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年2月末～2025年1月末：月次）

2026-2028年目標型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**17.1**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	△ **8.6**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**3.4**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

2029-2031年目標型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**23.5**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	△ **7.5**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**5.7**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

2032-2034年目標型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**26.5**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.8**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**7.4**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

2035-2037年目標型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**28.1**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.5**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**8.4**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り(税抜)とします。

計算期間	信託報酬率	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
Ⅰ	年1.045% (税抜年0.95%)	年0.45%	年0.45%	年0.05%
Ⅱ	年0.979% (税抜年0.89%)	年0.42%	年0.42%	年0.05%

ファンド名	Ⅰ	Ⅱ
2026-2028年目標型	(1～7期) 設定日～2022年決算日	(8期以降) 2022年決算日翌日以降
2029-2031年目標型	(1～10期) 設定日～2025年決算日	(11期以降) 2025年決算日翌日以降
2032-2034年目標型	(1～13期) 設定日～2028年決算日	(14期以降) 2028年決算日翌日以降
2035-2037年目標型	(1～16期) 設定日～2031年決算日	(17期以降) 2031年決算日翌日以降

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

	等	

（4）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を１口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益

分配金	・譲渡益 ・譲渡損	分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。
（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。
※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊上記は 2025 年 1 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2026-2028年目標型	0.98	0.97	0.01
2029-2031年目標型	1.05	1.03	0.02
2032-2034年目標型	1.05	1.03	0.02
2035-2037年目標型	1.05	1.03	0.02

（2023年12月27日～2024年12月26日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2025 年 1 月 31 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	116,140,508	99.75
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	279,575	0.24
合計（純資産総額）		116,420,083	100.00

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	77,731,794	99.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	76,649	0.09
合計（純資産総額）		77,808,443	100.00

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	54,670,532	99.94
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	28,862	0.05
合計（純資産総額）		54,699,394	100.00

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	45,314,356	99.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	41,447	0.09
合計（純資産総額）		45,355,803	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	774,917,851,980	98.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	9,470,092,305	1.20
合計（純資産総額）		784,387,944,285	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	8,875,380,000	1.13

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,202,150,429,910	75.30
	カナダ	90,686,818,828	3.10

	ドイツ	67,689,316,815	2.31
	イタリア	20,144,835,807	0.68
	フランス	78,346,619,514	2.67
	オランダ	33,608,881,116	1.14
	スペイン	19,209,810,586	0.65
	ベルギー	5,041,915,337	0.17
	オーストリア	1,314,915,919	0.04
	ルクセンブルグ	438,058,619	0.01
	フィンランド	7,109,141,740	0.24
	アイルランド	1,995,503,804	0.06
	ポルトガル	1,086,850,538	0.03
	スイス	776,189,867	0.02
	ジャージー	205,753,105	0.00
	イギリス	104,528,216,834	3.57
	スイス	69,552,586,249	2.37
	スウェーデン	22,684,839,646	0.77
	ノルウェー	4,232,841,479	0.14
	デンマーク	19,143,727,456	0.65
	オーストラリア	48,682,566,649	1.66
	ニュージーランド	1,399,666,814	0.04
	香港	11,931,662,034	0.40
	シンガポール	8,703,905,710	0.29
	イスラエル	3,280,809,034	0.11
	小計	2,823,945,863,410	96.56
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	44,697,553,838	1.52
	カナダ	90,279,027	0.00
	フランス	976,962,831	0.03
	ベルギー	149,231,016	0.00
	イギリス	681,882,351	0.02
	オーストラリア	3,054,262,890	0.10
	香港	438,993,180	0.01
	シンガポール	657,030,863	0.02
	小計	50,746,195,996	1.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	49,652,923,845	1.69
合計（純資産総額）		2,924,344,983,251	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	38,571,098,892	1.31

	買建	カナダ	1,560,568,354	0.05
	買建	ドイツ	4,095,010,683	0.14
	買建	イギリス	1,804,423,967	0.06
	買建	スイス	1,194,537,684	0.04
	買建	オーストラリア	892,166,220	0.03

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	4,861,558,146	3.23
	メキシコ	2,485,184,367	1.65
	ブラジル	5,551,157,622	3.69
	チリ	307,341,617	0.20
	コロンビア	88,920,981	0.05
	ギリシャ	705,936,638	0.46
	トルコ	959,892,074	0.63
	チェコ	194,556,403	0.12
	ハンガリー	376,510,162	0.25
	ポーランド	1,293,167,469	0.85
	香港	30,910,552,835	20.55
	マレーシア	2,094,986,123	1.39
	タイ	2,024,622,939	1.34
	フィリピン	700,287,489	0.46
	インドネシア	2,041,855,593	1.35
	韓国	13,644,416,814	9.07
	台湾	28,661,151,360	19.06
	インド	25,804,044,348	17.16
	カタール	1,169,204,514	0.77
	エジプト	23,166,230	0.01
	南アフリカ	4,337,995,416	2.88
	アラブ首長国連邦	2,029,451,729	1.34
	クウェート	1,092,442,830	0.72
	サウジアラビア	6,013,665,615	3.99
	小計	137,372,069,314	91.35
投資信託受益証券	アメリカ	5,434,760,092	3.61
投資証券	メキシコ	115,515,381	0.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	7,447,089,504	4.95
合計（純資産総額）		150,369,434,291	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）

株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,951,610,757	4.62
	買建	香港	365,596,037	0.24

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	1,023,658,638,200	83.99
地方債証券	日本	59,476,326,782	4.88
特殊債券	日本	72,827,770,441	5.97
社債券	日本	55,574,699,700	4.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	7,232,038,488	0.59
合計（純資産総額）		1,218,769,473,611	100.00

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	36,507,009,265	46.17
	カナダ	1,481,614,543	1.87
	メキシコ	491,602,711	0.62
	ドイツ	4,288,032,019	5.42
	イタリア	5,203,080,811	6.58
	フランス	5,510,207,875	6.96
	オランダ	976,399,738	1.23
	スペイン	3,309,987,544	4.18
	ベルギー	1,166,691,898	1.47
	オーストリア	822,807,422	1.04
	フィンランド	354,655,306	0.44
	アイルランド	299,943,838	0.37
	ポルトガル	415,970,977	0.52
	イギリス	3,938,272,604	4.98
	スウェーデン	126,722,092	0.16
	ノルウェー	129,696,772	0.16
	デンマーク	170,168,723	0.21
	ポーランド	403,797,768	0.51
	オーストラリア	888,449,819	1.12
	ニュージーランド	210,546,550	0.26
	シンガポール	608,715,765	0.76
	中国	8,568,718,633	10.83
	イスラエル	240,330,865	0.30
	小計	76,113,423,538	96.27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	2,944,488,840	3.72
合計（純資産総額）		79,057,912,378	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	464,713,267,752	47.08
	カナダ	19,059,811,425	1.93
	メキシコ	7,435,805,453	0.75
	ドイツ	44,641,656,584	4.52
	イタリア	85,421,393,588	8.65
	フランス	59,360,943,274	6.01
	オランダ	10,690,722,873	1.08
	スペイン	50,319,055,411	5.09
	ベルギー	14,186,462,836	1.43
	オーストリア	9,037,728,873	0.91
	フィンランド	4,199,263,636	0.42
	アイルランド	4,078,848,747	0.41
	ポルトガル	3,826,640,458	0.38
	イギリス	50,141,544,254	5.08
	スウェーデン	1,621,228,583	0.16
	ノルウェー	1,494,139,611	0.15
	デンマーク	2,137,775,442	0.21
	ポーランド	5,373,431,519	0.54
	オーストラリア	11,833,841,915	1.19
	ニュージーランド	2,644,441,896	0.26
	シンガポール	3,758,399,601	0.38
	マレーシア	5,012,992,281	0.50
	中国	111,098,929,280	11.25
	イスラエル	3,384,337,762	0.34
	小計	975,472,663,054	98.83
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	11,484,509,678	1.16
合計（純資産総額）		986,957,172,732	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	メキシコ	1,567,770,234	9.79
	ブラジル	1,005,158,229	6.27
	チリ	282,780,641	1.76
	コロンビア	640,751,498	4.00
	ペルー	327,291,455	2.04
	ウルグアイ	28,223,662	0.17
	ドミニカ共和国	21,664,593	0.13
	セルビア	43,311,748	0.27
	トルコ	222,278,413	1.38

	チェコ	849,972,274	5.30
	ハンガリー	378,036,351	2.36
	ポーランド	1,116,137,942	6.97
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	524,878,031	3.27
	マレーシア	1,572,559,012	9.82
	タイ	1,497,475,906	9.35
	インドネシア	1,512,678,127	9.44
	中国	1,553,112,504	9.70
	インド	1,067,520,701	6.66
	南アフリカ	1,297,537,806	8.10
	小計	15,509,139,127	96.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	499,531,652	3.12
合計（純資産総額）		16,008,670,779	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	35,806,043	0.9786	35,039,794	0.9785	35,036,213	30.09
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	28,443,219	1.2301	34,988,004	1.2203	34,709,260	29.81
3	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	5,504,628	3.1509	17,344,533	3.1803	17,506,368	15.03
4	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1,319,679	7.8853	10,406,065	7.8781	10,396,563	8.93
5	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	2,795,762	3.0721	8,588,861	3.0226	8,450,470	7.25
6	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	3,345,540	2.1227	7,101,578	2.1007	7,027,975	6.03
7	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1,623,214	1.8624	3,023,074	1.8566	3,013,659	2.58

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.75
合　　計	99.75

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	21,413,277	0.9786	20,955,033	0.9785	20,952,891	26.92
2	日本	親投資信託	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総	17,010,434	1.2301	20,924,535	1.2203	20,757,832	26.67

		受益証券	合　マザーファンド						
3	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	4,201,405	3.1509	13,238,208	3.1803	13,361,728	17.17
4	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1,002,666	7.8853	7,906,323	7.8781	7,899,103	10.15
5	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	2,276,219	3.0721	6,992,773	3.0226	6,880,099	8.84
6	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	2,605,746	2.1228	5,531,478	2.1007	5,473,890	7.03
7	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1,296,053	1.8624	2,413,770	1.8566	2,406,251	3.09

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合　　計	99.90

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	4,044,606	3.1510	12,744,554	3.1803	12,863,060	23.51
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	10,734,750	0.9786	10,505,966	0.9785	10,503,952	19.20
3	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	8,528,879	1.2301	10,491,891	1.2203	10,407,791	19.02
4	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	970,643	7.8854	7,653,909	7.8781	7,646,822	13.97
5	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	1,956,315	3.0722	6,010,191	3.0226	5,913,157	10.81
6	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	2,479,178	2.1228	5,262,800	2.1007	5,208,009	9.52
7	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1,146,042	1.8625	2,134,504	1.8566	2,127,741	3.88

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.94
合　　計	99.94

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	3,953,244	3.1509	12,456,277	3.1803	12,572,501	27.71
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	943,331	7.8853	7,438,448	7.8781	7,431,655	16.38
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	6,940,260	0.9786	6,791,739	0.9785	6,791,044	14.97
4	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	5,513,448	1.2301	6,782,093	1.2203	6,728,060	14.83
5	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	2,418,059	2.1227	5,132,987	2.1007	5,079,616	11.19
6	日本	親投資信託	外国債券マザーファンド	1,636,931	3.0721	5,028,816	3.0226	4,947,787	10.90

		受益証券							
7	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	949,959	1.8624	1,769,284	1.8566	1,763,693	3.88

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合　　計	99.90

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,351,800	3,354.82	34,728,433,355	2,973.50	30,781,077,300	3.92
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	12,302,900	1,594.24	19,613,894,624	1,978.50	24,341,287,650	3.10
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,717,500	2,385.24	16,022,849,700	3,440.00	23,108,200,000	2.94
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,064,600	3,013.27	15,261,044,594	3,946.00	19,984,911,600	2.54
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,561,900	7,288.13	11,383,335,775	10,930.00	17,071,567,000	2.17
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,001,000	3,030.63	12,125,556,780	3,868.00	15,475,868,000	1.97
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	194,800	69,697.36	13,577,046,995	67,250.00	13,100,300,000	1.67
8	日本	株式	任天堂	その他製品	1,229,400	7,890.26	9,700,287,336	10,230.00	12,576,762,000	1.60
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,588,700	3,080.06	7,973,358,400	4,307.00	11,149,530,900	1.42
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	412,100	34,124.98	14,062,904,264	26,205.00	10,799,080,500	1.37
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,385,000	7,259.27	10,054,092,144	7,183.00	9,948,455,000	1.26
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,872,500	5,137.74	9,620,419,502	5,160.00	9,662,100,000	1.23
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,807,900	3,325.92	12,664,783,553	2,489.50	9,479,767,050	1.20
14	日本	株式	三井物産	卸売業	3,027,200	3,858.53	11,680,542,386	3,086.00	9,341,939,200	1.19
15	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	963,400	7,966.55	7,674,975,550	9,411.00	9,066,557,400	1.15
16	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,094,200	161.04	9,356,035,324	152.70	8,870,984,340	1.13
17	日本	株式	信越化学工業	化学	1,734,600	5,805.70	10,070,567,220	4,877.00	8,459,644,200	1.07
18	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	380,500	18,219.05	6,932,349,527	20,975.00	7,980,987,500	1.01
19	日本	株式	三菱重工業	機械	3,439,400	1,341.13	4,612,690,286	2,296.00	7,896,862,400	1.00
20	日本	株式	第一三共	医薬品	1,843,200	5,344.09	9,850,235,525	4,277.00	7,883,366,400	1.00
21	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,436,500	4,343.31	6,239,171,385	5,186.00	7,449,689,000	0.94
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,737,800	4,129.77	7,176,724,256	4,209.00	7,314,400,200	0.93
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,613,900	1,711.15	7,895,100,004	1,478.50	6,821,651,150	0.86
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,263,400	195.02	6,097,147,367	200.20	6,258,932,680	0.79
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	115,900	41,128.69	4,766,815,987	51,030.00	5,914,377,000	0.75
26	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	2,276,000	2,046.85	4,658,647,346	2,469.50	5,620,582,000	0.71
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,809,800	2,376.66	4,301,296,682	3,018.00	5,461,976,400	0.69
28	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	613,700	5,546.68	3,404,002,440	8,659.00	5,314,028,300	0.67

29	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,000,500	2,744.36	5,490,108,620	2,571.50	5,144,285,750	0.65
30	日本	株式	キヤノン	電気機器	971,300	4,410.45	4,283,871,458	5,018.00	4,873,983,400	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.23
		建設業	2.09
		食料品	2.91
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.89
		医薬品	4.20
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.82
		非鉄金属	0.82
		金属製品	0.49
		機械	5.54
		電気機器	17.58
		輸送用機器	7.48
		精密機器	2.41
		その他製品	2.81
		電気・ガス業	1.17
		陸運業	2.24
		海運業	0.63
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.50
		卸売業	6.41
		小売業	4.52
		銀行業	8.97
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	3.11
		その他金融業	1.14
		不動産業	1.82
		サービス業	5.12
合　　計			98.79

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

順	国／	種類	銘柄名	業種	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資

位	地域					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,119,100	27,491.07	113,238,486,053	36,691.02	151,133,995,723	5.16
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6,645,700	14,379.31	95,560,601,869	19,249.69	127,927,727,967	4.37
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,913,100	65,076.52	124,497,897,918	64,086.90	122,604,659,295	4.19
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,559,100	28,000.41	71,655,855,466	36,235.45	92,730,153,402	3.17
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	592,100	75,659.76	44,798,148,237	106,093.41	62,817,908,061	2.14
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,587,300	23,645.73	37,532,880,567	31,020.35	49,238,608,063	1.68
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	778,900	28,240.77	21,996,742,971	61,815.24	48,147,890,748	1.64
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,361,800	23,842.96	32,469,349,706	31,292.15	42,613,651,096	1.45
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,202,070	21,060.42	25,316,104,846	33,304.37	40,034,188,614	1.36
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	770,800	31,134.08	23,998,152,059	41,422.75	31,928,662,560	1.09
11	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	218,900	121,274.32	26,546,949,234	127,131.40	27,829,065,408	0.95
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	359,000	65,325.74	23,451,940,873	72,945.01	26,187,258,770	0.89
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	452,600	43,415.21	19,649,726,712	52,977.21	23,977,485,925	0.81
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	250,170	77,200.02	19,313,131,309	84,252.37	21,077,416,679	0.72
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,203,689	17,878.76	21,520,478,407	16,920.89	20,367,495,302	0.69
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	223,500	74,288.55	16,603,491,799	87,408.92	19,535,894,581	0.66
17	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,197,800	9,503.18	11,382,915,416	15,234.51	18,247,907,457	0.62
18	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	120,040	115,124.60	13,819,558,146	151,188.51	18,148,669,257	0.62
19	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	116,300	95,091.11	11,059,097,232	150,297.45	17,479,593,807	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	269,100	58,974.67	15,870,084,976	64,011.23	17,225,423,338	0.58
21	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	636,600	25,141.71	16,005,216,679	25,853.12	16,458,100,203	0.56
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	652,146	24,379.00	15,898,669,086	23,607.71	15,395,676,319	0.52
23	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	259,040	45,999.51	11,915,713,180	53,057.51	13,744,018,712	0.46
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,892,000	5,892.37	11,148,370,875	7,214.96	13,650,722,483	0.46

25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	478,500	28,084.89	13,438,622,867	27,125.62	12,979,613,716	0.44
26	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	108,260	141,837.09	15,355,283,960	113,326.41	12,268,717,363	0.41
27	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	282,900	29,219.06	8,266,073,268	42,984.49	12,160,314,484	0.41
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	450,400	19,728.46	8,885,699,831	26,311.78	11,850,827,243	0.40
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	470,700	24,275.48	11,426,470,285	24,140.49	11,362,932,220	0.38
30	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	872,700	18,883.00	16,479,201,504	12,973.51	11,321,984,795	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.40
		メディア	0.45
		娯楽	1.37
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.19
		石油・ガス・消耗燃料	3.66
		化学	1.51
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.19
		金属・鉱業	1.08
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.06
		建設関連製品	0.60
		建設・土木	0.30
		電気設備	1.10
		コングロマリット	0.64
		機械	1.76
		商社・流通業	0.44
		商業サービス・用品	0.60
		航空貨物・物流サービス	0.36
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.88
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	2.08
		家庭用耐久財	0.26
		繊維・アパレル・贅沢品	0.97
		ホテル・レストラン・レジャー	1.94

		販売	0.06
		大規模小売り	3.57
		専門小売り	1.63
		生活必需品流通・小売り	1.84
		飲料	1.14
		食品	0.95
		タバコ	0.56
		家庭用品	0.91
		パーソナルケア用品	0.49
		ヘルスケア機器・用品	2.17
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.66
		バイオテクノロジー	1.51
		医薬品	4.17
		銀行	5.87
		金融サービス	3.30
		保険	2.95
		情報技術サービス	1.43
		ソフトウェア	8.52
		通信機器	0.74
		コンピュータ・周辺機器	5.47
		電子装置・機器・部品	0.49
		半導体・半導体製造装置	8.46
		各種電気通信サービス	0.89
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.52
		ガス	0.07
		総合公益事業	0.66
		水道	0.07
		消費者金融	0.49
		資本市場	3.61
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.98
		専門サービス	0.93
		その他の業種	0.00
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.73
合　　計			98.30

（参考）新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,929,000	3,858.91	11,302,770,258	5,359.69	15,698,552,513	10.43
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	772,200	7,406.42	5,719,243,419	7,951.78	6,140,367,605	4.08
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	7,726,100	672.48	5,195,652,841	703.42	5,434,760,092	3.61
4	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	1,935,980	1,556.02	3,012,434,633	1,750.10	3,388,170,214	2.25
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	567,740	8,323.10	4,725,360,758	5,713.67	3,243,884,683	2.15
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	671,300	2,827.65	1,898,206,660	3,027.78	2,032,552,070	1.35
7	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	588,640	2,388.44	1,405,932,228	2,937.32	1,729,026,399	1.14
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	723,900	2,499.01	1,809,037,643	2,242.95	1,623,678,382	1.07
9	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	64,910	18,852.34	1,223,705,536	23,514.40	1,526,319,704	1.01
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	82,550	20,253.39	1,671,918,064	17,821.22	1,471,141,876	0.97
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	11,432,000	105.95	1,211,277,513	125.46	1,434,265,579	0.95
12	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	619,900	2,022.87	1,253,977,931	2,247.52	1,393,240,128	0.92
13	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	1,822,000	389.94	710,483,650	759.10	1,383,091,132	0.91
14	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	394,900	2,646.35	1,045,046,985	3,329.31	1,314,744,716	0.87
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	182,538	5,291.28	965,860,974	6,918.02	1,262,802,082	0.83
16	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,483,649	812.75	1,205,844,145	849.99	1,261,095,715	0.83
17	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	233,400	3,323.19	775,633,643	4,082.76	952,916,184	0.63
18	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	293,667	2,484.77	729,696,163	3,109.75	913,233,303	0.60
19	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	308,900	2,391.20	738,643,336	2,936.94	907,221,538	0.60
20	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,140,000	87.21	709,941,892	104.84	853,461,092	0.56
21	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	74,800	8,392.12	627,731,125	10,861.36	812,429,728	0.54
22	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	692,940	1,187.88	823,133,320	1,146.47	794,436,308	0.52
23	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	107,600	7,127.46	766,914,982	7,339.08	789,686,030	0.52

24	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	357,700	2,231.11	798,071,199	2,075.53	742,420,372	0.49
25	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	226,650	3,036.33	688,184,515	3,191.02	723,244,683	0.48
26	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	785,500	781.84	614,139,113	864.15	678,791,396	0.45
27	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	8,330,000	72.08	600,494,294	79.67	663,704,412	0.44
28	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	122,000	4,509.83	550,199,513	5,410.86	660,124,920	0.43
29	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	20,180	31,825.38	642,236,249	32,431.93	654,476,460	0.43
30	インド	株式	MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	自動車	113,100	4,140.60	468,302,201	5,318.89	601,567,081	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.10
		メディア	0.05
		娯楽	0.98
		不動産管理・開発	1.40
		エネルギー設備・サービス	0.09
		石油・ガス・消耗燃料	4.10
		化学	1.39
		建設資材	0.68
		容器・包装	0.03
		金属・鉱業	2.94
		紙製品・林産品	0.12
		航空宇宙・防衛	0.53
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.56
		電気設備	1.12
		コングロマリット	0.98
		機械	0.62
		商社・流通業	0.08
		商業サービス・用品	0.02
		航空貨物・物流サービス	0.23
		旅客航空輸送	0.34
		海上運輸	0.27
		陸上運輸	0.13
		運送インフラ	0.63
		自動車用部品	0.51
		自動車	2.74
		家庭用耐久財	0.36
		繊維・アパレル・贅沢品	0.72
		ホテル・レストラン・レジャー	2.56
		大規模小売り	4.54
		専門小売り	0.58

		生活必需品流通・小売り	1.12
		飲料	0.83
		食品	1.19
		タバコ	0.32
		家庭用品	0.03
		パーソナルケア用品	0.54
		ヘルスケア機器・用品	0.08
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.65
		バイオテクノロジー	0.73
		医薬品	1.06
		銀行	16.56
		金融サービス	1.05
		保険	2.73
		情報技術サービス	2.21
		ソフトウェア	0.14
		通信機器	0.22
		コンピュータ・周辺機器	4.73
		電子装置・機器・部品	2.14
		半導体・半導体製造装置	13.44
		各種電気通信サービス	1.12
		無線通信サービス	1.56
		電力	1.01
		ガス	0.28
		総合公益事業	0.08
		水道	0.12
		消費者金融	0.70
		資本市場	0.66
		各種消費者サービス	0.15
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.77
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.40
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.61
投資証券	—	—	0.07
合　　計			95.04

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	96.83	24,209,555,000	94.48	23,621,500,000	0.4	2033/6/20	1.93

2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	97.66	23,440,755,000	95.59	22,943,280,000	0.5	2033/3/20	1.88
3	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６０回	20,000,000,000	99.70	19,940,050,000	99.62	19,925,000,000	0.3	2026/5/1	1.63
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	99.38	18,884,040,000	98.26	18,669,590,000	0.2	2028/3/20	1.53
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	98.53	16,751,290,000	0.4	2028/9/20	1.37
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	98.18	14,236,825,000	0.3	2028/9/20	1.16
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	97.80	13,693,080,000	96.44	13,502,440,000	0.1	2029/9/20	1.10
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	99.61	12,950,530,000	99.27	12,905,100,000	0.1	2026/6/20	1.05
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	100.77	13,101,330,000	97.40	12,662,650,000	0.8	2033/9/20	1.03
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	97.77	12,710,100,000	95.58	12,426,310,000	0.1	2030/9/20	1.01
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	98.96	12,370,500,000	0.6	2029/3/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６７回	13,600,000,000	89.66	12,193,764,000	86.62	11,780,728,000	0.5	2038/12/20	0.96
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	97.95	11,411,874,000	0.1	2028/3/20	0.93
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	99.46	11,439,035,000	99.14	11,401,215,000	0.005	2026/6/20	0.93
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	98.53	10,838,560,000	95.89	10,548,340,000	0.5	2032/12/20	0.86
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１８９回	10,500,000,000	102.05	10,716,083,000	99.57	10,455,480,000	1.9	2044/6/20	0.85
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６６回	11,500,000,000	91.88	10,567,045,000	89.48	10,290,200,000	0.7	2038/9/20	0.84
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１５３回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	100.13	10,013,700,000	1.3	2035/6/20	0.82
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４５８回	10,000,000,000	99.82	9,982,650,000	99.60	9,960,000,000	0.2	2026/3/1	0.81
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	97.97	9,797,200,000	0.3	2028/12/20	0.80
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	96.87	9,687,000,000	0.8	2034/3/20	0.79

24	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	95.45	9,545,400,000	0.6	2033/12/20	0.78
25	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	9,500,000,000	100.27	9,526,090,000	98.27	9,336,030,000	1	2034/3/20	0.76
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	94.23	8,952,705,000	0.1	2031/12/20	0.73
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	99.90	8,991,780,000	99.13	8,921,970,000	0.7	2029/9/20	0.73
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	99.99	8,999,520,000	98.68	8,882,010,000	0.6	2029/9/20	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	98.55	8,869,680,000	0.1	2027/6/20	0.72
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（３０年）第８３回	9,000,000,000	100.69	9,062,329,000	98.33	8,849,970,000	2.2	2054/6/20	0.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	83.99
地方債証券	4.88
特殊債券	5.97
社債券	4.55
合　　計	99.40

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,000,000	2,144.29	729,060,194	2,156.86	733,332,508	1.85	2027/5/15	0.92
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	15,063.10	692,902,701	14,789.08	680,297,896	2.875	2028/5/15	0.86
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,234.53	661,726,541	13,075.57	653,778,788	1.875	2032/2/15	0.82
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	14,681.10	631,287,479	14,798.43	636,332,724	0.75	2026/4/30	0.80
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,777.62	591,104,916	14,779.13	591,165,267	1.625	2026/10/31	0.74
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	15,040.93	586,596,597	14,735.69	574,692,231	2.875	2028/8/15	0.72
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,242.54	569,701,907	14,085.10	563,404,066	1.25	2028/3/31	0.71
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	14,908.52	551,615,500	14,926.32	552,273,914	1.875	2026/7/31	0.69
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	14,925.41	537,315,013	14,956.48	538,433,414	1.875	2026/6/30	0.68
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	15,018.31	540,659,430	14,785.76	532,287,631	2.75	2028/2/15	0.67
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	14,885.50	520,992,769	14,945.92	523,107,495	1.625	2026/5/15	0.66
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,150,000	17,057.27	537,304,173	16,253.15	511,974,340	5.375	2031/2/15	0.64

13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	14,114.94	494,023,114	13,864.91	485,272,145	1.25	2028/9/30	0.61
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	15,821.62	506,292,143	15,127.50	484,080,132	4.125	2032/11/15	0.61
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	14,002.85	490,099,758	13,814.84	483,519,720	1	2028/7/31	0.61
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	13,239.62	489,866,291	12,702.16	469,980,240	1.375	2031/11/15	0.59
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	16,133.49	484,004,777	15,637.54	469,126,342	4.625	2030/9/30	0.59
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	16,382.50	491,475,242	15,452.34	463,570,476	4.5	2033/11/15	0.58
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	14,524.35	464,779,294	14,311.61	457,971,776	2.375	2029/3/31	0.57
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,300,000	14,464.52	477,329,232	13,775.93	454,605,986	2.75	2032/8/15	0.57
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,796.32	443,889,731	14,825.58	444,767,434	1.5	2026/8/15	0.56
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,635.73	469,072,045	14,779.13	443,373,951	3.875	2033/8/15	0.56
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,650.94	439,528,273	14,756.20	442,686,243	0.75	2026/5/31	0.55
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	13,009.21	442,313,437	12,627.06	429,320,200	0.625	2030/8/15	0.54
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,900,000	14,561.87	422,294,280	14,634.35	424,396,253	0.75	2026/8/31	0.53
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,075.14	422,254,412	14,047.39	421,421,973	0.375	2027/7/31	0.53
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	15,115.60	423,237,035	14,817.13	414,879,790	3.125	2028/11/15	0.52
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,600,000	15,779.93	410,278,263	15,486.13	402,639,400	4.375	2028/11/30	0.50
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	13,620.00	408,600,051	13,104.83	393,144,975	1.625	2031/5/15	0.49
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	14,168.04	396,705,331	13,973.20	391,249,603	1.25	2028/6/30	0.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.27
合　　計	96.27

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000	2,139.00	10,348,491,728	2,156.86	10,434,890,210	1.85	2027/5/15	1.05
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,000,000	15,578.62	10,437,678,157	15,572.09	10,433,302,089	4.875	2026/5/31	1.05
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	13,625.35	10,150,892,380	13,775.93	10,263,074,525	2.75	2032/8/15	1.03
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,450,000	14,572.69	9,975,010,187	14,612.33	10,002,143,258	1.25	2026/12/31	1.01
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,795.23	9,698,050,619	14,009.99	9,849,028,384	1.25	2028/5/31	0.99
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,760.48	9,205,767,086	13,814.84	9,242,134,076	1	2028/7/31	0.93

7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	14,471.66	8,784,301,159	14,860.26	9,020,182,470	2	2026/11/15	0.91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,801.27	8,864,559,761	13,951.48	8,961,037,292	2.875	2032/5/15	0.90
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,802.17	8,709,174,877	14,183.12	8,949,553,534	0.5	2027/5/31	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,610.95	8,588,510,791	14,067.90	8,876,850,548	1.125	2028/2/29	0.89
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,600,000	14,792.84	8,668,609,924	14,779.13	8,660,571,166	1.625	2026/10/31	0.87
12	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,400,000	16,431.06	8,445,566,842	16,614.17	8,539,687,482	3.5	2029/5/31	0.86
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57,150,000	15,140.35	8,652,711,937	14,865.09	8,495,400,991	4	2034/2/15	0.86
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,950,000	13,754.82	8,108,468,578	13,973.20	8,237,201,471	1.25	2028/6/30	0.83
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	14,724.44	8,157,341,423	14,789.08	8,193,152,922	2.875	2028/5/15	0.83
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,100,000	14,533.28	8,007,842,562	14,838.30	8,175,905,849	0.5	2026/2/28	0.82
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	45,250,000	18,507.75	8,374,756,901	18,054.12	8,169,489,743	4.75	2035/4/25	0.82
18	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,550,000	18,057.09	8,044,433,742	17,782.32	7,922,023,738	5.5	2029/4/25	0.80
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000	18,589.12	7,807,431,043	18,726.84	7,865,273,136	5.75	2033/2/1	0.79
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,100,000	12,486.46	7,629,229,137	12,750.12	7,790,327,521	0.625	2030/5/15	0.78
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,069.89	7,534,947,016	15,208.33	7,604,168,719	4	2030/2/28	0.77
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,950,000	15,186.12	7,737,330,522	14,779.13	7,529,967,592	3.875	2033/8/15	0.76
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	38,550,000	19,374.69	7,468,944,999	18,988.84	7,320,199,741	5.75	2032/10/25	0.74
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,600,000	16,092.65	7,177,325,529	16,180.32	7,216,424,504	3.2	2026/1/28	0.73
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	14,318.55	6,930,181,376	14,782.14	7,154,559,487	1.375	2026/8/31	0.72
26	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	37,250,000	19,073.21	7,104,773,854	19,110.10	7,118,512,697	5.75	2032/7/30	0.72
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,770.38	7,001,162,379	14,932.95	7,078,222,026	3.625	2030/3/31	0.71
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,100,000	14,402.62	6,927,661,024	14,440.71	6,945,982,586	3.5	2033/2/15	0.70
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000	16,970.07	6,906,822,246	16,870.47	6,866,282,653	5.9	2026/7/30	0.69
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	52,450,000	13,129.36	6,886,349,475	13,075.57	6,858,139,479	1.875	2032/2/15	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.83
合　　計	98.83

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	10,000,000	2,238.70	223,870,071	2,157.05	215,705,211	—	2026/1/1	1.34
2	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	10,400,000	2,121.63	220,650,459	2,008.35	208,868,422	—	2026/7/1	1.30
3	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	28,150,000	710.85	200,106,652	716.89	201,806,491	7.5	2027/6/3	1.26
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	8,900,000	2,147.04	191,087,240	2,177.57	193,804,557	1.91	2029/7/15	1.21
5	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	25,260,000	726.64	183,549,935	737.38	186,264,171	7	2031/2/28	1.16
6	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	18,100,000,000	0.95	172,057,160	0.92	167,695,046	6.625	2034/2/15	1.04
7	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	23,100,000	669.68	154,698,102	708.00	163,549,658	9	2040/1/31	1.02
8	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	5,200,000	2,972.20	154,554,409	2,934.73	152,606,430	1.75	2032/4/25	0.95
9	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,200,000	3,548.65	149,043,662	3,541.95	148,762,181	3.9	2026/11/30	0.92
10	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000	702.72	141,949,787	721.26	145,695,216	7	2026/9/3	0.91
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000	719.59	143,918,799	717.51	143,503,488	8.5	2029/5/31	0.89
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,800,000	684.67	142,412,663	678.17	141,060,832	7.75	2031/5/29	0.88
13	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000	778.68	136,270,225	798.48	139,735,610	8	2030/1/31	0.87
14	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,300,000	647.71	131,487,006	673.64	136,750,390	8.75	2044/1/31	0.85
15	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,300,000	867.50	132,728,720	863.10	132,055,271	10.5	2026/12/21	0.82
16	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,300,000	610.50	136,143,551	587.74	131,066,759	7.75	2042/11/13	0.81
17	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000	657.18	132,751,432	646.84	130,662,967	7.5	2033/5/26	0.81
18	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	3,600,000	3,507.57	126,272,700	3,515.61	126,562,117	3.828	2034/7/5	0.79
19	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	4,147.34	128,567,640	4,065.47	126,029,761	7.5	2028/7/25	0.78
20	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000	3,397.86	125,720,993	3,389.79	125,422,267	2.75	2029/10/25	0.78
21	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,500,000	693.69	114,460,490	757.55	124,997,284	8.875	2035/2/28	0.78
22	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	12,500,000,000	1.00	125,865,192	0.99	124,960,625	8.25	2029/5/15	0.78
23	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	27,000,000	443.16	119,654,706	448.07	120,981,420	1	2027/6/17	0.75
24	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,400,000	3,533.91	120,153,243	3,528.31	119,962,875	3.733	2028/6/15	0.74
25	コロンビア	国債証券	TITULOS DE TESORERIA	3,630,000,000	3.42	124,464,937	3.28	119,146,718	7.75	2030/9/18	0.74
26	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000	2,134.42	115,259,128	2,204.88	119,063,760	2.12	2031/6/25	0.74
27	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000	600.64	106,915,131	667.91	118,888,294	8.75	2048/2/28	0.74

28	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	23,600,000	490.90	115,852,466	502.21	118,523,831	3.3	2038/6/17	0.74
29	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	68,000,000	173.23	117,799,900	172.77	117,490,230	6.67	2050/12/17	0.73
30	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	3,707.35	114,928,134	3,697.75	114,630,266	4.75	2029/7/25	0.71

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.87
合　　計	96.87

②【投資不動産物件】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

該当事項はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

該当事項はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

該当事項はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

該当事項はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

該当事項はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

該当事項はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 03 月限)	買建	318	日本円	8,712,945,016	8,875,380,000	1.13

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	819	米ドル	246,809,187.5	38,114,742,821	249,764,287.5	38,571,098,892	1.31
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	47	カナダドル	14,163,440	1,508,264,738	14,654,600	1,560,568,354	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	482	ユーロ	24,440,330	3,919,251,318	25,536,360	4,095,010,683	0.14
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	44	豪ドル	9,145,750	876,803,056	9,306,000	892,166,220	0.03
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	109	英ポンド	9,096,210	1,743,652,498	9,413,240	1,804,423,967	0.06
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	56	スイスフラン	6,686,760	1,134,007,631	7,043,680	1,194,537,684	0.04

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI エマージング・マーケット指数先物(2025 年 03 月限)	買建	816	米ドル	44,738,860	6,909,022,105	45,014,640	6,951,610,757	4.62
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物(2025 年 02 月限)	買建	46	米ドル	2,360,490	364,530,470	2,367,390	365,596,037	0.24

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 計算期間　(2016 年 12 月 26 日)	55	55	1.0544	1.0544
第 2 計算期間　(2017 年 12 月 26 日)	87	87	1.1699	1.1699
第 3 計算期間　(2018 年 12 月 26 日)	88	88	1.0553	1.0553
第 4 計算期間　(2019 年 12 月 26 日)	114	114	1.1863	1.1863
第 5 計算期間　(2020 年 12 月 28 日)	131	131	1.2347	1.2347
第 6 計算期間　(2021 年 12 月 27 日)	150	150	1.3015	1.3015
第 7 計算期間　(2022 年 12 月 26 日)	143	143	1.1958	1.1958
第 8 計算期間　(2023 年 12 月 26 日)	148	148	1.2868	1.2868
第 9 計算期間　(2024 年 12 月 26 日)	117	117	1.3555	1.3555
2024 年 1 月末日	146	—	1.3062	—
2 月末日	148	—	1.3241	—

3月末日	149	—	1.3426	—
4月末日	149	—	1.3356	—
5月末日	123	—	1.3347	—
6月末日	124	—	1.3571	—
7月末日	122	—	1.3414	—
8月末日	122	—	1.3356	—
9月末日	123	—	1.3428	—
10月末日	120	—	1.3513	—
11月末日	118	—	1.3417	—
12月末日	117	—	1.3561	—
2025年 1月末日	116	—	1.3501	—

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間　(2016年12月26日)	10	10	1.0514	1.0514
第2計算期間　(2017年12月26日)	21	21	1.1664	1.1664
第3計算期間　(2018年12月26日)	27	27	1.0377	1.0377
第4計算期間　(2019年12月26日)	40	40	1.1878	1.1878
第5計算期間　(2020年12月28日)	50	50	1.2467	1.2467
第6計算期間　(2021年12月27日)	59	59	1.3469	1.3469
第7計算期間　(2022年12月26日)	63	63	1.2541	1.2541
第8計算期間　(2023年12月26日)	75	75	1.3942	1.3942
第9計算期間　(2024年12月26日)	80	80	1.5016	1.5016
2024年 1月末日	76	—	1.4265	—
2月末日	78	—	1.4534	—
3月末日	79	—	1.4784	—
4月末日	79	—	1.4751	—
5月末日	79	—	1.4763	—
6月末日	81	—	1.5051	—
7月末日	80	—	1.4825	—
8月末日	80	—	1.4713	—
9月末日	80	—	1.4794	—
10月末日	80	—	1.4947	—
11月末日	80	—	1.4821	—
12月末日	80	—	1.5027	—

2025年 1月末日	77	—	1.4957	—

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2016年12月26日)	7	7	1.0472	1.0472
第2計算期間 (2017年12月26日)	15	15	1.1589	1.1589
第3計算期間 (2018年12月26日)	19	19	1.0320	1.0320
第4計算期間 (2019年12月26日)	28	28	1.1848	1.1848
第5計算期間 (2020年12月28日)	37	37	1.2479	1.2479
第6計算期間 (2021年12月27日)	39	39	1.3648	1.3648
第7計算期間 (2022年12月26日)	39	39	1.2801	1.2801
第8計算期間 (2023年12月26日)	47	47	1.4618	1.4618
第9計算期間 (2024年12月26日)	54	54	1.6307	1.6307
2024年 1月末日	49	—	1.5111	—
2月末日	50	—	1.5505	—
3月末日	52	—	1.5846	—
4月末日	52	—	1.5868	—
5月末日	52	—	1.5932	—
6月末日	53	—	1.6310	—
7月末日	52	—	1.5981	—
8月末日	51	—	1.5778	—
9月末日	52	—	1.5871	—
10月末日	54	—	1.6159	—
11月末日	53	—	1.5989	—
12月末日	54	—	1.6331	—
2025年 1月末日	54	—	1.6252	—

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2016年12月26日)	6	6	1.0409	1.0409
第2計算期間 (2017年12月26日)	10	10	1.1478	1.1478
第3計算期間 (2018年12月26日)	13	13	1.0248	1.0248
第4計算期間 (2019年12月26日)	18	18	1.1734	1.1734
第5計算期間 (2020年12月28日)	23	23	1.2457	1.2457
第6計算期間 (2021年12月27日)	30	30	1.3742	1.3742

第７計算期間　(2022年12月26日)	32	32	1.2940	1.2940
第８計算期間　(2023年12月26日)	41	41	1.4957	1.4957
第９計算期間　(2024年12月26日)	45	45	1.6973	1.6973
2024年 1月末日	43	—	1.5531	—
2月末日	44	—	1.5986	—
3月末日	46	—	1.6376	—
4月末日	46	—	1.6425	—
5月末日	46	—	1.6517	—
6月末日	48	—	1.6944	—
7月末日	43	—	1.6564	—
8月末日	43	—	1.6311	—
9月末日	43	—	1.6411	—
10月末日	44	—	1.6775	—
11月末日	44	—	1.6581	—
12月末日	45	—	1.7005	—
2025年 1月末日	45	—	1.6924	—

②【分配の推移】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

	計算期間	１口当たりの分配金
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	0.0000円
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	0.0000円
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	0.0000円
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	0.0000円
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	0.0000円
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	0.0000円
第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	0.0000円
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	0.0000円
第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	0.0000円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

	計算期間	１口当たりの分配金
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	0.0000円
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	0.0000円
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	0.0000円
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	0.0000円
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	0.0000円
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	0.0000円

第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	0.0000円
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	0.0000円
第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	0.0000円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

	計算期間	１口当たりの分配金
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	0.0000円
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	0.0000円
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	0.0000円
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	0.0000円
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	0.0000円
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	0.0000円
第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	0.0000円
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	0.0000円
第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	0.0000円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

	計算期間	１口当たりの分配金
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	0.0000円
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	0.0000円
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	0.0000円
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	0.0000円
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	0.0000円
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	0.0000円
第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	0.0000円
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	0.0000円
第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	0.0000円

③【収益率の推移】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

	計算期間	収益率
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	5.4%
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	11.0%
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	△9.8%
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	12.4%
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	4.1%
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	5.4%
第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	△8.1%
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	7.6%

第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	5.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

	計算期間	収益率
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	5.1%
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	10.9%
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	△11.0%
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	14.5%
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	5.0%
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	8.0%
第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	△6.9%
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	11.2%
第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	7.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

	計算期間	収益率
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	4.7%
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	10.7%
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	△11.0%
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	14.8%
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	5.3%
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	9.4%
第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	△6.2%
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	14.2%
第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	11.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

	計算期間	収益率
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	4.1%
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	10.3%
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	△10.7%
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	14.5%
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	6.2%

第6計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	10.3%
第7計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	△5.8%
第8計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	15.6%
第9計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	13.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	55,225,894	2,600,834	52,625,060
第2計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	24,780,288	2,633,235	74,772,113
第3計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	18,821,572	10,010,450	83,583,235
第4計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	16,232,168	3,027,760	96,787,643
第5計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	12,106,975	2,687,771	106,206,847
第6計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	10,754,745	1,432,534	115,529,058
第7計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	8,316,670	3,620,858	120,224,870
第8計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	6,339,806	11,097,225	115,467,451
第9計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	1,957,923	30,426,135	86,999,239

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	9,846,136	172	9,845,964
第2計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	8,525,619	19,110	18,352,473
第3計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	8,382,826	156,480	26,578,819
第4計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	7,806,968	403,555	33,982,232
第5計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	8,125,766	1,891,861	40,216,137
第6計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	7,570,614	3,926,197	43,860,554
第7計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	7,523,978	822,143	50,562,389
第8計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	4,549,480	646,348	54,465,521
第9計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	821,091	1,948,020	53,338,592

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	6,747,567	22	6,747,545
第2計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	6,892,208	7,296	13,632,457
第3計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	5,291,632	64,250	18,859,839

第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	5,443,331	88,292	24,214,878
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	6,341,882	549,936	30,006,824
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	3,237,613	4,394,649	28,849,788
第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	2,250,616	95,937	31,004,467
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	1,920,614	408,241	32,516,840
第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	1,214,543	97,808	33,633,575

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第１計算期間	2016年 4月 1日～2016年12月26日	6,671,960	59,305	6,612,655
第２計算期間	2016年12月27日～2017年12月26日	2,418,017	29,744	9,000,928
第３計算期間	2017年12月27日～2018年12月26日	4,410,696	625,991	12,785,633
第４計算期間	2018年12月27日～2019年12月26日	3,370,205	55,192	16,100,646
第５計算期間	2019年12月27日～2020年12月28日	3,607,259	1,199,279	18,508,626
第６計算期間	2020年12月29日～2021年12月27日	4,315,249	953,733	21,870,142
第７計算期間	2021年12月28日～2022年12月26日	4,045,002	850,461	25,064,683
第８計算期間	2022年12月27日～2023年12月26日	4,652,546	1,759,612	27,957,617
第９計算期間	2023年12月27日～2024年12月26日	1,526,325	2,783,033	26,700,909

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年1月31日現在）

基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸）　純資産総額（右軸）

2026-2028年目標型

2029-2031年目標型

2032-2034年目標型

2035-2037年目標型

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2026-2028年目標型

2024年12月	0 円
2023年12月	0 円
2022年12月	0 円
2021年12月	0 円
2020年12月	0 円
設定来累計	0 円

2029-2031年目標型

2024年12月	0 円
2023年12月	0 円
2022年12月	0 円
2021年12月	0 円
2020年12月	0 円
設定来累計	0 円

2032-2034年目標型

2024年12月	0 円
2023年12月	0 円
2022年12月	0 円
2021年12月	0 円
2020年12月	0 円
設定来累計	0 円

2035-2037年目標型

2024年12月	0 円
2023年12月	0 円
2022年12月	0 円
2021年12月	0 円
2020年12月	0 円
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率（%）			
	野村ターゲットデートファンド2016			
	2026-2028年目標型	2029-2031年目標型	2032-2034年目標型	2035-2037年目標型
国内株式マザーファンド	15.0	17.2	23.5	27.7
外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	8.9	10.2	14.0	16.4
新興国株式マザーファンド	6.0	7.0	9.5	11.2
国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	29.8	26.7	19.0	14.8
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	30.1	26.9	19.2	15.0
外国債券マザーファンド	7.3	8.8	10.8	10.9
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	2.6	3.1	3.9	3.9

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）			
			野村ターゲットデートファンド2016			
			2026-2028年目標型	2029-2031年目標型	2032-2034年目標型	2035-2037年目標型
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.6	0.7	0.9	1.1
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	0.5	0.5	0.7	0.9
3	ソニーグループ	電気機器	0.4	0.5	0.7	0.8
4	日立製作所	電気機器	0.4	0.4	0.6	0.7
5	リクルートホールディングス	サービス業	0.3	0.4	0.5	0.6

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）			
			野村ターゲットデートファンド2016			
			2026-2028年目標型	2029-2031年目標型	2032-2034年目標型	2035-2037年目標型
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.5	0.5	0.7	0.8
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.4	0.4	0.6	0.7
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.4	0.4	0.6	0.7
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.3	0.3	0.4	0.5
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2	0.2	0.3	0.4

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）			
			野村ターゲットデートファンド2016			
			2026-2028年目標型	2029-2031年目標型	2032-2034年目標型	2035-2037年目標型
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.6	0.7	1.0	1.2
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2	0.3	0.4	0.5
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	―	0.2	0.3	0.3	0.4
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.1	0.2	0.2	0.3
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.1	0.2	0.2	0.2

・「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			野村ターゲットデートファンド2016			
			2026-2028年目標型	2029-2031年目標型	2032-2034年目標型	2035-2037年目標型
1	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	国債証券	0.6	0.5	0.4	0.3
2	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	国債証券	0.6	0.5	0.4	0.3
3	国庫債券　利付（２年）第４６０回	国債証券	0.5	0.4	0.3	0.2
4	国庫債券　利付（５年）第１５７回	国債証券	0.5	0.4	0.3	0.2
5	国庫債券　利付（５年）第１６３回	国債証券	0.4	0.4	0.3	0.2

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			野村ターゲットデートファンド2016			
			2026-2028年目標型	2029-2031年目標型	2032-2034年目標型	2035-2037年目標型
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.3	0.2	0.2	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.3	0.2	0.2	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.2	0.2	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.2	0.2	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.2	0.1	0.1

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			野村ターゲットデートファンド2016			
			2026-2028年目標型	2029-2031年目標型	2032-2034年目標型	2035-2037年目標型
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			野村ターゲットデートファンド2016			
			2026-2028年目標型	2029-2031年目標型	2032-2034年目標型	2035-2037年目標型
1	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0	0.0	0.1	0.1
2	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0	0.0	0.1	0.1
3	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0
5	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0

年間収益率の推移（暦年ベース）

2026-2028年目標型

2029-2031年目標型

2032-2034年目標型

2035-2037年目標型

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2016年は設定日（2016年4月1日）から年末までの収益率。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後３時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ニューヨーク証券取引所　　・ニューヨークの銀行

(4)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(5)販売単位

１万口以上１口単位（当初元本１口＝1円）または１万円以上１円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

(6)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(7)申込代金の支払い

取得申込日から起算して７営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8)スイッチング

スイッチングのお取扱いはありません。

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

(11)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2026-2028年目標型：2029年3月16日までとします(2016年4月1日設定)。
2029-2031年目標型：2032年3月16日までとします(2016年4月1日設定)。
2032-2034年目標型：2035年3月16日までとします(2016年4月1日設定)。
2035-2037年目標型：2038年3月16日までとします(2016年4月1日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

原則として、毎年12月27日から翌年12月26日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項
委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が、各ファンドにつき30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了
（ⅰ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
（ⅱ）上記（ⅰ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、

これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(ⅰ)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｄ)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ｃ) 運用報告書

各ファンドにつき、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(ｄ) 信託約款の変更等

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項（上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(ⅰ)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、

当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（ｅ）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ｆ）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

（ⅰ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「（ｄ）信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

（ⅱ）委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ｇ）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ｈ）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（ｉ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、１年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2023年12月27日から2024年12月26日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットデートファンド 2016　2026-2028 年目標型の２０２３年１２月２７日から２０２４年１２月２６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットデートファンド 2016　2026-2028 年目標型の２０２４年１２月２６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 (2023年12月26日現在)	第９期 (2024年12月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,031,550	875,947
親投資信託受益証券	148,216,857	117,649,785
未収利息	－	5
流動資産合計	150,248,407	118,525,737
資産合計	150,248,407	118,525,737
負債の部		
流動負債		
未払解約金	912,359	－
未払受託者報酬	42,026	33,486
未払委託者報酬	705,992	562,523
その他未払費用	2,446	1,949
流動負債合計	1,662,823	597,958
負債合計	1,662,823	597,958
純資産の部		
元本等		
元本	115,467,451	86,999,239
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,118,133	30,928,540
（分配準備積立金）	24,828,449	20,663,907
元本等合計	148,585,584	117,927,779
純資産合計	148,585,584	117,927,779
負債純資産合計	150,248,407	118,525,737

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2022年12月27日 至　2023年12月26日	第９期 自　2023年12月27日 至　2024年12月26日
営業収益		
受取利息	－	1,064
有価証券売買等損益	12,342,001	8,691,409
営業収益合計	12,342,001	8,692,473
営業費用		
支払利息	144	3
受託者報酬	82,589	72,973
委託者報酬	1,387,318	1,225,882
その他費用	4,831	4,274
営業費用合計	1,474,882	1,303,132

営業利益又は営業損失（△）	10,867,119	7,389,341
経常利益又は経常損失（△）	10,867,119	7,389,341
当期純利益又は当期純損失（△）	10,867,119	7,389,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	700,351	1,574,768
期首剰余金又は期首欠損金（△）	23,543,366	33,118,133
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,570,167	647,978
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,570,167	647,978
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,162,168	8,652,144
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,162,168	8,652,144
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,118,133	30,928,540

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年12月27日から2024年12月26日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第８期 2023年12月26日現在	第９期 2024年12月26日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 115,467,451口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 86,999,239口
２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.2868円 （10,000口当たり純資産額）　（12,868円）	２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.3555円 （10,000口当たり純資産額）　（13,555円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第８期
自　2022年12月27日
至　2023年12月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,560,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	14,676,610円
分配準備積立金額	D	22,268,141円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,505,059円
当ファンドの期末残存口数	F	115,467,451口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,421円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第９期
自　2023年12月27日
至　2024年12月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,930,127円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	292,212円
収益調整金額	C	11,415,392円
分配準備積立金額	D	18,441,568円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	32,079,299円
当ファンドの期末残存口数	F	86,999,239口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,687円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2023年12月26日現在	第９期 2024年12月26日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日

期首元本額	120,224,870 円	期首元本額	115,467,451 円
期中追加設定元本額	6,339,806 円	期中追加設定元本額	1,957,923 円
期中一部解約元本額	11,097,225 円	期中一部解約元本額	30,426,135 円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第８期 自 2022 年 12 月 27 日 至 2023 年 12 月 26 日	第９期 自 2023 年 12 月 27 日 至 2024 年 12 月 26 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	10,325,919	5,927,765
合計	10,325,919	5,927,765

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 12 月 26 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	5,719,213	18,021,240	
		外国債券マザーファンド	2,879,114	8,845,214	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1,370,753	10,808,935	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	28,376,183	34,911,217	
		新興国株式マザーファンド	3,519,759	7,471,744	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1,679,792	3,128,612	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	35,209,260	34,462,823	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：99.8%	78,754,074	117,649,785 100.0%	
合計				117,649,785	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットデートファンド 2016　2029-2031 年目標型の２０２３年１２月２７日から２０２４年１２月２６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットデートファンド 2016　2029-2031 年目標型の２０２４年１２月２６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 (2023年12月26日現在)	第９期 (2024年12月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	451,179	485,256
親投資信託受益証券	75,858,468	80,029,477
未収入金	13,051	－
未収利息	－	3
流動資産合計	76,322,698	80,514,736
資産合計	76,322,698	80,514,736
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	20,413	22,110
未払委託者報酬	367,359	398,001
その他未払費用	1,142	1,282
流動負債合計	388,914	421,393
負債合計	388,914	421,393
純資産の部		
元本等		
元本	54,465,521	53,338,592
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,468,263	26,754,751
（分配準備積立金）	12,242,455	17,489,183
元本等合計	75,933,784	80,093,343
純資産合計	75,933,784	80,093,343
負債純資産合計	76,322,698	80,514,736

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2022年12月27日 至　2023年12月26日	第９期 自　2023年12月27日 至　2024年12月26日
営業収益		
受取利息	－	314
有価証券売買等損益	8,109,484	6,636,964
営業収益合計	8,109,484	6,637,278
営業費用		
支払利息	9	－
受託者報酬	38,988	43,686
委託者報酬	701,681	786,360
その他費用	2,206	2,530
営業費用合計	742,884	832,576

営業利益又は営業損失（△）	7,366,600	5,804,702
経常利益又は経常損失（△）	7,366,600	5,804,702
当期純利益又は当期純損失（△）	7,366,600	5,804,702
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	73,109	130,625
期首剰余金又は期首欠損金（△）	12,846,147	21,468,263
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,493,892	374,783
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,493,892	374,783
剰余金減少額又は欠損金増加額	165,267	762,372
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	165,267	762,372
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,468,263	26,754,751

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年12月27日から2024年12月26日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第８期 2023年12月26日現在	第９期 2024年12月26日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 54,465,521口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 53,338,592口
２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.3942円 （10,000口当たり純資産額）　（13,942円）	２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.5016円 （10,000口当たり純資産額）　（15,016円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第８期
自　2022年12月27日
至　2023年12月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,428,434円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	847,531円
収益調整金額	C	10,655,673円
分配準備積立金額	D	9,966,490円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,898,128円
当ファンドの期末残存口数	F	54,465,521口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,204円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第９期
自　2023年12月27日
至　2024年12月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,460,286円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,213,791円
収益調整金額	C	10,617,942円
分配準備積立金額	D	11,815,106円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,107,125円
当ファンドの期末残存口数	F	53,338,592口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,269円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2023年12月26日現在	第９期 2024年12月26日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日

期首元本額	50,562,389 円	期首元本額	54,465,521 円
期中追加設定元本額	4,549,480 円	期中追加設定元本額	821,091 円
期中一部解約元本額	646,348 円	期中一部解約元本額	1,948,020 円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第８期 自 2022 年 12 月 27 日 至 2023 年 12 月 26 日	第９期 自 2023 年 12 月 27 日 至 2024 年 12 月 26 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	6,975,833	5,280,580
合計	6,975,833	5,280,580

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 12 月 26 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	4,474,163	14,098,087	
		外国債券マザーファンド	2,375,069	7,296,686	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1,065,554	8,402,319	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	17,065,629	20,995,843	
		新興国株式マザーファンド	2,778,718	5,898,662	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1,402,280	2,611,746	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	21,175,045	20,726,134	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：99.9%	50,336,458	80,029,477 100.0%	
合計				80,029,477	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットデートファンド 2016　2032-2034 年目標型の２０２３年１２月２７日から２０２４年１２月２６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットデートファンド 2016　2032-2034 年目標型の２０２４年１２月２６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2023年12月26日現在）	第９期 （2024年12月26日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	281,536	308,151
親投資信託受益証券	47,485,571	54,816,931
未収入金	8,758	－
未収利息	－	2
流動資産合計	47,775,865	55,125,084
資産合計	47,775,865	55,125,084
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	12,744	14,629
未払委託者報酬	229,410	263,255
その他未払費用	732	785
流動負債合計	242,886	278,669
負債合計	242,886	278,669
純資産の部		
元本等		
元本	32,516,840	33,633,575
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,016,139	21,212,840
（分配準備積立金）	10,211,372	15,718,627
元本等合計	47,532,979	54,846,415
純資産合計	47,532,979	54,846,415
負債純資産合計	47,775,865	55,125,084

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2022年12月27日 至　2023年12月26日	第９期 自　2023年12月27日 至　2024年12月26日
営業収益		
受取利息	－	146
有価証券売買等損益	6,220,598	6,092,650
営業収益合計	6,220,598	6,092,796
営業費用		
支払利息	1	－
受託者報酬	24,306	28,629
委託者報酬	437,555	515,157
その他費用	1,348	1,558
営業費用合計	463,210	545,344

営業利益又は営業損失（△）	5,757,388	5,547,452
経常利益又は経常損失（△）	5,757,388	5,547,452
当期純利益又は当期純損失（△）	5,757,388	5,547,452
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	60,718	10,152
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,683,816	15,016,139
剰余金増加額又は欠損金減少額	750,393	704,341
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	750,393	704,341
剰余金減少額又は欠損金増加額	114,740	44,940
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	114,740	44,940
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,016,139	21,212,840

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年12月27日から2024年12月26日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第８期 2023年12月26日現在	第９期 2024年12月26日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 32,516,840口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 33,633,575口
２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.4618円 （10,000口当たり純資産額）　（14,618円）	２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.6307円 （10,000口当たり純資産額）　（16,307円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第８期
自　2022年12月27日
至　2023年12月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	945,680円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,749,247円
収益調整金額	C	5,313,367円
分配準備積立金額	D	7,516,445円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,524,739円
当ファンドの期末残存口数	F	32,516,840口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,774円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第９期
自　2023年12月27日
至　2024年12月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,052,376円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,484,924円
収益調整金額	C	5,881,120円
分配準備積立金額	D	10,181,327円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,599,747円
当ファンドの期末残存口数	F	33,633,575口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,422円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2023年12月26日現在	第９期 2024年12月26日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日

期首元本額	31,004,467 円	期首元本額	32,516,840 円
期中追加設定元本額	1,920,614 円	期中追加設定元本額	1,214,543 円
期中一部解約元本額	408,241 円	期中一部解約元本額	97,808 円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第８期 自 2022 年 12 月 27 日 至 2023 年 12 月 26 日	第９期 自 2023 年 12 月 27 日 至 2024 年 12 月 26 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,581,014	5,231,722
合計	5,581,014	5,231,722

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 12 月 26 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	4,153,095	13,086,402	
		外国債券マザーファンド	1,993,393	6,124,101	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	995,000	7,845,973	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	8,250,670	10,150,799	
		新興国株式マザーファンド	2,553,755	5,421,111	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1,163,316	2,166,676	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	10,238,935	10,021,869	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：99.9%	29,348,164	54,816,931 100.0%	
合計				54,816,931	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットデートファンド 2016　2035-2037 年目標型の２０２３年１２月２７日から２０２４年１２月２６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットデートファンド 2016　2035-2037 年目標型の２０２４年１２月２６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 (2023年12月26日現在)	第９期 (2024年12月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	247,328	270,920
親投資信託受益証券	41,773,121	45,275,703
未収入金	7,507	31,652
未収利息	－	1
流動資産合計	42,027,956	45,578,276
資産合計	42,027,956	45,578,276
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	24,276
未払受託者報酬	11,179	12,308
未払委託者報酬	201,195	221,452
その他未払費用	594	683
流動負債合計	212,968	258,719
負債合計	212,968	258,719
純資産の部		
元本等		
元本	27,957,617	26,700,909
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,857,371	18,618,648
（分配準備積立金）	8,243,540	12,641,645
元本等合計	41,814,988	45,319,557
純資産合計	41,814,988	45,319,557
負債純資産合計	42,027,956	45,578,276

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2022年12月27日 至　2023年12月26日	第９期 自　2023年12月27日 至　2024年12月26日
営業収益		
受取利息	－	159
有価証券売買等損益	5,694,760	6,043,828
営業収益合計	5,694,760	6,043,987
営業費用		
支払利息	3	－
受託者報酬	20,842	24,739
委託者報酬	375,118	445,230
その他費用	1,136	1,381

営業費用合計	397,099	471,350
営業利益又は営業損失（△）	5,297,661	5,572,637
経常利益又は経常損失（△）	5,297,661	5,572,637
当期純利益又は当期純損失（△）	5,297,661	5,572,637
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	219,723	387,679
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,369,461	13,857,371
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,938,041	956,760
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,938,041	956,760
剰余金減少額又は欠損金増加額	528,069	1,380,441
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	528,069	1,380,441
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,857,371	18,618,648

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年12月27日から2024年12月26日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第８期 2023年12月26日現在	第９期 2024年12月26日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 27,957,617口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 26,700,909口
２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.4957円 （10,000口当たり純資産額）（14,957円）	２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.6973円 （10,000口当たり純資産額）（16,973円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第８期
自 2022年12月27日
至 2023年12月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	824,525円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,119,698円
収益調整金額	C	5,997,343円
分配準備積立金額	D	5,299,317円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,240,883円
当ファンドの期末残存口数	F	27,957,617口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,093円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第９期
自 2023年12月27日
至 2024年12月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	900,625円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,284,333円
収益調整金額	C	6,157,331円
分配準備積立金額	D	7,456,687円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,798,976円
当ファンドの期末残存口数	F	26,700,909口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,040円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2023年12月26日現在	第９期 2024年12月26日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第８期 自 2022年12月27日	第９期 自 2023年12月27日

至 2023年12月26日		至 2024年12月26日	
期首元本額	25,064,683円	期首元本額	27,957,617円
期中追加設定元本額	4,652,546円	期中追加設定元本額	1,526,325円
期中一部解約元本額	1,759,612円	期中一部解約元本額	2,783,033円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第８期 自 2022年12月27日 至 2023年12月26日	第９期 自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,018,225	5,017,072
合計	5,018,225	5,017,072

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2024年12月26日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年12月26日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	4,010,874	12,638,263	
		外国債券マザーファンド	1,640,399	5,039,633	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	959,147	7,563,257	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	5,316,844	6,541,313	
		新興国株式マザーファンド	2,475,099	5,254,140	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	956,344	1,781,190	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	6,597,780	6,457,907	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：99.9%	21,956,487	45,275,703 100.0%	
合計				45,275,703	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村ターゲットデートファンド２０１６」の各ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ

型マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」および「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024年12月26日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,629,180,755
株式	769,532,285,930
派生商品評価勘定	66,934,705
未収入金	66,485,600
未収配当金	48,379,750
未収利息	147,176
その他未収収益	12,274,396
差入委託証拠金	330,328,077
流動資産合計	792,686,016,389
資産合計	792,686,016,389
負債の部	
流動負債	
未払金	896,387,960
未払解約金	149,237,628
未払利息	2,812,947
有価証券貸借取引受入金	16,258,803,766
流動負債合計	17,307,242,301
負債合計	17,307,242,301
純資産の部	
元本等	
元本	246,077,214,207
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	529,301,559,881
元本等合計	775,378,774,088
純資産合計	775,378,774,088
負債純資産合計	792,686,016,389

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分

	配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月26日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	3.1510円
(10,000口当たり純資産額)	(31,510円)
２．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	15,713,222,170円

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年12月26日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月26日現在	
期首	2023年12月27日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	230,781,219,923円
同期中における追加設定元本額	48,242,646,099円
同期中における一部解約元本額	32,946,651,815円
期末元本額	246,077,214,207円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	87,750,199円
バランスセレクト５０	208,103,266円
バランスセレクト７０	357,718,522円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,506,265,666円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,244,223,126円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	12,721,577,291円
野村資産設計ファンド２０１５	21,906,460円
野村資産設計ファンド２０２０	24,659,820円
野村資産設計ファンド２０２５	35,036,567円
野村資産設計ファンド２０３０	63,408,706円
野村資産設計ファンド２０３５	68,451,408円
野村資産設計ファンド２０４０	122,242,172円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	20,539,997,231円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,450,568,868円
のむラップ・ファンド（普通型）	16,144,096,142円
のむラップ・ファンド（積極型）	11,108,231,020円
野村資産設計ファンド２０４５	28,586,400円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,375,193,755円
マイ・ロード	1,754,448,229円
ネクストコア	8,702,113円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	868,247,542円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,820,285,662円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	946,457,215円
野村資産設計ファンド２０５０	32,555,653円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,719,213円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,474,163円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	4,153,095円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	4,010,874円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	466,593,114円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,474,380,465円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,562,594円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,062,981円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	18,990,276円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	10,310,806円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	34,193,138円
野村６資産均等バランス	5,442,560,157円
世界６資産分散ファンド	102,740,459円
野村資産設計ファンド２０６０	33,477,578円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	727,497,420円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4,105,582,388円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	137,268,194円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	92,206,110円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	186,077,799円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	90,567,970円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,358,847円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	3,244,134円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	451,923円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,255,892,637円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,284,524円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	18,913,874円

野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,175,928 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	62,987,549 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	114,130,351 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,177,087,235 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	15,939,310 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	128,481,988 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,071,443,988 円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	18,169,378 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,161,636 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117,937,378 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,801,617 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,714,544 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	35,516,294 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	83,659,289 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,812,634,613 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	22,069,452,101 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	31,002,674,523 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,778,837,438 円
マイバランスＤＣ３０	3,132,637,031 円
マイバランスＤＣ５０	6,033,212,199 円
マイバランスＤＣ７０	7,677,675,170 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,213,378,619 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	525,532,988 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	38,243,614 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,331,701,148 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,992,168,699 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	1,990,064,977 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	18,078,035 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,317,091 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	189,016,099 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	58,635,231 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	65,944,662 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	50,599,880 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,250,152,677 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,042,929,841 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	823,227,854 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,182,327,461 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	50,455,580 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	489,509,166 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	174,885,000 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	222,726,161 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	208,468,001 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	9,234,097 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,400	4,065.00	46,341,000	

		ニッスイ	272,400	892.40	243,089,760	
		マルハニチロ	40,400	2,952.00	119,260,800	
		雪国まいたけ	23,200	1,054.00	24,452,800	貸付有価証券 600株（600株）
		カネコ種苗	7,700	1,433.00	11,034,100	
		サカタのタネ	30,400	3,425.00	104,120,000	貸付有価証券 900株（100株）
		ホクト	24,200	1,786.00	43,221,200	貸付有価証券 200株（100株）
		ホクリヨウ	500	1,237.00	618,500	貸付有価証券 200株（200株）
		住石ホールディングス	30,000	750.00	22,500,000	貸付有価証券 14,500株（400株）
		日鉄鉱業	10,900	4,480.00	48,832,000	貸付有価証券 100株
		ＩＮＰＥＸ	823,400	1,988.00	1,636,919,200	貸付有価証券 1,100株
		石油資源開発	149,400	1,126.00	168,224,400	貸付有価証券 9,300株
		Ｋ＆Ｏエナジーグループ	12,400	3,510.00	43,524,000	貸付有価証券 2,500株（1,300株）
		ショーボンドホールディングス	35,800	5,232.00	187,305,600	
		ミライト・ワン	89,100	2,319.00	206,622,900	貸付有価証券 1,500株（1,300株）
		タマホーム	17,100	3,525.00	60,277,500	貸付有価証券 5,800株（2,300株）
		サンヨーホームズ	500	723.00	361,500	貸付有価証券 200株
		日本アクア	1,500	797.00	1,195,500	貸付有価証券 700株（600株）
		ファーストコーポレーション	900	833.00	749,700	貸付有価証券 400株
		ベステラ	700	1,044.00	730,800	貸付有価証券 300株（100株）
		キャンディル	500	566.00	283,000	貸付有価証券 200株
		ダイセキ環境ソリューション	700	1,365.00	955,500	貸付有価証券 300株（300株）
		第一カッター興業	7,800	1,418.00	11,060,400	
		安藤・間	157,800	1,180.00	186,204,000	貸付有価証券 1,700株
		東急建設	85,300	720.00	61,416,000	貸付有価証券 300株
		コムシスホールディングス	96,600	3,225.00	311,535,000	貸付有価証券 600株（600株）
		ビーアールホールディングス	39,900	335.00	13,366,500	貸付有価証券 400株（400株）

		高松コンストラクショングループ	20,200	2,778.00	56,115,600	
		東建コーポレーション	6,900	12,220.00	84,318,000	
		ソネック	300	839.00	251,700	貸付有価証券 100株
		ヤマウラ	13,800	1,229.00	16,960,200	貸付有価証券 5,000株
		オリエンタル白石	100,900	390.00	39,351,000	貸付有価証券 1,000株
		大成建設	173,000	6,555.00	1,134,015,000	
		大林組	629,100	2,082.00	1,309,786,200	貸付有価証券 1,400株
		清水建設	540,400	1,235.50	667,664,200	貸付有価証券 100株
		長谷工コーポレーション	174,800	2,036.00	355,892,800	
		松井建設	17,800	908.00	16,162,400	
		錢高組	300	3,740.00	1,122,000	
		鹿島建設	422,500	2,865.50	1,210,673,750	
		不動テトラ	12,000	2,074.00	24,888,000	貸付有価証券 100株
		大末建設	900	1,615.00	1,453,500	
		鉄建建設	12,500	2,365.00	29,562,500	
		西松建設	30,400	5,238.00	159,235,200	
		三井住友建設	153,700	422.00	64,861,400	貸付有価証券 1,800株
		大豊建設	5,300	3,365.00	17,834,500	貸付有価証券 1,600株
		佐田建設	1,400	974.00	1,363,600	貸付有価証券 100株（100株）
		ナカノフドー建設	1,800	726.00	1,306,800	
		奥村組	33,700	3,920.00	132,104,000	貸付有価証券 1,600株
		東鉄工業	21,000	3,300.00	69,300,000	
		イチケン	600	2,572.00	1,543,200	
		富士ピー・エス	900	398.00	358,200	貸付有価証券 400株
		淺沼組	76,300	637.00	48,603,100	貸付有価証券 500株（400株）
		戸田建設	234,400	974.50	228,422,800	貸付有価証券 900株
		熊谷組	31,500	3,920.00	123,480,000	貸付有価証券 8,400株
		北野建設	400	4,300.00	1,720,000	
		植木組	600	1,586.00	951,600	貸付有価証券 200株

		矢作建設工業	25,900	1,575.00	40,792,500	貸付有価証券 100株
		ピーエス・コンストラクション	13,800	1,116.00	15,400,800	
		日本ハウスホールディングス	40,700	319.00	12,983,300	貸付有価証券 2,900株
		新日本建設	26,800	1,534.00	41,111,200	
		東亜道路工業	33,000	1,310.00	43,230,000	
		日本道路	19,200	1,760.00	33,792,000	貸付有価証券 300株
		東亜建設工業	57,500	1,192.00	68,540,000	
		日本国土開発	54,200	520.00	28,184,000	貸付有価証券 5,900株
		若築建設	5,700	3,780.00	21,546,000	
		東洋建設	54,900	1,339.00	73,511,100	貸付有価証券 100株
		五洋建設	249,400	643.70	160,538,780	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
		世紀東急工業	27,200	1,516.00	41,235,200	貸付有価証券 1,500株
		福田組	7,200	5,340.00	38,448,000	貸付有価証券 3,300株
		住友林業	164,700	5,316.00	875,545,200	貸付有価証券 18,100株
		日本基礎技術	1,500	598.00	897,000	貸付有価証券 100株
		巴コーポレーション	2,400	952.00	2,284,800	
		大和ハウス工業	575,000	4,844.00	2,785,300,000	貸付有価証券 12,000株（11,000株）
		ライト工業	38,700	2,214.00	85,681,800	
		積水ハウス	578,100	3,744.00	2,164,406,400	貸付有価証券 1,500株
		日特建設	18,200	990.00	18,018,000	貸付有価証券 300株
		北陸電気工事	13,100	1,107.00	14,501,700	
		ユアテック	36,700	1,489.00	54,646,300	
		日本リーテック	14,900	1,271.00	18,937,900	貸付有価証券 100株
		四電工	23,900	1,596.00	38,144,400	
		中電工	29,600	3,300.00	97,680,000	
		関電工	104,400	2,323.50	242,573,400	
		きんでん	132,500	3,053.00	404,522,500	
		東京エネシス	20,300	1,097.00	22,269,100	貸付有価証券 100株

		トーエネック	31,600	939.00	29,672,400	貸付有価証券 1,200株
		住友電設	15,500	4,890.00	75,795,000	
		日本電設工業	35,800	1,993.00	71,349,400	貸付有価証券 500株（300株）
		エクシオグループ	201,800	1,712.00	345,481,600	貸付有価証券 12,800株（10,500株）
		新日本空調	12,400	3,975.00	49,290,000	貸付有価証券 200株
		九電工	41,200	5,068.00	208,801,600	貸付有価証券 500株（500株）
		三機工業	39,700	3,165.00	125,650,500	
		日揮ホールディングス	188,600	1,276.50	240,747,900	貸付有価証券 1,500株
		中外炉工業	6,200	3,495.00	21,669,000	
		ヤマト	2,000	1,417.00	2,834,000	貸付有価証券 900株（700株）
		太平電業	12,200	5,060.00	61,732,000	貸付有価証券 800株（800株）
		高砂熱学工業	45,900	6,417.00	294,540,300	貸付有価証券 400株（100株）
		三晃金属工業	300	4,280.00	1,284,000	
		朝日工業社	17,800	2,273.00	40,459,400	貸付有価証券 500株
		明星工業	32,800	1,426.00	46,772,800	貸付有価証券 200株
		大氣社	24,400	4,945.00	120,658,000	
		ダイダン	25,000	3,915.00	97,875,000	貸付有価証券 2,300株
		日比谷総合設備	15,500	3,845.00	59,597,500	
		飛島ホールディングス	19,600	1,591.00	31,183,600	貸付有価証券 100株
		フィル・カンパニー	3,800	920.00	3,496,000	
		テスホールディングス	41,100	267.00	10,973,700	貸付有価証券 4,100株
		インフロニア・ホールディングス	199,700	1,209.00	241,437,300	貸付有価証券 4,500株（4,100株）
		レイズネクスト	27,600	1,571.00	43,359,600	
		ニップン	63,000	2,149.00	135,387,000	貸付有価証券 26,600株（25,200株）
		日清製粉グループ本社	199,000	1,830.00	364,170,000	貸付有価証券 100株
		日東富士製粉	3,400	6,690.00	22,746,000	
		昭和産業	16,200	2,808.00	45,489,600	貸付有価証券 100株（100株）

		鳥越製粉	1,900	800.00	1,520,000	貸付有価証券 800株
		中部飼料	26,500	1,307.00	34,635,500	貸付有価証券 100株
		フィード・ワン	28,000	791.00	22,148,000	貸付有価証券 100株
		東洋精糖	400	1,416.00	566,400	
		日本甜菜製糖	10,000	2,418.00	24,180,000	
		ＤＭ三井製糖ホールディングス	19,000	3,415.00	64,885,000	
		塩水港精糖	2,800	317.00	887,600	
		ウェルネオシュガー	11,500	2,196.00	25,254,000	貸付有価証券 200株（100株）
		森永製菓	80,000	2,712.50	217,000,000	貸付有価証券 36,700株
		中村屋	4,800	3,220.00	15,456,000	
		江崎グリコ	54,700	4,683.00	256,160,100	貸付有価証券 2,600株（900株）
		名糖産業	8,500	1,955.00	16,617,500	
		井村屋グループ	10,500	2,472.00	25,956,000	
		不二家	13,100	2,714.00	35,553,400	貸付有価証券 6,100株
		山崎製パン	128,000	2,929.50	374,976,000	貸付有価証券 2,000株
		第一屋製パン	500	552.00	276,000	貸付有価証券 200株
		モロゾフ	6,200	4,830.00	29,946,000	貸付有価証券 2,900株
		亀田製菓	12,200	4,130.00	50,386,000	貸付有価証券 1,100株
		寿スピリッツ	113,100	2,167.00	245,087,700	貸付有価証券 50,400株（3,300株）
		カルビー	87,600	3,123.00	273,574,800	
		森永乳業	73,500	2,872.00	211,092,000	貸付有価証券 700株
		六甲バター	14,000	1,397.00	19,558,000	貸付有価証券 6,500株
		ヤクルト本社	273,400	2,961.00	809,537,400	貸付有価証券 12,000株
		明治ホールディングス	255,900	3,147.00	805,317,300	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
		雪印メグミルク	51,400	2,765.00	142,121,000	貸付有価証券 300株（200株）
		プリマハム	25,700	2,210.00	56,797,000	貸付有価証券 200株
		日本ハム	82,300	5,056.00	416,108,800	貸付有価証券 100株

林兼産業	800	453.00	362,400	
丸大食品	19,300	1,659.00	32,018,700	貸付有価証券 500株
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	21,100	2,757.00	58,172,700	貸付有価証券 1,700株（1,600株）
柿安本店	7,500	2,863.00	21,472,500	貸付有価証券 2,800株
伊藤ハム米久ホールディングス	29,200	3,950.00	115,340,000	貸付有価証券 100株
サッポロホールディングス	63,000	8,332.00	524,916,000	貸付有価証券 6,700株
アサヒグループホールディングス	1,436,700	1,668.50	2,397,133,950	
キリンホールディングス	796,900	2,061.00	1,642,410,900	貸付有価証券 16,000株
シマダヤ	5,500	1,368.00	7,524,000	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
宝ホールディングス	129,000	1,350.00	174,150,000	貸付有価証券 600株
オエノンホールディングス	62,000	407.00	25,234,000	貸付有価証券 29,000株（800株）
養命酒製造	6,300	2,522.00	15,888,600	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	134,900	2,463.00	332,258,700	
ライフドリンク　カンパニー	41,800	2,189.00	91,500,200	貸付有価証券 1,800株（1,100株）
サントリー食品インターナショナル	134,700	5,042.00	679,157,400	貸付有価証券 4,300株
ダイドーグループホールディングス	21,700	3,290.00	71,393,000	貸付有価証券 600株
伊藤園	64,100	3,525.00	225,952,500	貸付有価証券 2,600株（2,500株）
キーコーヒー	21,400	2,044.00	43,741,600	貸付有価証券 1,700株
ユニカフェ	700	955.00	668,500	貸付有価証券 300株
日清オイリオグループ	26,900	5,160.00	138,804,000	
不二製油グループ本社	38,200	3,510.00	134,082,000	
かどや製油	300	3,610.00	1,083,000	
Ｊ－オイルミルズ	21,900	2,135.00	46,756,500	
キッコーマン	633,900	1,754.00	1,111,860,600	貸付有価証券 3,800株
味の素	443,200	6,401.00	2,836,923,200	貸付有価証券 500株
ブルドックソース	10,100	1,804.00	18,220,400	
キユーピー	102,800	3,338.00	343,146,400	貸付有価証券 2,800株（800株）

		ハウス食品グループ本社	64,400	2,841.00	182,960,400	貸付有価証券 1,200株（1,100株）
		カゴメ	81,900	2,976.00	243,734,400	貸付有価証券 4,700株
		アリアケジャパン	19,100	5,550.00	106,005,000	貸付有価証券 500株（300株）
		ピエトロ	400	1,736.00	694,400	貸付有価証券 100株（100株）
		エバラ食品工業	5,100	2,897.00	14,774,700	
		やまみ	300	3,610.00	1,083,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ニチレイ	78,000	4,116.00	321,048,000	貸付有価証券 100株
		東洋水産	88,600	10,770.00	954,222,000	
		イートアンドホールディングス	9,900	2,130.00	21,087,000	貸付有価証券 4,600株（1,400株）
		大冷	300	1,899.00	569,700	
		ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,500	1,324.00	13,902,000	
		日清食品ホールディングス	246,600	3,779.00	931,901,400	貸付有価証券 5,800株
		一正蒲鉾	900	760.00	684,000	貸付有価証券 300株（300株）
		フジッコ	19,700	1,690.00	33,293,000	貸付有価証券 3,500株（1,100株）
		ロック・フィールド	23,400	1,516.00	35,474,400	貸付有価証券 9,600株（6,200株）
		日本たばこ産業	1,162,600	4,132.00	4,803,863,200	貸付有価証券 44,300株
		ケンコーマヨネーズ	12,000	2,028.00	24,336,000	貸付有価証券 200株（100株）
		わらべや日洋ホールディングス	12,800	2,006.00	25,676,800	貸付有価証券 3,200株
		なとり	12,000	2,200.00	26,400,000	貸付有価証券 100株（100株）
		イフジ産業	400	1,658.00	663,200	貸付有価証券 100株（100株）
		ファーマフーズ	25,400	1,006.00	25,552,400	貸付有価証券 11,800株（3,600株）
		ユーグレナ	118,900	404.00	48,035,600	貸付有価証券 55,700株（11,700株）
		紀文食品	16,600	1,065.00	17,679,000	
		ピックルスホールディングス	11,200	1,019.00	11,412,800	貸付有価証券 5,200株
		ミヨシ油脂	800	1,571.00	1,256,800	貸付有価証券 300株（100株）
		理研ビタミン	16,500	2,420.00	39,930,000	

		片倉工業	17,900	1,890.00	33,831,000	貸付有価証券 8,300株（800株）
		グンゼ	13,800	5,460.00	75,348,000	貸付有価証券 200株（200株）
		東洋紡	84,100	955.00	80,315,500	貸付有価証券 5,500株（2,900株）
		ユニチカ	62,900	147.00	9,246,300	貸付有価証券 29,300株（12,600株）
		富士紡ホールディングス	7,700	5,380.00	41,426,000	貸付有価証券 400株
		倉敷紡績	13,800	5,540.00	76,452,000	貸付有価証券 500株
		シキボウ	14,000	998.00	13,972,000	貸付有価証券 2,700株（2,600株）
		日本毛織	49,900	1,297.00	64,720,300	
		ダイトウボウ	3,800	101.00	383,800	貸付有価証券 1,800株（600株）
		トーア紡コーポレーション	900	414.00	372,600	貸付有価証券 400株
		ダイドーリミテッド	2,000	901.00	1,802,000	貸付有価証券 900株（100株）
		帝国繊維	22,000	2,419.00	53,218,000	貸付有価証券 100株
		帝人	187,000	1,314.00	245,718,000	貸付有価証券 7,000株（5,900株）
		東レ	1,422,500	999.20	1,421,362,000	貸付有価証券 11,200株
		ＳＵＭＩＮＯＥ	400	2,090.00	836,000	
		日本フエルト	1,300	485.00	630,500	貸付有価証券 300株
		イチカワ	300	1,621.00	486,300	
		日東製網	200	1,529.00	305,800	貸付有価証券 100株（100株）
		アツギ	1,500	952.00	1,428,000	貸付有価証券 700株（600株）
		ダイニック	700	744.00	520,800	
		セーレン	37,600	2,864.00	107,686,400	
		ソトー	700	653.00	457,100	
		東海染工	200	699.00	139,800	
		小松マテーレ	28,200	806.00	22,729,200	貸付有価証券 400株（400株）
		ワコールホールディングス	40,300	5,314.00	214,154,200	
		ホギメディカル	26,200	4,805.00	125,891,000	貸付有価証券 500株（100株）
		クラウディアホールディングス	600	321.00	192,600	貸付有価証券 200株（200株）

		ＴＳＩホールディングス	61,500	1,029.00	63,283,500	貸付有価証券 2,700株
		マツオカコーポレーション	600	2,027.00	1,216,200	貸付有価証券 200株
		ワールド	30,000	2,562.00	76,860,000	
		三陽商会	10,100	2,847.00	28,754,700	貸付有価証券 300株
		ナイガイ	700	225.00	157,500	貸付有価証券 300株
		オンワードホールディングス	126,200	585.00	73,827,000	
		ルックホールディングス	6,200	2,487.00	15,419,400	貸付有価証券 2,900株
		ゴールドウイン	34,500	8,494.00	293,043,000	貸付有価証券 1,600株（900株）
		キング	800	728.00	582,400	
		ヤマトインターナショナル	1,700	348.00	591,600	
		特種東海製紙	9,400	3,575.00	33,605,000	貸付有価証券 700株
		王子ホールディングス	737,100	596.90	439,974,990	貸付有価証券 500株
		日本製紙	101,400	866.00	87,812,400	貸付有価証券 43,500株
		三菱製紙	2,900	541.00	1,568,900	貸付有価証券 1,300株
		北越コーポレーション	109,300	1,603.00	175,207,900	貸付有価証券 51,300株（8,200株）
		中越パルプ工業	900	1,489.00	1,340,100	
		大王製紙	98,200	827.00	81,211,400	貸付有価証券 1,500株
		阿波製紙	600	451.00	270,600	貸付有価証券 200株
		レンゴー	177,300	864.00	153,187,200	貸付有価証券 14,900株（4,600株）
		トーモク	11,200	2,264.00	25,356,800	貸付有価証券 1,500株
		ザ・パック	14,500	3,600.00	52,200,000	貸付有価証券 6,600株
		北の達人コーポレーション	82,000	145.00	11,890,000	貸付有価証券 38,400株（1,000株）
		クラレ	283,600	2,272.00	644,339,200	貸付有価証券 9,100株
		旭化成	1,316,700	1,079.50	1,421,377,650	
		共和レザー	1,400	702.00	982,800	
		巴川コーポレーション	700	692.00	484,400	貸付有価証券 300株（300株）
		レゾナック・ホールディ	174,700	4,099.00	716,095,300	貸付有価証券

ングス				13,300株（11,800株）
住友化学	1,565,400	344.30	538,967,220	
住友精化	9,100	4,680.00	42,588,000	
日産化学	100,100	4,870.00	487,487,000	
ラサ工業	6,900	2,787.00	19,230,300	
クレハ	40,300	2,823.00	113,766,900	貸付有価証券 4,900株
多木化学	7,600	3,555.00	27,018,000	貸付有価証券 3,500株
テイカ	14,200	1,555.00	22,081,000	
石原産業	32,300	1,513.00	48,869,900	
片倉コープアグリ	500	957.00	478,500	
日本曹達	41,300	2,902.00	119,852,600	貸付有価証券 700株
東ソー	259,800	2,099.00	545,320,200	
トクヤマ	62,900	2,601.50	163,634,350	
セントラル硝子	24,600	3,270.00	80,442,000	
東亜合成	93,600	1,514.00	141,710,400	
大阪ソーダ	68,000	1,978.00	134,504,000	貸付有価証券 22,400株（800株）
関東電化工業	41,800	981.00	41,005,800	貸付有価証券 6,500株
デンカ	70,800	2,149.50	152,184,600	貸付有価証券 700株
信越化学工業	1,745,300	5,237.00	9,140,136,100	
日本カーバイド工業	10,300	1,734.00	17,860,200	
堺化学工業	13,600	2,602.00	35,387,200	
第一稀元素化学工業	21,300	694.00	14,782,200	
エア・ウォーター	183,600	1,890.00	347,004,000	
日本酸素ホールディングス	188,800	4,450.00	840,160,000	貸付有価証券 5,700株（1,700株）
日本化学工業	7,100	2,369.00	16,819,900	
東邦アセチレン	2,300	371.00	853,300	貸付有価証券 100株
日本パーカライジング	86,700	1,291.00	111,929,700	貸付有価証券 800株
高圧ガス工業	28,300	813.00	23,007,900	
チタン工業	300	786.00	235,800	
四国化成ホールディングス	22,000	2,035.00	44,770,000	貸付有価証券 800株（800株）
戸田工業	4,400	1,171.00	5,152,400	貸付有価証券 100株

		ステラ　ケミファ	10,600	4,250.00	45,050,000	
		保土谷化学工業	6,100	3,765.00	22,966,500	貸付有価証券 700株（700株）
		日本触媒	124,700	1,906.50	237,740,550	貸付有価証券 100株
		大日精化工業	13,500	2,998.00	40,473,000	
		カネカ	48,000	3,712.00	178,176,000	貸付有価証券 2,600株（1,700株）
		三菱瓦斯化学	157,800	2,794.00	440,893,200	貸付有価証券 900株（100株）
		三井化学	175,100	3,412.00	597,441,200	
		東京応化工業	92,900	3,515.00	326,543,500	貸付有価証券 3,100株
		大阪有機化学工業	16,300	2,871.00	46,797,300	貸付有価証券 1,000株
		三菱ケミカルグループ	1,422,800	784.20	1,115,759,760	
		ＫＨネオケム	35,100	2,044.00	71,744,400	
		ダイセル	221,400	1,392.00	308,188,800	貸付有価証券 5,900株（1,300株）
		住友ベークライト	61,300	3,829.00	234,717,700	
		積水化学工業	387,600	2,632.50	1,020,357,000	
		日本ゼオン	150,100	1,469.00	220,496,900	貸付有価証券 10,300株
		アイカ工業	49,100	3,270.00	160,557,000	貸付有価証券 5,400株（5,400株）
		ＵＢＥ	100,300	2,376.00	238,312,800	
		積水樹脂	26,600	2,103.00	55,939,800	貸付有価証券 300株
		旭有機材	12,900	4,445.00	57,340,500	貸付有価証券 5,400株
		ニチバン	12,100	2,006.00	24,272,600	貸付有価証券 600株（100株）
		リケンテクノス	36,500	1,060.00	38,690,000	貸付有価証券 100株
		大倉工業	9,000	3,180.00	28,620,000	貸付有価証券 4,200株
		積水化成品工業	27,300	354.00	9,664,200	貸付有価証券 2,200株（1,900株）
		群栄化学工業	4,600	2,676.00	12,309,600	
		タイガースポリマー	1,100	727.00	799,700	
		ミライアル	700	1,281.00	896,700	貸付有価証券 300株（300株）
		ダイキアクシス	900	726.00	653,400	貸付有価証券 400株
		ダイキョーニシカワ	43,000	640.00	27,520,000	貸付有価証券 200株（100株）

		竹本容器	800	856.00	684,800	
		森六ホールディングス	10,800	2,014.00	21,751,200	
		恵和	12,600	1,007.00	12,688,200	貸付有価証券 100株
		日本化薬	136,300	1,276.00	173,918,800	貸付有価証券 700株
		カーリット	19,200	1,248.00	23,961,600	貸付有価証券 4,500株
		日本精化	12,900	2,342.00	30,211,800	貸付有価証券 700株
		扶桑化学工業	18,100	3,465.00	62,716,500	貸付有価証券 1,000株
		トリケミカル研究所	21,300	2,836.00	60,406,800	
		ＡＤＥＫＡ	67,900	2,796.50	189,882,350	貸付有価証券 3,000株
		日油	229,100	2,203.00	504,707,300	貸付有価証券 100株
		新日本理化	3,300	190.00	627,000	貸付有価証券 400株
		ハリマ化成グループ	15,200	874.00	13,284,800	
		花王	473,900	6,438.00	3,050,968,200	貸付有価証券 9,100株
		第一工業製薬	7,000	3,830.00	26,810,000	貸付有価証券 200株
		石原ケミカル	8,500	2,431.00	20,663,500	貸付有価証券 1,700株
		日華化学	900	1,158.00	1,042,200	貸付有価証券 400株
		ニイタカ	400	2,068.00	827,200	貸付有価証券 200株（100株）
		三洋化成工業	12,000	4,035.00	48,420,000	
		有機合成薬品工業	1,800	260.00	468,000	
		大日本塗料	21,600	1,146.00	24,753,600	貸付有価証券 100株
		日本ペイントホールディングス	861,200	1,030.50	887,466,600	貸付有価証券 12,200株
		関西ペイント	163,000	2,249.00	366,587,000	貸付有価証券 14,700株（100株）
		神東塗料	1,800	129.00	232,200	貸付有価証券 800株
		中国塗料	44,000	2,330.00	102,520,000	貸付有価証券 100株
		日本特殊塗料	1,500	1,269.00	1,903,500	貸付有価証券 400株
		藤倉化成	24,700	519.00	12,819,300	貸付有価証券 1,400株（900株）
		太陽ホールディングス	33,900	4,010.00	135,939,000	貸付有価証券 600株（500株）

		ＤＩＣ	69,100	3,541.00	244,683,100	貸付有価証券 3,700株（2,900株）
		サカタインクス	43,300	1,702.00	73,696,600	貸付有価証券 2,800株
		ａｒｔｉｅｎｃｅ	34,800	3,090.00	107,532,000	貸付有価証券 200株
		富士フイルムホールディングス	1,175,000	3,271.00	3,843,425,000	
		資生堂	406,900	2,725.00	1,108,802,500	貸付有価証券 27,700株
		ライオン	248,000	1,773.00	439,704,000	貸付有価証券 26,800株（400株）
		高砂香料工業	13,200	5,760.00	76,032,000	
		マンダム	38,600	1,278.00	49,330,800	貸付有価証券 400株
		ミルボン	31,300	3,515.00	110,019,500	貸付有価証券 7,200株（100株）
		コーセー	39,600	7,028.00	278,308,800	貸付有価証券 1,900株
		コタ	19,700	1,620.00	31,914,000	貸付有価証券 3,300株（100株）
		シーボン	300	1,015.00	304,500	貸付有価証券 100株（100株）
		ポーラ・オルビスホールディングス	99,900	1,439.50	143,806,050	貸付有価証券 45,400株（1,900株）
		ノエビアホールディングス	17,400	4,815.00	83,781,000	貸付有価証券 100株（100株）
		アジュバンホールディングス	600	800.00	480,000	貸付有価証券 200株
		新日本製薬	11,100	2,000.00	22,200,000	
		Ｉ－ｎｅ	6,500	1,904.00	12,376,000	貸付有価証券 3,000株（1,000株）
		アクシージア	12,800	509.00	6,515,200	貸付有価証券 4,900株（4,600株）
		エステー	15,800	1,549.00	24,474,200	貸付有価証券 100株
		アグロ　カネショウ	6,800	1,894.00	12,879,200	貸付有価証券 600株
		コニシ	61,400	1,273.00	78,162,200	貸付有価証券 200株
		長谷川香料	37,200	3,135.00	116,622,000	貸付有価証券 100株（100株）
		小林製薬	51,000	6,173.00	314,823,000	
		荒川化学工業	18,000	1,110.00	19,980,000	貸付有価証券 200株
		メック	16,000	3,380.00	54,080,000	貸付有価証券 7,500株
		日本高純度化学	4,800	3,155.00	15,144,000	

タカラバイオ	61,200	1,025.00	62,730,000	貸付有価証券 800株
ＪＣＵ	21,500	3,785.00	81,377,500	貸付有価証券 600株（400株）
新田ゼラチン	1,500	735.00	1,102,500	貸付有価証券 400株（200株）
ＯＡＴアグリオ	8,000	1,982.00	15,856,000	貸付有価証券 3,700株
デクセリアルズ	170,700	2,448.50	417,958,950	貸付有価証券 700株（700株）
アース製薬	17,800	5,570.00	99,146,000	貸付有価証券 7,700株
北興化学工業	17,400	1,301.00	22,637,400	貸付有価証券 8,000株
大成ラミック	5,600	2,450.00	13,720,000	貸付有価証券 100株（100株）
クミアイ化学工業	77,400	753.00	58,282,200	貸付有価証券 16,800株（2,900株）
日本農薬	29,800	688.00	20,502,400	貸付有価証券 2,000株（100株）
アキレス	10,600	1,428.00	15,136,800	
有沢製作所	29,300	1,493.00	43,744,900	
日東電工	616,200	2,642.00	1,628,000,400	貸付有価証券 1,000株
レック	25,000	1,310.00	32,750,000	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
三光合成	24,500	615.00	15,067,500	貸付有価証券 100株（100株）
きもと	3,600	301.00	1,083,600	貸付有価証券 400株
ＺＡＣＲＯＳ	15,400	4,305.00	66,297,000	貸付有価証券 100株（100株）
前澤化成工業	13,700	1,759.00	24,098,300	貸付有価証券 6,400株
未来工業	7,000	3,715.00	26,005,000	貸付有価証券 1,000株
ウェーブロックホールディングス	900	640.00	576,000	
ＪＳＰ	16,000	2,155.00	34,480,000	貸付有価証券 6,800株（700株）
エフピコ	43,000	2,797.00	120,271,000	貸付有価証券 2,700株
天馬	16,200	2,894.00	46,882,800	貸付有価証券 500株（400株）
信越ポリマー	42,000	1,651.00	69,342,000	
東リ	5,700	464.00	2,644,800	貸付有価証券 1,800株
ニフコ	72,800	3,868.00	281,590,400	貸付有価証券 800株

バルカー	14,900	3,245.00	48,350,500	
ユニ・チャーム	406,000	3,879.00	1,574,874,000	貸付有価証券 9,800株（3,300株）
ショーエイコーポレーション	700	567.00	396,900	貸付有価証券 300株
協和キリン	229,200	2,388.50	547,444,200	
武田薬品工業	1,734,000	4,135.00	7,170,090,000	
アステラス製薬	1,709,400	1,529.50	2,614,527,300	貸付有価証券 2,100株
住友ファーマ	173,500	566.00	98,201,000	貸付有価証券 22,000株（4,100株）
塩野義製薬	646,400	2,191.00	1,416,262,400	貸付有価証券 1,800株
わかもと製薬	2,500	216.00	540,000	貸付有価証券 1,100株（300株）
日本新薬	51,000	3,931.00	200,481,000	
中外製薬	610,000	6,946.00	4,237,060,000	貸付有価証券 5,500株
科研製薬	33,400	4,174.00	139,411,600	貸付有価証券 700株
エーザイ	258,600	4,224.00	1,092,326,400	
ロート製薬	205,900	2,930.50	603,389,950	貸付有価証券 11,200株
小野薬品工業	398,600	1,589.00	633,375,400	貸付有価証券 2,300株
久光製薬	43,300	4,091.00	177,140,300	
持田製薬	24,500	3,545.00	86,852,500	貸付有価証券 400株（400株）
参天製薬	370,300	1,568.00	580,630,400	貸付有価証券 900株
扶桑薬品工業	7,600	2,535.00	19,266,000	貸付有価証券 100株
日本ケミファ	200	1,500.00	300,000	
ツムラ	66,900	4,711.00	315,165,900	貸付有価証券 600株
キッセイ薬品工業	32,200	3,975.00	127,995,000	
生化学工業	37,200	795.00	29,574,000	貸付有価証券 200株
栄研化学	30,800	2,169.00	66,805,200	貸付有価証券 100株
鳥居薬品	10,500	4,435.00	46,567,500	
ＪＣＲファーマ	66,000	585.00	38,610,000	貸付有価証券 9,100株
東和薬品	26,200	3,255.00	85,281,000	
富士製薬工業	14,400	1,581.00	22,766,400	貸付有価証券 1,300株

		ゼリア新薬工業	30,900	2,410.00	74,469,000	貸付有価証券 100株
		ネクセラファーマ	91,500	1,022.00	93,513,000	貸付有価証券 41,700株（200株）
		第一三共	1,839,100	4,321.00	7,946,751,100	
		杏林製薬	42,300	1,466.00	62,011,800	貸付有価証券 200株
		大幸薬品	44,200	323.00	14,276,600	貸付有価証券 1,800株（400株）
		ダイト	14,500	2,025.00	29,362,500	貸付有価証券 700株
		大塚ホールディングス	486,400	8,636.00	4,200,550,400	
		ペプチドリーム	94,500	2,561.00	242,014,500	貸付有価証券 200株
		セルソース	13,000	808.00	10,504,000	
		あすか製薬ホールディングス	17,800	2,082.00	37,059,600	
		サワイグループホールディングス	114,600	2,152.00	246,619,200	貸付有価証券 8,400株（500株）
		日本コークス工業	197,700	93.00	18,386,100	貸付有価証券 57,800株（16,700株）
		ニチレキグループ	20,700	2,605.00	53,923,500	貸付有価証券 1,200株
		ユシロ化学工業	10,100	2,154.00	21,755,400	
		ビーピー・カストロール	1,000	898.00	898,000	貸付有価証券 100株（100株）
		富士石油	51,100	298.00	15,227,800	貸付有価証券 10,400株（1,500株）
		ＭＯＲＥＳＣＯ	800	1,311.00	1,048,800	
		出光興産	910,700	1,026.50	934,833,550	貸付有価証券 700株
		ＥＮＥＯＳホールディングス	3,305,500	828.70	2,739,267,850	
		コスモエネルギーホールディングス	64,200	6,920.00	444,264,000	貸付有価証券 200株
		横浜ゴム	98,600	3,375.00	332,775,000	貸付有価証券 200株（100株）
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	112,000	2,486.00	278,432,000	貸付有価証券 13,700株（12,000株）
		ブリヂストン	570,400	5,356.00	3,055,062,400	貸付有価証券 21,000株
		住友ゴム工業	191,100	1,794.00	342,833,400	貸付有価証券 5,800株
		藤倉コンポジット	18,700	1,556.00	29,097,200	貸付有価証券 200株
		オカモト	10,400	5,680.00	59,072,000	

		フコク	11,500	1,800.00	20,700,000	貸付有価証券 800株（200株）
		ニッタ	19,100	3,640.00	69,524,000	
		住友理工	37,800	1,617.00	61,122,600	
		三ツ星ベルト	27,100	3,970.00	107,587,000	貸付有価証券 1,000株（300株）
		バンドー化学	28,900	1,902.00	54,967,800	貸付有価証券 100株（100株）
		日東紡績	21,900	6,360.00	139,284,000	
		ＡＧＣ	189,600	4,667.00	884,863,200	貸付有価証券 12,900株（3,100株）
		日本板硝子	99,800	349.00	34,830,200	貸付有価証券 24,100株（6,800株）
		石塚硝子	400	2,313.00	925,200	貸付有価証券 100株（100株）
		日本山村硝子	900	1,631.00	1,467,900	貸付有価証券 400株
		日本電気硝子	72,300	3,370.00	243,651,000	貸付有価証券 300株
		オハラ	9,200	1,159.00	10,662,800	貸付有価証券 600株（200株）
		住友大阪セメント	34,900	3,276.00	114,332,400	
		太平洋セメント	120,200	3,578.00	430,075,600	
		日本ヒューム	17,100	1,395.00	23,854,500	貸付有価証券 100株
		日本コンクリート工業	37,800	368.00	13,910,400	貸付有価証券 17,700株
		三谷セキサン	8,200	5,460.00	44,772,000	
		アジアパイルホールディングス	27,700	825.00	22,852,500	貸付有価証券 100株
		東海カーボン	179,800	892.30	160,435,540	貸付有価証券 32,900株（600株）
		日本カーボン	11,200	4,430.00	49,616,000	貸付有価証券 700株
		東洋炭素	13,700	4,285.00	58,704,500	貸付有価証券 6,200株（1,900株）
		ノリタケ	21,600	3,880.00	83,808,000	貸付有価証券 100株
		ＴＯＴＯ	141,500	3,827.00	541,520,500	貸付有価証券 13,600株（1,300株）
		日本碍子	226,700	2,000.00	453,400,000	貸付有価証券 5,300株（3,500株）
		日本特殊陶業	159,300	5,020.00	799,686,000	貸付有価証券 400株
		ダントーホールディングス	700	311.00	217,700	貸付有価証券 300株
		ＭＡＲＵＷＡ	8,100	47,890.00	387,909,000	貸付有価証券 100株

		品川リフラクトリーズ	24,000	1,742.00	41,808,000	貸付有価証券 1,000株
		黒崎播磨	13,200	2,536.00	33,475,200	
		ヨータイ	10,000	1,608.00	16,080,000	
		東京窯業	2,600	418.00	1,086,800	
		ニッカトー	1,100	497.00	546,700	
		フジミインコーポレーテッド	52,400	2,369.00	124,135,600	貸付有価証券 2,200株（400株）
		クニミネ工業	700	1,012.00	708,400	
		エーアンドエーマテリアル	500	1,254.00	627,000	貸付有価証券 200株（200株）
		ニチアス	49,300	5,647.00	278,397,100	貸付有価証券 100株
		ニチハ	24,400	2,923.00	71,321,200	
		日本製鉄	1,015,200	3,079.00	3,125,800,800	貸付有価証券 22,900株（19,100株）
		神戸製鋼所	403,200	1,542.50	621,936,000	貸付有価証券 30,000株（8,200株）
		中山製鋼所	41,300	743.00	30,685,900	貸付有価証券 2,300株
		合同製鐵	11,200	3,880.00	43,456,000	貸付有価証券 800株（400株）
		ＪＦＥホールディングス	604,000	1,736.00	1,048,544,000	
		東京製鐵	56,000	1,474.00	82,544,000	貸付有価証券 3,600株
		共英製鋼	19,600	1,830.00	35,868,000	
		大和工業	37,800	7,383.00	279,077,400	貸付有価証券 100株
		東京鐵鋼	8,800	6,710.00	59,048,000	
		大阪製鐵	9,200	2,991.00	27,517,200	貸付有価証券 2,900株
		淀川製鋼所	18,500	5,570.00	103,045,000	貸付有価証券 500株（400株）
		中部鋼鈑	13,200	2,457.00	32,432,400	
		丸一鋼管	61,000	3,420.00	208,620,000	
		モリ工業	5,100	4,940.00	25,194,000	
		大同特殊鋼	126,300	1,149.00	145,118,700	貸付有価証券 200株
		日本高周波鋼業	900	340.00	306,000	貸付有価証券 400株（300株）
		日本冶金工業	13,500	3,920.00	52,920,000	貸付有価証券 2,600株
		山陽特殊製鋼	19,800	1,905.00	37,719,000	
		愛知製鋼	11,600	5,040.00	58,464,000	貸付有価証券

				500株
日本金属	500	621.00	310,500	貸付有価証券 100株
大平洋金属	18,500	1,464.00	27,084,000	貸付有価証券 5,800株
新日本電工	119,700	282.00	33,755,400	貸付有価証券 1,400株
栗本鐵工所	9,300	4,305.00	40,036,500	
虹技	300	1,191.00	357,300	貸付有価証券 100株
日本鋳鉄管	200	1,014.00	202,800	貸付有価証券 100株（100株）
三菱製鋼	14,800	1,511.00	22,362,800	
日亜鋼業	2,300	309.00	710,700	
日本精線	15,900	1,322.00	21,019,800	貸付有価証券 600株
エンビプロ・ホールディングス	19,700	401.00	7,899,700	貸付有価証券 500株
シンニッタン	2,800	204.00	571,200	貸付有価証券 800株（100株）
新家工業	400	5,010.00	2,004,000	
大紀アルミニウム工業所	28,500	1,057.00	30,124,500	貸付有価証券 900株
日本軽金属ホールディングス	58,600	1,524.00	89,306,400	貸付有価証券 1,400株（800株）
三井金属鉱業	50,000	4,610.00	230,500,000	貸付有価証券 400株
三菱マテリアル	143,300	2,380.00	341,054,000	貸付有価証券 18,400株
住友金属鉱山	253,600	3,531.00	895,461,600	貸付有価証券 1,700株
ＤＯＷＡホールディングス	54,100	4,397.00	237,877,700	貸付有価証券 2,100株
古河機械金属	26,400	1,609.00	42,477,600	
大阪チタニウムテクノロジーズ	34,800	1,827.00	63,579,600	貸付有価証券 16,400株（4,300株）
東邦チタニウム	41,400	1,048.00	43,387,200	貸付有価証券 15,100株（900株）
ＵＡＣＪ	28,100	5,310.00	149,211,000	
ＣＫサンエツ	4,800	3,925.00	18,840,000	
古河電気工業	66,800	6,822.00	455,709,600	貸付有価証券 3,800株（3,800株）
住友電気工業	692,300	2,837.00	1,964,055,100	
フジクラ	215,000	6,680.00	1,436,200,000	貸付有価証券 6,500株（4,600株）
ＳＷＣＣ	26,900	7,690.00	206,861,000	貸付有価証券 200株

		カナレ電気	400	1,461.00	584,400	
		平河ヒューテック	12,800	1,525.00	19,520,000	貸付有価証券 4,100株
		リョービ	21,300	2,270.00	48,351,000	貸付有価証券 1,600株
		アーレスティ	2,400	605.00	1,452,000	
		ＡＲＥホールディングス	81,100	1,692.00	137,221,200	
		稲葉製作所	11,100	1,784.00	19,802,400	貸付有価証券 5,200株
		宮地エンジニアリンググループ	24,100	1,965.00	47,356,500	貸付有価証券 400株
		トーカロ	57,800	1,870.00	108,086,000	貸付有価証券 1,600株
		アルファＣｏ	800	1,099.00	879,200	貸付有価証券 300株（300株）
		ＳＵＭＣＯ	381,700	1,160.00	442,772,000	貸付有価証券 113,000株（5,400株）
		川田テクノロジーズ	12,900	2,717.00	35,049,300	
		ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	15,300	3,480.00	53,244,000	貸付有価証券 700株（700株）
		ジェイテックコーポレーション	400	1,205.00	482,000	貸付有価証券 100株（100株）
		信和	1,500	736.00	1,104,000	貸付有価証券 400株（400株）
		東洋製罐グループホールディングス	127,800	2,392.00	305,697,600	貸付有価証券 1,700株
		ホッカンホールディングス	10,800	1,650.00	17,820,000	貸付有価証券 200株
		コロナ	11,200	990.00	11,088,000	
		横河ブリッジホールディングス	34,500	2,819.00	97,255,500	貸付有価証券 200株（200株）
		駒井ハルテック	400	1,606.00	642,400	
		高田機工	500	1,025.00	512,500	貸付有価証券 200株
		三和ホールディングス	197,900	4,438.00	878,280,200	貸付有価証券 500株
		文化シヤッター	52,500	1,900.00	99,750,000	貸付有価証券 1,900株
		三協立山	25,200	657.00	16,556,400	貸付有価証券 7,300株（1,100株）
		アルインコ	15,300	1,065.00	16,294,500	
		東洋シヤッター	600	785.00	471,000	
		ＬＩＸＩＬ	292,300	1,710.00	499,833,000	貸付有価証券 3,200株
		日本フイルコン	1,400	503.00	704,200	貸付有価証券 300株（200株）

		ノーリツ	28,200	1,680.00	47,376,000	貸付有価証券 1,700株
		長府製作所	22,400	1,916.00	42,918,400	貸付有価証券 3,800株
		リンナイ	106,600	3,234.00	344,744,400	
		ダイニチ工業	1,100	627.00	689,700	
		日東精工	29,100	634.00	18,449,400	貸付有価証券 600株（400株）
		三洋工業	300	2,884.00	865,200	
		岡部	35,800	779.00	27,888,200	貸付有価証券 400株（400株）
		ジーテクト	22,300	1,747.00	38,958,100	貸付有価証券 1,500株
		東プレ	35,300	2,021.00	71,341,300	貸付有価証券 500株（100株）
		高周波熱錬	29,700	967.00	28,719,900	貸付有価証券 200株（200株）
		東京製綱	11,800	1,296.00	15,292,800	貸付有価証券 500株
		サンコール	22,300	275.00	6,132,500	貸付有価証券 600株（400株）
		モリテック　スチール	2,000	165.00	330,000	貸付有価証券 900株（700株）
		パイオラックス	26,900	2,562.00	68,917,800	貸付有価証券 5,600株
		エイチワン	20,600	1,128.00	23,236,800	
		日本発條	177,300	2,047.00	362,933,100	貸付有価証券 600株
		中央発條	13,000	1,390.00	18,070,000	貸付有価証券 500株（500株）
		アドバネクス	300	943.00	282,900	
		立川ブラインド工業	9,100	1,355.00	12,330,500	貸付有価証券 4,200株
		日本ドライケミカル	500	4,395.00	2,197,500	
		日本製鋼所	59,500	6,107.00	363,366,500	貸付有価証券 1,700株
		三浦工業	91,000	3,906.00	355,446,000	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
		タクマ	66,300	1,639.00	108,665,700	貸付有価証券 400株
		ツガミ	41,900	1,440.00	60,336,000	貸付有価証券 2,300株（700株）
		オークマ	34,300	3,235.00	110,960,500	貸付有価証券 1,800株（1,200株）
		芝浦機械	25,200	3,515.00	88,578,000	
		アマダ	272,600	1,497.50	408,218,500	貸付有価証券 3,300株（2,000株）

アイダエンジニアリング	43,900	804.00	35,295,600	貸付有価証券 3,300株（2,900株）
ＦＵＪＩ	85,300	2,390.00	203,867,000	貸付有価証券 800株
牧野フライス製作所	21,700	7,750.00	168,175,000	
オーエスジー	86,500	1,813.50	156,867,750	貸付有価証券 36,500株（28,600株）
ダイジェット工業	200	690.00	138,000	
旭ダイヤモンド工業	49,000	821.00	40,229,000	貸付有価証券 300株
ＤＭＧ森精機	123,800	2,515.50	311,418,900	貸付有価証券 200株
ソディック	51,800	734.00	38,021,200	貸付有価証券 200株
ディスコ	94,500	42,770.00	4,041,765,000	貸付有価証券 2,700株（600株）
日東工器	7,500	2,618.00	19,635,000	
日進工具	16,400	744.00	12,201,600	
パンチ工業	2,300	399.00	917,700	
冨士ダイス	14,500	792.00	11,484,000	貸付有価証券 100株（100株）
豊和工業	1,300	1,289.00	1,675,700	貸付有価証券 400株
リケンＮＰＲ	24,600	2,550.00	62,730,000	貸付有価証券 11,500株（4,200株）
東洋機械金属	2,000	646.00	1,292,000	貸付有価証券 900株
津田駒工業	400	370.00	148,000	貸付有価証券 200株
エンシュウ	500	509.00	254,500	貸付有価証券 200株
島精機製作所	31,200	1,018.00	31,761,600	貸付有価証券 9,600株（1,000株）
オプトラン	32,200	1,917.00	61,727,400	貸付有価証券 3,400株（300株）
イワキポンプ	13,100	2,582.00	33,824,200	貸付有価証券 300株（200株）
フリュー	18,500	1,091.00	20,183,500	貸付有価証券 300株
ヤマシンフィルタ	41,500	667.00	27,680,500	貸付有価証券 4,300株
日阪製作所	23,800	1,068.00	25,418,400	
やまびこ	32,000	2,560.00	81,920,000	
野村マイクロ・サイエンス	32,500	1,845.00	59,962,500	貸付有価証券 15,200株（2,800株）
平田機工	9,400	5,450.00	51,230,000	貸付有価証券 100株

		ＰＥＧＡＳＵＳ	21,600	440.00	9,504,000	貸付有価証券 600株（500株）
		マルマエ	8,500	1,461.00	12,418,500	貸付有価証券 500株（300株）
		タツモ	14,000	2,184.00	30,576,000	貸付有価証券 6,500株（3,100株）
		ナブテスコ	123,200	2,789.00	343,604,800	貸付有価証券 7,600株（5,500株）
		三井海洋開発	24,800	3,280.00	81,344,000	
		レオン自動機	20,600	1,450.00	29,870,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ＳＭＣ	58,700	62,330.00	3,658,771,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ホソカワミクロン	13,700	4,140.00	56,718,000	
		ユニオンツール	8,600	5,020.00	43,172,000	貸付有価証券 2,200株（1,600株）
		瑞光	12,600	1,201.00	15,132,600	貸付有価証券 2,000株
		オイレス工業	26,600	2,466.00	65,595,600	
		日精エー・エス・ビー機械	6,700	5,060.00	33,902,000	貸付有価証券 100株（100株）
		サトーホールディングス	24,400	2,196.00	53,582,400	
		技研製作所	18,400	1,700.00	31,280,000	貸付有価証券 3,900株（3,400株）
		日本エアーテック	9,200	1,178.00	10,837,600	貸付有価証券 1,900株（500株）
		カワタ	700	781.00	546,700	
		日精樹脂工業	12,900	1,006.00	12,977,400	貸付有価証券 500株
		オカダアイヨン	700	1,872.00	1,310,400	貸付有価証券 300株（300株）
		ワイエイシイホールディングス	9,900	1,835.00	18,166,500	貸付有価証券 4,600株（800株）
		小松製作所	967,400	4,326.00	4,184,972,400	
		住友重機械工業	116,100	3,271.00	379,763,100	貸付有価証券 13,600株
		日立建機	78,200	3,489.00	272,839,800	貸付有価証券 1,100株（100株）
		日工	29,100	711.00	20,690,100	貸付有価証券 1,100株（100株）
		巴工業	7,700	3,795.00	29,221,500	貸付有価証券 100株
		井関農機	18,400	936.00	17,222,400	貸付有価証券 1,900株（100株）
		ＴＯＷＡ	60,100	1,483.00	89,128,300	貸付有価証券 28,000株（1,300株）
		丸山製作所	400	2,085.00	834,000	

		北川鉄工所	7,700	1,171.00	9,016,700	
		ローツェ	102,500	1,492.00	152,930,000	貸付有価証券 32,400株（13,800株）
		タカキタ	700	365.00	255,500	
		クボタ	1,026,000	1,841.00	1,888,866,000	貸付有価証券 20,600株（9,200株）
		荏原実業	9,400	3,975.00	37,365,000	貸付有価証券 100株（100株）
		三菱化工機	6,900	3,750.00	25,875,000	
		月島ホールディングス	26,500	1,484.00	39,326,000	貸付有価証券 400株（300株）
		帝国電機製作所	13,400	2,809.00	37,640,600	貸付有価証券 300株（300株）
		東京機械製作所	600	344.00	206,400	貸付有価証券 200株
		新東工業	43,600	944.00	41,158,400	貸付有価証券 600株（400株）
		澁谷工業	18,400	3,830.00	70,472,000	
		アイチ　コーポレーション	32,500	1,461.00	47,482,500	貸付有価証券 300株
		小森コーポレーション	48,300	1,212.00	58,539,600	
		鶴見製作所	15,000	3,315.00	49,725,000	貸付有価証券 100株（100株）
		日本ギア工業	900	515.00	463,500	
		酒井重工業	7,700	2,332.00	17,956,400	
		荏原製作所	402,900	2,541.00	1,023,768,900	
		酉島製作所	16,900	2,408.00	40,695,200	貸付有価証券 2,600株
		北越工業	19,700	1,789.00	35,243,300	貸付有価証券 100株
		ダイキン工業	255,600	18,315.00	4,681,314,000	
		オルガノ	30,300	8,180.00	247,854,000	貸付有価証券 1,900株
		トーヨーカネツ	7,300	4,410.00	32,193,000	
		栗田工業	109,800	5,552.00	609,609,600	貸付有価証券 1,900株（1,600株）
		椿本チエイン	88,900	1,930.00	171,577,000	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
		大同工業	1,000	773.00	773,000	貸付有価証券 100株（100株）
		木村化工機	15,000	903.00	13,545,000	貸付有価証券 800株
		アネスト岩田	33,400	1,416.00	47,294,400	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		ダイフク	331,200	3,313.00	1,097,265,600	

サムコ	4,700	3,100.00	14,570,000	貸付有価証券 400株
加藤製作所	1,300	1,411.00	1,834,300	
油研工業	400	2,611.00	1,044,400	
タダノ	112,900	1,152.50	130,117,250	
フジテック	63,100	6,125.00	386,487,500	
ＣＫＤ	54,300	2,571.00	139,605,300	貸付有価証券 900株（900株）
平和	65,300	2,380.00	155,414,000	
理想科学工業	15,700	3,195.00	50,161,500	貸付有価証券 100株
ＳＡＮＫＹＯ	226,700	2,090.00	473,803,000	貸付有価証券 1,100株
日本金銭機械	23,700	1,009.00	23,913,300	貸付有価証券 9,300株（2,500株）
マースグループホールディングス	13,200	3,320.00	43,824,000	貸付有価証券 700株（200株）
フクシマガリレイ	14,400	5,370.00	77,328,000	貸付有価証券 400株（100株）
オーイズミ	800	330.00	264,000	貸付有価証券 300株（300株）
ダイコク電機	8,600	2,912.00	25,043,200	貸付有価証券 1,400株
竹内製作所	35,600	4,885.00	173,906,000	貸付有価証券 14,300株
アマノ	55,700	4,282.00	238,507,400	
ＪＵＫＩ	30,400	363.00	11,035,200	貸付有価証券 400株（300株）
ジャノメ	17,000	996.00	16,932,000	貸付有価証券 1,500株（300株）
マックス	24,200	3,415.00	82,643,000	貸付有価証券 100株
グローリー	51,400	2,572.50	132,226,500	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
新晃工業	59,300	1,253.00	74,302,900	貸付有価証券 8,200株（5,700株）
大和冷機工業	30,100	1,577.00	47,467,700	貸付有価証券 100株（100株）
セガサミーホールディングス	175,300	3,080.00	539,924,000	貸付有価証券 21,900株
ＴＰＲ	24,900	2,448.00	60,955,200	貸付有価証券 500株
ツバキ・ナカシマ	48,400	474.00	22,941,600	貸付有価証券 13,600株
ホシザキ	126,300	6,243.00	788,490,900	貸付有価証券 1,100株
大豊工業	17,000	588.00	9,996,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）

		日本精工	363,300	676.00	245,590,800	貸付有価証券 900株
		ＮＴＮ	464,300	252.10	117,050,030	貸付有価証券 37,900株
		ジェイテクト	174,600	1,158.50	202,274,100	貸付有価証券 800株
		不二越	14,500	3,070.00	44,515,000	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
		日本トムソン	53,400	515.00	27,501,000	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
		ＴＨＫ	113,200	3,703.00	419,179,600	貸付有価証券 2,200株
		ユーシン精機	18,100	658.00	11,909,800	
		前澤給装工業	14,100	1,372.00	19,345,200	
		イーグル工業	21,700	2,039.00	44,246,300	
		前澤工業	1,400	1,233.00	1,726,200	貸付有価証券 100株（100株）
		ＰＩＬＬＡＲ	18,200	4,245.00	77,259,000	貸付有価証券 700株
		キッツ	65,700	1,127.00	74,043,900	貸付有価証券 2,900株（100株）
		マキタ	244,200	4,791.00	1,169,962,200	
		三井Ｅ＆Ｓ	104,900	1,755.00	184,099,500	貸付有価証券 49,200株（200株）
		カナデビア	160,800	958.00	154,046,400	貸付有価証券 5,000株（2,200株）
		三菱重工業	3,431,800	2,250.00	7,721,550,000	
		ＩＨＩ	157,300	8,943.00	1,406,733,900	貸付有価証券 2,700株
		サノヤスホールディングス	3,200	151.00	483,200	
		スター精密	33,100	1,872.00	61,963,200	貸付有価証券 800株（300株）
		日清紡ホールディングス	147,600	890.40	131,423,040	貸付有価証券 12,200株
		イビデン	112,600	4,598.00	517,734,800	貸付有価証券 700株
		コニカミノルタ	438,300	680.70	298,350,810	貸付有価証券 2,300株
		ブラザー工業	262,200	2,722.50	713,839,500	貸付有価証券 2,000株（600株）
		ミネベアミツミ	341,400	2,550.50	870,740,700	貸付有価証券 100株
		日立製作所	5,053,400	3,958.00	20,001,357,200	
		三菱電機	1,996,100	2,680.00	5,349,548,000	貸付有価証券 5,500株（5,500株）
		富士電機	119,300	8,560.00	1,021,208,000	貸付有価証券 2,000株（400株）

東洋電機製造	800	1,121.00	896,800	
安川電機	213,200	3,985.00	849,602,000	貸付有価証券 300株
シンフォニアテクノロジー	19,500	6,570.00	128,115,000	貸付有価証券 100株
明電舎	33,100	4,445.00	147,129,500	
オリジン	400	1,128.00	451,200	
山洋電気	8,500	8,730.00	74,205,000	貸付有価証券 100株
デンヨー	14,900	2,848.00	42,435,200	
ＰＨＣホールディングス	36,700	934.00	34,277,800	貸付有価証券 5,700株
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	137,400	2,101.50	288,746,100	貸付有価証券 25,500株
ソシオネクスト	195,500	2,537.00	495,983,500	貸付有価証券 15,400株（12,800株）
東芝テック	29,300	3,600.00	105,480,000	
芝浦メカトロニクス	14,200	8,020.00	113,884,000	貸付有価証券 2,100株
マブチモーター	86,100	2,249.50	193,681,950	貸付有価証券 3,900株
ニデック	866,500	2,730.00	2,365,545,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	281.00	3,456,300	貸付有価証券 2,200株（1,500株）
トレックス・セミコンダクター	9,200	1,193.00	10,975,600	貸付有価証券 100株（100株）
東光高岳	10,600	2,118.00	22,450,800	貸付有価証券 200株
ダブル・スコープ	60,200	271.00	16,314,200	貸付有価証券 28,200株（19,200株）
ダイヘン	18,600	8,020.00	149,172,000	貸付有価証券 1,000株（400株）
ヤーマン	38,200	707.00	27,007,400	貸付有価証券 18,000株（6,900株）
ＪＶＣケンウッド	154,900	1,732.00	268,286,800	貸付有価証券 6,500株
ミマキエンジニアリング	16,300	1,630.00	26,569,000	貸付有価証券 1,200株（900株）
Ｉ－ＰＥＸ	10,900	2,939.00	32,035,100	貸付有価証券 5,100株（600株）
大崎電気工業	42,100	829.00	34,900,900	貸付有価証券 600株
オムロン	179,800	5,300.00	952,940,000	
日東工業	26,500	2,872.00	76,108,000	貸付有価証券 2,100株（2,000株）
ＩＤＥＣ	29,000	2,430.00	70,470,000	

		正興電機製作所	800	1,183.00	946,400	貸付有価証券 300株（100株）
		不二電機工業	500	1,107.00	553,500	貸付有価証券 200株
		ジーエス・ユアサ　コーポレーション	87,600	2,611.00	228,723,600	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		サクサ	500	2,837.00	1,418,500	
		メルコホールディングス	4,400	2,161.00	9,508,400	
		テクノメディカ	3,800	1,819.00	6,912,200	
		ダイヤモンドエレクトリックホールディング	8,000	501.00	4,008,000	貸付有価証券 900株（500株）
		日本電気	277,600	13,800.00	3,830,880,000	貸付有価証券 200株（200株）
		富士通	1,805,900	2,748.00	4,962,613,200	
		沖電気工業	95,100	1,063.00	101,091,300	貸付有価証券 5,100株（1,200株）
		電気興業	7,900	1,658.00	13,098,200	
		サンケン電気	20,100	5,776.00	116,097,600	貸付有価証券 7,300株（1,000株）
		ナカヨ	300	1,107.00	332,100	
		アイホン	11,900	2,738.00	32,582,200	
		ルネサスエレクトロニクス	1,495,100	2,026.00	3,029,072,600	
		セイコーエプソン	251,700	2,874.00	723,385,800	貸付有価証券 300株
		ワコム	137,900	732.00	100,942,800	貸付有価証券 400株
		アルバック	43,000	6,070.00	261,010,000	
		アクセル	9,800	1,264.00	12,387,200	
		ＥＩＺＯ	25,600	2,207.00	56,499,200	貸付有価証券 100株
		日本信号	44,700	915.00	40,900,500	貸付有価証券 400株
		京三製作所	45,700	527.00	24,083,900	貸付有価証券 200株
		能美防災	26,500	3,345.00	88,642,500	
		ホーチキ	12,600	2,602.00	32,785,200	
		星和電機	1,000	542.00	542,000	
		エレコム	46,900	1,474.00	69,130,600	貸付有価証券 300株（300株）
		パナソニック　ホールディングス	2,318,400	1,629.00	3,776,673,600	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
		シャープ	283,600	977.90	277,332,440	貸付有価証券 27,400株
		アンリツ	138,200	1,420.00	196,244,000	貸付有価証券 5,100株（5,100株）

		富士通ゼネラル	55,600	2,315.00	128,714,000	貸付有価証券 100株
		ソニーグループ	6,804,400	3,350.00	22,794,740,000	
		ＴＤＫ	1,694,900	2,045.00	3,466,070,500	
		帝国通信工業	8,600	2,524.00	21,706,400	貸付有価証券 100株（100株）
		タムラ製作所	78,200	505.00	39,491,000	貸付有価証券 1,700株
		アルプスアルパイン	159,300	1,593.00	253,764,900	
		池上通信機	700	641.00	448,700	
		日本電波工業	18,500	863.00	15,965,500	貸付有価証券 100株
		鈴木	10,500	1,805.00	18,952,500	
		メイコー	19,500	9,230.00	179,985,000	貸付有価証券 100株（100株）
		日本トリム	4,400	3,770.00	16,588,000	
		フォスター電機	20,000	1,527.00	30,540,000	貸付有価証券 400株（100株）
		ＳＭＫ	4,700	2,479.00	11,651,300	
		ヨコオ	17,300	1,756.00	30,378,800	
		ティアック	3,400	75.00	255,000	貸付有価証券 600株（300株）
		ホシデン	49,100	2,263.00	111,113,300	貸付有価証券 7,200株
		ヒロセ電機	28,500	18,625.00	530,812,500	
		日本航空電子工業	51,100	2,908.00	148,598,800	貸付有価証券 100株
		ＴＯＡ	19,800	1,016.00	20,116,800	貸付有価証券 300株（100株）
		マクセル	39,700	1,797.00	71,340,900	貸付有価証券 100株
		古野電気	23,200	2,675.00	62,060,000	貸付有価証券 800株
		スミダコーポレーション	26,500	900.00	23,850,000	貸付有価証券 2,800株
		アイコム	7,600	2,729.00	20,740,400	
		リオン	8,100	2,630.00	21,303,000	
		横河電機	214,700	3,413.00	732,771,100	貸付有価証券 800株（800株）
		新電元工業	7,500	2,470.00	18,525,000	貸付有価証券 1,000株（100株）
		アズビル	534,700	1,242.50	664,364,750	
		東亜ディーケーケー	1,000	759.00	759,000	貸付有価証券 300株
		日本光電工業	173,900	2,159.50	375,537,050	貸付有価証券 7,500株（2,400株）

チノー	8,100	2,255.00	18,265,500	貸付有価証券 1,700株（300株）
共和電業	2,200	423.00	930,600	
日本電子材料	11,900	2,135.00	25,406,500	貸付有価証券 2,200株（1,300株）
堀場製作所	36,800	9,230.00	339,664,000	
アドバンテスト	612,400	9,095.00	5,569,778,000	貸付有価証券 1,000株
小野測器	1,000	612.00	612,000	貸付有価証券 400株（400株）
エスペック	17,300	2,703.00	46,761,900	貸付有価証券 100株（100株）
キーエンス	194,400	63,820.00	12,406,608,000	
日置電機	10,200	7,600.00	77,520,000	貸付有価証券 1,500株
シスメックス	503,000	2,919.00	1,468,257,000	貸付有価証券 5,000株（5,000株）
日本マイクロニクス	32,000	3,800.00	121,600,000	貸付有価証券 500株（500株）
メガチップス	15,000	6,400.00	96,000,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	12,100	4,070.00	49,247,000	貸付有価証券 5,600株（5,600株）
澤藤電機	300	898.00	269,400	貸付有価証券 100株
原田工業	1,100	500.00	550,000	貸付有価証券 200株
コーセル	20,800	1,054.00	21,923,200	貸付有価証券 1,700株（800株）
イリソ電子工業	19,600	2,642.00	51,783,200	
オプテックスグループ	35,600	1,740.00	61,944,000	
千代田インテグレ	6,800	3,455.00	23,494,000	
レーザーテック	89,100	15,050.00	1,340,955,000	貸付有価証券 9,000株
スタンレー電気	121,700	2,601.50	316,602,550	貸付有価証券 6,800株（100株）
ウシオ電機	85,900	2,098.50	180,261,150	貸付有価証券 800株（100株）
岡谷電機産業	1,700	218.00	370,600	貸付有価証券 500株
ヘリオス　テクノ　ホールディング	2,300	958.00	2,203,400	
エノモト	700	1,416.00	991,200	貸付有価証券 100株
日本セラミック	17,800	2,586.00	46,030,800	貸付有価証券 3,400株
遠藤照明	1,100	1,513.00	1,664,300	
古河電池	14,300	1,378.00	19,705,400	貸付有価証券

				2,700株
山一電機	15,900	2,308.00	36,697,200	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
図研	17,800	4,130.00	73,514,000	
日本電子	44,900	5,614.00	252,068,600	貸付有価証券 3,300株（3,300株）
カシオ計算機	155,500	1,308.00	203,394,000	貸付有価証券 800株
ファナック	940,300	4,116.00	3,870,274,800	貸付有価証券 600株（400株）
日本シイエムケイ	57,000	420.00	23,940,000	貸付有価証券 4,000株（2,700株）
エンプラス	5,700	4,890.00	27,873,000	貸付有価証券 1,800株（1,100株）
大真空	23,700	562.00	13,319,400	貸付有価証券 4,500株（3,500株）
ローム	352,000	1,434.50	504,944,000	貸付有価証券 17,300株
浜松ホトニクス	311,900	1,731.50	540,054,850	貸付有価証券 14,500株
三井ハイテック	86,000	823.00	70,778,000	貸付有価証券 6,300株
新光電気工業	68,800	5,667.00	389,889,600	
京セラ	1,207,300	1,550.50	1,871,918,650	貸付有価証券 2,200株
太陽誘電	85,200	2,236.00	190,507,200	貸付有価証券 7,200株
村田製作所	1,735,700	2,487.00	4,316,685,900	
双葉電子工業	37,000	502.00	18,574,000	貸付有価証券 1,100株
北陸電気工業	800	1,604.00	1,283,200	
ニチコン	51,000	1,063.00	54,213,000	貸付有価証券 15,200株（7,600株）
日本ケミコン	23,900	962.00	22,991,800	貸付有価証券 5,700株（200株）
ＫＯＡ	32,400	981.00	31,784,400	貸付有価証券 2,300株
市光工業	35,000	402.00	14,070,000	貸付有価証券 400株
小糸製作所	201,300	2,012.50	405,116,250	貸付有価証券 21,300株（9,200株）
ミツバ	36,400	968.00	35,235,200	貸付有価証券 4,600株（2,000株）
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	81,200	9,397.00	763,036,400	貸付有価証券 200株（200株）
キヤノン電子	18,400	2,423.00	44,583,200	
キヤノン	969,100	5,214.00	5,052,887,400	貸付有価証券 400株

リコー	511,800	1,799.50	920,984,100	貸付有価証券 8,600株（3,800株）
象印マホービン	58,000	1,834.00	106,372,000	貸付有価証券 3,100株
ＭＵＴＯＨホールディングス	300	2,584.00	775,200	貸付有価証券 100株（100株）
東京エレクトロン	411,200	23,830.00	9,798,896,000	
イノテック	13,900	1,373.00	19,084,700	貸付有価証券 300株（100株）
トヨタ紡織	81,800	2,044.00	167,199,200	
芦森工業	400	2,622.00	1,048,800	貸付有価証券 100株
ユニプレス	34,900	1,097.00	38,285,300	貸付有価証券 6,500株
豊田自動織機	165,700	12,710.00	2,106,047,000	
モリタホールディングス	30,700	2,161.00	66,342,700	
三櫻工業	27,000	744.00	20,088,000	貸付有価証券 5,400株（600株）
デンソー	2,061,100	2,170.50	4,473,617,550	
東海理化電機製作所	54,800	2,246.00	123,080,800	貸付有価証券 100株
川崎重工業	146,400	7,366.00	1,078,382,400	貸付有価証券 5,100株
名村造船所	55,500	1,728.00	95,904,000	貸付有価証券 26,000株（20,100株）
日本車輌製造	7,500	2,192.00	16,440,000	貸付有価証券 100株
三菱ロジスネクスト	31,000	1,970.00	61,070,000	貸付有価証券 500株
近畿車輛	400	1,428.00	571,200	貸付有価証券 100株
日産自動車	2,428,800	552.40	1,341,669,120	貸付有価証券 1,139,900株（900株）
いすゞ自動車	600,100	2,132.50	1,279,713,250	
トヨタ自動車	10,329,100	3,142.00	32,454,032,200	
日野自動車	292,200	537.70	157,115,940	貸付有価証券 92,500株（5,800株）
三菱自動車工業	758,000	562.90	426,678,200	貸付有価証券 74,200株（74,100株）
エフテック	1,600	592.00	947,200	貸付有価証券 600株
レシップホールディングス	1,200	473.00	567,600	貸付有価証券 400株（300株）
ＧＭＢ	500	1,040.00	520,000	貸付有価証券 200株（200株）

ファルテック	300	429.00	128,700	
武蔵精密工業	47,600	3,925.00	186,830,000	貸付有価証券 200株
日産車体	29,500	996.00	29,382,000	貸付有価証券 13,600株（100株）
新明和工業	55,900	1,392.00	77,812,800	貸付有価証券 700株（500株）
極東開発工業	26,300	2,492.00	65,539,600	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
トピー工業	15,700	1,971.00	30,944,700	
ティラド	4,300	3,665.00	15,759,500	
タチエス	35,900	1,735.00	62,286,500	貸付有価証券 200株
ＮＯＫ	75,500	2,460.00	185,730,000	貸付有価証券 100株
フタバ産業	58,600	730.00	42,778,000	貸付有価証券 3,700株（3,000株）
カヤバ	33,000	2,910.00	96,030,000	貸付有価証券 1,300株（1,100株）
大同メタル工業	38,000	524.00	19,912,000	貸付有価証券 400株（400株）
プレス工業	76,000	553.00	42,028,000	貸付有価証券 4,600株
ミクニ	2,700	323.00	872,100	貸付有価証券 300株
太平洋工業	44,600	1,364.00	60,834,400	貸付有価証券 3,700株
アイシン	411,500	1,782.50	733,498,750	貸付有価証券 300株
マツダ	596,800	1,087.00	648,721,600	貸付有価証券 1,600株
今仙電機製作所	1,400	571.00	799,400	貸付有価証券 600株（600株）
本田技研工業	4,603,800	1,500.00	6,905,700,000	貸付有価証券 122,800株
スズキ	1,570,200	1,758.00	2,760,411,600	貸付有価証券 31,800株
ＳＵＢＡＲＵ	585,900	2,785.50	1,632,024,450	
安永	1,000	448.00	448,000	貸付有価証券 500株（500株）
ヤマハ発動機	820,300	1,433.50	1,175,900,050	貸付有価証券 10,900株（400株）
ＴＢＫ	2,600	269.00	699,400	
エクセディ	31,800	4,340.00	138,012,000	貸付有価証券 800株
豊田合成	55,600	2,765.50	153,761,800	貸付有価証券 2,300株
愛三工業	36,800	1,755.00	64,584,000	貸付有価証券

				1,800株（1,700株）
盟和産業	300	1,291.00	387,300	貸付有価証券 100株
日本プラスト	1,800	366.00	658,800	
ヨロズ	20,000	1,240.00	24,800,000	貸付有価証券 400株（400株）
エフ・シー・シー	34,000	3,090.00	105,060,000	貸付有価証券 700株
シマノ	84,400	21,500.00	1,814,600,000	
テイ・エス　テック	79,100	1,786.50	141,312,150	貸付有価証券 6,900株（4,000株）
ジャムコ	11,700	1,538.00	17,994,600	貸付有価証券 1,100株（500株）
リガク・ホールディングス	98,200	886.00	87,005,200	
テルモ	1,299,800	3,069.00	3,989,086,200	貸付有価証券 5,900株（5,900株）
クリエートメディック	700	937.00	655,900	
日機装	50,300	973.00	48,941,900	貸付有価証券 500株（500株）
日本エム・ディ・エム	15,400	608.00	9,363,200	貸付有価証券 2,100株（1,600株）
島津製作所	279,700	4,464.00	1,248,580,800	
ＪＭＳ	18,000	434.00	7,812,000	
クボテック	600	204.00	122,400	貸付有価証券 200株（200株）
長野計器	12,700	2,500.00	31,750,000	貸付有価証券 500株
ブイ・テクノロジー	9,500	2,419.00	22,980,500	
東京計器	13,600	3,230.00	43,928,000	貸付有価証券 5,600株（1,300株）
愛知時計電機	9,200	1,965.00	18,078,000	
インターアクション	11,700	981.00	11,477,700	貸付有価証券 300株
オーバル	2,100	362.00	760,200	貸付有価証券 100株（100株）
東京精密	39,800	7,284.00	289,903,200	
マニー	77,700	1,797.00	139,626,900	貸付有価証券 15,100株（12,400株）
ニコン	306,500	1,634.00	500,821,000	貸付有価証券 7,000株（6,300株）
トプコン	110,300	2,857.00	315,127,100	貸付有価証券 1,900株
オリンパス	1,112,400	2,356.50	2,621,370,600	
理研計器	27,500	3,830.00	105,325,000	貸付有価証券 4,000株

タムロン	26,700	4,495.00	120,016,500	貸付有価証券 100株
ＨＯＹＡ	379,600	19,885.00	7,548,346,000	
シード	1,800	551.00	991,800	貸付有価証券 800株（800株）
ノーリツ鋼機	18,400	5,160.00	94,944,000	貸付有価証券 100株
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	24,300	1,967.00	47,798,100	
朝日インテック	236,800	2,529.00	598,867,200	貸付有価証券 7,900株（1,400株）
シチズン時計	178,700	922.00	164,761,400	貸付有価証券 5,300株
リズム	400	3,760.00	1,504,000	
大研医器	1,900	509.00	967,100	
メニコン	72,400	1,403.00	101,577,200	貸付有価証券 10,700株（5,000株）
シンシア	200	522.00	104,400	
松風	19,500	2,199.00	42,880,500	貸付有価証券 200株
セイコーグループ	30,100	4,795.00	144,329,500	貸付有価証券 200株
ニプロ	162,000	1,489.00	241,218,000	貸付有価証券 21,000株（10,100株）
三井松島ホールディングス	13,300	3,700.00	49,210,000	貸付有価証券 100株（100株）
ＫＹＯＲＩＴＳＵ	3,200	164.00	524,800	貸付有価証券 600株
中本パックス	800	1,733.00	1,386,400	
パラマウントベッドホールディングス	44,900	2,710.00	121,679,000	貸付有価証券 600株
トランザクション	12,800	2,088.00	26,726,400	貸付有価証券 1,000株
粧美堂	600	519.00	311,400	
ニホンフラッシュ	16,400	805.00	13,202,000	貸付有価証券 1,000株（900株）
前田工繊	34,600	1,930.00	66,778,000	
永大産業	2,500	207.00	517,500	貸付有価証券 200株
アートネイチャー	20,000	820.00	16,400,000	貸付有価証券 500株（300株）
フルヤ金属	18,400	3,500.00	64,400,000	貸付有価証券 1,400株
バンダイナムコホールディングス	527,500	3,738.00	1,971,795,000	貸付有価証券 900株
アイフィスジャパン	600	560.00	336,000	貸付有価証券 200株

ＳＨＯＥＩ	54,600	2,228.00	121,648,800	貸付有価証券 4,200株（2,600株）
フランスベッドホールディングス	27,900	1,307.00	36,465,300	貸付有価証券 3,100株（2,500株）
パイロットコーポレーション	30,400	4,818.00	146,467,200	貸付有価証券 1,800株
萩原工業	13,000	1,640.00	21,320,000	貸付有価証券 3,500株
フジシールインターナショナル	43,700	2,467.00	107,807,900	貸付有価証券 100株
タカラトミー	81,600	4,435.00	361,896,000	貸付有価証券 800株（200株）
広済堂ホールディングス	73,300	499.00	36,576,700	貸付有価証券 32,100株
エステールホールディングス	500	600.00	300,000	貸付有価証券 200株
タカノ	800	707.00	565,600	貸付有価証券 300株
プロネクサス	20,100	1,320.00	26,532,000	
ホクシン	1,600	104.00	166,400	貸付有価証券 800株
ウッドワン	800	837.00	669,600	貸付有価証券 300株（300株）
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	254,700	4,165.00	1,060,825,500	貸付有価証券 500株
大日本印刷	402,900	2,222.50	895,445,250	貸付有価証券 500株（500株）
共同印刷	5,500	4,015.00	22,082,500	
ＮＩＳＳＨＡ	33,300	1,641.00	54,645,300	貸付有価証券 6,300株（2,700株）
光村印刷	200	1,390.00	278,000	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	11,500	2,924.00	33,626,000	
アシックス	717,400	3,135.00	2,249,049,000	
ツツミ	4,500	2,140.00	9,630,000	
ローランド	14,300	3,965.00	56,699,500	貸付有価証券 200株
小松ウオール工業	14,300	1,519.00	21,721,700	貸付有価証券 100株
ヤマハ	355,100	1,112.00	394,871,200	貸付有価証券 700株
河合楽器製作所	5,900	2,968.00	17,511,200	貸付有価証券 100株
クリナップ	19,000	650.00	12,350,000	貸付有価証券 100株（100株）
ピジョン	123,800	1,465.50	181,428,900	貸付有価証券 2,300株
キングジム	17,100	861.00	14,723,100	貸付有価証券

				7,700株（200株）
リンテック	39,000	3,015.00	117,585,000	貸付有価証券 100株
イトーキ	38,800	1,680.00	65,184,000	
任天堂	1,226,700	9,260.00	11,359,242,000	
三菱鉛筆	26,900	2,387.00	64,210,300	貸付有価証券 4,600株
タカラスタンダード	44,700	1,698.00	75,900,600	
コクヨ	97,100	2,786.50	270,569,150	貸付有価証券 20,000株（12,100株）
ナカバヤシ	20,900	513.00	10,721,700	貸付有価証券 100株（100株）
グローブライド	19,200	1,916.00	36,787,200	
オカムラ	58,500	2,038.00	119,223,000	貸付有価証券 2,100株
美津濃	19,300	9,130.00	176,209,000	貸付有価証券 400株
グリムス	8,700	2,534.00	22,045,800	
東京電力ホールディングス	1,634,700	464.40	759,154,680	貸付有価証券 96,600株（39,500株）
中部電力	716,000	1,630.50	1,167,438,000	
関西電力	947,800	1,717.00	1,627,372,600	貸付有価証券 10,100株
中国電力	337,600	885.70	299,012,320	貸付有価証券 20,500株
北陸電力	198,700	853.70	169,630,190	貸付有価証券 9,600株
東北電力	511,600	1,156.50	591,665,400	貸付有価証券 2,400株（1,100株）
四国電力	180,900	1,211.00	219,069,900	貸付有価証券 7,500株（7,400株）
九州電力	447,900	1,384.00	619,893,600	貸付有価証券 100株
北海道電力	203,400	817.40	166,259,160	貸付有価証券 94,100株（1,600株）
沖縄電力	49,600	944.00	46,822,400	貸付有価証券 8,100株
電源開発	146,300	2,558.50	374,308,550	貸付有価証券 200株
エフオン	14,100	374.00	5,273,400	
イーレックス	37,900	674.00	25,544,600	貸付有価証券 7,900株
レノバ	53,000	709.00	37,577,000	貸付有価証券 24,800株（1,100株）
東京瓦斯	367,300	4,376.00	1,607,304,800	貸付有価証券 600株

		大阪瓦斯	381,700	3,405.00	1,299,688,500	貸付有価証券 5,800株（4,300株）
		東邦瓦斯	76,500	4,221.00	322,906,500	貸付有価証券 7,500株（3,400株）
		北海道瓦斯	58,000	555.00	32,190,000	貸付有価証券 300株（300株）
		広島ガス	41,100	382.00	15,700,200	貸付有価証券 600株（600株）
		西部ガスホールディングス	20,300	1,711.00	34,733,300	貸付有価証券 1,200株（800株）
		静岡ガス	44,300	1,043.00	46,204,900	貸付有価証券 20,700株
		メタウォーター	26,600	1,812.00	48,199,200	貸付有価証券 200株（200株）
		ＳＢＳホールディングス	17,300	2,394.00	41,416,200	貸付有価証券 7,100株
		東武鉄道	204,700	2,533.00	518,505,100	
		相鉄ホールディングス	64,200	2,449.50	157,257,900	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		東急	544,800	1,685.50	918,260,400	貸付有価証券 33,400株（33,300株）
		京浜急行電鉄	240,400	1,293.00	310,837,200	貸付有価証券 87,400株（20,900株）
		小田急電鉄	321,300	1,427.00	458,495,100	貸付有価証券 6,000株
		京王電鉄	102,700	3,775.00	387,692,500	
		京成電鉄	112,700	4,221.00	475,706,700	貸付有価証券 9,700株
		富士急行	23,900	2,200.00	52,580,000	貸付有価証券 3,300株（100株）
		東日本旅客鉄道	1,071,600	2,779.00	2,977,976,400	
		西日本旅客鉄道	496,400	2,764.50	1,372,297,800	貸付有価証券 12,200株
		東海旅客鉄道	748,400	2,930.00	2,192,812,000	貸付有価証券 1,400株
		東京地下鉄	324,900	1,578.50	512,854,650	貸付有価証券 16,300株
		西武ホールディングス	211,500	3,086.00	652,689,000	貸付有価証券 2,500株
		鴻池運輸	33,100	3,100.00	102,610,000	貸付有価証券 100株
		西日本鉄道	56,200	2,217.00	124,595,400	貸付有価証券 4,700株（4,200株）
		ハマキョウレックス	66,300	1,355.00	89,836,500	貸付有価証券 400株（200株）
		サカイ引越センター	24,600	2,448.00	60,220,800	
		近鉄グループホールディ	207,800	3,270.00	679,506,000	

ングス				
阪急阪神ホールディングス	258,700	4,080.00	1,055,496,000	貸付有価証券 700株（700株）
南海電気鉄道	86,500	2,452.00	212,098,000	貸付有価証券 2,800株（1,300株）
京阪ホールディングス	106,900	3,301.00	352,876,900	貸付有価証券 4,300株（100株）
神戸電鉄	5,300	2,273.00	12,046,900	貸付有価証券 2,400株
名古屋鉄道	214,400	1,727.50	370,376,000	貸付有価証券 20,400株（13,000株）
山陽電気鉄道	14,600	2,023.00	29,535,800	貸付有価証券 5,900株
ヤマトホールディングス	235,700	1,773.50	418,013,950	貸付有価証券 12,100株（9,500株）
山九	46,800	5,436.00	254,404,800	貸付有価証券 900株
丸運	1,300	420.00	546,000	貸付有価証券 600株
丸全昭和運輸	12,000	5,950.00	71,400,000	貸付有価証券 300株（300株）
センコーグループホールディングス	114,100	1,504.00	171,606,400	貸付有価証券 35,600株
トナミホールディングス	4,300	5,980.00	25,714,000	
ニッコンホールディングス	110,300	2,039.00	224,901,700	貸付有価証券 35,400株（31,800株）
日本石油輸送	200	2,801.00	560,200	
福山通運	20,700	3,680.00	76,176,000	貸付有価証券 2,700株（1,300株）
セイノーホールディングス	95,500	2,366.00	225,953,000	貸付有価証券 32,700株（15,000株）
神奈川中央交通	5,500	3,825.00	21,037,500	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	60,200	1,109.00	66,761,800	貸付有価証券 26,700株
九州旅客鉄道	148,600	3,845.00	571,367,000	
ＳＧホールディングス	325,700	1,491.00	485,618,700	貸付有価証券 4,100株
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	69,500	7,323.00	508,948,500	貸付有価証券 200株
日本郵船	402,000	5,218.00	2,097,636,000	貸付有価証券 700株
商船三井	368,800	5,396.00	1,990,044,800	貸付有価証券 11,300株（7,900株）
川崎汽船	441,500	2,194.00	968,651,000	貸付有価証券 190,000株（189,900株）

		ＮＳユナイテッド海運	12,200	3,960.00	48,312,000	貸付有価証券 2,400株（700株）
		明海グループ	2,400	674.00	1,617,600	貸付有価証券 1,100株（800株）
		飯野海運	71,200	1,158.00	82,449,600	貸付有価証券 15,500株（12,200株）
		共栄タンカー	400	1,050.00	420,000	貸付有価証券 100株（100株）
		乾汽船	24,600	1,663.00	40,909,800	貸付有価証券 200株（200株）
		日本航空	444,700	2,466.00	1,096,630,200	
		ＡＮＡホールディングス	527,800	2,848.00	1,503,174,400	貸付有価証券 11,700株
		日新	13,300	4,560.00	60,648,000	
		三菱倉庫	202,400	1,149.00	232,557,600	貸付有価証券 2,100株（1,900株）
		三井倉庫ホールディングス	20,000	7,420.00	148,400,000	貸付有価証券 400株
		住友倉庫	57,600	2,789.00	160,646,400	
		澁澤倉庫	8,800	3,085.00	27,148,000	
		東陽倉庫	600	1,446.00	867,600	
		日本トランスシティ	39,000	1,045.00	40,755,000	貸付有価証券 600株（600株）
		ケイヒン	400	1,962.00	784,800	
		中央倉庫	11,400	1,525.00	17,385,000	
		川西倉庫	400	1,055.00	422,000	貸付有価証券 100株
		安田倉庫	13,200	1,772.00	23,390,400	貸付有価証券 1,200株
		ファイズホールディングス	400	955.00	382,000	
		東洋埠頭	600	1,247.00	748,200	貸付有価証券 100株
		上組	89,600	3,411.00	305,625,600	貸付有価証券 600株
		サンリツ	600	788.00	472,800	
		キムラユニティー	1,000	1,475.00	1,475,000	貸付有価証券 200株（200株）
		キユーソー流通システム	12,900	2,267.00	29,244,300	貸付有価証券 4,400株（1,300株）
		東海運	1,300	335.00	435,500	貸付有価証券 200株（200株）
		エーアイテイー	12,200	1,686.00	20,569,200	貸付有価証券 300株（200株）
		内外トランスライン	7,800	2,644.00	20,623,200	貸付有価証券 3,600株

日本コンセプト	7,100	1,865.00	13,241,500	貸付有価証券 200株（200株）
ＮＥＣネッツエスアイ	75,900	3,290.00	249,711,000	貸付有価証券 35,600株（100株）
クロスキャット	11,100	1,023.00	11,355,300	貸付有価証券 100株
システナ	278,500	364.00	101,374,000	貸付有価証券 5,000株
デジタルアーツ	12,300	6,010.00	73,923,000	貸付有価証券 1,000株（300株）
日鉄ソリューションズ	66,500	4,085.00	271,652,500	貸付有価証券 3,800株
キューブシステム	10,300	1,053.00	10,845,900	貸付有価証券 200株（100株）
コア	8,600	1,857.00	15,970,200	
手間いらず	3,300	3,150.00	10,395,000	
ラクーンホールディングス	14,500	716.00	10,382,000	貸付有価証券 1,500株（1,400株）
ソリトンシステムズ	10,000	1,173.00	11,730,000	
ソフトクリエイトホールディングス	14,000	2,298.00	32,172,000	
ＴＩＳ	206,000	3,717.00	765,702,000	貸付有価証券 21,100株（20,800株）
テクミラホールディングス	1,100	318.00	349,800	貸付有価証券 500株（200株）
グリー	65,300	456.00	29,776,800	貸付有価証券 1,300株
ＧＭＯペパボ	2,400	1,588.00	3,811,200	
コーエーテクモホールディングス	146,500	1,827.00	267,655,500	貸付有価証券 40,900株
三菱総合研究所	9,500	4,780.00	45,410,000	
ボルテージ	600	229.00	137,400	貸付有価証券 200株
電算	300	1,441.00	432,300	
ＡＧＳ	900	879.00	791,100	貸付有価証券 400株
ファインデックス	15,500	816.00	12,648,000	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
ブレインパッド	16,200	1,140.00	18,468,000	貸付有価証券 2,700株（400株）
ＫＬａｂ	49,100	169.00	8,297,900	貸付有価証券 17,700株（1,000株）
ポールトゥウィンホールディングス	27,700	452.00	12,520,400	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
ネクソン	428,200	2,342.50	1,003,058,500	貸付有価証券 105,800株（600株）
アイスタイル	65,100	448.00	29,164,800	貸付有価証券

				27,900株
エムアップホールディングス	23,900	1,595.00	38,120,500	貸付有価証券 200株
エイチーム	12,900	968.00	12,487,200	貸付有価証券 6,000株
セルシス	27,700	1,357.00	37,588,900	貸付有価証券 1,400株
エニグモ	21,700	305.00	6,618,500	貸付有価証券 4,000株（1,000株）
テクノスジャパン	1,900	769.00	1,461,100	
ｅｎｉｓｈ	2,900	139.00	403,100	貸付有価証券 1,300株
コロプラ	66,200	477.00	31,577,400	貸付有価証券 8,000株（5,500株）
オルトプラス	2,100	74.00	155,400	貸付有価証券 1,000株
ブロードリーフ	78,200	665.00	52,003,000	貸付有価証券 7,300株（3,700株）
クロス・マーケティンググループ	1,000	759.00	759,000	貸付有価証券 400株（400株）
デジタルハーツホールディングス	13,900	823.00	11,439,700	貸付有価証券 1,000株（600株）
メディアドゥ	8,800	1,404.00	12,355,200	貸付有価証券 300株（300株）
じげん	48,700	479.00	23,327,300	貸付有価証券 10,300株（9,700株）
ブイキューブ	26,800	188.00	5,038,400	貸付有価証券 2,000株
エンカレッジ・テクノロジ	500	570.00	285,000	
サイバーリンクス	800	790.00	632,000	貸付有価証券 100株
ディー・エル・イー	1,900	120.00	228,000	貸付有価証券 700株
フィックスターズ	19,600	1,815.00	35,574,000	貸付有価証券 9,100株（2,600株）
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	11,000	1,435.00	15,785,000	貸付有価証券 5,100株
オプティム	20,100	687.00	13,808,700	貸付有価証券 9,400株（6,000株）
セレス	8,800	3,505.00	30,844,000	貸付有価証券 4,100株（100株）
ＳＨＩＦＴ	13,000	17,590.00	228,670,000	貸付有価証券 5,100株（1,700株）
ティーガイア	16,300	2,664.00	43,423,200	貸付有価証券 4,000株（300株）
セック	3,300	4,450.00	14,685,000	貸付有価証券 100株（100株）
テクマトリックス	42,100	2,351.00	98,977,100	貸付有価証券 100株

プロシップ	8,500	1,605.00	13,642,500	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	48,300	3,330.00	160,839,000	貸付有価証券 1,100株
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	44,500	7,938.00	353,241,000	貸付有価証券 1,000株
ザッパラス	500	353.00	176,500	貸付有価証券 200株（100株）
システムリサーチ	13,400	1,446.00	19,376,400	貸付有価証券 300株（300株）
インターネットイニシアティブ	106,500	3,011.00	320,671,500	貸付有価証券 700株（600株）
さくらインターネット	30,400	4,160.00	126,464,000	貸付有価証券 14,200株
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	5,900	2,333.00	13,764,700	貸付有価証券 100株（100株）
ＳＲＡホールディングス	11,100	4,235.00	47,008,500	貸付有価証券 100株（100株）
システムインテグレータ	700	300.00	210,000	貸付有価証券 100株（100株）
朝日ネット	20,900	657.00	13,731,300	貸付有価証券 100株
ｅＢＡＳＥ	27,400	648.00	17,755,200	貸付有価証券 2,100株（1,100株）
アバントグループ	24,600	2,048.00	50,380,800	
アドソル日進	8,200	2,029.00	16,637,800	
ＯＤＫソリューションズ	500	562.00	281,000	貸付有価証券 100株
フリービット	8,500	1,447.00	12,299,500	
コムチュア	25,800	2,299.00	59,314,200	
アステリア	15,300	517.00	7,910,100	貸付有価証券 3,300株（2,100株）
アイル	10,900	2,698.00	29,408,200	貸付有価証券 400株（400株）
マークラインズ	11,500	2,178.00	25,047,000	貸付有価証券 200株
メディカル・データ・ビジョン	23,300	379.00	8,830,700	貸付有価証券 6,800株（500株）
ｇｕｍｉ	31,700	415.00	13,155,500	貸付有価証券 7,300株（2,500株）
ショーケース	500	292.00	146,000	貸付有価証券 200株（100株）
モバイルファクトリー	500	939.00	469,500	貸付有価証券 200株（200株）
テラスカイ	7,500	2,174.00	16,305,000	貸付有価証券 3,200株（2,500株）
デジタル・インフォメーション・テクノロジ	10,100	2,148.00	21,694,800	
ＰＣＩホールディングス	700	863.00	604,100	貸付有価証券

				300株（300株）
アイビーシー	300	708.00	212,400	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	5,100	1,732.00	8,833,200	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,900	1,706.00	6,653,400	貸付有価証券 300株
ラクス	92,200	1,857.00	171,215,400	貸付有価証券 6,000株（4,500株）
ランドコンピュータ	1,000	660.00	660,000	貸付有価証券 100株（100株）
ダブルスタンダード	6,900	1,569.00	10,826,100	
オープンドア	13,600	607.00	8,255,200	貸付有価証券 6,300株（900株）
マイネット	700	320.00	224,000	
アカツキ	9,500	2,804.00	26,638,000	
ベネフィットジャパン	100	1,050.00	105,000	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	6,200	1,283.00	7,954,600	貸付有価証券 1,200株
カナミックネットワーク	24,500	505.00	12,372,500	貸付有価証券 2,900株（2,900株）
ノムラシステムコーポレーション	2,400	121.00	290,400	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
チェンジホールディングス	48,300	1,181.00	57,042,300	貸付有価証券 19,100株（5,400株）
シンクロ・フード	1,500	353.00	529,500	貸付有価証券 400株（200株）
オークネット	9,000	2,624.00	23,616,000	貸付有価証券 4,200株
キャピタル・アセット・プランニング	400	760.00	304,000	貸付有価証券 100株（100株）
セグエグループ	2,000	614.00	1,228,000	貸付有価証券 900株（200株）
エイトレッド	400	1,472.00	588,800	貸付有価証券 100株（100株）
マクロミル	38,400	1,212.00	46,540,800	貸付有価証券 400株（400株）
ビーグリー	400	1,835.00	734,000	貸付有価証券 100株（100株）
オロ	8,200	2,372.00	19,450,400	貸付有価証券 3,800株
ユーザーローカル	8,200	1,800.00	14,760,000	貸付有価証券 200株
テモナ	500	177.00	88,500	貸付有価証券 200株（200株）
ニーズウェル	2,400	395.00	948,000	貸付有価証券 300株（100株）
ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	15,700	3,685.00	57,854,500	貸付有価証券 7,300株

		マネーフォワード	47,700	4,830.00	230,391,000	貸付有価証券 6,400株（1,500株）
		サインポスト	1,000	420.00	420,000	貸付有価証券 500株（500株）
		Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	14,000	668.00	9,352,000	貸付有価証券 6,500株（3,000株）
		プラスアルファ・コンサルティング	24,700	1,851.00	45,719,700	貸付有価証券 3,200株
		電算システムホールディングス	8,600	2,405.00	20,683,000	貸付有価証券 300株
		Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	59,400	1,479.00	87,852,600	貸付有価証券 27,200株（8,900株）
		ビジョナル	23,100	8,043.00	185,793,300	貸付有価証券 1,700株
		ソルクシーズ	1,800	329.00	592,200	
		フェイス	600	1,210.00	726,000	貸付有価証券 200株
		ハイマックス	6,100	1,410.00	8,601,000	
		野村総合研究所	422,300	4,664.00	1,969,607,200	貸付有価証券 32,800株
		ＣＥホールディングス	1,000	541.00	541,000	貸付有価証券 100株
		日本システム技術	18,000	2,188.00	39,384,000	貸付有価証券 1,500株（1,000株）
		インテージホールディングス	22,000	1,604.00	35,288,000	貸付有価証券 10,300株
		東邦システムサイエンス	9,100	1,400.00	12,740,000	
		ソースネクスト	99,100	167.00	16,549,700	貸付有価証券 46,400株（6,900株）
		シンプレクス・ホールディングス	38,200	2,524.00	96,416,800	貸付有価証券 2,300株（1,500株）
		ＨＥＲＯＺ	7,700	887.00	6,829,900	貸付有価証券 3,500株（3,100株）
		ラクスル	47,200	1,316.00	62,115,200	貸付有価証券 5,800株
		メルカリ	95,200	1,772.00	168,694,400	貸付有価証券 35,700株（7,400株）
		ＩＰＳ	5,600	2,525.00	14,140,000	貸付有価証券 2,500株
		ＦＩＧ	2,500	298.00	745,000	貸付有価証券 1,200株（100株）
		システムサポート	7,600	1,759.00	13,368,400	
		イーソル	13,100	624.00	8,174,400	貸付有価証券 1,200株
		東海ソフト	400	1,336.00	534,400	
		ウイングアーク１ｓｔ	20,300	3,700.00	75,110,000	貸付有価証券 3,600株（1,700株）
		ヒト・コミュニケーショ	6,500	821.00	5,336,500	貸付有価証券

ンズ・ホールディン				2,900株
サーバーワークス	3,400	2,342.00	7,962,800	
東名	400	2,286.00	914,400	
ヴィッツ	200	938.00	187,600	
トビラシステムズ	600	802.00	481,200	
Ｓａｎｓａｎ	64,200	2,270.00	145,734,000	貸付有価証券 6,100株（2,000株）
Ｌｉｎｋ－Ｕグループ	400	385.00	154,000	貸付有価証券 100株
ギフティ	17,100	1,282.00	21,922,200	貸付有価証券 1,400株
メドレー	21,400	3,760.00	80,464,000	貸付有価証券 6,100株
ベース	9,600	2,989.00	28,694,400	
ＪＭＤＣ	23,700	3,790.00	89,823,000	貸付有価証券 8,100株（2,800株）
フォーカスシステムズ	13,000	1,117.00	14,521,000	
クレスコ	32,000	1,233.00	39,456,000	
フジ・メディア・ホールディングス	187,200	1,767.50	330,876,000	貸付有価証券 900株
オービック	361,800	4,677.00	1,692,138,600	貸付有価証券 1,000株
ジャストシステム	28,000	3,515.00	98,420,000	貸付有価証券 100株（100株）
ＴＤＣソフト	32,800	1,540.00	50,512,000	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
ＬＩＮＥヤフー	3,117,600	423.90	1,321,550,640	貸付有価証券 3,700株
トレンドマイクロ	102,400	8,560.00	876,544,000	
ＩＤホールディングス	13,100	1,595.00	20,894,500	
日本オラクル	37,300	15,070.00	562,111,000	貸付有価証券 100株
アルファシステムズ	6,100	3,450.00	21,045,000	
フューチャー	48,500	1,867.00	90,549,500	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	11,900	1,687.00	20,075,300	貸付有価証券 100株（100株）
トーセ	600	607.00	364,200	
オービックビジネスコンサルタント	32,900	6,978.00	229,576,200	貸付有価証券 200株
アイティフォー	22,900	1,432.00	32,792,800	
東計電算	5,400	4,205.00	22,707,000	貸付有価証券 2,500株
エックスネット	300	1,498.00	449,400	貸付有価証券 100株（100株）

		大塚商会	220,900	3,636.00	803,192,400	貸付有価証券 4,600株（2,100株）
		サイボウズ	26,800	2,923.00	78,336,400	貸付有価証券 8,800株
		電通総研	18,900	5,890.00	111,321,000	
		ＡＣＣＥＳＳ	20,300	845.00	17,153,500	貸付有価証券 9,500株
		デジタルガレージ	31,200	3,820.00	119,184,000	
		ＥＭシステムズ	32,500	775.00	25,187,500	貸付有価証券 600株（600株）
		ウェザーニューズ	12,000	3,285.00	39,420,000	貸付有価証券 200株（200株）
		ＣＩＪ	48,500	459.00	22,261,500	貸付有価証券 6,800株（1,300株）
		ビジネスエンジニアリング	4,600	3,600.00	16,560,000	
		日本エンタープライズ	2,200	123.00	270,600	貸付有価証券 1,000株
		ＷＯＷＯＷ	14,700	985.00	14,479,500	貸付有価証券 300株（100株）
		スカラ	18,100	391.00	7,077,100	貸付有価証券 7,200株
		インテリジェント　ウェイブ	1,100	1,084.00	1,192,400	
		ＡＮＹＣＯＬＯＲ	26,500	2,833.00	75,074,500	貸付有価証券 12,400株（11,300株）
		ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	19,500	537.00	10,471,500	貸付有価証券 400株（200株）
		システムソフト	67,800	54.00	3,661,200	貸付有価証券 28,600株（3,000株）
		アルゴグラフィックス	17,900	4,985.00	89,231,500	貸付有価証券 100株
		マーベラス	36,200	574.00	20,778,800	貸付有価証券 1,400株（700株）
		エイベックス	36,600	1,448.00	52,996,800	貸付有価証券 100株
		ＢＩＰＲＯＧＹ	65,800	4,710.00	309,918,000	貸付有価証券 100株
		都築電気	11,700	2,965.00	34,690,500	貸付有価証券 600株
		ＴＢＳホールディングス	98,000	4,152.00	406,896,000	貸付有価証券 4,000株
		日本テレビホールディングス	172,500	2,840.00	489,900,000	貸付有価証券 13,100株（6,900株）
		朝日放送グループホールディングス	18,200	632.00	11,502,400	貸付有価証券 300株
		テレビ朝日ホールディングス	47,300	2,341.00	110,729,300	貸付有価証券 100株

		スカパーＪＳＡＴホールディングス	151,400	900.00	136,260,000	貸付有価証券 400株
		テレビ東京ホールディングス	12,000	3,130.00	37,560,000	貸付有価証券 900株
		日本ＢＳ放送	800	876.00	700,800	貸付有価証券 300株（300株）
		ビジョン	29,200	1,229.00	35,886,800	貸付有価証券 13,600株
		スマートバリュー	600	305.00	183,000	貸付有価証券 200株
		Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	65,500	1,747.00	114,428,500	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
		ワイヤレスゲート	1,000	217.00	217,000	貸付有価証券 100株
		日本通信	156,700	124.00	19,430,800	貸付有価証券 59,200株（52,100株）
		クロップス	300	996.00	298,800	
		日本電信電話	57,966,400	155.30	9,002,181,920	貸付有価証券 762,100株
		ＫＤＤＩ	1,433,300	4,977.00	7,133,534,100	
		ソフトバンク	31,183,500	196.80	6,136,912,800	
		光通信	22,500	35,350.00	795,375,000	貸付有価証券 500株
		エムティーアイ	13,400	1,200.00	16,080,000	貸付有価証券 1,600株（1,300株）
		ＧＭＯインターネットグループ	63,500	2,649.00	168,211,500	貸付有価証券 200株
		ファイバーゲート	10,500	899.00	9,439,500	貸付有価証券 1,400株
		アイドママーケティングコミュニケーション	600	229.00	137,400	
		ＫＡＤＯＫＡＷＡ	103,000	3,150.00	324,450,000	貸付有価証券 7,600株（5,000株）
		学研ホールディングス	35,700	1,055.00	37,663,500	
		ゼンリン	33,300	828.00	27,572,400	貸付有価証券 400株
		昭文社ホールディングス	900	388.00	349,200	貸付有価証券 300株
		インプレスホールディングス	2,200	147.00	323,400	
		アイネット	11,800	1,551.00	18,301,800	貸付有価証券 2,300株（2,200株）
		松竹	11,100	11,200.00	124,320,000	貸付有価証券 4,900株
		東宝	122,000	6,273.00	765,306,000	貸付有価証券 700株
		東映	32,200	5,990.00	192,878,000	貸付有価証券 200株

		ＮＴＴデータグループ	509,500	3,022.00	1,539,709,000	
		ピー・シー・エー	12,800	2,151.00	27,532,800	貸付有価証券 1,000株（500株）
		ビジネスブレイン太田昭和	8,300	2,143.00	17,786,900	貸付有価証券 100株
		ＤＴＳ	35,300	4,160.00	146,848,000	
		スクウェア・エニックス・ホールディングス	97,900	6,197.00	606,686,300	貸付有価証券 200株
		シーイーシー	24,600	1,994.00	49,052,400	
		カプコン	387,300	3,420.00	1,324,566,000	
		アイ・エス・ビー	9,100	1,372.00	12,485,200	貸付有価証券 200株（200株）
		ＳＣＳＫ	159,100	3,291.00	523,598,100	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
		ＮＳＷ	8,700	3,075.00	26,752,500	貸付有価証券 200株
		アイネス	15,200	1,847.00	28,074,400	
		ＴＫＣ	34,800	3,815.00	132,762,000	
		富士ソフト	53,900	9,900.00	533,610,000	貸付有価証券 25,200株（17,900株）
		ＮＳＤ	75,000	3,361.00	252,075,000	
		コナミグループ	73,000	14,865.00	1,085,145,000	
		福井コンピュータホールディングス	13,500	3,005.00	40,567,500	
		ＪＢＣＣホールディングス	12,900	4,550.00	58,695,000	
		ミロク情報サービス	17,700	1,980.00	35,046,000	貸付有価証券 1,800株
		ソフトバンクグループ	961,300	9,109.00	8,756,481,700	貸付有価証券 12,600株（11,700株）
		リョーサン菱洋ホールディングス	34,700	2,338.00	81,128,600	貸付有価証券 7,000株
		高千穂交易	8,100	3,860.00	31,266,000	貸付有価証券 3,800株（100株）
		オルバヘルスケアホールディングス	400	1,985.00	794,000	貸付有価証券 100株
		伊藤忠食品	4,600	7,200.00	33,120,000	
		あらた	31,400	3,155.00	99,067,000	貸付有価証券 100株（100株）
		トーメンデバイス	3,000	6,840.00	20,520,000	
		東京エレクトロン　デバイス	20,500	2,974.00	60,967,000	貸付有価証券 3,500株
		円谷フィールズホールディングス	33,300	1,816.00	60,472,800	貸付有価証券 14,100株

双日	228,900	3,177.00	727,215,300	貸付有価証券 600株
アルフレッサ　ホールディングス	191,600	2,157.00	413,281,200	貸付有価証券 1,800株
横浜冷凍	51,700	849.00	43,893,300	貸付有価証券 1,100株
神栄	300	1,635.00	490,500	
ラサ商事	11,300	1,445.00	16,328,500	
アルコニックス	29,300	1,519.00	44,506,700	貸付有価証券 400株（300株）
神戸物産	159,000	3,406.00	541,554,000	貸付有価証券 23,700株（3,300株）
ハイパー	500	292.00	146,000	貸付有価証券 200株
あい　ホールディングス	32,900	2,130.00	70,077,000	
ディーブイエックス	500	923.00	461,500	
ダイワボウホールディングス	91,000	3,089.00	281,099,000	
マクニカホールディングス	159,200	1,784.00	284,012,800	貸付有価証券 300株（200株）
ラクト・ジャパン	8,700	2,700.00	23,490,000	貸付有価証券 3,200株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,300	1,207.00	34,158,100	貸付有価証券 200株（200株）
八洲電機	16,600	1,723.00	28,601,800	貸付有価証券 5,400株
メディアスホールディングス	11,900	875.00	10,412,500	貸付有価証券 5,300株
レスター	17,500	2,589.00	45,307,500	
ジオリーブグループ	500	1,092.00	546,000	
大光	1,200	566.00	679,200	貸付有価証券 500株
ＯＣＨＩホールディングス	600	1,319.00	791,400	
ＴＯＫＡＩホールディングス	111,600	968.00	108,028,800	貸付有価証券 2,600株
黒谷	600	536.00	321,600	貸付有価証券 100株
Ｃｏｍｉｎｉｘ	400	905.00	362,000	
三洋貿易	21,100	1,611.00	33,992,100	
ビューティガレージ	6,500	1,307.00	8,495,500	貸付有価証券 900株
ウイン・パートナーズ	15,000	1,295.00	19,425,000	貸付有価証券 5,100株（200株）
ミタチ産業	600	1,230.00	738,000	貸付有価証券 300株（300株）
シップヘルスケアホール	81,300	2,193.00	178,290,900	貸付有価証券

ディングス				100株
明治電機工業	7,700	1,450.00	11,165,000	
デリカフーズホールディングス	1,000	508.00	508,000	貸付有価証券 300株
スターティアホールディングス	700	2,269.00	1,588,300	
コメダホールディングス	53,800	2,816.00	151,500,800	貸付有価証券 1,000株（800株）
ピーバンドットコム	300	369.00	110,700	貸付有価証券 100株
アセンテック	7,900	978.00	7,726,200	貸付有価証券 3,500株（1,300株）
富士興産	600	1,408.00	844,800	貸付有価証券 200株（100株）
協栄産業	300	2,256.00	676,800	貸付有価証券 100株
フルサト・マルカホールディングス	16,400	2,532.00	41,524,800	貸付有価証券 7,700株
ヤマエグループホールディングス	22,200	1,919.00	42,601,800	貸付有価証券 400株
小野建	22,600	1,503.00	33,967,800	貸付有価証券 700株（400株）
南陽	900	1,118.00	1,006,200	
佐鳥電機	14,300	1,747.00	24,982,100	貸付有価証券 1,000株
エコートレーディング	500	919.00	459,500	貸付有価証券 100株（100株）
伯東	11,800	4,345.00	51,271,000	貸付有価証券 4,000株
コンドーテック	15,800	1,362.00	21,519,600	
中山福	1,300	360.00	468,000	
ナガイレーベン	26,000	2,265.00	58,890,000	貸付有価証券 1,000株（500株）
三菱食品	19,000	5,030.00	95,570,000	貸付有価証券 1,300株
松田産業	15,600	3,200.00	49,920,000	
第一興商	79,500	1,853.00	147,313,500	貸付有価証券 1,800株
メディパルホールディングス	223,000	2,388.00	532,524,000	
ＳＰＫ	8,400	2,140.00	17,976,000	
萩原電気ホールディングス	8,800	3,360.00	29,568,000	
アズワン	63,700	2,667.50	169,919,750	貸付有価証券 2,200株
スズデン	8,800	1,890.00	16,632,000	
尾家産業	600	1,986.00	1,191,600	

シモジマ	13,700	1,355.00	18,563,500	貸付有価証券 300株
ドウシシャ	19,000	2,145.00	40,755,000	
小津産業	500	1,653.00	826,500	貸付有価証券 200株（100株）
高速	12,200	2,459.00	29,999,800	
たけびし	8,700	2,035.00	17,704,500	貸付有価証券 500株
リックス	4,700	2,980.00	14,006,000	
丸文	18,300	1,085.00	19,855,500	貸付有価証券 100株
ハピネット	15,700	4,775.00	74,967,500	貸付有価証券 1,200株
橋本総業ホールディングス	8,100	1,305.00	10,570,500	貸付有価証券 3,400株
日本ライフライン	55,000	1,387.00	76,285,000	貸付有価証券 100株
タカショー	16,600	465.00	7,719,000	貸付有価証券 7,800株（1,200株）
ＩＤＯＭ	69,900	1,161.00	81,153,900	
進和	12,600	2,978.00	37,522,800	
エスケイジャパン	500	711.00	355,500	
ダイトロン	8,900	2,769.00	24,644,100	
シークス	29,300	1,175.00	34,427,500	貸付有価証券 13,700株（1,200株）
田中商事	600	673.00	403,800	
オーハシテクニカ	9,800	2,047.00	20,060,600	
白銅	5,800	2,384.00	13,827,200	貸付有価証券 2,700株
ダイコー通産	200	1,283.00	256,600	
伊藤忠商事	1,381,900	7,768.00	10,734,599,200	
丸紅	1,689,400	2,351.00	3,971,779,400	
高島	1,600	1,268.00	2,028,800	
長瀬産業	91,800	3,218.00	295,412,400	貸付有価証券 400株
蝶理	11,000	3,895.00	42,845,000	貸付有価証券 100株
豊田通商	617,400	2,775.00	1,713,285,000	貸付有価証券 200株
三共生興	26,700	633.00	16,901,100	貸付有価証券 100株
兼松	86,000	2,594.50	223,127,000	貸付有価証券 500株
ツカモトコーポレーション	300	1,081.00	324,300	

三井物産	3,020,500	3,270.00	9,877,035,000	貸付有価証券 11,100株
日本紙パルプ商事	98,200	673.00	66,088,600	貸付有価証券 5,500株（5,500株）
カメイ	21,900	1,854.00	40,602,600	貸付有価証券 200株（200株）
東都水産	100	5,460.00	546,000	
ＯＵＧホールディングス	300	2,666.00	799,800	貸付有価証券 100株
スターゼン	14,200	2,917.00	41,421,400	
山善	69,200	1,397.00	96,672,400	貸付有価証券 31,100株（29,900株）
椿本興業	11,300	2,100.00	23,730,000	
住友商事	1,232,000	3,379.00	4,162,928,000	貸付有価証券 2,600株（600株）
内田洋行	8,300	6,730.00	55,859,000	
三菱商事	3,799,500	2,560.00	9,726,720,000	
第一実業	19,300	2,855.00	55,101,500	
キヤノンマーケティングジャパン	40,400	5,183.00	209,393,200	
西華産業	9,800	4,880.00	47,824,000	貸付有価証券 500株（500株）
佐藤商事	14,300	1,478.00	21,135,400	貸付有価証券 100株（100株）
東京産業	20,800	729.00	15,163,200	貸付有価証券 500株
ユアサ商事	17,700	4,420.00	78,234,000	
神鋼商事	4,500	6,180.00	27,810,000	
トルク	1,600	230.00	368,000	貸付有価証券 300株（100株）
阪和興業	33,800	4,990.00	168,662,000	貸付有価証券 900株（200株）
正栄食品工業	13,700	3,975.00	54,457,500	貸付有価証券 1,800株（300株）
カナデン	15,400	1,508.00	23,223,200	貸付有価証券 100株
ＲＹＯＤＥＮ	16,600	2,436.00	40,437,600	貸付有価証券 100株
岩谷産業	204,200	1,782.00	363,884,400	貸付有価証券 700株
ナイス	600	1,672.00	1,003,200	
ニチモウ	700	1,998.00	1,398,600	
極東貿易	12,300	1,570.00	19,311,000	貸付有価証券 700株（200株）
アステナホールディングス	38,700	474.00	18,343,800	貸付有価証券 3,400株（1,900株）

		三愛オブリ	48,000	1,904.00	91,392,000	
		稲畑産業	55,700	3,290.00	183,253,000	貸付有価証券 800株
		ＧＳＩクレオス	11,000	2,255.00	24,805,000	貸付有価証券 100株
		明和産業	29,300	638.00	18,693,400	貸付有価証券 900株
		クワザワホールディングス	800	652.00	521,600	貸付有価証券 300株
		ワキタ	30,200	1,678.00	50,675,600	貸付有価証券 7,500株
		東邦ホールディングス	55,500	4,195.00	232,822,500	貸付有価証券 16,900株（1,200株）
		サンゲツ	51,600	2,964.00	152,942,400	貸付有価証券 400株
		ミツウロコグループホールディングス	26,200	1,876.00	49,151,200	貸付有価証券 400株（200株）
		シナネンホールディングス	5,700	6,630.00	37,791,000	貸付有価証券 100株
		伊藤忠エネクス	51,000	1,636.00	83,436,000	貸付有価証券 2,600株
		サンリオ	167,000	5,499.00	918,333,000	貸付有価証券 24,100株（23,600株）
		サンワテクノス	9,300	2,244.00	20,869,200	
		新光商事	27,600	982.00	27,103,200	貸付有価証券 1,600株（100株）
		トーホー	8,800	2,979.00	26,215,200	貸付有価証券 4,100株
		三信電気	8,300	1,956.00	16,234,800	
		東陽テクニカ	19,000	1,456.00	27,664,000	貸付有価証券 900株
		モスフードサービス	30,200	3,720.00	112,344,000	
		加賀電子	41,700	2,904.00	121,096,800	貸付有価証券 1,400株（300株）
		ソーダニッカ	20,000	1,149.00	22,980,000	
		立花エレテック	12,300	2,626.00	32,299,800	
		フォーバル	8,100	1,427.00	11,558,700	貸付有価証券 3,700株
		ＰＡＬＴＡＣ	32,000	4,371.00	139,872,000	貸付有価証券 300株（200株）
		三谷産業	35,900	328.00	11,775,200	貸付有価証券 600株（300株）
		太平洋興発	800	706.00	564,800	
		西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	12,500	1,921.00	24,012,500	貸付有価証券 4,000株（4,000株）
		ヤマシタヘルスケアホールディングス	200	2,429.00	485,800	

		コーア商事ホールディングス	15,200	634.00	9,636,800	
		ＫＰＰグループホールディングス	42,600	638.00	27,178,800	貸付有価証券 2,200株（2,000株）
		ヤマタネ	8,200	3,650.00	29,930,000	
		丸紅建材リース	200	3,060.00	612,000	
		泉州電業	14,200	4,960.00	70,432,000	貸付有価証券 2,600株（2,600株）
		トラスコ中山	43,200	2,343.00	101,217,600	貸付有価証券 1,200株（1,000株）
		オートバックスセブン	71,500	1,453.00	103,889,500	貸付有価証券 200株
		モリト	16,300	1,549.00	25,248,700	貸付有価証券 3,300株
		加藤産業	25,400	4,515.00	114,681,000	
		北恵	600	764.00	458,400	貸付有価証券 200株（200株）
		イエローハット	36,300	2,637.00	95,723,100	貸付有価証券 1,100株
		ＪＫホールディングス	15,800	1,040.00	16,432,000	
		日伝	11,800	3,105.00	36,639,000	貸付有価証券 5,500株（600株）
		北沢産業	1,600	352.00	563,200	貸付有価証券 100株
		杉本商事	18,200	1,445.00	26,299,000	貸付有価証券 1,600株（500株）
		因幡電機産業	57,400	3,865.00	221,851,000	貸付有価証券 200株（100株）
		東テク	20,600	2,604.00	53,642,400	貸付有価証券 900株（200株）
		ミスミグループ本社	310,600	2,443.00	758,795,800	貸付有価証券 6,300株
		アルテック	1,200	205.00	246,000	
		タキヒヨー	600	1,507.00	904,200	貸付有価証券 200株（100株）
		蔵王産業	400	2,414.00	965,600	
		スズケン	67,800	4,682.00	317,439,600	
		ジェコス	12,300	1,018.00	12,521,400	
		インターメスティック	11,700	2,468.00	28,875,600	
		サンエー	34,900	2,877.00	100,407,300	貸付有価証券 100株
		カワチ薬品	16,100	2,532.00	40,765,200	貸付有価証券 300株（300株）
		エービーシー・マート	90,000	3,207.00	288,630,000	
		ハードオフコーポレーション	8,100	1,859.00	15,057,900	

		アスクル	48,700	1,699.00	82,741,300	貸付有価証券 12,700株（3,500株）
		ゲオホールディングス	23,100	1,624.00	37,514,400	貸付有価証券 2,000株（1,900株）
		アダストリア	28,400	3,730.00	105,932,000	貸付有価証券 800株（800株）
		ジーフット	1,900	280.00	532,000	貸付有価証券 400株（300株）
		シー・ヴイ・エス・ベイエリア	300	525.00	157,500	貸付有価証券 100株
		くら寿司	24,100	2,979.00	71,793,900	貸付有価証券 9,100株（1,500株）
		キャンドゥ	7,300	3,340.00	24,382,000	貸付有価証券 500株（400株）
		ＩＫホールディングス	800	387.00	309,600	貸付有価証券 300株
		パルグループホールディングス	47,100	3,100.00	146,010,000	貸付有価証券 900株（900株）
		エディオン	89,500	1,771.00	158,504,500	貸付有価証券 100株
		サーラコーポレーション	43,200	910.00	39,312,000	
		ワッツ	1,000	650.00	650,000	貸付有価証券 100株
		ハローズ	8,200	4,045.00	33,169,000	貸付有価証券 1,200株
		フジオフードグループ本社	25,700	1,190.00	30,583,000	貸付有価証券 12,000株
		あみやき亭	14,900	1,623.00	24,182,700	貸付有価証券 5,900株
		ひらまつ	5,400	165.00	891,000	貸付有価証券 1,400株（700株）
		大黒天物産	6,300	9,740.00	61,362,000	貸付有価証券 300株
		ハニーズホールディングス	18,200	1,630.00	29,666,000	貸付有価証券 6,900株
		ファーマライズホールディングス	500	524.00	262,000	貸付有価証券 200株
		アルペン	17,000	2,075.00	35,275,000	貸付有価証券 7,900株
		ハブ	800	754.00	603,200	貸付有価証券 300株（200株）
		クオールホールディングス	25,400	1,465.00	37,211,000	貸付有価証券 300株（200株）
		ジンズホールディングス	15,700	6,460.00	101,422,000	
		ビックカメラ	123,000	1,709.00	210,207,000	貸付有価証券 7,700株
		ＤＣＭホールディングス	106,400	1,437.00	152,896,800	貸付有価証券 700株（700株）
		ＭｏｎｏｔａＲＯ	291,400	2,743.00	799,310,200	貸付有価証券

				17,700株（8,300株）
東京一番フーズ	700	470.00	329,000	貸付有価証券 300株
ＤＤグループ	1,500	1,443.00	2,164,500	貸付有価証券 700株
きちりホールディングス	600	907.00	544,200	貸付有価証券 300株（100株）
Ｊ．フロント　リテイリング	235,900	2,159.00	509,308,100	貸付有価証券 34,500株（13,200株）
ドトール・日レスホールディングス	36,500	2,326.00	84,899,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	362,400	2,308.00	836,419,200	貸付有価証券 37,400株（13,200株）
ブロンコビリー	12,100	3,685.00	44,588,500	貸付有価証券 5,600株
ＺＯＺＯ	152,800	4,967.00	758,957,600	貸付有価証券 2,100株（1,900株）
トレジャー・ファクトリー	14,200	1,404.00	19,936,800	貸付有価証券 700株（700株）
物語コーポレーション	36,600	3,530.00	129,198,000	貸付有価証券 17,200株
三越伊勢丹ホールディングス	312,000	2,711.50	845,988,000	貸付有価証券 18,400株
Ｈａｍｅｅ	8,300	1,333.00	11,063,900	
マーケットエンタープライズ	200	1,355.00	271,000	
ウエルシアホールディングス	106,700	1,882.50	200,862,750	貸付有価証券 11,100株（9,400株）
クリエイトＳＤホールディングス	29,100	2,756.00	80,199,600	貸付有価証券 6,300株（400株）
丸善ＣＨＩホールディングス	3,400	320.00	1,088,000	貸付有価証券 1,500株
ミサワ	500	710.00	355,000	貸付有価証券 200株
ティーライフ	300	1,089.00	326,700	貸付有価証券 100株（100株）
エー・ピーホールディングス	700	931.00	651,700	貸付有価証券 300株
チムニー	800	1,194.00	955,200	貸付有価証券 400株
シュッピン	20,200	1,056.00	21,331,200	貸付有価証券 8,500株
オイシックス・ラ・大地	33,200	1,250.00	41,500,000	貸付有価証券 15,500株（7,100株）
ネクステージ	47,000	1,398.00	65,706,000	貸付有価証券 6,200株（2,900株）
ジョイフル本田	57,000	1,841.00	104,937,000	貸付有価証券 4,100株

		エターナルホスピタリティグループ	7,600	2,825.00	21,470,000	貸付有価証券 3,500株（500株）
		ホットランド	15,700	2,235.00	35,089,500	貸付有価証券 7,300株
		すかいらーくホールディングス	281,000	2,380.00	668,780,000	貸付有価証券 131,900株
		ＳＦＰホールディングス	11,600	1,964.00	22,782,400	貸付有価証券 5,400株（100株）
		綿半ホールディングス	16,000	1,583.00	25,328,000	
		ヨシックスホールディングス	6,800	3,245.00	22,066,000	
		ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	87,800	732.00	64,269,600	貸付有価証券 30,100株（800株）
		ゴルフダイジェスト・オンライン	12,000	335.00	4,020,000	貸付有価証券 5,500株（2,200株）
		ＢＥＥＮＯＳ	12,900	3,970.00	51,213,000	貸付有価証券 4,200株（3,200株）
		あさひ	17,200	1,508.00	25,937,600	貸付有価証券 900株（900株）
		日本調剤	13,500	1,396.00	18,846,000	
		コスモス薬品	34,900	6,496.00	226,710,400	
		トーエル	1,000	759.00	759,000	貸付有価証券 400株
		セブン＆アイ・ホールディングス	2,271,000	2,452.50	5,569,627,500	貸付有価証券 7,300株
		クリエイト・レストランツ・ホールディング	154,600	1,163.00	179,799,800	貸付有価証券 72,500株
		ツルハホールディングス	43,200	8,090.00	349,488,000	貸付有価証券 2,000株
		サンマルクホールディングス	16,600	2,690.00	44,654,000	
		フェリシモ	600	812.00	487,200	貸付有価証券 200株
		トリドールホールディングス	57,700	3,804.00	219,490,800	貸付有価証券 27,100株
		ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	21,900	326.00	7,139,400	貸付有価証券 10,200株
		ウイルプラスホールディングス	500	1,027.00	513,500	貸付有価証券 200株（200株）
		ＪＭホールディングス	14,800	2,468.00	36,526,400	貸付有価証券 100株（100株）
		サツドラホールディングス	900	809.00	728,100	貸付有価証券 400株（400株）
		アレンザホールディングス	15,400	1,104.00	17,001,600	貸付有価証券 7,100株
		串カツ田中ホールディングス	6,200	1,384.00	8,580,800	貸付有価証券 2,900株
		バロックジャパンリミテッド	24,000	792.00	19,008,000	貸付有価証券 9,700株（1,700株）

		クスリのアオキホールディングス	68,700	3,251.00	223,343,700	貸付有価証券 2,100株（500株）
		力の源ホールディングス	15,400	960.00	14,784,000	貸付有価証券 5,700株（1,700株）
		ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	109,600	3,432.00	376,147,200	貸付有価証券 2,200株（2,200株）
		メディカルシステムネットワーク	20,000	413.00	8,260,000	
		一家ホールディングス	600	657.00	394,200	貸付有価証券 200株
		ジャパンクラフトホールディングス	1,800	142.00	255,600	貸付有価証券 800株（100株）
		はるやまホールディングス	1,100	603.00	663,300	貸付有価証券 500株
		ノジマ	67,100	2,279.00	152,920,900	貸付有価証券 500株
		カッパ・クリエイト	32,300	1,580.00	51,034,000	貸付有価証券 3,500株
		ライトオン	1,700	179.00	304,300	貸付有価証券 800株
		良品計画	244,800	3,558.00	870,998,400	貸付有価証券 1,000株（500株）
		パリミキホールディングス	3,300	295.00	973,500	貸付有価証券 1,500株（700株）
		アドヴァングループ	17,600	965.00	16,984,000	貸付有価証券 300株（300株）
		アルビス	6,700	2,622.00	17,567,400	
		コナカ	2,700	225.00	607,500	貸付有価証券 1,200株
		ハウス　オブ　ローゼ	300	1,401.00	420,300	
		Ｇ－７ホールディングス	22,400	1,499.00	33,577,600	貸付有価証券 100株（100株）
		イオン北海道	50,700	873.00	44,261,100	貸付有価証券 8,100株（1,100株）
		コジマ	39,600	1,029.00	40,748,400	貸付有価証券 12,400株
		ヒマラヤ	800	833.00	666,400	貸付有価証券 300株
		コーナン商事	22,700	3,570.00	81,039,000	
		エコス	7,600	2,057.00	15,633,200	貸付有価証券 500株
		ワタミ	24,800	964.00	23,907,200	貸付有価証券 1,300株（300株）
		マルシェ	800	196.00	156,800	貸付有価証券 300株
		パン・パシフィック・インターナショナルホ	415,300	4,279.00	1,777,068,700	貸付有価証券 20,900株（400株）
		西松屋チェーン	45,500	2,357.00	107,243,500	貸付有価証券 18,600株（1,600株）

ゼンショーホールディングス	116,800	9,068.00	1,059,142,400	
幸楽苑	17,900	1,037.00	18,562,300	貸付有価証券 7,100株
ハークスレイ	800	682.00	545,600	貸付有価証券 300株（300株）
サイゼリヤ	30,400	5,450.00	165,680,000	貸付有価証券 900株
ＶＴホールディングス	80,200	497.00	39,859,400	貸付有価証券 2,300株
魚力	7,200	2,477.00	17,834,400	
ポプラ	700	204.00	142,800	貸付有価証券 300株
フジ・コーポレーション	9,400	2,013.00	18,922,200	
ユナイテッドアローズ	22,000	2,702.00	59,444,000	
ハイデイ日高	33,300	2,747.00	91,475,100	貸付有価証券 11,600株（200株）
京都きもの友禅ホールディングス	1,400	88.00	123,200	貸付有価証券 600株（500株）
コロワイド	116,000	1,658.50	192,386,000	貸付有価証券 53,100株（700株）
壱番屋	81,200	1,012.00	82,174,400	貸付有価証券 5,800株（2,400株）
トップカルチャー	800	127.00	101,600	貸付有価証券 300株（100株）
ＰＬＡＮＴ	500	1,596.00	798,000	貸付有価証券 200株（200株）
スギホールディングス	110,400	2,440.00	269,376,000	貸付有価証券 16,700株（16,500株）
薬王堂ホールディングス	10,000	2,015.00	20,150,000	
ダブルエー	4,100	1,438.00	5,895,800	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
スクロール	30,600	1,099.00	33,629,400	貸付有価証券 300株（300株）
ヨンドシーホールディングス	19,400	1,852.00	35,928,800	貸付有価証券 2,400株
木曽路	31,100	2,097.00	65,216,700	貸付有価証券 14,600株（1,300株）
ＳＲＳホールディングス	33,900	1,166.00	39,527,400	貸付有価証券 15,900株
千趣会	41,600	304.00	12,646,400	貸付有価証券 19,500株
リテールパートナーズ	30,500	1,253.00	38,216,500	貸付有価証券 8,300株
上新電機	20,300	2,275.00	46,182,500	貸付有価証券 200株
日本瓦斯	98,400	2,150.50	211,609,200	貸付有価証券 1,900株

		ロイヤルホールディングス	36,200	2,410.00	87,242,000	貸付有価証券 17,300株
		東天紅	200	880.00	176,000	
		チヨダ	19,600	1,330.00	26,068,000	貸付有価証券 4,100株
		ライフコーポレーション	21,600	3,460.00	74,736,000	
		リンガーハット	26,500	2,165.00	57,372,500	貸付有価証券 12,400株
		ＭｒＭａｘＨＤ	25,900	709.00	18,363,100	貸付有価証券 200株（200株）
		テンアライド	3,600	267.00	961,200	貸付有価証券 1,600株（600株）
		ＡＯＫＩホールディングス	44,100	1,333.00	58,785,300	
		オークワ	32,900	899.00	29,577,100	貸付有価証券 15,400株（200株）
		コメリ	27,700	3,305.00	91,548,500	貸付有価証券 400株
		青山商事	43,900	2,275.00	99,872,500	貸付有価証券 600株（300株）
		しまむら	48,300	8,937.00	431,657,100	貸付有価証券 2,300株（1,700株）
		はせがわ	1,200	302.00	362,400	貸付有価証券 100株
		高島屋	285,700	1,296.00	370,267,200	貸付有価証券 58,600株（40,300株）
		松屋	34,800	1,033.00	35,948,400	貸付有価証券 7,400株（1,200株）
		エイチ・ツー・オー　リテイリング	100,100	2,356.00	235,835,600	貸付有価証券 46,100株
		近鉄百貨店	11,800	2,070.00	24,426,000	貸付有価証券 300株
		丸井グループ	136,500	2,505.00	341,932,500	貸付有価証券 300株
		アクシアル　リテイリング	56,100	926.00	51,948,600	貸付有価証券 100株（100株）
		井筒屋	1,000	419.00	419,000	貸付有価証券 400株（300株）
		イオン	760,300	3,683.00	2,800,184,900	貸付有価証券 16,000株（7,600株）
		イズミ	31,200	3,177.00	99,122,400	貸付有価証券 500株
		平和堂	33,700	2,297.00	77,408,900	貸付有価証券 15,600株
		フジ	37,900	2,040.00	77,316,000	貸付有価証券 17,700株
		ヤオコー	24,400	9,297.00	226,846,800	貸付有価証券 100株

		ゼビオホールディングス	27,800	1,144.00	31,803,200	貸付有価証券 400株
		ケーズホールディングス	138,100	1,395.50	192,718,550	貸付有価証券 15,500株
		Ｏｌｙｍｐｉｃグループ	1,000	455.00	455,000	
		日産東京販売ホールディングス	3,400	504.00	1,713,600	貸付有価証券 1,500株（300株）
		シルバーライフ	5,500	696.00	3,828,000	
		Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	18,000	3,105.00	55,890,000	貸付有価証券 600株（600株）
		ナルミヤ・インターナショナル	400	1,346.00	538,400	貸付有価証券 100株
		ブックオフグループホールディングス	14,900	1,462.00	21,783,800	貸付有価証券 300株
		ギフトホールディングス	10,200	3,520.00	35,904,000	貸付有価証券 1,500株（900株）
		アインホールディングス	28,300	4,342.00	122,878,600	貸付有価証券 6,700株
		Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	11,600	3,515.00	40,774,000	貸付有価証券 600株（200株）
		ヤマダホールディングス	632,300	452.20	285,926,060	貸付有価証券 6,900株
		アークランズ	61,100	1,682.00	102,770,200	貸付有価証券 28,500株（100株）
		ニトリホールディングス	74,800	18,295.00	1,368,466,000	貸付有価証券 100株
		グルメ杵屋	16,600	1,052.00	17,463,200	
		愛眼	1,700	139.00	236,300	貸付有価証券 700株
		ケーユーホールディングス	12,000	1,114.00	13,368,000	
		吉野家ホールディングス	80,500	3,083.00	248,181,500	貸付有価証券 37,700株
		松屋フーズホールディングス	9,700	6,650.00	64,505,000	
		サガミホールディングス	33,000	1,785.00	58,905,000	貸付有価証券 900株
		王将フードサービス	40,600	3,025.00	122,815,000	貸付有価証券 400株
		ミニストップ	17,100	1,691.00	28,916,100	貸付有価証券 8,000株
		アークス	34,600	2,594.00	89,752,400	
		バローホールディングス	39,200	2,175.00	85,260,000	
		ベルク	10,200	6,730.00	68,646,000	貸付有価証券 200株（200株）
		大庄	12,300	1,060.00	13,038,000	貸付有価証券 2,400株
		ファーストリテイリング	115,600	53,250.00	6,155,700,000	

		サンドラッグ	69,400	3,956.00	274,546,400	貸付有価証券 5,900株（5,700株）
		サックスバー　ホールディングス	19,500	985.00	19,207,500	貸付有価証券 400株（300株）
		ヤマザワ	500	1,181.00	590,500	貸付有価証券 100株（100株）
		やまや	500	2,835.00	1,417,500	
		ベルーナ	49,500	778.00	38,511,000	貸付有価証券 500株
		いよぎんホールディングス	250,500	1,520.00	380,760,000	
		しずおかフィナンシャルグループ	421,500	1,275.00	537,412,500	
		ちゅうぎんフィナンシャルグループ	161,100	1,632.50	262,995,750	
		楽天銀行	88,700	4,452.00	394,892,400	貸付有価証券 7,800株
		京都フィナンシャルグループ	240,900	2,291.50	552,022,350	
		島根銀行	600	492.00	295,200	貸付有価証券 200株
		じもとホールディングス	2,000	293.00	586,000	貸付有価証券 900株（200株）
		めぶきフィナンシャルグループ	960,700	633.80	608,891,660	貸付有価証券 18,800株（15,300株）
		東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,500	4,520.00	110,740,000	
		九州フィナンシャルグループ	336,700	717.70	241,649,590	貸付有価証券 2,900株
		ゆうちょ銀行	1,577,100	1,480.00	2,334,108,000	貸付有価証券 115,200株
		富山第一銀行	60,700	1,082.00	65,677,400	貸付有価証券 11,500株（500株）
		コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,018,100	862.50	878,111,250	貸付有価証券 8,100株
		西日本フィナンシャルホールディングス	117,800	2,020.00	237,956,000	貸付有価証券 2,200株
		三十三フィナンシャルグループ	17,100	2,260.00	38,646,000	貸付有価証券 400株
		第四北越フィナンシャルグループ	60,100	2,885.00	173,388,500	貸付有価証券 500株
		ひろぎんホールディングス	269,200	1,157.00	311,464,400	貸付有価証券 7,400株
		おきなわフィナンシャルグループ	15,100	2,582.00	38,988,200	貸付有価証券 300株
		十六フィナンシャルグループ	26,900	4,255.00	114,459,500	
		北國フィナンシャルホールディングス	18,700	5,380.00	100,606,000	貸付有価証券 3,700株（3,400株）

		プロクレアホールディングス	21,900	1,756.00	38,456,400	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		あいちフィナンシャルグループ	35,700	2,442.00	87,179,400	貸付有価証券 300株
		あおぞら銀行	132,000	2,445.00	322,740,000	貸付有価証券 21,700株
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,550,500	1,811.00	22,728,955,500	貸付有価証券 57,400株
		りそなホールディングス	2,363,500	1,141.50	2,697,935,250	貸付有価証券 45,500株
		三井住友トラストグループ	681,400	3,699.00	2,520,498,600	
		三井住友フィナンシャルグループ	3,992,200	3,742.00	14,938,812,400	
		千葉銀行	592,600	1,211.50	717,934,900	貸付有価証券 7,900株
		群馬銀行	332,400	1,064.50	353,839,800	貸付有価証券 13,300株（13,300株）
		武蔵野銀行	29,100	2,999.00	87,270,900	貸付有価証券 900株（900株）
		千葉興業銀行	45,200	1,445.00	65,314,000	貸付有価証券 600株
		筑波銀行	84,000	242.00	20,328,000	貸付有価証券 15,200株（3,600株）
		七十七銀行	61,300	4,530.00	277,689,000	貸付有価証券 100株
		秋田銀行	12,800	2,246.00	28,748,800	貸付有価証券 100株
		山形銀行	21,300	1,000.00	21,300,000	貸付有価証券 500株（300株）
		岩手銀行	12,100	2,800.00	33,880,000	
		東邦銀行	165,100	291.00	48,044,100	貸付有価証券 16,400株（5,700株）
		東北銀行	1,100	1,140.00	1,254,000	貸付有価証券 200株
		ふくおかフィナンシャルグループ	166,700	3,918.00	653,130,600	貸付有価証券 100株
		スルガ銀行	128,900	1,141.00	147,074,900	貸付有価証券 7,400株
		八十二銀行	448,000	1,010.00	452,480,000	貸付有価証券 11,300株（11,300株）
		山梨中央銀行	21,400	1,857.00	39,739,800	貸付有価証券 500株（500株）
		大垣共立銀行	36,500	1,893.00	69,094,500	貸付有価証券 1,500株（900株）
		福井銀行	17,100	1,826.00	31,224,600	
		清水銀行	7,600	1,448.00	11,004,800	貸付有価証券 100株

		富山銀行	400	1,523.00	609,200	貸付有価証券 100株
		滋賀銀行	28,900	3,965.00	114,588,500	
		南都銀行	28,800	3,235.00	93,168,000	
		百五銀行	180,000	629.00	113,220,000	貸付有価証券 37,600株（30,500株）
		紀陽銀行	68,500	2,236.00	153,166,000	貸付有価証券 3,000株（1,300株）
		ほくほくフィナンシャルグループ	107,600	1,932.00	207,883,200	貸付有価証券 4,500株（500株）
		山陰合同銀行	119,800	1,254.00	150,229,200	貸付有価証券 5,800株（3,500株）
		鳥取銀行	800	1,220.00	976,000	貸付有価証券 300株
		百十四銀行	18,700	3,270.00	61,149,000	
		四国銀行	28,100	1,143.00	32,118,300	
		阿波銀行	26,800	2,706.00	72,520,800	
		大分銀行	11,500	3,115.00	35,822,500	貸付有価証券 200株
		宮崎銀行	12,500	3,050.00	38,125,000	
		佐賀銀行	11,200	2,186.00	24,483,200	貸付有価証券 200株（200株）
		琉球銀行	43,900	1,058.00	46,446,200	貸付有価証券 400株（300株）
		セブン銀行	685,500	310.70	212,984,850	貸付有価証券 26,600株（22,100株）
		みずほフィナンシャルグループ	2,583,000	3,863.00	9,978,129,000	
		高知銀行	700	825.00	577,500	
		山口フィナンシャルグループ	187,600	1,628.00	305,412,800	貸付有価証券 800株
		名古屋銀行	12,000	6,370.00	76,440,000	
		北洋銀行	261,000	455.00	118,755,000	貸付有価証券 2,400株
		大光銀行	700	1,441.00	1,008,700	
		愛媛銀行	27,900	1,093.00	30,494,700	貸付有価証券 700株
		トマト銀行	800	1,219.00	975,200	
		京葉銀行	85,900	785.00	67,431,500	貸付有価証券 19,100株（18,700株）
		栃木銀行	87,600	281.00	24,615,600	貸付有価証券 2,700株（600株）
		北日本銀行	6,700	2,984.00	19,992,800	

		東和銀行	35,100	639.00	22,428,900	貸付有価証券 700株
		福島銀行	2,300	219.00	503,700	貸付有価証券 1,100株（700株）
		大東銀行	1,000	727.00	727,000	貸付有価証券 400株
		トモニホールディングス	182,800	453.00	82,808,400	貸付有価証券 7,200株
		フィデアホールディングス	19,800	1,389.00	27,502,200	貸付有価証券 800株（300株）
		池田泉州ホールディングス	265,400	394.00	104,567,600	貸付有価証券 1,200株
		ＦＰＧ	68,300	2,839.00	193,903,700	
		ジャパンインベストメントアドバイザー	31,000	1,092.00	33,852,000	貸付有価証券 10,000株（6,700株）
		マーキュリアホールディングス	900	808.00	727,200	貸付有価証券 400株
		ＳＢＩホールディングス	308,000	3,994.00	1,230,152,000	貸付有価証券 4,000株
		日本アジア投資	1,500	202.00	303,000	貸付有価証券 300株
		ジャフコ　グループ	57,000	2,167.00	123,519,000	貸付有価証券 6,400株（5,900株）
		大和証券グループ本社	1,368,400	1,038.50	1,421,083,400	貸付有価証券 41,000株
		野村ホールディングス	3,218,100	923.40	2,971,593,540	
		岡三証券グループ	151,200	648.00	97,977,600	貸付有価証券 25,800株（20,900株）
		丸三証券	63,700	986.00	62,808,200	貸付有価証券 1,200株（800株）
		東洋証券	57,100	559.00	31,918,900	貸付有価証券 16,200株（7,800株）
		東海東京フィナンシャル・ホールディングス	227,200	490.00	111,328,000	貸付有価証券 3,900株
		光世証券	600	411.00	246,600	貸付有価証券 200株（100株）
		水戸証券	52,500	577.00	30,292,500	貸付有価証券 1,300株（900株）
		いちよし証券	38,600	951.00	36,708,600	貸付有価証券 4,400株（4,000株）
		松井証券	131,900	810.00	106,839,000	貸付有価証券 100株
		マネックスグループ	187,400	969.00	181,590,600	貸付有価証券 8,400株（1,900株）
		極東証券	23,800	1,466.00	34,890,800	貸付有価証券 3,000株（100株）
		岩井コスモホールディングス	21,800	2,306.00	50,270,800	

		アイザワ証券グループ	27,600	1,752.00	48,355,200	貸付有価証券 11,300株（1,300株）
		マネーパートナーズグループ	2,200	473.00	1,040,600	
		スパークス・グループ	21,300	1,515.00	32,269,500	貸付有価証券 2,100株（1,800株）
		小林洋行	900	277.00	249,300	貸付有価証券 400株
		かんぽ生命保険	222,700	2,900.50	645,941,350	貸付有価証券 1,900株
		ＦＰパートナー	8,300	2,042.00	16,948,600	貸付有価証券 1,600株（1,000株）
		ＳＯＭＰＯホールディングス	935,600	4,140.00	3,873,384,000	
		アニコム　ホールディングス	65,000	647.00	42,055,000	貸付有価証券 200株
		ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,402,400	3,433.00	4,814,439,200	
		第一生命ホールディングス	900,000	4,267.00	3,840,300,000	
		東京海上ホールディングス	1,868,400	5,651.00	10,558,328,400	
		Ｔ＆Ｄホールディングス	513,900	2,878.00	1,479,004,200	貸付有価証券 100株（100株）
		アドバンスクリエイト	15,000	454.00	6,810,000	貸付有価証券 7,000株（100株）
		ＮＥＸＹＺ．Ｇｒｏｕｐ	700	767.00	536,900	貸付有価証券 300株（300株）
		全国保証	50,000	5,461.00	273,050,000	貸付有価証券 100株
		あんしん保証	900	147.00	132,300	
		ジェイリース	14,300	1,266.00	18,103,800	
		イントラスト	800	807.00	645,600	
		日本モーゲージサービス	1,300	411.00	534,300	貸付有価証券 300株（200株）
		Ｃａｓａ	800	827.00	661,600	
		ＳＢＩアルヒ	19,500	814.00	15,873,000	貸付有価証券 100株
		プレミアグループ	32,300	2,539.00	82,009,700	貸付有価証券 300株（300株）
		ネットプロテクションズホールディングス	63,800	504.00	32,155,200	貸付有価証券 29,900株（7,600株）
		クレディセゾン	121,300	3,687.00	447,233,100	貸付有価証券 1,900株（300株）
		芙蓉総合リース	17,600	11,685.00	205,656,000	貸付有価証券 300株
		みずほリース	143,800	1,042.00	149,839,600	貸付有価証券 100株

		東京センチュリー	143,000	1,607.00	229,801,000	貸付有価証券 5,100株
		日本証券金融	70,300	2,069.00	145,450,700	貸付有価証券 300株（300株）
		アイフル	316,900	328.00	103,943,200	貸付有価証券 400株
		リコーリース	18,200	5,120.00	93,184,000	貸付有価証券 1,200株
		イオンフィナンシャルサービス	109,900	1,266.50	139,188,350	貸付有価証券 3,700株
		アコム	455,300	390.90	177,976,770	貸付有価証券 11,200株（6,600株）
		ジャックス	22,900	3,830.00	87,707,000	
		オリエントコーポレーション	62,400	829.00	51,729,600	貸付有価証券 7,000株
		オリックス	1,147,600	3,363.00	3,859,378,800	
		三菱ＨＣキャピタル	959,300	1,030.00	988,079,000	貸付有価証券 2,800株
		九州リースサービス	800	1,039.00	831,200	貸付有価証券 100株
		日本取引所グループ	1,138,500	1,782.50	2,029,376,250	貸付有価証券 1,100株（100株）
		イー・ギャランティ	31,200	1,767.00	55,130,400	貸付有価証券 1,600株
		アサックス	700	703.00	492,100	
		ＮＥＣキャピタルソリューション	9,400	3,860.00	36,284,000	貸付有価証券 100株
		ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	53,000	135.00	7,155,000	貸付有価証券 17,400株（5,400株）
		大東建託	65,100	17,615.00	1,146,736,500	
		いちご	161,900	372.00	60,226,800	貸付有価証券 1,100株
		日本駐車場開発	227,800	217.00	49,432,600	貸付有価証券 39,400株（6,500株）
		スター・マイカ・ホールディングス	19,800	787.00	15,582,600	
		ＳＲＥホールディングス	7,100	3,010.00	21,371,000	貸付有価証券 3,200株（1,400株）
		ＡＤワークスグループ	5,400	214.00	1,155,600	貸付有価証券 2,600株（2,300株）
		ヒューリック	446,400	1,369.00	611,121,600	貸付有価証券 62,100株（18,100株）
		野村不動産ホールディングス	120,000	3,880.00	465,600,000	貸付有価証券 3,900株
		三重交通グループホールディングス	40,900	495.00	20,245,500	貸付有価証券 18,800株（2,300株）
		ディア・ライフ	32,600	1,028.00	33,512,800	貸付有価証券 100株

		コーセーアールイー	700	715.00	500,500	貸付有価証券 300株（300株）
		地主	16,900	2,120.00	35,828,000	貸付有価証券 1,200株
		プレサンスコーポレーション	25,400	1,965.00	49,911,000	貸付有価証券 1,100株
		ハウスコム	300	1,395.00	418,500	
		ＪＰＭＣ	11,100	1,133.00	12,576,300	
		サンセイランディック	700	976.00	683,200	
		エストラスト	300	684.00	205,200	
		フージャースホールディングス	29,500	1,027.00	30,296,500	貸付有価証券 800株（300株）
		オープンハウスグループ	70,200	5,366.00	376,693,200	貸付有価証券 2,800株
		東急不動産ホールディングス	575,300	950.00	546,535,000	貸付有価証券 7,100株
		飯田グループホールディングス	183,400	2,377.00	435,941,800	貸付有価証券 300株
		イーグランド	400	1,371.00	548,400	
		ムゲンエステート	1,600	1,918.00	3,068,800	貸付有価証券 700株（700株）
		ビーロット	1,300	1,329.00	1,727,700	貸付有価証券 600株（600株）
		ファーストブラザーズ	500	1,050.00	525,000	貸付有価証券 200株
		Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	11,600	1,198.00	13,896,800	貸付有価証券 5,100株
		シーアールイー	8,500	1,259.00	10,701,500	貸付有価証券 1,000株
		ケイアイスター不動産	10,400	4,330.00	45,032,000	
		アグレ都市デザイン	400	1,634.00	653,600	貸付有価証券 100株
		グッドコムアセット	15,500	864.00	13,392,000	貸付有価証券 4,000株
		ジェイ・エス・ビー	8,000	2,628.00	21,024,000	貸付有価証券 300株
		ロードスターキャピタル	10,900	2,498.00	27,228,200	
		イノベーションホールディングス	800	917.00	733,600	貸付有価証券 300株
		グローバル・リンク・マネジメント	400	2,763.00	1,105,200	貸付有価証券 100株（100株）
		フェイスネットワーク	700	1,667.00	1,166,900	
		霞ヶ関キャピタル	7,900	13,330.00	105,307,000	貸付有価証券 3,600株
		パーク２４	149,100	2,232.50	332,865,750	貸付有価証券 27,000株（12,500株）

		パラカ	6,000	1,808.00	10,848,000	
		ミガロホールディングス	600	2,387.00	1,432,200	貸付有価証券 200株
		三井不動産	2,655,900	1,255.50	3,334,482,450	貸付有価証券 600株
		三菱地所	1,108,500	2,175.50	2,411,541,750	貸付有価証券 18,400株（14,800株）
		平和不動産	31,100	4,315.00	134,196,500	
		東京建物	167,200	2,557.00	427,530,400	貸付有価証券 8,300株
		京阪神ビルディング	32,200	1,667.00	53,677,400	貸付有価証券 300株
		住友不動産	311,300	4,883.00	1,520,077,900	貸付有価証券 400株
		テーオーシー	34,100	635.00	21,653,500	貸付有価証券 300株
		レオパレス２１	167,500	580.00	97,150,000	貸付有価証券 2,700株
		スターツコーポレーション	31,400	3,740.00	117,436,000	貸付有価証券 1,500株（1,000株）
		フジ住宅	24,100	781.00	18,822,100	貸付有価証券 200株（200株）
		空港施設	26,900	573.00	15,413,700	
		明和地所	15,300	1,016.00	15,544,800	貸付有価証券 1,100株
		ゴールドクレスト	13,000	3,120.00	40,560,000	貸付有価証券 200株
		エスリード	9,000	4,510.00	40,590,000	
		日神グループホールディングス	30,700	535.00	16,424,500	貸付有価証券 100株
		日本エスコン	50,100	967.00	48,446,700	貸付有価証券 8,500株（700株）
		ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	112,100	510.00	57,171,000	
		ＡＶＡＮＴＩＡ	1,200	782.00	938,400	貸付有価証券 200株（200株）
		イオンモール	115,700	2,017.00	233,366,900	貸付有価証券 800株
		毎日コムネット	800	708.00	566,400	貸付有価証券 100株（100株）
		ファースト住建	900	999.00	899,100	貸付有価証券 400株（400株）
		カチタス	51,400	2,238.00	115,033,200	貸付有価証券 6,400株（5,900株）
		トーセイ	31,800	2,490.00	79,182,000	貸付有価証券 1,000株
		穴吹興産	500	2,015.00	1,007,500	貸付有価証券 100株（100株）

		サンフロンティア不動産	31,900	1,927.00	61,471,300	貸付有価証券 900株
		ＦＪネクストホールディングス	20,100	1,186.00	23,838,600	貸付有価証券 600株（400株）
		インテリックス	500	851.00	425,500	貸付有価証券 200株
		ランドビジネス	800	201.00	160,800	貸付有価証券 300株
		サンネクスタグループ	700	1,021.00	714,700	貸付有価証券 300株
		グランディハウス	17,900	574.00	10,274,600	貸付有価証券 700株
		日本空港ビルデング	67,700	4,945.00	334,776,500	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		明豊ファシリティワークス	1,200	905.00	1,086,000	
		ＬＩＦＵＬＬ	48,800	198.00	9,662,400	貸付有価証券 2,500株
		ＭＩＸＩ	37,500	3,080.00	115,500,000	貸付有価証券 700株
		ジェイエイシーリクルートメント	72,200	715.00	51,623,000	貸付有価証券 2,500株（900株）
		日本M＆Aセンターホールディングス	293,800	644.30	189,295,340	貸付有価証券 6,000株
		メンバーズ	7,800	1,043.00	8,135,400	貸付有価証券 1,000株
		中広	400	439.00	175,600	
		ＵＴグループ	26,100	2,149.00	56,088,900	貸付有価証券 800株
		アイティメディア	10,700	1,541.00	16,488,700	貸付有価証券 100株
		ケアネット	40,900	551.00	22,535,900	貸付有価証券 6,000株（2,400株）
		Ｅ・Ｊホールディングス	11,700	1,693.00	19,808,100	
		オープンアップグループ	60,000	1,787.00	107,220,000	
		コシダカホールディングス	60,400	1,124.00	67,889,600	貸付有価証券 23,600株（1,200株）
		アルトナー	900	2,047.00	1,842,300	
		パソナグループ	24,200	2,000.00	48,400,000	貸付有価証券 2,200株
		ＣＤＳ	700	1,838.00	1,286,600	
		リンクアンドモチベーション	49,300	581.00	28,643,300	貸付有価証券 4,200株（600株）
		エス・エム・エス	76,300	1,541.50	117,616,450	貸付有価証券 1,800株（1,500株）
		サニーサイドアップグループ	800	537.00	429,600	貸付有価証券 300株（300株）
		パーソルホールディング	1,863,900	235.90	439,694,010	貸付有価証券

ス				600株
リニカル	1,600	330.00	528,000	貸付有価証券 800株
クックパッド	54,600	152.00	8,299,200	貸付有価証券 22,300株（8,700株）
エスクリ	900	180.00	162,000	貸付有価証券 400株（100株）
アイ・ケイ・ケイホールディングス	1,500	745.00	1,117,500	貸付有価証券 700株
学情	10,200	2,228.00	22,725,600	貸付有価証券 500株（500株）
スタジオアリス	10,000	2,107.00	21,070,000	貸付有価証券 4,600株（500株）
エプコ	600	814.00	488,400	
ＮＪＳ	4,900	3,700.00	18,130,000	貸付有価証券 2,300株
綜合警備保障	333,600	1,077.00	359,287,200	貸付有価証券 1,900株
カカクコム	144,000	2,385.00	343,440,000	貸付有価証券 11,400株（4,800株）
アイロムグループ	8,100	2,784.00	22,550,400	貸付有価証券 200株
セントケア・ホールディング	12,700	745.00	9,461,500	貸付有価証券 5,200株
サイネックス	400	745.00	298,000	
ルネサンス	15,500	1,017.00	15,763,500	貸付有価証券 7,200株
ディップ	35,000	2,457.00	85,995,000	貸付有価証券 10,000株（9,500株）
デジタルホールディングス	10,100	1,272.00	12,847,200	貸付有価証券 900株（800株）
新日本科学	21,200	1,687.00	35,764,400	貸付有価証券 5,200株（300株）
キャリアデザインセンター	400	1,789.00	715,600	
エムスリー	394,700	1,359.50	536,594,650	貸付有価証券 10,000株
ツカダ・グローバルホールディング	1,800	432.00	777,600	貸付有価証券 300株
ブラス	300	543.00	162,900	貸付有価証券 100株（100株）
ウェルネット	2,000	845.00	1,690,000	貸付有価証券 500株
ワールドホールディングス	7,900	2,035.00	16,076,500	
ディー・エヌ・エー	79,900	2,695.00	215,330,500	貸付有価証券 14,600株（1,200株）
博報堂ＤＹホールディングス	226,400	1,219.50	276,094,800	貸付有価証券 500株（200株）

		ぐるなび	37,200	275.00	10,230,000	貸付有価証券 8,400株（3,100株）
		タカミヤ	27,100	412.00	11,165,200	貸付有価証券 100株（100株）
		ファンコミュニケーションズ	27,900	415.00	11,578,500	貸付有価証券 4,400株
		ライク	7,400	1,385.00	10,249,000	貸付有価証券 3,400株
		Ａｏｂａ－ＢＢＴ	900	316.00	284,400	貸付有価証券 400株
		エスプール	63,100	312.00	19,687,200	貸付有価証券 400株
		ＷＤＢホールディングス	10,200	1,667.00	17,003,400	
		ティア	1,500	427.00	640,500	貸付有価証券 100株
		アドウェイズ	24,400	286.00	6,978,400	貸付有価証券 800株
		バリューコマース	17,500	1,172.00	20,510,000	貸付有価証券 300株（300株）
		インフォマート	188,500	292.00	55,042,000	貸付有価証券 30,800株
		ＪＰホールディングス	51,100	669.00	34,185,900	貸付有価証券 2,100株
		ＣＬホールディングス	4,800	675.00	3,240,000	貸付有価証券 2,200株（100株）
		プレステージ・インターナショナル	93,500	676.00	63,206,000	貸付有価証券 2,000株（1,100株）
		プロトコーポレーション	21,300	1,290.00	27,477,000	
		アミューズ	12,200	1,419.00	17,311,800	
		ドリームインキュベータ	4,800	3,200.00	15,360,000	貸付有価証券 2,100株（600株）
		クイック	13,900	2,278.00	31,664,200	
		ＴＡＣ	1,100	200.00	220,000	
		電通グループ	212,400	3,884.00	824,961,600	貸付有価証券 16,200株
		テイクアンドギヴ・ニーズ	9,600	925.00	8,880,000	
		ぴあ	6,800	3,120.00	21,216,000	貸付有価証券 100株
		イオンファンタジー	8,600	2,980.00	25,628,000	貸付有価証券 4,000株
		シーティーエス	27,500	928.00	25,520,000	貸付有価証券 100株
		Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	58,500	2,539.50	148,560,750	貸付有価証券 6,100株
		アルプス技研	17,400	2,670.00	46,458,000	貸付有価証券 700株
		日本空調サービス	21,500	1,032.00	22,188,000	貸付有価証券

				400株
オリエンタルランド	1,189,200	3,401.00	4,044,469,200	貸付有価証券 4,300株
ダスキン	43,600	3,675.00	160,230,000	貸付有価証券 300株（100株）
明光ネットワークジャパン	24,200	714.00	17,278,800	貸付有価証券 7,100株（1,700株）
ファルコホールディングス	8,100	2,391.00	19,367,100	
秀英予備校	500	254.00	127,000	
ラウンドワン	188,500	1,327.00	250,139,500	貸付有価証券 600株（600株）
リゾートトラスト	78,900	3,100.00	244,590,000	
ビー・エム・エル	24,600	2,907.00	71,512,200	貸付有価証券 800株
リソー教育	124,800	299.00	37,315,200	貸付有価証券 12,200株
早稲田アカデミー	11,100	1,857.00	20,612,700	
ユー・エス・エス	410,800	1,367.50	561,769,000	
東京個別指導学院	23,700	336.00	7,963,200	
サイバーエージェント	441,500	1,089.00	480,793,500	貸付有価証券 14,800株（14,800株）
楽天グループ	1,407,400	851.30	1,198,119,620	貸付有価証券 117,400株
クリーク・アンド・リバー社	10,000	1,555.00	15,550,000	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	39,100	668.00	26,118,800	貸付有価証券 4,400株
テー・オー・ダブリュー	39,100	320.00	12,512,000	貸付有価証券 500株（500株）
山田コンサルティンググループ	10,100	1,943.00	19,624,300	
セントラルスポーツ	7,500	2,401.00	18,007,500	貸付有価証券 3,500株
フルキャストホールディングス	16,300	1,475.00	24,042,500	
エン・ジャパン	32,500	2,112.00	68,640,000	貸付有価証券 100株
リソルホールディングス	300	5,140.00	1,542,000	
テクノプロ・ホールディングス	116,000	2,942.50	341,330,000	貸付有価証券 1,000株
アトラグループ	800	140.00	112,000	貸付有価証券 300株
アイ・アールジャパンホールディングス	10,400	718.00	7,467,200	貸付有価証券 300株（300株）
ＫｅｅＰｅｒ技研	12,300	4,855.00	59,716,500	貸付有価証券 5,700株（1,200株）

		楽待	600	660.00	396,000	
		三機サービス	400	950.00	380,000	貸付有価証券 100株（100株）
		Ｇｕｎｏｓｙ	15,900	672.00	10,684,800	貸付有価証券 1,800株
		デザインワン・ジャパン	700	111.00	77,700	貸付有価証券 100株（100株）
		イー・ガーディアン	9,500	1,923.00	18,268,500	貸付有価証券 200株
		リブセンス	1,200	140.00	168,000	
		ジャパンマテリアル	61,100	1,683.00	102,831,300	貸付有価証券 18,300株（200株）
		ベクトル	27,300	1,027.00	28,037,100	貸付有価証券 4,300株（2,900株）
		ウチヤマホールディングス	1,100	302.00	332,200	貸付有価証券 500株
		チャーム・ケア・コーポレーション	16,600	1,298.00	21,546,800	貸付有価証券 1,500株
		キャリアリンク	7,300	2,403.00	17,541,900	
		ＩＢＪ	15,300	616.00	9,424,800	貸付有価証券 100株
		アサンテ	9,900	1,649.00	16,325,100	貸付有価証券 100株
		バリューＨＲ	17,900	1,843.00	32,989,700	貸付有価証券 8,500株（100株）
		Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	16,200	2,690.00	43,578,000	貸付有価証券 300株
		ライドオンエクスプレスホールディングス	7,900	997.00	7,876,300	
		ＥＲＩホールディングス	600	2,071.00	1,242,600	貸付有価証券 200株
		アビスト	300	3,010.00	903,000	貸付有価証券 100株
		シグマクシス・ホールディングス	58,200	916.00	53,311,200	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
		ウィルグループ	16,700	997.00	16,649,900	貸付有価証券 200株
		エスクロー・エージェント・ジャパン	2,700	140.00	378,000	
		メドピア	16,000	448.00	7,168,000	貸付有価証券 1,000株
		レアジョブ	600	344.00	206,400	貸付有価証券 200株
		リクルートホールディングス	1,558,400	11,240.00	17,516,416,000	
		エラン	26,400	748.00	19,747,200	貸付有価証券 3,800株（1,200株）
		土木管理総合試験所	1,000	306.00	306,000	

日本郵政	2,237,100	1,493.50	3,341,108,850	
ベルシステム２４ホールディングス	21,400	1,261.00	26,985,400	
鎌倉新書	17,000	527.00	8,959,000	貸付有価証券 1,100株
ＳＭＮ	500	385.00	192,500	貸付有価証券 200株
一蔵	300	371.00	111,300	貸付有価証券 100株
グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹ	400	682.00	272,800	
エアトリ	14,600	1,095.00	15,987,000	貸付有価証券 6,500株（200株）
アトラエ	14,000	793.00	11,102,000	貸付有価証券 6,500株（6,500株）
ストライク	9,800	3,585.00	35,133,000	
ソラスト	55,100	469.00	25,841,900	貸付有価証券 300株
セラク	6,000	1,334.00	8,004,000	貸付有価証券 100株
インソース	43,400	1,121.00	48,651,400	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
ベイカレント	146,800	5,295.00	777,306,000	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,400	780.00	3,432,000	貸付有価証券 600株（600株）
アイモバイル	25,400	513.00	13,030,200	貸付有価証券 900株
ディスラプターズ	1,100	152.00	167,200	貸付有価証券 400株（400株）
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	10,900	1,091.00	11,891,900	
船場	500	1,378.00	689,000	貸付有価証券 200株
ジャパンエレベーターサービスホールディン	77,700	2,920.00	226,884,000	貸付有価証券 7,900株（2,900株）
フルテック	300	1,190.00	357,000	貸付有価証券 100株
グリーンズ	800	1,923.00	1,538,400	貸付有価証券 300株
ツナググループ・ホールディングス	600	595.00	357,000	貸付有価証券 200株（100株）
ＧａｍｅＷｉｔｈ	900	208.00	187,200	貸付有価証券 400株（100株）
ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ	200	405.00	81,000	
エル・ティー・エス	2,700	2,319.00	6,261,300	
ミダックホールディングス	12,100	1,535.00	18,573,500	貸付有価証券 300株
キュービーネットホール	11,400	1,017.00	11,593,800	貸付有価証券

ディングス				1,500株
オープングループ	31,700	183.00	5,801,100	貸付有価証券 5,000株（4,500株）
スプリックス	700	917.00	641,900	
マネジメントソリューションズ	9,800	1,648.00	16,150,400	貸付有価証券 200株
プロレド・パートナーズ	4,900	413.00	2,023,700	貸付有価証券 700株（500株）
ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ	700	207.00	144,900	貸付有価証券 300株
テノ．ホールディングス	300	458.00	137,400	貸付有価証券 100株（100株）
フロンティア・マネジメント	6,000	775.00	4,650,000	貸付有価証券 2,800株（100株）
ピアラ	400	231.00	92,400	貸付有価証券 100株（100株）
コプロ・ホールディングス	900	1,650.00	1,485,000	貸付有価証券 100株
ギークス	500	378.00	189,000	
アンビスホールディングス	42,800	732.00	31,329,600	貸付有価証券 11,500株
カーブスホールディングス	54,600	771.00	42,096,600	貸付有価証券 100株
フォーラムエンジニアリング	23,300	1,052.00	24,511,600	貸付有価証券 1,000株
Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	6,800	1,360.00	9,248,000	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	5,600	2,864.00	16,038,400	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
ダイレクトマーケティングミックス	24,200	264.00	6,388,800	貸付有価証券 7,300株（6,900株）
ポピンズ	3,700	1,221.00	4,517,700	貸付有価証券 100株
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	18,200	870.00	15,834,000	貸付有価証券 2,400株
コンフィデンス・インターワークス	300	1,564.00	469,200	
アドバンテッジリスクマネジメント	1,100	592.00	651,200	
リログループ	111,200	1,931.50	214,782,800	貸付有価証券 2,600株
東祥	16,700	618.00	10,320,600	貸付有価証券 300株
ＩＤ＆Ｅホールディングス	12,100	6,490.00	78,529,000	貸付有価証券 800株（600株）
ビーウィズ	4,100	1,482.00	6,076,200	貸付有価証券 1,900株（400株）
サンウェルズ	7,700	711.00	5,474,700	貸付有価証券 3,500株（100株）

ＴＲＥホールディングス	45,900	1,484.00	68,115,600	
人・夢・技術グループ	8,200	1,478.00	12,119,600	貸付有価証券 100株（100株）
ＮＩＳＳＯホールディングス	17,300	774.00	13,390,200	貸付有価証券 8,100株
大栄環境	43,500	2,894.00	125,889,000	貸付有価証券 1,100株（700株）
ＧＥＮＯＶＡ	6,800	1,279.00	8,697,200	貸付有価証券 2,200株
日本管財ホールディングス	20,900	2,657.00	55,531,300	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	21,500	1,959.00	42,118,500	貸付有価証券 10,100株（1,200株）
エイチ・アイ・エス	63,800	1,445.00	92,191,000	貸付有価証券 11,500株（900株）
ラックランド	8,300	1,703.00	14,134,900	貸付有価証券 1,300株（100株）
共立メンテナンス	62,700	2,932.00	183,836,400	貸付有価証券 29,400株（10,600株）
イチネンホールディングス	19,400	1,874.00	36,355,600	貸付有価証券 200株（200株）
建設技術研究所	10,300	5,100.00	52,530,000	
スペース	14,500	1,147.00	16,631,500	貸付有価証券 100株（100株）
燦ホールディングス	16,700	1,177.00	19,655,900	貸付有価証券 300株
スバル興業	7,700	3,280.00	25,256,000	貸付有価証券 300株
東京テアトル	800	1,052.00	841,600	貸付有価証券 300株
タナベコンサルティンググループ	8,600	1,213.00	10,431,800	
ナガワ	5,300	7,020.00	37,206,000	貸付有価証券 2,500株
東京都競馬	14,600	4,420.00	64,532,000	貸付有価証券 6,800株
常磐興産	200	1,641.00	328,200	
カナモト	31,000	3,270.00	101,370,000	貸付有価証券 1,800株
ニシオホールディングス	16,500	4,470.00	73,755,000	
トランス・コスモス	25,500	3,300.00	84,150,000	貸付有価証券 600株（600株）
乃村工藝社	87,100	889.00	77,431,900	貸付有価証券 200株
藤田観光	8,900	7,900.00	70,310,000	貸付有価証券 1,600株
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	11,900	1,176.00	13,994,400	貸付有価証券 300株（100株）

		トーカイ	17,700	2,309.00	40,869,300	
		白洋舎	300	2,205.00	661,500	貸付有価証券 100株
		セコム	406,800	5,353.00	2,177,600,400	貸付有価証券 400株
		セントラル警備保障	10,800	2,916.00	31,492,800	
		丹青社	42,200	978.00	41,271,600	
		メイテックグループホールディングス	73,700	2,924.00	215,498,800	
		応用地質	18,600	2,497.00	46,444,200	
		船井総研ホールディングス	40,000	2,342.00	93,680,000	貸付有価証券 2,100株
		進学会ホールディングス	700	199.00	139,300	貸付有価証券 300株
		オオバ	1,500	988.00	1,482,000	貸付有価証券 700株
		いであ	600	2,465.00	1,479,000	貸付有価証券 100株（100株）
		学究社	8,000	2,066.00	16,528,000	
		イオンディライト	21,400	4,340.00	92,876,000	貸付有価証券 200株
		ナック	20,300	584.00	11,855,200	貸付有価証券 100株
		ダイセキ	48,200	3,645.00	175,689,000	貸付有価証券 4,800株
		ステップ	7,300	2,170.00	15,841,000	
	小計	銘柄数：2,102 組入時価比率：99.2%			769,532,285,930 100.0%	
合計					769,532,285,930	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2024年12月26日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年12月26日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建	6,602,621,000	－	6,669,675,000	66,934,705
合計	6,602,621,000	－	6,669,675,000	66,934,705

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年12月26日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	9,179,087,886
コール・ローン	3,780,894,349
株式	2,784,113,081,750
投資証券	50,154,047,427
派生商品評価勘定	28,821,235
未収入金	19,558,160
未収配当金	1,744,905,631
未収利息	24,590
差入委託証拠金	31,663,784,996
流動資産合計	2,880,684,206,024
資産合計	2,880,684,206,024
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	417,161,288
未払解約金	700,860,435
その他未払費用	7,312,000
流動負債合計	1,125,333,723
負債合計	1,125,333,723
純資産の部	
元本等	
元本	365,177,512,168
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,514,381,360,133
元本等合計	2,879,558,872,301
純資産合計	2,879,558,872,301
負債純資産合計	2,880,684,206,024

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日

	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月26日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.8854円
(10,000口当たり純資産額)	(78,854円)

(金融商品に関する注記)
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年12月26日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 新株予約権証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月26日現在	
期首	2023年12月27日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	330,084,770,950円
同期中における追加設定元本額	65,627,517,294円
同期中における一部解約元本額	30,534,776,076円
期末元本額	365,177,512,168円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	17,331,296円
バランスセレクト５０	56,037,642円
バランスセレクト７０	80,096,746円
野村外国株式インデックスファンド	442,978,798円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,825,290,760円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,719,553,634円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,138,693,087円
野村資産設計ファンド２０１５	5,220,752円
野村資産設計ファンド２０２０	5,876,930円
野村資産設計ファンド２０２５	8,362,821円
野村資産設計ファンド２０３０	15,207,708円
野村資産設計ファンド２０３５	16,319,805円
野村資産設計ファンド２０４０	29,196,079円
野村外国株インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	34,124,747,168円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,244,805,262円
のむラップ・ファンド（普通型）	17,754,207,940円
のむラップ・ファンド（積極型）	24,049,093,968円
野村資産設計ファンド２０４５	6,839,358円
野村インデックスファンド・外国株式	9,777,783,913円
マイ・ロード	1,352,758,008円
ネクストコア	4,449,675円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	154,242,332円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,287,877,695円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	267,889,815円
野村資産設計ファンド２０５０	7,803,928円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,370,753円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	1,065,554円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	995,000円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	959,147 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	458,397,435 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,159,824,481 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,910,744 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,962,100 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	30,540,102 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	16,388,880 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	53,679,721 円
野村６資産均等バランス	2,198,440,918 円
野村つみたて外国株投信	20,084,663,778 円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,197,545,921 円
世界６資産分散ファンド	41,497,666 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,997,717 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,191,503,153 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	4,915,106,879 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,261,440,904 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,114,246,555 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	55,446,871 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	37,243,271 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	226,216,902 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	183,514,804 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	548,884 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	1,601,524 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	401,603 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,692,119 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	238,728,623 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,173,796 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	16,960,331 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	46,100,547 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,466,571,567 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,437,585 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	933,004,898 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,788,280,113 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	469,212 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	726,016,044 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	1,000,604 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	6,640,507 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,031,073 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	117,869,188,989 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,374,405,652 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	5,977,973,338 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	6,997,119,913 円
マイバランスＤＣ３０	635,869,765 円
マイバランスＤＣ５０	1,632,189,486 円
マイバランスＤＣ７０	1,723,303,681 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	52,633,243,626 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	274,260,039 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	16,030,214 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	561,721,305 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	421,328,818 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	529,245,928 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	21,905,523 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,290,386 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	76,350,353 円

野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	14,062,892 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	15,750,886 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	12,129,430 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	311,622,453 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	262,704,465 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	190,242,147 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	265,322,886 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	12,053,907 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	109,849,516 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	88,301,989 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	59,977,779 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	84,208,570 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	2,072,213 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	112,502,613 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	263,000	40.79	10,727,770.00	
		HALLIBURTON CO	239,000	26.84	6,414,760.00	
		SCHLUMBERGER LTD	381,000	37.73	14,375,130.00	
		APA CORPORATION	92,000	21.87	2,012,040.00	
		CHENIERE ENERGY INC	61,300	210.49	12,903,037.00	
		CHEVRON CORP	463,300	143.84	66,641,072.00	
		CONOCOPHILLIPS	346,585	97.11	33,656,869.35	
		COTERRA ENERGY INC	200,000	24.73	4,946,000.00	
		DEVON ENERGY CORP	167,000	31.24	5,217,080.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	51,600	157.77	8,140,932.00	
		EOG RESOURCES INC	151,600	120.83	18,317,828.00	
		EQT CORP	146,000	44.58	6,508,680.00	
		EXPAND ENERGY CORP	55,400	97.47	5,399,838.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,184,789	106.40	126,061,549.60	
		HESS CORP	73,700	130.56	9,622,272.00	
		HF SINCLAIR CORP	40,000	34.40	1,376,000.00	
		KINDER MORGAN INC	530,000	27.33	14,484,900.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	89,300	135.35	12,086,755.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	169,000	48.12	8,132,280.00	
		ONEOK INC	154,500	102.19	15,788,355.00	
		OVINTIV INC	67,000	38.76	2,596,920.00	

PHILLIPS 66	112,100	111.58	12,508,118.00	
TARGA RESOURCES CORP	55,700	180.72	10,066,104.00	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,230	1,161.20	6,073,076.00	
VALERO ENERGY CORP	85,400	118.84	10,148,936.00	
WILLIAMS COS	322,000	54.60	17,581,200.00	
AIR PRODUCTS	59,200	296.02	17,524,384.00	
ALBEMARLE CORP	29,900	89.99	2,690,701.00	
CELANESE CORP-SERIES A	27,800	68.40	1,901,520.00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	85.40	4,270,000.00	
CORTEVA INC	188,000	57.48	10,806,240.00	
DOW INC	185,000	40.09	7,416,650.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	113,100	77.25	8,736,975.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	91.57	2,765,414.00	
ECOLAB INC	69,100	240.74	16,635,134.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	68,300	85.11	5,813,013.00	
LINDE PLC	127,300	425.77	54,200,521.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	70,900	74.12	5,255,108.00	
MOSAIC CO/THE	85,000	24.27	2,062,950.00	
PPG INDUSTRIES	62,100	120.98	7,512,858.00	
RPM INTERNATIONAL INC	32,900	126.13	4,149,677.00	
SHERWIN-WILLIAMS	63,900	346.52	22,142,628.00	
WESTLAKE CORPORATION	9,400	114.95	1,080,530.00	
CRH PLC	182,100	94.75	17,253,975.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	16,600	533.18	8,850,788.00	
VULCAN MATERIALS CO	35,200	264.31	9,303,712.00	
AMCOR PLC	369,000	9.49	3,501,810.00	
AVERY DENNISON CORP	22,100	189.38	4,185,298.00	
BALL CORP	84,000	56.16	4,717,440.00	
CROWN HOLDINGS INC	33,700	83.70	2,820,690.00	
IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	86,000	55.11	4,739,460.00	
PACKAGING CORP OF AMERICA	23,600	228.82	5,400,152.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	135,000	54.53	7,361,550.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	380,000	39.22	14,903,600.00	
NEWMONT CORP	305,000	38.31	11,684,550.00	
NUCOR CORP	63,300	117.43	7,433,319.00	
RELIANCE INC	14,700	270.98	3,983,406.00	

STEEL DYNAMICS	38,500	117.06	4,506,810.00	
AXON ENTERPRISE INC	19,100	631.25	12,056,875.00	
BOEING CO	194,100	179.34	34,809,894.00	
GENERAL DYNAMICS	61,600	265.90	16,379,440.00	
GENERAL ELECTRIC CO	289,200	171.49	49,594,908.00	
HEICO CORP	12,000	240.05	2,880,600.00	
HEICO CORP-CLASS A	20,600	187.89	3,870,534.00	
HOWMET AEROSPACE INC	101,900	112.04	11,416,876.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	10,600	192.46	2,040,076.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	50,300	213.32	10,729,996.00	
LOCKHEED MARTIN	57,300	488.13	27,969,849.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	37,400	471.09	17,618,766.00	
RTX CORP	354,500	116.83	41,416,235.00	
TEXTRON INC	49,600	77.24	3,831,104.00	
TRANSDIGM GROUP INC	15,020	1,301.66	19,550,933.20	
ALLEGION PLC	24,300	133.04	3,232,872.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	31,100	148.82	4,628,302.00	
CARLISLE COS INC	12,300	376.45	4,630,335.00	
CARRIER GLOBAL CORP	215,000	69.45	14,931,750.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	69.84	2,444,400.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	178,000	80.99	14,416,220.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	8,300	631.13	5,238,379.00	
MASCO CORP	58,000	74.13	4,299,540.00	
OWENS CORNING INC	22,800	171.09	3,900,852.00	
SMITH (A.O.) CORP	31,200	68.89	2,149,368.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	60,700	379.93	23,061,751.00	
AECOM	34,500	108.41	3,740,145.00	
EMCOR GROUP INC	12,600	463.49	5,839,974.00	
QUANTA SERVICES INC	39,300	330.81	13,000,833.00	
AMETEK INC	61,500	184.05	11,319,075.00	
EATON CORP PLC	106,600	341.54	36,408,164.00	
EMERSON ELEC	153,800	126.23	19,414,174.00	
GE VERNOVA INC	72,600	347.29	25,213,254.00	
HUBBELL INC	14,600	432.04	6,307,784.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	30,900	292.20	9,028,980.00	

VERTIV HOLDINGS CO	96,000	118.74	11,399,040.00	
3M CORP	147,000	130.36	19,162,920.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	173,600	228.90	39,737,040.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	41.35	1,902,100.00	
CATERPILLAR INC DEL	129,300	367.57	47,526,801.00	
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	11.19	2,763,930.00	
CUMMINS INC	36,300	353.85	12,844,755.00	
DEERE & COMPANY	69,300	432.84	29,995,812.00	
DOVER CORP	36,800	190.33	7,004,144.00	
FORTIVE CORP	96,000	75.00	7,200,000.00	
GRACO INC	47,000	84.75	3,983,250.00	
IDEX CORP	20,000	212.28	4,245,600.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	79,400	259.17	20,578,098.00	
INGERSOLL-RAND INC	108,200	92.35	9,992,270.00	
NORDSON CORP	14,900	212.29	3,163,121.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	106,800	94.00	10,039,200.00	
PACCAR	140,000	105.18	14,725,200.00	
PARKER HANNIFIN CORP	34,500	652.57	22,513,665.00	
PENTAIR PLC	45,100	102.35	4,615,985.00	
SNAP-ON INC	14,500	345.43	5,008,735.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	81.12	3,407,040.00	
TORO CO	29,000	80.85	2,344,650.00	
WABTEC CORP	47,800	194.16	9,280,848.00	
XYLEM INC	64,600	118.15	7,632,490.00	
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	95.67	5,013,108.00	
FASTENAL CO	152,000	75.11	11,416,720.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	53,100	177.31	9,415,161.00	
GRAINGER(W.W.) INC	11,720	1,090.98	12,786,285.60	
UNITED RENTALS INC	17,900	727.42	13,020,818.00	
WATSCO INC	9,400	491.35	4,618,690.00	
CINTAS CORP	97,200	188.35	18,307,620.00	
COPART INC	230,000	59.11	13,595,300.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	58,500	204.14	11,942,190.00	
ROLLINS INC	74,000	46.60	3,448,400.00	
VERALTO CORP	65,100	103.49	6,737,199.00	
WASTE CONNECTIONS INC	68,900	172.70	11,899,030.00	

WASTE MANAGEMENT INC	106,700	205.38	21,914,046.00	
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	104.28	3,389,100.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	111.19	4,136,268.00	
FEDEX CORPORATION	61,800	271.84	16,799,712.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	195,500	126.26	24,683,830.00	
DELTA AIR LINES INC	42,000	62.56	2,627,520.00	
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	34.35	1,167,900.00	
CSX CORP	517,000	32.57	16,838,690.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	4.94	2,717,000.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	171.57	3,843,168.00	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	44,000	53.26	2,343,440.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	59,800	237.92	14,227,616.00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	51,400	181.57	9,332,698.00	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	64.63	1,551,120.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	501,000	61.71	30,916,710.00	
UNION PAC CORP	162,700	229.75	37,380,325.00	
APTIV PLC	72,000	59.95	4,316,400.00	
FORD MOTOR COMPANY	1,059,000	10.02	10,611,180.00	
GENERAL MOTORS CO	302,000	53.51	16,160,020.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	206,000	14.06	2,896,360.00	
TESLA INC	766,500	462.28	354,337,620.00	
DR HORTON INC	79,100	141.05	11,157,055.00	
GARMIN LTD	41,400	211.02	8,736,228.00	
LENNAR CORP-A	63,700	138.00	8,790,600.00	
NVR INC	830	8,259.37	6,855,277.10	
PULTEGROUP INC	56,000	110.75	6,202,000.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	41,500	208.01	8,632,415.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	29,900	385.69	11,532,131.00	
NIKE INC-B	318,000	76.79	24,419,220.00	
AIRBNB INC-CLASS A	116,900	134.99	15,780,331.00	
BOOKING HOLDINGS INC	8,940	5,122.94	45,799,083.60	
CARNIVAL CORP	277,000	25.79	7,143,830.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	365,000	62.24	22,717,600.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	31,800	186.65	5,935,470.00	
DOMINOS PIZZA INC	9,300	431.00	4,008,300.00	

		DOORDASH INC-A	81,100	171.81	13,933,791.00	
		DRAFTKINGS INC	120,000	38.57	4,628,400.00	
		EXPEDIA GROUP INC	33,800	189.68	6,411,184.00	
		FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	48,000	261.49	12,551,520.00	
		HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	66,200	253.26	16,765,812.00	
		HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	158.60	2,045,940.00	
		LAS VEGAS SANDS CORP	99,000	51.89	5,137,110.00	
		MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	63,800	286.39	18,271,682.00	
		MCDONALD'S CORP	191,300	293.99	56,240,287.00	
		MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	34.74	2,258,100.00	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	64,900	240.30	15,595,470.00	
		STARBUCKS CORP	303,500	89.91	27,287,685.00	
		WYNN RESORTS LTD	28,400	88.78	2,521,352.00	
		YUM BRANDS INC	74,800	135.00	10,098,000.00	
		GENUINE PARTS CO	38,100	117.29	4,468,749.00	
		LKQ CORP	68,000	36.70	2,495,600.00	
		POOL CORP	10,500	351.65	3,692,325.00	
		AMAZON.COM INC	2,518,600	229.05	576,885,330.00	
		EBAY INC	132,000	63.78	8,418,960.00	
		GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	55.15	1,544,200.00	
		MERCADOLIBRE INC	12,130	1,743.29	21,146,107.70	
		AUTOZONE	4,530	3,283.48	14,874,164.40	
		BEST BUY COMPANY INC	55,100	86.85	4,785,435.00	
		BURLINGTON STORES INC	17,200	289.04	4,971,488.00	
		CARMAX INC	40,000	84.91	3,396,400.00	
		CARVANA CO	30,400	223.89	6,806,256.00	
		DICK S SPORTING GOODS INC	15,400	225.21	3,468,234.00	
		HOME DEPOT	264,400	396.14	104,739,416.00	
		LOWES COS INC	151,900	250.22	38,008,418.00	
		OREILLY AUTOMOTIVE INC,	15,470	1,221.65	18,898,925.50	
		ROSS STORES INC	88,300	150.47	13,286,942.50	
		TJX COS INC	301,300	123.49	37,207,537.00	
		TRACTOR SUPPLY COMPANY	140,500	54.49	7,655,845.00	
		ULTA BEAUTY INC	13,000	435.31	5,659,030.00	
		WILLIAMS SONOMA INC	34,700	187.73	6,514,231.00	

ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	19.63	2,061,150.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	118,210	958.82	113,342,112.20	
DOLLAR GENERAL CORP	57,300	74.64	4,276,872.00	
DOLLAR TREE INC	55,100	73.38	4,043,238.00	
KROGER CO	182,000	61.83	11,253,060.00	
SYSCO CORP	132,000	77.53	10,233,960.00	
TARGET CORP	123,200	132.40	16,311,680.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	9.19	1,847,190.00	
WALMART INC	1,179,800	92.68	109,343,864.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	39.88	1,794,600.00	
COCA COLA CO	1,091,200	62.84	68,571,008.00	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	54,000	76.37	4,123,980.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	43,200	225.40	9,737,280.00	
KEURIG DR PEPPER INC	305,000	32.45	9,897,250.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	58.60	3,047,200.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	197,000	52.51	10,344,470.00	
PEPSICO INC	366,200	152.81	55,959,022.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	130,000	50.63	6,581,900.00	
BUNGE GLOBAL SA	36,200	79.10	2,863,420.00	
CONAGRA BRANDS INC	122,000	27.64	3,372,080.00	
GENERAL MILLS	148,000	63.74	9,433,520.00	
HERSHEY CO/THE	39,400	170.49	6,717,306.00	
HORMEL FOODS CORP	75,000	31.61	2,370,750.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	29,300	111.53	3,267,829.00	
KELLANOVA	73,000	80.82	5,899,860.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	247,000	30.64	7,568,080.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	40,000	63.69	2,547,600.00	
MCCORMICK & CO INC.	66,000	78.03	5,149,980.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	356,000	60.00	21,360,000.00	
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	41.64	2,165,280.00	
TYSON FOODS INC-CL A	78,000	57.74	4,503,720.00	
ALTRIA GROUP INC	457,000	53.47	24,435,790.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	414,500	122.91	50,946,195.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	66,600	106.46	7,090,236.00	
CLOROX CO	32,700	163.43	5,344,161.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	207,300	92.39	19,152,447.00	

KIMBERLY-CLARK CORP	90,000	132.18	11,896,200.00	
PROCTER & GAMBLE CO	626,600	168.94	105,857,804.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	62,600	75.08	4,700,008.00	
KENVUE INC	512,000	21.56	11,038,720.00	
ABBOTT LABORATORIES	463,800	114.76	53,225,688.00	
ALIGN TECHNOLOGY INC	19,100	213.50	4,077,850.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	132,000	29.08	3,838,560.00	
BECTON,DICKINSON	76,300	226.95	17,316,285.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	394,000	91.07	35,881,580.00	
COOPER COS INC/THE	53,500	92.81	4,965,335.00	
DEXCOM INC	106,000	80.24	8,505,440.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	160,000	75.38	12,060,800.00	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	121,200	79.36	9,618,432.00	
HOLOGIC INC	62,400	72.68	4,535,232.00	
IDEXX LABORATORIES INC	22,100	413.62	9,141,002.00	
INSULET CORP	18,600	263.23	4,896,078.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	94,600	537.02	50,802,092.00	
MEDTRONIC PLC	343,500	81.54	28,008,990.00	
RESMED INC	39,100	232.58	9,093,878.00	
SOLVENTUM CORP	39,000	66.56	2,595,840.00	
STERIS PLC	26,200	208.68	5,467,416.00	
STRYKER CORP	91,800	370.78	34,037,604.00	
TELEFLEX INC	12,800	177.26	2,268,928.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	53,700	107.30	5,762,010.00	
CARDINAL HEALTH INC	64,300	118.83	7,640,769.00	
CENCORA INC	47,600	227.54	10,830,904.00	
CENTENE CORP	140,000	60.83	8,516,200.00	
CVS HEALTH CORP	334,000	44.25	14,779,500.00	
DAVITA INC	12,300	155.06	1,907,238.00	
ELEVANCE HEALTH INC	61,700	372.94	23,010,398.00	
HCA HEALTHCARE INC	51,600	304.62	15,718,392.00	
HENRY SCHEIN INC	34,000	70.01	2,380,340.00	
HUMANA INC	32,000	255.52	8,176,640.00	
LABCORP HOLDINGS INC	22,700	229.49	5,209,423.00	
MCKESSON CORP	34,300	579.13	19,864,159.00	
MOLINA HEALTHCARE INC	15,600	295.19	4,604,964.00	

QUEST DIAGNOSTICS INC	29,200	153.42	4,479,864.00	
THE CIGNA GROUP	74,500	280.06	20,864,470.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	246,170	506.10	124,586,637.00	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	181.22	2,881,398.00	
ABBVIE INC	470,800	180.00	84,744,000.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	33,900	243.25	8,246,175.00	
AMGEN INC	143,000	264.49	37,822,070.00	
BIOGEN INC	38,800	149.02	5,781,976.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,600	66.63	3,304,848.00	
EXACT SCIENCES CORP	49,000	58.11	2,847,390.00	
GILEAD SCIENCES INC	331,000	93.95	31,097,450.00	
INCYTE CORP	42,000	69.91	2,936,220.00	
MODERNA INC	89,000	40.27	3,584,030.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	27,700	136.53	3,781,881.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	28,770	714.47	20,555,301.90	
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	360.87	4,041,744.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	69,100	408.18	28,205,238.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	539,000	57.76	31,132,640.00	
ELI LILLY & CO.	215,400	795.67	171,387,318.00	
JOHNSON & JOHNSON	641,746	145.85	93,598,654.10	
MERCK & CO INC	675,300	99.45	67,158,585.00	
PFIZER INC	1,510,500	26.74	40,390,770.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	96,000	25.23	2,422,080.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	295,000	22.42	6,613,900.00	
VIATRIS INC	324,000	12.40	4,017,600.00	
ZOETIS INC	120,800	164.70	19,895,760.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,862,000	44.38	82,635,560.00	
CITIGROUP	507,000	71.00	35,997,000.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	117,000	44.00	5,148,000.00	
FIFTH THIRD BANCORP	178,000	43.04	7,661,120.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,690	2,152.98	5,791,516.20	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	387,000	16.46	6,370,020.00	
JPMORGAN CHASE & CO	758,700	242.31	183,840,597.00	
KEYCORP	260,000	17.37	4,516,200.00	
M & T BANK CORP	44,000	190.91	8,400,040.00	
PNC FINANCIAL	105,100	194.08	20,397,808.00	

REGIONS FINANCIAL CORP	238,000	24.02	5,716,760.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	357,000	43.99	15,704,430.00	
US BANCORP	412,000	48.83	20,117,960.00	
WELLS FARGO CO	908,000	71.59	65,003,720.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	107,300	174.85	18,761,405.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	353,100	458.66	161,952,846.00	
BLOCK INC	149,000	91.08	13,570,920.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	30.05	2,283,800.00	
CORPAY INC	18,100	346.25	6,267,125.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	47.37	3,979,080.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	82.34	12,186,320.00	
FISERV INC	153,500	209.45	32,150,575.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	69,500	112.98	7,852,110.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	19,400	177.05	3,434,770.00	
MASTERCARD INC	220,000	535.71	117,856,200.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	259,000	88.25	22,856,750.00	
TOAST INC-CLASS A	100,000	38.38	3,838,000.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	445,200	320.65	142,753,380.00	
AFLAC INC	141,900	103.24	14,649,756.00	
ALLSTATE CORP	70,500	195.52	13,784,160.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	138.33	2,766,600.00	
AMERICAN INTL GROUP	172,000	72.84	12,528,480.00	
AON PLC	51,800	361.61	18,731,398.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	99,600	92.67	9,229,932.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	66,500	288.35	19,175,275.00	
ASSURANT INC	14,600	215.43	3,145,278.00	
BROWN & BROWN INC	63,000	103.85	6,542,550.00	
CHUBB LTD	102,400	276.54	28,317,696.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	41,200	145.27	5,985,124.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	422.62	2,916,078.00	
EVEREST GROUP LTD	11,400	362.38	4,131,132.00	
FNF GROUP	69,000	56.84	3,921,960.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	77,400	110.57	8,558,118.00	
LOEWS CORP	49,000	84.80	4,155,200.00	
MARKEL GROUP INC	3,520	1,755.13	6,178,057.60	
MARSH & MCLENNAN COS	131,100	214.04	28,060,644.00	

METLIFE INC	159,000	82.25	13,077,750.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	77.80	4,730,240.00	
PROGRESSIVE CO	156,200	243.24	37,994,088.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	95,200	119.26	11,353,552.00	
TRAVELERS COS INC/THE	61,100	242.88	14,839,968.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,700	316.03	8,754,031.00	
WR BERKLEY CORP	83,000	58.71	4,872,930.00	
ACCENTURE PLC-CL A	167,000	361.63	60,392,210.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	96.91	4,031,456.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	81,000	112.58	9,118,980.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	133,000	79.49	10,572,170.00	
EPAM SYSTEMS INC	15,400	242.47	3,734,038.00	
GARTNER INC	20,400	489.96	9,995,184.00	
GODADDY INC - CLASS A	37,800	206.74	7,814,772.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	244,900	224.41	54,958,009.00	
MONGODB INC	19,400	243.00	4,714,200.00	
OKTA INC	42,900	83.19	3,568,851.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	81,600	163.06	13,305,696.00	
TWILIO INC - A	40,700	111.38	4,533,166.00	
VERISIGN INC	23,700	201.48	4,775,076.00	
WIX.COM LTD	14,100	226.22	3,189,702.00	
ADOBE INC	117,400	447.94	52,588,156.00	
ANSYS INC	23,000	342.84	7,885,320.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	55,000	341.83	18,800,650.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	250.80	1,805,760.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	42,900	257.49	11,046,321.00	
AUTODESK INC.	57,000	301.23	17,170,110.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	48.01	1,920,400.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	73,000	308.58	22,526,340.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	23,400	189.65	4,437,810.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	62,100	365.79	22,715,559.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	11,800	320.61	3,783,198.00	
DATADOG INC - CLASS A	74,000	148.40	10,981,600.00	
DOCUSIGN INC	56,000	94.85	5,311,600.00	
DYNATRACE INC	77,000	55.07	4,240,390.00	

		FAIR ISAAC CORP	6,510	2,104.99	13,703,484.90	
		FORTINET INC	175,000	97.81	17,116,750.00	
		GEN DIGITAL INC	154,000	27.85	4,288,900.00	
		HUBSPOT INC	13,000	721.36	9,377,680.00	
		INTUIT INC	74,500	645.29	48,074,105.00	
		MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	16,500	282.27	4,657,455.00	
		MICROSOFT CORP	1,882,600	439.33	827,082,658.00	
		MICROSTRATEGY INC-CL A	48,600	358.18	17,407,548.00	
		MONDAY.COM LTD	10,100	234.80	2,371,480.00	
		NUTANIX INC - A	67,000	64.45	4,318,150.00	
		ORACLE CORPORATION	443,400	171.41	76,003,194.00	
		PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	542,000	82.38	44,649,960.00	
		PALO ALTO NETWORKS INC	173,600	189.51	32,898,936.00	
		PTC INC	32,200	187.10	6,024,620.00	
		ROPER TECHNOLOGIES INC	28,300	528.14	14,946,362.00	
		SALESFORCE INC	254,940	344.43	87,808,984.20	
		SAMSARA INC-CL A	55,000	45.55	2,505,250.00	
		SERVICENOW INC	54,930	1,105.56	60,728,410.80	
		SYNOPSYS INC	41,100	500.16	20,556,576.00	
		TYLER TECHNOLOGIES INC	11,200	599.26	6,711,712.00	
		WORKDAY INC-CLASS A	56,100	269.04	15,093,144.00	
		ZOOM COMMUNICATIONS INC	68,000	85.67	5,825,560.00	
		ZSCALER INC	24,500	187.26	4,587,870.00	
		ARISTA NETWORKS INC	285,600	114.65	32,744,040.00	
		CISCO SYSTEMS	1,063,900	59.85	63,674,415.00	
		F5 INC	15,300	256.20	3,919,860.00	
		JUNIPER NETWORKS INC	89,000	37.50	3,337,500.00	
		MOTOROLA SOLUTIONS INC	44,400	472.45	20,976,780.00	
		APPLE INC	4,054,500	258.20	1,046,871,900.00	
		DELL TECHNOLOGIES-C	84,000	118.94	9,990,960.00	
		HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	353,000	21.89	7,727,170.00	
		HP INC	257,000	33.44	8,594,080.00	
		NETAPP INC	54,500	118.84	6,476,780.00	
		PURE STORAGE INC - CLASS A	82,000	64.75	5,309,500.00	
		SEAGATE TECHNOLOGY	54,500	88.49	4,822,705.00	
		SUPER MICRO COMPUTER INC	142,000	34.33	4,874,860.00	

WESTERN DIGITAL CORP	89,000	61.70	5,491,300.00	
AMPHENOL CORP-CL A	322,000	71.66	23,074,520.00	
CDW CORPORATION	35,400	176.34	6,242,436.00	
CORNING INC	217,000	47.90	10,394,300.00	
JABIL INC	31,000	147.77	4,580,870.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	46,200	163.86	7,570,332.00	
TE CONNECTIVITY PLC	81,700	145.50	11,887,350.00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12,500	475.01	5,937,625.00	
TRIMBLE INC	63,000	71.87	4,527,810.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	13,600	395.44	5,377,984.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	430,948	126.29	54,424,422.92	
ANALOG DEVICES INC	132,900	218.09	28,984,161.00	
APPLIED MATERIALS	220,800	168.37	37,176,096.00	
BROADCOM INC	1,183,070	239.68	283,558,217.60	
ENPHASE ENERGY INC	35,100	73.28	2,572,128.00	
ENTEGRIS INC	41,100	102.85	4,227,135.00	
FIRST SOLAR INC	27,500	186.21	5,120,775.00	
INTEL CORP	1,132,000	20.40	23,092,800.00	
KLA CORP	35,800	650.53	23,288,974.00	
LAM RESEARCH CORP	347,000	73.83	25,619,010.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	229,000	115.95	26,552,550.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	142,000	58.56	8,315,520.00	
MICRON TECHNOLOGY	296,900	89.28	26,507,232.00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	12,910	619.58	7,998,777.80	
NVIDIA CORP	6,541,500	140.22	917,249,130.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	68,800	215.40	14,819,520.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	115,000	67.90	7,808,500.00	
QORVO INC	24,800	71.50	1,773,200.00	
QUALCOMM INC	297,600	159.36	47,425,536.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	90.35	3,993,470.00	
TERADYNE INC	41,900	129.96	5,445,324.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	242,800	192.44	46,724,432.00	
AT & T INC	1,912,000	22.95	43,880,400.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,122,000	39.80	44,655,600.00	
T-MOBILE US INC	140,000	223.01	31,221,400.00	
ALLIANT ENERGY CORP	66,000	59.62	3,934,920.00	

		AMERICAN ELECTRIC POWER	139,600	92.37	12,894,852.00	
		CONSTELLATION ENERGY	83,400	229.79	19,164,486.00	
		DUKE ENERGY CORP	205,200	108.97	22,360,644.00	
		EDISON INTERNATIONAL	101,300	80.26	8,130,338.00	
		ENTERGY CORP	112,800	76.23	8,598,744.00	
		EVERGY INC	63,000	61.75	3,890,250.00	
		EVERSOURCE ENERGY	93,000	57.28	5,327,040.00	
		EXELON CORPORATION	266,000	37.52	9,980,320.00	
		FIRSTENERGY CORP	149,000	39.89	5,943,610.00	
		NEXTERA ENERGY INC	548,000	72.91	39,954,680.00	
		NRG ENERGY INC	55,000	93.03	5,116,650.00	
		PG&E CORP	539,000	20.22	10,898,580.00	
		PPL CORPORATION	195,000	32.60	6,357,000.00	
		SOUTHERN CO.	293,100	83.16	24,374,196.00	
		XCEL ENERGY INC	148,000	68.21	10,095,080.00	
		ATMOS ENERGY CORP	41,400	140.06	5,798,484.00	
		AMEREN CORPORATION	69,000	90.89	6,271,410.00	
		CENTERPOINT ENERGY INC	174,000	32.39	5,635,860.00	
		CMS ENERGY CORP	78,000	66.82	5,211,960.00	
		CONSOLIDATED EDISON INC	92,700	89.58	8,304,066.00	
		DOMINION ENERGY INC	224,000	53.77	12,044,480.00	
		DTE ENERGY COMPANY	54,700	120.76	6,605,572.00	
		NISOURCE INC	124,000	36.86	4,570,640.00	
		PUBLIC SVC ENTERPRISE	131,000	85.79	11,238,490.00	
		SEMPRA	169,000	87.96	14,865,240.00	
		WEC ENERGY GROUP INC	82,400	95.04	7,831,296.00	
		AMERICAN WATER WORKS CO INC	52,900	125.73	6,651,117.00	
		ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	36.40	2,402,400.00	
		ALLY FINANCIAL INC	73,000	35.75	2,609,750.00	
		AMERICAN EXPRESS CO	151,700	303.46	46,034,882.00	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	102,800	182.12	18,721,936.00	
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES	67,300	176.58	11,883,834.00	
		SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	66.62	6,995,100.00	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	26,300	538.78	14,169,914.00	
		ARES MANAGEMENT CORP - A	49,700	181.06	8,998,682.00	
		BANK OF NEWYORK MELLON CORP	198,000	78.05	15,453,900.00	

BLACKROCK INC	39,620	1,054.83	41,792,364.60	
BLACKSTONE INC	192,000	175.69	33,732,480.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	59,000	51.18	3,019,620.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	27,500	194.41	5,346,275.00	
CME GROUP INC	96,600	239.47	23,132,802.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	51,400	279.62	14,372,468.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	10,500	491.35	5,159,175.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	20.88	1,566,000.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	87.00	1,131,000.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	84,200	582.79	49,070,918.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	153,800	150.46	23,140,748.00	
KKR & CO INC-A	165,300	152.58	25,221,474.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	20,200	334.93	6,765,586.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	229.40	2,248,120.00	
MOODYS CORP	44,100	480.38	21,184,758.00	
MORGAN STANLEY	323,600	127.06	41,116,616.00	
MSCI INC	21,200	607.91	12,887,692.00	
NASDAQ INC	116,000	78.92	9,154,720.00	
NORTHERN TRUST CORP	55,600	103.61	5,760,716.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	52,000	157.28	8,178,560.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	146,000	39.58	5,778,680.00	
S&P GLOBAL INC	85,395	504.75	43,103,126.25	
SCHWAB(CHARLES)CORP	426,000	74.84	31,881,840.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	84.46	2,702,720.00	
STATE STREET CORP	78,800	99.27	7,822,476.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	60,800	117.07	7,117,856.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	30,300	134.30	4,069,290.00	
AES CORP	195,000	13.02	2,538,900.00	
VISTRA CORP	91,600	143.36	13,131,776.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	41,200	217.43	8,958,116.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	76,900	136.10	10,466,090.00	
AVANTOR INC	185,000	21.36	3,951,600.00	
BIO TECHNE CORP	42,000	73.03	3,067,260.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	330.53	1,685,703.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	14,300	186.29	2,663,947.00	
DANAHER CORP	173,300	230.75	39,988,975.00	

		ILLUMINA INC	41,800	135.21	5,651,778.00	
		IQVIA HOLDINGS INC	49,200	199.99	9,839,508.00	
		METTLER-TOLEDO INTL	5,740	1,246.30	7,153,762.00	
		REVVITY INC	32,500	112.34	3,651,050.00	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	101,740	528.98	53,818,425.20	
		WATERS CORP	15,700	373.15	5,858,455.00	
		WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	19,400	332.77	6,455,738.00	
		AUTOMATIC DATA PROCESS	108,700	296.46	32,225,202.00	
		BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	35,100	129.70	4,552,470.00	
		BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	31,200	227.34	7,093,008.00	
		DAYFORCE INC	40,000	74.23	2,969,200.00	
		EQUIFAX INC	33,100	261.27	8,648,037.00	
		JACOBS SOLUTIONS INC	33,500	136.00	4,556,000.00	
		LEIDOS HOLDINGS INC	34,500	145.58	5,022,510.00	
		PAYCHEX INC	86,700	141.39	12,258,513.00	
		PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	209.75	2,936,500.00	
		SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	59,000	76.74	4,527,660.00	
		TRUNSUNION	53,100	95.53	5,072,643.00	
		VERISK ANALYTICS INC	38,200	278.55	10,640,610.00	
		CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,700	352.19	8,699,093.00	
		COMCAST CORP-CL A	1,030,100	38.40	39,555,840.00	
		FOX CORP-CLASS A	61,000	49.99	3,049,390.00	
		FOX CORP-CLASS B	39,000	47.15	1,838,850.00	
		INTERPUBRIC GROUP	104,000	28.34	2,947,360.00	
		NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	96,000	28.25	2,712,000.00	
		OMNICOM GROUP	52,100	86.39	4,500,919.00	
		TRADE DESK INC/THE -CLASS A	119,000	123.96	14,751,240.00	
		DISNEY (WALT) CO	483,600	112.56	54,434,016.00	
		ELECTRONIC ARTS	67,100	149.18	10,009,978.00	
		LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	56,000	94.96	5,317,760.00	
		LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	44,200	133.32	5,892,744.00	
		NETFLIX INC	114,400	932.12	106,634,528.00	
		ROBLOX CORP -CLASS A	126,000	59.56	7,504,560.00	
		ROKU INC	35,000	79.56	2,784,600.00	
		SEA LTD-ADR	100,200	111.47	11,169,294.00	

		SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	40,900	461.64	18,881,076.00	
		TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	46,700	185.39	8,657,713.00	
		WARNER BROS DISCOVERY INC	631,000	10.55	6,657,050.00	
		ALPHABET INC-CL A	1,562,400	196.11	306,402,264.00	
		ALPHABET INC-CL C	1,340,400	197.57	264,822,828.00	
		MATCH GROUP INC	68,000	33.22	2,258,960.00	
		META PLATFORMS INC-CLASS A	582,800	607.75	354,196,700.00	
		PINTEREST INC- CLASS A	164,000	29.90	4,903,600.00	
		SNAP INC-A	266,000	11.18	2,973,880.00	
		CBRE GROUP INC	82,900	131.92	10,936,168.00	
		COSTAR GROUP INC	110,000	72.95	8,024,500.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	4.41	1,146,600.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	41,000	77.21	3,165,610.00	
	小計	銘柄数：569 組入時価比率：76.2%			13,935,104,751.82 (2,193,803,541,079) 78.9%	
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	25.29	4,096,980.00	
		CAMECO CORP	119,000	75.66	9,003,540.00	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	572,000	43.47	24,864,840.00	
		CENOVUS ENERGY INC	369,000	21.11	7,789,590.00	
		ENBRIDGE INC	584,000	60.09	35,092,560.00	
		IMPERIAL OIL	48,000	90.65	4,351,200.00	
		KEYERA CORP	57,000	43.52	2,480,640.00	
		MEG ENERGY CORP	67,000	23.16	1,551,720.00	
		PARKLAND CORP	36,000	32.91	1,184,760.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	154,000	53.05	8,169,700.00	
		SUNCOR ENERGY INC	344,000	50.61	17,409,840.00	
		TC ENERGY CORP	280,000	66.54	18,631,200.00	
		TOURMALINE OIL CORP	89,000	63.59	5,659,510.00	
		NUTRIEN LTD	131,000	63.95	8,377,450.00	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	74.58	3,132,360.00	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	131,000	113.01	14,804,310.00	
		BARRICK GOLD	471,000	22.55	10,621,050.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	19.00	3,515,000.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	50,800	170.67	8,670,036.00	

IVANHOE MINES LTD-CL A	189,000	17.77	3,358,530.00	
KINROSS GOLD CORP	332,000	13.54	4,495,280.00	
LUNDIN MINING CORP	169,000	12.41	2,097,290.00	
PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	29.75	2,856,000.00	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	123,000	59.33	7,297,590.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	122,000	82.62	10,079,640.00	
WEST FRASER TIMBER	14,200	125.95	1,788,490.00	
CAE INC	76,000	35.73	2,715,480.00	
STANTEC INC	29,100	114.54	3,333,114.00	
WSP GLOBAL INC	34,800	254.25	8,847,900.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	115.27	2,616,629.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	28.99	3,246,880.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	64.39	3,992,180.00	
RB GLOBAL INC	47,000	130.61	6,138,670.00	
AIR CANADA	43,000	22.24	956,320.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	143,200	148.07	21,203,624.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	248,100	105.63	26,206,803.00	
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	203.11	4,244,999.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	69,000	60.98	4,207,620.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	67.28	2,893,040.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	78,000	94.49	7,370,220.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	152.11	2,159,962.00	
DOLLARAMA INC	75,800	141.67	10,738,586.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	205,000	80.59	16,520,950.00	
EMPIRE CO LTD A	39,000	43.99	1,715,610.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	40,700	191.07	7,776,549.00	
METRO INC/CN	58,000	91.19	5,289,020.00	
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	227.50	3,458,000.00	
SAPUTO INC	70,000	25.05	1,753,500.00	
BANK OF MONTREAL	193,000	139.11	26,848,230.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	328,000	77.03	25,265,840.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	252,000	92.53	23,317,560.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	91,900	132.70	12,195,130.00	
ROYAL BANK OF CANADA	377,300	173.53	65,472,869.00	
TORONTO DOMINION BANK	468,000	76.22	35,670,960.00	

		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,500	2,009.00	11,049,500.00	
		GREAT-WEST LIFECO INC	73,000	47.09	3,437,570.00	
		IA FINANCIAL CORP INC	24,100	132.64	3,196,624.00	
		INTACT FINANCIAL CORP	47,500	264.20	12,549,500.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	469,000	44.05	20,659,450.00	
		POWER CORPORATION OF CANADA	152,000	45.28	6,882,560.00	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	157,000	85.17	13,371,690.00	
		CGI INC	54,100	158.61	8,580,801.00	
		SHOPIFY INC - CLASS A	322,000	159.50	51,359,000.00	
		CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,360	4,547.45	24,374,332.00	
		DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	23,900	166.71	3,984,369.00	
		OPEN TEXT CORP	70,000	40.36	2,825,200.00	
		BCE INC	20,000	32.93	658,600.00	
		QUEBECOR INC-CL B	47,000	31.01	1,457,470.00	
		TELUS CORP	118,600	19.45	2,306,770.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	92,000	43.80	4,029,600.00	
		EMERA INC	76,000	53.79	4,088,040.00	
		FORTIS INC	132,000	60.05	7,926,600.00	
		HYDRO ONE LTD	88,000	44.51	3,916,880.00	
		ALTAGAS LTD	84,000	33.45	2,809,800.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	34.75	1,355,250.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	94,000	79.77	7,498,380.00	
		BROOKFIELD CORP	360,000	82.79	29,804,400.00	
		IGM FINANCIAL INC	21,000	46.44	975,240.00	
		ONEX CORPORATION	16,900	110.35	1,864,915.00	
		TMX GROUP LTD	76,000	44.48	3,380,480.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	38,000	41.15	1,563,700.00	
		THOMSON REUTERS CORP	42,100	234.13	9,856,873.00	
		FIRSTSERVICE CORP	10,000	265.40	2,654,000.00	
	小計	銘柄数：83 組入時価比率：3.1%			805,952,945.00 (88,372,740,419) 3.2%	
	ユーロ	TENARIS SA	109,000	17.96	1,958,185.00	
		ENI SPA	611,000	12.70	7,760,922.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	16.60	2,009,205.00	
		NESTE OYJ	116,000	11.15	1,293,980.00	

OMV AG	38,000	36.54	1,388,520.00	
REPSOL SA	314,000	11.19	3,515,230.00	
TOTALENERGIES SE	575,000	52.01	29,905,750.00	
AIR LIQUIDE SA	154,900	154.34	23,907,266.00	
AKZO NOBEL	48,000	56.18	2,696,640.00	
ARKEMA	16,800	71.00	1,192,800.00	
BASF SE	239,000	42.34	10,119,260.00	
COVESTRO AG TEND	52,000	58.00	3,016,000.00	
DSM-FIRMENICH AG	49,200	97.94	4,818,648.00	
EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	16.47	1,218,780.00	
SYENSQO SA	19,300	70.35	1,357,755.00	
SYMRISE AG	36,100	101.35	3,658,735.00	
HEIDELBERG MATERIALS AG	36,700	120.35	4,416,845.00	
ARCELORMITTAL	128,000	22.27	2,850,560.00	
STORA ENSO OYJ-R	163,000	9.38	1,529,592.00	
UPM-KYMMENE OYJ	140,000	25.72	3,600,800.00	
AIRBUS SE	159,400	153.70	24,499,780.00	
DASSAULT AVIATION SA	4,700	192.10	902,870.00	
LEONARDO SPA	102,000	25.75	2,626,500.00	
MTU AERO ENGINES AG	14,600	317.80	4,639,880.00	
RHEINMETALL AG	11,500	619.60	7,125,400.00	
SAFRAN SA	96,800	209.70	20,298,960.00	
THALES SA	25,000	137.75	3,443,750.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	120,500	85.60	10,314,800.00	
KINGSPAN GROUP PLC	40,000	70.00	2,800,000.00	
ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	47,337	47.88	2,266,495.56	
BOUYGUES	49,000	27.99	1,371,510.00	
EIFFAGE SA	18,100	82.56	1,494,336.00	
FERROVIAL SE	126,743	40.54	5,138,161.22	
VINCI	133,400	97.98	13,070,532.00	
LEGRAND SA	70,500	93.84	6,615,720.00	
PRYSMIAN SPA	74,000	61.54	4,553,960.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	145,800	239.80	34,962,840.00	
SIEMENS ENERGY AG	172,000	51.12	8,792,640.00	
SIEMENS AG	202,600	188.98	38,287,348.00	
ALSTOM	85,200	21.55	1,836,060.00	

		DAIMLER TRUCK HOLDING AG	133,000	36.58	4,865,140.00
		GEA GROUP AG	41,000	48.22	1,977,020.00
		KNORR-BREMSE AG	18,600	69.25	1,288,050.00
		KONE OYJ	92,000	46.73	4,299,160.00
		METSO CORPORATION	163,000	8.92	1,454,938.00
		RATIONAL AG	1,360	834.50	1,134,920.00
		WARTSILA OYJ	132,000	17.04	2,249,940.00
		BRENNTAG SE	34,100	57.40	1,957,340.00
		IMCD NV	14,600	141.50	2,065,900.00
		REXEL SA	65,000	23.90	1,553,500.00
		DHL GROUP	271,000	33.61	9,108,310.00
		INPOST SA	57,000	16.36	932,520.00
		DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	6.19	848,578.00
		ADP	9,000	110.50	994,500.00
		AENA SME SA	20,500	199.00	4,079,500.00
		GETLINK	87,000	15.40	1,340,235.00
		CONTINENTAL AG	31,000	64.16	1,988,960.00
		MICHELIN (CGDE)	179,000	31.87	5,704,730.00
		BAYER MOTOREN WERK	77,000	76.94	5,924,380.00
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	70.85	1,062,750.00
		DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	58.00	1,856,000.00
		FERRARI NV	33,300	408.20	13,593,060.00
		MERCEDES-BENZ GROUP AG	198,000	52.72	10,438,560.00
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	35.18	1,442,380.00
		RENAULT SA	52,000	47.08	2,448,160.00
		STELLANTIS NV	524,000	12.34	6,467,208.00
		VOLKSWAGEN AG-PREF	53,400	87.04	4,647,936.00
		SEB SA	5,400	85.95	464,130.00
		ADIDAS AG	43,400	234.90	10,194,660.00
		HERMES INTERNATIONAL	8,500	2,298.00	19,533,000.00
		KERING SA	19,700	234.20	4,613,740.00
		LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	73,300	630.80	46,237,640.00
		MONCLER SPA	65,000	49.91	3,244,150.00
		PUMA SE	30,000	45.13	1,353,900.00
		ACCOR SA	54,000	46.50	2,511,000.00

AMADEUS IT GROUP SA	122,000	68.24	8,325,280.00	
DELIVERY HERO SE	47,000	28.58	1,343,260.00	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	36.20	868,800.00	
SODEXO	23,500	78.40	1,842,400.00	
D'IETEREN GROUP	5,400	164.10	886,140.00	
PROSUS NV	365,000	38.90	14,198,500.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	293,000	49.51	14,506,430.00	
ZALANDO SE	60,000	32.79	1,967,400.00	
CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	13.51	1,932,645.00	
JERONIMO MARTINS	82,000	18.30	1,500,600.00	
KESKO OYJ-B SHS	70,000	18.07	1,264,900.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	249,000	31.24	7,778,760.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	240,000	48.42	11,620,800.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.99	946,736.00	
HEINEKEN HOLDING NV	35,000	57.55	2,014,250.00	
HEINEKEN NV	75,100	68.46	5,141,346.00	
PERNOD RICARD SA	53,300	107.60	5,735,080.00	
DANONE	173,000	64.06	11,082,380.00	
JDE PEET'S BV	31,000	16.42	509,020.00	
KERRY GROUP PLC-A	41,900	91.45	3,831,755.00	
LOTUS BAKERIES	110	10,860.00	1,194,600.00	
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	73.95	1,952,280.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	44,300	83.78	3,711,454.00	
BEIERSDORF AG	26,400	123.30	3,255,120.00	
LOREAL-ORD	64,500	339.85	21,920,325.00	
BIOMERIEUX	11,000	101.80	1,119,800.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	46.38	500,904.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	100.15	600,900.00	
ESSILORLUXOTTICA	79,900	231.90	18,528,810.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	216,352	24.49	5,298,460.48	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	77,000	52.10	4,011,700.00	
AMPLIFON SPA	30,000	25.49	764,700.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	43.55	2,221,050.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	109,000	33.45	3,646,050.00	
ARGENX SE	15,500	604.60	9,371,300.00	
GRIFOLS SA	89,000	9.24	822,360.00	

BAYER AG-REG	259,000	18.89	4,892,510.00	
IPSEN	9,000	108.60	977,400.00	
MERCK KGAA	35,200	137.85	4,852,320.00	
ORION OYJ	30,000	42.44	1,273,200.00	
RECORDATI SPA	29,000	50.50	1,464,500.00	
SANOFI	305,100	91.75	27,992,925.00	
UCB SA	33,500	189.40	6,344,900.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	14.64	1,756,800.00	
AIB GROUP PLC	510,000	5.25	2,677,500.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,526,000	9.26	14,139,916.00	
BANCO BPM SPA	340,000	7.68	2,612,560.00	
BANCO DE SABADELL SA	1,360,000	1.85	2,522,800.00	
BANCO SANTANDER SA	4,130,000	4.32	17,845,730.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	8.71	2,308,680.00	
BNP PARIBAS	271,000	57.54	15,593,340.00	
BPER BANCA	290,000	5.99	1,738,260.00	
CAIXABANK	1,060,000	5.14	5,452,640.00	
COMMERZBANK AG	253,000	15.26	3,860,780.00	
CREDIT AGRICOLE SA	289,000	12.91	3,730,990.00	
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	59.12	5,320,800.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	16.59	2,605,415.00	
ING GROEP NV	874,000	14.83	12,964,916.00	
INTESA SANPAOLO	3,900,000	3.82	14,898,000.00	
KBC GROEP NV	64,000	73.42	4,698,880.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	141,000	13.83	1,950,030.00	
NORDEA BANK ABP	819,000	10.30	8,435,700.00	
SOCIETE GENERALE	197,000	26.49	5,219,515.00	
UNICREDIT SPA	391,000	37.71	14,744,610.00	
ADYEN NV	5,840	1,435.60	8,383,904.00	
EDENRED	68,000	31.31	2,129,080.00	
EURAZEO SE	10,700	70.10	750,070.00	
EXOR NV	27,500	88.00	2,420,000.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	65.05	1,392,070.00	
NEXI SPA	180,000	5.27	948,960.00	
SOFINA SA	3,700	216.20	799,940.00	

AEGON LTD	340,000	5.60	1,906,720.00	
AGEAS	43,000	46.40	1,995,200.00	
ALLIANZ SE-REG	104,900	294.20	30,861,580.00	
ASR NEDERLAND NV	43,000	44.67	1,920,810.00	
AXA SA	470,000	33.57	15,777,900.00	
GENERALI	251,000	27.06	6,792,060.00	
HANNOVER RUECK SE	16,300	244.70	3,988,610.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	35,600	496.90	17,689,640.00	
NN GROUP NV	73,000	41.61	3,037,530.00	
POSTE ITALIANE SPA	120,000	13.47	1,617,000.00	
SAMPO OYJ-A SHS	136,000	38.99	5,302,640.00	
TALANX AG	17,700	81.75	1,446,975.00	
UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	11.80	1,380,600.00	
BECHTLE AG	20,000	31.00	620,000.00	
CAPGEMINI SA	40,900	156.00	6,380,400.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	180,000	33.45	6,021,000.00	
NEMETSCHEK SE	14,200	94.75	1,345,450.00	
SAP SE	278,400	236.35	65,799,840.00	
NOKIA OYJ	1,450,000	4.23	6,146,550.00	
ASM INTERNATIONAL NV	12,500	570.00	7,125,000.00	
ASML HOLDING NV	106,560	688.50	73,366,560.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	19,300	134.95	2,604,535.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	346,000	31.54	10,912,840.00	
STMICROELECTRONICS NV	179,000	24.13	4,320,165.00	
CELLNEX TELECOM SA	139,000	30.61	4,254,790.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	935,000	28.83	26,956,050.00	
ELISA OYJ	36,000	41.40	1,490,400.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	9.73	943,810.00	
KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.50	3,576,120.00	
ORANGE SA	484,000	9.50	4,598,968.00	
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.24	653,400.00	
TELEFONICA SA	1,070,000	3.91	4,186,910.00	
ACCIONA S.A.	5,800	110.20	639,160.00	
ELIA GROUP SA/NV	8,726	73.90	644,851.40	
ENDESA S.A.	91,000	20.50	1,865,500.00	
ENEL SPA	2,170,000	6.79	14,753,830.00	

		ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	3.10	2,487,200.00	
		FORTUM OYJ	119,000	13.22	1,573,775.00	
		IBERDROLA SA	1,624,000	13.14	21,339,360.00	
		REDEIA CORP SA	107,000	16.47	1,762,290.00	
		TERNA SPA	365,000	7.61	2,779,110.00	
		VERBUND AG	16,900	70.15	1,185,535.00	
		SNAM SPA	510,000	4.25	2,167,500.00	
		E.ON SE	591,000	11.19	6,613,290.00	
		ENGIE	481,000	14.94	7,188,545.00	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	181,000	26.80	4,850,800.00	
		AMUNDI SA	17,000	63.40	1,077,800.00	
		CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	20.83	1,187,310.00	
		DEUTSCHE BANK AG-REG	513,000	16.30	8,366,004.00	
		DEUTSCHE BOERSE AG	50,800	221.20	11,236,960.00	
		EURONEXT NV	21,200	106.90	2,266,280.00	
		EDP RENOVAVEIS SA	87,941	9.83	864,460.03	
		RWE AG	165,000	28.46	4,695,900.00	
		EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	49.48	1,731,800.00	
		QIAGEN N.V.	57,000	43.01	2,451,855.00	
		SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	215.90	1,554,480.00	
		SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	184.30	1,566,550.00	
		BUREAU VERITAS SA	82,000	28.88	2,368,160.00	
		RANDSTAD NV	32,000	40.05	1,281,600.00	
		TELEPERFORMANCE	13,300	80.40	1,069,320.00	
		WOLTERS KLUWER	63,600	159.50	10,144,200.00	
		PUBLICIS GROUPE	61,200	102.50	6,273,000.00	
		BOLLORE SE	210,000	5.90	1,239,000.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	82.55	1,287,780.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	221,000	24.56	5,427,760.00	
		SCOUT24 SE	22,000	85.75	1,886,500.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	20,000	81.26	1,625,200.00	
		VONOVIA SE	198,000	29.29	5,799,420.00	
	小計	銘柄数：214			1,347,320,985.69	
					(220,489,079,308)	
		組入時価比率：7.7%			7.9%	
	英ポンド	BP PLC	4,310,000	3.81	16,431,875.00	

SHELL PLC-NEW	1,654,000	24.29	40,175,660.00	
CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	34.52	1,208,200.00	
ANGLO AMERICAN PLC	343,000	23.81	8,168,545.00	
ANTOFAGASTA PLC	100,000	16.18	1,618,000.00	
ENDEAVOUR MINING PLC	53,000	14.32	758,960.00	
GLENCORE PLC	2,790,000	3.55	9,914,265.00	
RIO TINTO PLC-REG	303,000	47.00	14,241,000.00	
MONDI PLC	115,727	11.54	1,336,068.21	
BAE SYSTEMS PLC	816,000	11.58	9,453,360.00	
MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	5.51	1,874,760.00	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,250,000	5.75	12,951,000.00	
DCC PLC	25,000	51.55	1,288,750.00	
SMITHS GROUP PLC	93,000	17.27	1,606,110.00	
SPIRAX GROUP PLC	18,900	68.40	1,292,760.00	
ASHTEAD GROUP PLC	115,000	49.48	5,690,200.00	
BUNZLE	91,000	33.04	3,006,640.00	
RENTOKIL INITIAL PLC	680,000	3.95	2,691,440.00	
BARRATT REDROW PLC	360,000	4.32	1,555,920.00	
BERKELEY GROUP HOLDINGS	27,982	38.96	1,090,178.72	
PERSIMMON PLC	91,000	11.82	1,075,620.00	
TAYLOR WIMPEY PLC	980,000	1.21	1,190,700.00	
COMPASS GROUP PLC	458,000	26.45	12,114,100.00	
ENTAIN PLC	162,000	6.81	1,103,868.00	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	42,500	100.05	4,252,125.00	
WHITBREAD PLC	46,000	29.59	1,361,140.00	
NEXT PLC	31,000	98.46	3,052,260.00	
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.94	579,012.00	
KINGFISHER PLC	520,000	2.47	1,289,080.00	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	510,000	3.81	1,947,180.00	
SAINSBURY	400,000	2.72	1,088,000.00	
TESCO PLC	1,830,000	3.68	6,743,550.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	27.26	1,472,040.00	
DIAGEO PLC	592,000	24.97	14,785,200.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	20.43	1,797,840.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	536,000	28.80	15,436,800.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	217,000	25.60	5,555,200.00	

RECKITT BENCKISER GROUP PLC	184,000	48.16	8,861,440.00	
HALEON PLC	2,070,000	3.82	7,915,680.00	
UNILEVER PLC	665,000	45.63	30,343,950.00	
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	9.86	2,366,400.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	413,400	104.36	43,142,424.00	
GSK PLC	1,112,000	13.39	14,895,240.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	19.89	954,720.00	
BARCLAYS PLC	3,890,000	2.63	10,252,095.00	
HSBC HOLDINGS PLC	4,855,000	7.72	37,480,600.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,400,000	0.54	8,892,080.00	
NATWEST GROUP PLC	1,860,000	3.99	7,436,280.00	
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	9.90	5,548,480.00	
M&G PLC	590,000	1.94	1,146,370.00	
WISE PLC - A	159,000	10.64	1,691,760.00	
ADMIRAL GROUP PLC	69,000	26.24	1,810,560.00	
AVIVA PLC	700,000	4.63	3,241,700.00	
LEGAL & GENERAL	1,620,000	2.25	3,651,480.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.02	853,400.00	
PRUDENTIAL PLC	735,000	6.33	4,654,020.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	257,000	12.92	3,321,725.00	
HALMA PLC	100,000	27.30	2,730,000.00	
BT GROUP PLC	1,680,000	1.44	2,419,200.00	
VODAFONE GROUP PLC	6,040,000	0.67	4,092,704.00	
SSE PLC	289,000	16.05	4,639,895.00	
CENTRICA PLC	1,430,000	1.29	1,844,700.00	
NATIONAL GRID PLC	1,282,000	9.44	12,104,644.00	
SEVERN TRENT PLC	75,000	25.37	1,902,750.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	10.43	1,982,650.00	
3I GROUP PLC	258,000	35.81	9,238,980.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	103,000	10.97	1,129,910.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	126,400	113.25	14,314,800.00	
SCHRODERS PLC	189,176	3.10	587,580.65	
PEARSON	164,000	12.78	2,096,740.00	
EXPERIAN PLC	246,000	34.64	8,521,440.00	
INTERTEK GROUP PLC	43,000	46.88	2,015,840.00	

		RELX PLC	496,000	36.17	17,940,320.00	
		INFORMA PLC	360,000	7.99	2,877,120.00	
		WPP PLC	287,000	8.31	2,385,544.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	7.93	1,992,438.00	
	小計	銘柄数：77 組入時価比率：3.5%			504,475,066.58 (99,638,870,400) 3.6%	
	スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	9.94	526,820.00	
		EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	608.50	1,198,745.00	
		GIVAUDAN-REG	2,470	3,949.00	9,754,030.00	
		SIKA AG-REG	40,400	215.50	8,706,200.00	
		HOLCIM LTD	138,100	87.38	12,067,178.00	
		SIG GROUP AG	88,000	17.61	1,549,680.00	
		GEBERIT AG-REG	8,800	512.20	4,507,360.00	
		ABB LTD	421,000	49.19	20,708,990.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	245.50	1,448,450.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	11,300	249.00	2,813,700.00	
		VAT GROUP AG	7,200	344.20	2,478,240.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,000	205.00	2,665,000.00	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	144,200	136.10	19,625,620.00	
		THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	162.00	1,360,800.00	
		AVOLTA AG	22,000	36.20	796,400.00	
		BARRY CALLEBAUT AG	960	1,207.00	1,158,720.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	9,990.00	2,727,270.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	28	98,200.00	2,749,600.00	
		NESTLE SA-REG	698,600	74.08	51,752,288.00	
		ALCON INC	132,400	76.46	10,123,304.00	
		SONOVA HOLDING AG-REG	13,400	295.60	3,961,040.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	29,000	114.25	3,313,250.00	
		GALDERMA GROUP AG	22,200	98.35	2,183,370.00	
		NOVARTIS AG-REG	525,500	87.68	46,075,840.00	
		ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	187,300	251.00	47,012,300.00	
		ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8,300	264.60	2,196,180.00	
		SANDOZ GROUP AG	108,000	37.06	4,002,480.00	
		BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	82.45	742,050.00	
		BALOISE HOLDING AG	11,300	164.00	1,853,200.00	

		HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	147.90	1,464,210.00	
		SWISS LIFE HOLDING AG	7,800	696.60	5,433,480.00	
		SWISS RE LTD	81,400	130.35	10,610,490.00	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	38,900	539.00	20,967,100.00	
		TEMENOS AG-REG	16,400	62.95	1,032,380.00	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	74.30	3,009,150.00	
		SWISSCOM AG-REG	7,000	501.00	3,507,000.00	
		BKW AG	6,200	150.40	932,480.00	
		JULIUS BAER GROUP LTD	54,000	57.76	3,119,040.00	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,040	1,218.00	7,356,720.00	
		UBS GROUP AG	874,000	27.07	23,659,180.00	
		BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	57.80	456,620.00	
		LONZA AG-REG	19,100	532.40	10,168,840.00	
		ADECCO GROUP AG-REG	46,000	22.02	1,012,920.00	
		SGS SA-REG	41,500	90.64	3,761,560.00	
		SWISS PRIME SITE-REG	20,000	97.40	1,948,000.00	
	小計	銘柄数：45 組入時価比率：2.2%			368,497,275.00 (64,457,543,343) 2.3%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	76,000	308.20	23,423,200.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	24,000	399.80	9,595,200.00	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B	156,000	135.45	21,130,200.00	
		SAAB AB-B	84,800	235.15	19,940,720.00	
		ASSA ABLOY AB-B	267,000	326.70	87,228,900.00	
		NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	42.17	15,771,580.00	
		SKANSKA AB-B SHS	93,000	231.20	21,501,600.00	
		INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	275.70	11,855,100.00	
		LIFCO AB-B SHS	62,000	321.00	19,902,000.00	
		ALFA LAVAL AB	76,000	462.00	35,112,000.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	723,000	168.65	121,933,950.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	413,000	149.15	61,598,950.00	
		EPIROC AB - A	181,000	192.20	34,788,200.00	
		EPIROC AB - B	103,000	171.80	17,695,400.00	
		INDUTRADE AB	74,000	275.20	20,364,800.00	
		SANDVIK AB	279,000	198.70	55,437,300.00	

		SKF AB-B SHARES	88,000	206.60	18,180,800.00	
		TRELLEBORG AB-B SHS	54,000	377.80	20,401,200.00	
		VOLVO AB-A SHS	50,000	267.60	13,380,000.00	
		VOLVO AB-B SHS	417,000	266.20	111,005,400.00	
		ADDTECH AB-B SHARES	68,000	302.80	20,590,400.00	
		BEIJER REF AB	94,000	165.70	15,575,800.00	
		SECURITAS AB-B SHS	138,857	137.90	19,148,380.30	
		EVOLUTION AB	47,800	822.40	39,310,720.00	
		HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	149.00	23,095,000.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	164,000	294.60	48,314,400.00	
		GETINGE AB-B SHS	53,000	178.50	9,460,500.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	310.80	15,584,444.40	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	428,000	149.45	63,964,600.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	399,000	113.35	45,226,650.00	
		SWEDBANK AB	226,000	215.70	48,748,200.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	346.80	10,750,800.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	346.60	13,864,000.00	
		INVESTOR AB-B SHS	466,000	291.20	135,699,200.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	499.20	9,984,000.00	
		ERICSSON LM-B	760,000	89.22	67,807,200.00	
		HEXAGON AB-B SHS	557,000	105.70	58,874,900.00	
		TELIA CO AB	580,000	30.39	17,626,200.00	
		TELE 2 AB-B SHS	146,000	108.70	15,870,200.00	
		EQT AB	101,000	302.60	30,562,600.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	76.26	13,726,800.00	
		SAGAX AB-B	62,000	224.60	13,925,200.00	
	小計	銘柄数：42 組入時価比率：0.7%			1,477,956,694.70 (21,031,323,765) 0.8%	
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	82,000	214.70	17,605,400.00	
		EQUINOR ASA	225,000	255.55	57,498,750.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	299.00	14,053,000.00	
		NORSK HYDRO	400,000	62.60	25,040,000.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,100	1,291.00	31,113,100.00	
		MOWI ASA	124,000	194.45	24,111,800.00	

		ORKLA ASA	180,000	98.60	17,748,000.00	
		SALMAR ASA	16,000	542.00	8,672,000.00	
		DNB BANK ASA	241,000	225.60	54,369,600.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	201.00	10,452,000.00	
		TELENOR ASA	165,000	125.50	20,707,500.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.1%			281,371,150.00 (3,905,431,562) 0.1%	
	デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	94,016	408.00	38,358,528.00	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,560.00	6,656,000.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	273,000	98.66	26,934,180.00	
		DSV A/S	54,600	1,513.00	82,609,800.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	11,450.00	8,244,000.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	11,850.00	14,457,000.00	
		PANDORA A/S	22,000	1,294.50	28,479,000.00	
		CARLSBERG B	23,400	683.00	15,982,200.00	
		COLOPLAST-B	34,300	793.20	27,206,760.00	
		DEMANT A/S	25,000	261.80	6,545,000.00	
		GENMAB A/S	16,900	1,485.00	25,096,500.00	
		ZEALAND PHARMA A/S	16,800	720.00	12,096,000.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	858,700	622.60	534,626,620.00	
		DANSKE BANK AS	189,000	200.00	37,800,000.00	
		TRYG A/S	94,000	151.20	14,212,800.00	
		ORSTED A/S	49,000	334.70	16,400,300.00	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：0.7%			895,704,688.00 (19,642,803,807) 0.7%	
	豪ドル	SANTOS LTD.	890,000	6.53	5,811,700.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	505,000	24.15	12,195,750.00	
		ORICA LTD	127,000	16.75	2,127,250.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	116,000	50.78	5,890,480.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,352,000	39.73	53,714,960.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	19.33	2,358,260.00	
		FORTESCUE LTD	443,000	18.40	8,151,200.00	
		MINERAL RESOURCES LTD	42,000	34.00	1,428,000.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	317,000	15.39	4,878,630.00	

RIO TINTO LTD	99,000	116.16	11,499,840.00	
SOUTH32 LTD	1,250,000	3.41	4,262,500.00	
REECE LTD	65,000	22.86	1,485,900.00	
SGH LTD	55,000	46.15	2,538,250.00	
BRAMBLES LTD	374,000	19.22	7,188,280.00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	9.04	1,988,800.00	
TRANSURBAN GROUP	816,000	13.73	11,203,680.00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	152,000	68.77	10,453,040.00	
LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	5.04	3,175,200.00	
WESFARMERS LIMITED	300,000	71.57	21,471,000.00	
COLES GROUP LTD	345,000	18.80	6,486,000.00	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420,000	4.21	1,768,200.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	329,000	30.39	9,998,310.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	11.50	2,323,000.00	
COCHLEAR LTD	16,700	296.72	4,955,224.00	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	34.75	1,668,000.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	27.56	3,527,680.00	
CSL LIMITED	129,600	280.75	36,385,200.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	796,000	28.74	22,877,040.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	446,200	155.12	69,214,544.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	820,000	37.39	30,659,800.00	
WESTPAC BANKING CORP	922,000	32.43	29,900,460.00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	34.70	1,977,900.00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	660,000	8.50	5,610,000.00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.81	2,628,900.00	
QBE INSURANCE	407,000	19.51	7,940,570.00	
SUNCORP GROUP LTD	340,000	19.37	6,585,800.00	
WISETECH GLOBAL LTD	49,000	124.01	6,076,490.00	
XERO LIMITED	37,900	168.66	6,392,214.00	
TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	4.04	4,565,200.00	
ORIGIN ENERGY LTD	450,000	10.89	4,900,500.00	
APA GROUP	350,000	7.26	2,541,000.00	
ASX LTD	53,000	66.03	3,499,590.00	
MACQUARIE GROUP LIMITED	97,600	223.13	21,777,488.00	
PRO MEDICUS LTD	14,300	250.19	3,577,717.00	
COMPUTERSHARE LTD	137,000	33.83	4,634,710.00	

		CAR GROUP LTD	90,000	37.82	3,403,800.00	
		REA GROUP LTD	14,500	234.16	3,395,320.00	
		SEEK LTD	87,000	23.12	2,011,440.00	
	小計	銘柄数：48 組入時価比率：1.6%			483,104,817.00 (47,474,710,366) 1.7%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	360,000	8.52	3,067,200.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	160,000	38.34	6,134,400.00	
		INFRATIL LTD	240,000	12.64	3,033,600.00	
		MERCURY NZ LTD	190,000	6.10	1,159,000.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.97	2,149,200.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%			15,543,400.00 (1,382,585,430) 0.0%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	730,040	41.65	30,406,166.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	70.00	7,280,000.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	366,000	102.70	37,588,200.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	20.60	7,828,000.00	
		MTR CORP	390,000	27.20	10,608,000.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	590,000	33.80	19,942,000.00	
		SANDS CHINA LTD	664,000	21.50	14,276,000.00	
		WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.94	12,472,847.64	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,020,000	25.20	25,704,000.00	
		HANG SENG BANK	191,000	94.70	18,087,700.00	
		AIA GROUP LTD	2,920,000	56.70	165,564,000.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	9.45	10,107,720.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	56.50	9,605,000.00	
		CLP HLDGS	428,000	64.80	27,734,400.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	53.80	18,830,000.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	6.14	17,992,551.62	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	323,000	301.20	97,287,600.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	31.60	15,169,264.00	
		HENDERSON LAND	390,443	23.65	9,233,976.95	
		SINO LAND CO.LTD	1,170,000	7.85	9,184,500.00	

		SUN HUNG KAI PROPERTIES	396,000	74.50	29,502,000.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	21.90	5,475,000.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	19.80	9,504,000.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.4%			609,382,926.21 (12,352,191,914) 0.4%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	4.55	1,729,000.00	
		KEPPEL LTD	360,000	6.82	2,455,200.00	
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	2.91	2,007,900.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.39	2,683,800.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.76	1,071,600.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.03	1,575,600.00	
		DBS GROUP HLDGS	531,000	43.60	23,151,600.00	
		OCBC-ORD	888,000	16.59	14,731,920.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	343,000	36.24	12,430,320.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,010,000	3.10	6,231,000.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.44	1,088,000.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	12.50	2,875,000.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.60	1,872,000.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.3%			73,902,940.00 (8,565,350,746) 0.3%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	18.11	3,440,900.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	944.30	6,893,390.00	
		BANK HAPOALIM BM	320,000	42.52	13,606,400.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,000	42.15	16,944,300.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	24.53	8,585,500.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	157.60	6,146,400.00	
		NICE LTD	16,000	636.00	10,176,000.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	301.20	3,614,400.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%			69,407,290.00 (2,996,909,611) 0.1%	
合計					2,784,113,081,750 (2,784,113,081,750)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2024年12月26日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	
				(0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	41,900	4,166,536.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	83,000	3,083,450.00	
		AMERICAN TOWER CORP	124,000	22,904,040.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	131,000	2,507,340.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	38,200	8,529,296.00	
		BXP INC	38,000	2,892,940.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	3,201,825.00	
		CROWN CASTLE INC	116,000	10,556,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	86,000	15,514,400.00	
		EQUINIX INC	25,240	23,978,252.40	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45,000	3,050,100.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	89,000	6,427,580.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	16,500	4,732,035.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	55,600	8,315,536.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	73,000	3,506,190.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	185,000	3,772,150.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	3,498,240.00	
		INVITATION HOMES INC	160,000	5,219,200.00	
		IRON MOUNTAIN INC	77,200	8,150,776.00	
		KIMCO REALTY CORP	179,000	4,227,980.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	30,800	4,766,608.00	
		PROLOGIS INC	248,000	25,965,600.00	
		PUBLIC STORAGE	41,900	12,603,520.00	
		REALTY INCOME CORP	230,000	12,245,200.00	
		REGENCY CENTERS CORP	46,000	3,427,000.00	

		SBA COMMUNICATIONS CORP	28,300	5,732,448.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	86,300	14,960,105.00	
		SUN COMMUNITIES INC	33,900	4,248,348.00	
		UDR INC	80,000	3,492,800.00	
		VENTAS INC	109,000	6,460,430.00	
		VICI PROPERTIES INC	280,000	8,187,200.00	
		WELLTOWER INC	164,500	20,824,055.00	
		WEYERHAEUSER CO	196,000	5,538,960.00	
		WP CAREY INC	61,000	3,359,880.00	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：1.5%	3,418,840	280,046,020.40 (44,087,644,991) 87.9%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	892,710.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	21,000	892,710.00 (97,885,651) 0.2%	
	ユーロ	COVIVIO	17,000	834,360.00	
		GECINA SA	11,700	1,052,415.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,641,380.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,219,724.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	849,150.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	163,300	6,597,029.00 (1,079,603,795) 2.2%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,047,600.00	
		SEGRO PLC	351,000	2,450,682.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	531,000	3,498,282.00 (690,945,677) 1.4%	
	豪ドル	GOODMAN GROUP	458,000	16,730,740.00	
		GPT GROUP	530,000	2,469,800.00	
		MIRVAC GROUP	1,090,000	2,158,200.00	
		SCENTRE GROUP	1,350,000	4,765,500.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	3,087,600.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	2,097,200.00	
	小計	銘柄数：6	5,028,000	31,309,040.00	

				(3,076,739,360)	
		組入時価比率：0.1%		6.1%	
	香港ドル	LINK REIT	690,000	22,666,500.00	
	小計	銘柄数：1	690,000	22,666,500.00	
				(459,449,955)	
		組入時価比率：0.0%		0.9%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,636,902.40	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,584,022	3,073,002.68	
	小計	銘柄数：2	2,614,062	5,709,905.08	
				(661,777,998)	
		組入時価比率：0.0%		1.3%	
	合計			50,154,047,427	
				(50,154,047,427)	
合計				50,154,047,427	
				(50,154,047,427)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年12月26日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	42,282,652,304	－	41,891,191,718	△391,460,586
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	2,794,203,417	－	2,797,323,950	3,120,533
米ドル	2,373,668,289	－	2,376,291,000	2,622,711
カナダドル	76,408,500	－	76,748,000	339,500
ユーロ	147,269,700	－	147,236,670	△33,030
英ポンド	118,485,000	－	118,442,280	△42,720
豪ドル	78,371,928	－	78,606,000	234,072
合計	－	－	－	△388,340,053

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024年12月26日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	1,841,710,189
コール・ローン	81,258,759
株式	136,910,996,298
投資信託受益証券	5,591,548,732
投資証券	112,371,028
派生商品評価勘定	13,306,771
未収配当金	117,372,514
未収利息	528
差入委託証拠金	5,569,897,380
流動資産合計	150,238,462,199
資産合計	150,238,462,199
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	39,979,349
未払解約金	26,664,625
その他未払費用	4,647,200
流動負債合計	71,291,174
負債合計	71,291,174
純資産の部	
元本等	
元本	70,740,218,968
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	79,426,952,057
元本等合計	150,167,171,025
純資産合計	150,167,171,025
負債純資産合計	150,238,462,199

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月26日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1228円
(10,000口当たり純資産額)	(21,228円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年12月26日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資信託受益証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月26日現在	
期首	2023年12月27日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	58,901,303,904円
同期中における追加設定元本額	20,372,342,731円
同期中における一部解約元本額	8,533,427,667円
期末元本額	70,740,218,968円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド２０１５	13,590,416円
野村資産設計ファンド２０２０	15,299,018円
野村資産設計ファンド２０２５	21,687,924円
野村資産設計ファンド２０３０	38,978,157円
野村資産設計ファンド２０３５	42,431,555円
野村資産設計ファンド２０４０	75,576,374円
野村資産設計ファンド２０４５	17,634,711円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,605,100,214円
ネクストコア	6,506,579円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	577,665,033円
野村資産設計ファンド２０５０	20,027,385円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	3,519,759円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,778,718円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	2,553,755円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	2,475,099円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	637,104円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,032,543円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	10,937,263円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	6,214,421円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	19,362,836円
野村つみたて外国株投信	8,563,576,803円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	652,780,917円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	2,216,893,301円

世界６資産分散ファンド	155,416,181 円
野村資産設計ファンド２０６０	20,696,630 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	2,095,786,056 円
はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス	1,071,866,256 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国株式・ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,294,953,145 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	2,947,573,227 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,715,334 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	2,267,270,863 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	439,221 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221 円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	43,908,986,580 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	392,767,727 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	23,217,860 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	36,043,930 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	40,781,353 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	31,128,001 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	31,193,292 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	66,155,857 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	47,987,349 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	2.00	310,000.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	16,280	37.47	610,011.60	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	12.42	268,272.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	

		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	9,381	94.43	885,847.83	
		H WORLD GROUP LTD-ADR	23,300	33.91	790,103.00	
		YUM CHINA HOLDINGS INC	45,900	50.42	2,314,278.00	
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
		PDD HOLDINGS INC ADR	81,370	99.72	8,114,216.40	
		VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39,400	13.63	537,022.00	
		X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00	
		LEGEND BIOTECH CORP-ADR	7,400	32.80	242,720.00	
		BANCO DE CHILE-ADR	27,700	22.78	631,006.00	
		BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	18.90	370,440.00	
		BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	10,030	32.29	323,868.70	
		COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.50	391,614.21	
		CREDICORP LTD	8,360	182.97	1,529,629.20	
		INTER & CO INC - CL A	27,100	4.21	114,091.00	
		NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	345,200	10.37	3,579,724.00	
		PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
		STATE BANK OF INDIA-GDR	21,390	95.20	2,036,328.00	
		TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
		VTB BANK JSC	35,156	0.00	0.00	
		STONECO LTD-A	28,200	8.08	227,856.00	
		SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54,288	1.59	86,643.64	
		MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
		ENEL CHILE SA-ADR	73,000	2.98	217,540.00	
		INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
		QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	13,400	38.00	509,200.00	
		MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
		XP INC - CLASS A	41,700	12.12	505,404.00	
		TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	9.88	494,000.00	
		TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	82,700	11.89	983,303.00	
		AUTOHOME INC-ADR	7,500	26.45	198,375.00	
		KANZHUN LTD	32,700	13.79	450,933.00	
		VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
		KE HOLDINGS INC ADR	73,400	18.48	1,356,432.00	
	小計銘柄数：50				28,078,858.58 (4,420,454,706)	

		組入時価比率：2.9%			3.2%	
	メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	11.33	21,209,590.05	
		GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	380,983	99.09	37,751,605.47	
		INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	275.21	7,240,775.10	
		ALFA S.A.B.-A	367,968	14.97	5,508,480.96	
		GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	113.49	7,376,850.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	535.07	10,112,823.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	29,000	180.33	5,229,570.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	364.15	16,495,995.00	
		PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	175.79	3,269,694.00	
		GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	125.82	5,410,260.00	
		WALMART DE MEXICO-SER V	603,000	56.18	33,876,540.00	
		ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	174.40	10,115,200.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	158.41	10,613,470.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	211,600	175.19	37,070,204.00	
		GRUMA S.A.B.-B	21,900	331.72	7,264,668.00	
		GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	55.47	8,708,790.00	
		KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	28.68	4,101,240.00	
		GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	298,000	135.68	40,432,640.00	
		GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	43.22	9,032,980.00	
		OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	12.99	1,441,890.00	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,281,000	14.33	32,686,730.00	
	小計	銘柄数：21			314,949,995.58	
					(2,460,704,315)	
		組入時価比率：1.6%			1.8%	
	レアル	COSAN SA	136,000	8.54	1,161,440.00	
		PETROBRAS - PETROLEO BRAS	436,000	40.02	17,448,720.00	
		PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	529,000	36.86	19,498,940.00	
		PRIO SA	85,700	39.25	3,363,725.00	
		ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	16.25	1,397,500.00	
		KLABIN SA-UNIT	83,600	23.29	1,947,044.00	
		CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	8.86	717,660.00	
		GERDAU SA PFD NPV	141,120	18.76	2,647,411.20	
		VALE SA	391,252	54.85	21,460,172.20	
		SUZANO SA	87,960	61.24	5,386,670.40	
		EMBRAER SA	79,000	55.55	4,388,450.00	

		WEG SA	191,448	54.24	10,384,139.52	
		LOCALIZA RENT A CAR	106,595	32.88	3,504,843.60	
		RUMO SA	164,000	18.19	2,983,160.00	
		CCR SA	121,000	10.16	1,229,360.00	
		VIBRA ENERGIA SA	138,000	18.51	2,554,380.00	
		RAIA DROGASIL SA	153,980	22.62	3,483,027.60	
		AMBEV SA	593,956	12.22	7,258,142.32	
		BRF SA	77,000	26.03	2,004,310.00	
		JBS SA	98,100	37.21	3,650,301.00	
		NATURA &CO HOLDING SA	92,500	13.12	1,213,600.00	
		HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515,987	2.25	1,160,970.75	
		REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	26.16	2,786,040.00	
		HYPERA SA	33,000	18.65	615,450.00	
		BANCO BRADESCO S.A.	209,953	10.61	2,227,601.33	
		BANCO BRADESCO SA - PREF	652,042	11.55	7,531,085.10	
		BANCO DO BRASIL SA	208,000	23.92	4,975,360.00	
		ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	556,991	30.89	17,205,451.99	
		ITAUSA SA	698,268	8.80	6,144,758.40	
		BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	36.49	3,174,630.00	
		CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	14.95	1,210,950.00	
		TOTVS SA	61,000	27.65	1,686,650.00	
		TELEFONICA BRASIL S.A.	41,005	48.04	1,969,880.20	
		TIM SA	82,952	14.90	1,235,984.80	
		CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	39.27	1,138,830.00	
		CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	137,400	34.75	4,774,650.00	
		CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	11.10	2,852,511.30	
		COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	95,000	9.06	860,700.00	
		CPFL ENERGIA SA	18,400	31.30	575,920.00	
		ENERGISA SA-UNITS	35,700	37.24	1,329,468.00	
		EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	27.93	4,133,640.00	
		CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	54,100	88.40	4,782,440.00	
		B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	10.26	6,976,789.74	
		BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	129,000	27.92	3,601,680.00	
		ENGIE BRASIL SA	16,600	35.62	591,292.00	
	小計	銘柄数：45			201,225,730.45	

					(5,112,039,069)	
		組入時価比率：3.4%			3.7%	
	チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,523.90	181,344,100.00	
		LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	13.74	248,913,840.00	
		S.A.C.I. FALABELLA	94,000	3,486.00	327,684,000.00	
		EMPRESAS COPEC SA	57,000	5,989.00	341,373,000.00	
		CENCOSUD SA	126,000	2,165.00	272,790,000.00	
		BANCO DE CREDITO E INVERSION	8,134	27,960.00	227,426,640.00	
		ENEL AMERICAS SA	2,325,000	88.15	204,948,750.00	
	小計	銘柄数：7			1,804,480,330.00	
					(287,856,115)	
		組入時価比率：0.2%			0.2%	
	コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	38,360.00	1,108,604,000.00	
		INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	16,500.00	990,000,000.00	
	小計	銘柄数：2			2,098,604,000.00	
					(75,469,997)	
		組入時価比率：0.1%			0.1%	
	ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	12,000	33.18	398,160.00	
		FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
		OPAP SA	20,200	15.50	313,100.00	
		JUMBO SA	15,932	25.16	400,849.12	
		ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	1.57	446,008.00	
		EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.22	656,080.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	7.59	850,304.00	
		PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	3.85	466,334.00	
		HELLENIC TELECOM	18,000	14.72	264,960.00	
		PUBLIC POWER CORP	20,000	11.87	237,400.00	
	小計	銘柄数：10			4,033,195.12	
					(660,032,381)	
		組入時価比率：0.4%			0.5%	
	トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	143.80	16,781,460.00	
		SASA POLYESTER SANAYI	1,533,598	4.15	6,364,431.70	
		EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	25.06	10,475,080.00	
		ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	124,920	74.00	9,244,080.00	
		KOC HLDGS	85,000	184.50	15,682,500.00	
		TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	43.44	6,516,000.00	

		PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	218.70	6,413,377.50	
		TURK HAVA YOLLARI AO	64,000	288.25	18,448,000.00	
		FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	939.50	5,824,900.00	
		BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	511.00	28,360,500.00	
		ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII	23,300	236.30	5,505,790.00	
		COCA-COLA ICECEK AS	83,600	60.85	5,087,060.00	
		AKBANK T.A.S	411,000	65.05	26,735,550.00	
		HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	98.95	13,061,400.00	
		TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	13.70	13,151,726.00	
		YAPI VE KREDI BANKASI A.S.	417,000	30.80	12,843,600.00	
		TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	93.75	10,968,750.00	
	小計	銘柄数：17 組入時価比率：0.6%			211,464,205.20 (947,401,932) 0.7%	
	チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	849.50	7,687,975.00	
		MONETA MONEY BANK AS	42,000	124.20	5,216,400.00	
		CEZ AS	15,500	952.00	14,756,000.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%			27,660,375.00 (179,983,294) 0.1%	
	フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59,800	2,692.00	160,981,600.00	
		RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,480.00	169,776,000.00	
		OTP BANK NYRT	25,700	21,850.00	561,545,000.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.2%			892,302,600.00 (354,808,067) 0.3%	
	ズロチ	ORLEN SA	64,387	46.51	2,994,639.37	
		KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	18,100	117.30	2,123,130.00	
		BUDIMEX	1,800	473.40	852,120.00	
		LPP SA	130	15,830.00	2,057,900.00	
		ALLEGRO.EU SA	62,200	27.85	1,732,270.00	
		DINO POLSKA SA	6,650	392.90	2,612,785.00	
		ALIOR BANK SA	10,300	87.24	898,572.00	
		BANK PEKAO SA	20,600	139.65	2,876,790.00	
		MBANK	2,040	553.60	1,129,344.00	
		PKO BANK POLSKI SA	97,200	59.84	5,816,448.00	

		SANTANDER BANK POLSKA SA	4,180	463.00	1,935,340.00	
		POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76,900	45.73	3,516,637.00	
		POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	5.95	434,642.00	
		CD PROJEKT RED SA	8,000	187.30	1,498,400.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.8%			30,479,017.37 (1,171,704,864) 0.9%	
	香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
		CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	6.80	1,387,200.00	
		CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	9.00	2,430,000.00	
		CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,750,900	4.37	12,021,433.00	
		CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	413,000	32.50	13,422,500.00	
		COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	6.37	802,620.00	
		PETROCHINA CO LTD-H	2,530,000	6.03	15,255,900.00	
		YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	336,700	8.66	2,915,822.00	
		ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H	138,000	19.82	2,735,160.00	
		CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	3.60	1,414,800.00	
		ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.40	2,156,000.00	
		CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	11.14	3,976,980.00	
		CMOC GROUP LTD-H	405,000	5.34	2,162,700.00	
		JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	12.38	1,213,240.00	
		MMG LTD	464,800	2.52	1,171,296.00	
		SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	12.62	757,200.00	
		ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	10.68	1,804,920.00	
		ZIJIN MINING GROUP CO-H	703,000	14.36	10,095,080.00	
		AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	3.69	745,380.00	
		CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	4.46	777,824.00	
		CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	4.00	1,680,000.00	
		CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	11.92	2,708,820.00	
		CITIC LTD	688,000	9.12	6,274,560.00	
		FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.64	1,048,361.60	
		CRRC CORP LTD-H	550,000	4.82	2,651,000.00	
		HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	19.78	1,127,460.00	
		SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	22.40	1,523,200.00	
		WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	11.60	2,491,680.00	

		ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	31.20	1,722,240.00	
		BOC AVIATION LTD	28,100	61.50	1,728,150.00	
		JD LOGISTICS INC	279,400	13.38	3,738,372.00	
		ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	157.30	8,462,740.00	
		COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD -H	368,000	12.70	4,673,600.00	
		ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	115.60	1,560,600.00	
		CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	13.20	2,402,400.00	
		JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	8.51	1,259,480.00	
		ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	5.52	868,406.40	
		FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	54.00	4,492,800.00	
		BYD CO LTD-H	122,000	273.80	33,403,600.00	
		GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	685,000	15.34	10,507,900.00	
		GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	13.90	3,794,700.00	
		LI AUTO INC	142,000	94.60	13,433,200.00	
		NIO INC.	166,400	35.20	5,857,280.00	
		XPENG INC	152,300	50.10	7,630,230.00	
		YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	13.74	1,841,160.00	
		ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	32.75	1,670,250.00	
		HAIER SMART HOME CO LTD-H	272,000	27.80	7,561,600.00	
		HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	24.95	948,100.00	
		MIDEA GROUP CO LTD	42,900	77.45	3,322,605.00	
		ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	144,200	80.50	11,608,100.00	
		BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	4.14	1,449,000.00	
		LI NING CO LTD	276,000	16.78	4,631,280.00	
		SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	96,100	60.60	5,823,660.00	
		HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	17.00	3,230,000.00	
		MEITUAN-CLASS B	580,240	155.10	89,995,224.00	
		TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	19.42	3,557,744.00	
		TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	10.54	1,148,860.00	
		TRIP.COM GROUP LTD	72,500	561.00	40,672,500.00	
		ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,908,280	83.15	158,673,482.00	
		JD.COM, INC.	288,467	140.90	40,645,000.30	
		MINISO GROUP HOLDING LTD	36,800	48.60	1,788,480.00	
		CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	6.74	1,184,892.00	
		POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	86.95	6,069,110.00	

		ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	15.08	1,085,760.00	
		ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	484,000	3.51	1,698,840.00	
		JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	29.40	4,495,260.00	
		ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	112.58	1,384,734.00	
		CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209,333	25.70	5,379,858.10	
		NONGFU SPRING LTD	221,000	35.30	7,801,300.00	
		TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	55.55	4,332,900.00	
		CHINA FEIHE LTD	405,000	5.31	2,150,550.00	
		CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00	
		CHINA MENGNIU DAIRY CO	365,000	17.92	6,540,800.00	
		TINGYI(CAYMAN ISLN)HLDG CO	278,000	10.16	2,824,480.00	
		WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.51	2,494,030.00	
		SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	10.10	2,686,600.00	
		GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	51.25	2,050,000.00	
		HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	22.45	1,347,000.00	
		SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	4.59	1,138,320.00	
		SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	12.86	1,273,140.00	
		SINOPHARM GROUP CO-H	190,000	21.95	4,170,500.00	
		AKESO INC	66,000	60.20	3,973,200.00	
		BEIGENE LTD	82,020	107.10	8,784,342.00	
		INNOVENT BIOLOGICS INC	151,000	35.80	5,405,800.00	
		CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.56	998,020.00	
		CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	4.80	5,028,096.00	
		HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	18.20	2,366,000.00	
		SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	3.24	4,362,660.00	
		AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3,340,000	4.39	14,662,600.00	
		BANK OF CHINA LTD-H	8,330,000	3.96	32,986,800.00	
		BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	6.27	5,898,753.30	
		CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	5.26	5,417,800.00	
		CHINA CONSTRUCTION BANK-H	11,269,000	6.49	73,135,810.00	
		CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.94	755,580.00	
		CHINA MERCHANTS BANK-H	456,192	39.70	18,110,822.40	
		CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	3.26	1,922,748.00	
		IND & COMM BK OF CHINA-H	8,140,000	5.15	41,921,000.00	
		POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	4.67	3,983,510.00	

		FAR EAST HORIZON LTD	154,000	5.51	848,540.00	
		CHINA LIFE INSURANCE CO-H	836,000	14.86	12,422,960.00	
		CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	24.75	7,796,250.00	
		CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	11.90	2,559,356.80	
		NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	24.05	3,198,650.00	
		PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	840,000	3.79	3,183,600.00	
		PICC PROPERTY & CASUALTY -H	832,420	12.36	10,288,711.20	
		PING AN INSURANCE GROUP CO-H	785,500	46.60	36,604,300.00	
		KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	9.06	3,315,960.00	
		BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	41.75	4,509,000.00	
		ZTE CORP-H	76,052	22.00	1,673,144.00	
		LENOVO GROUP LTD	992,000	9.67	9,592,640.00	
		XIAOMI CORPORATION	1,796,000	32.75	58,819,000.00	
		AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	37.30	3,431,600.00	
		SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	69.95	6,666,235.00	
		GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	1.13	3,056,650.00	
		HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	21.15	1,480,500.00	
		XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	3.16	1,478,880.00	
		CHINA TOWER CORP LTD	5,380,000	1.14	6,133,200.00	
		BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	26.45	1,296,050.00	
		CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	6.63	2,108,340.00	
		CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	29.50	3,658,000.00	
		ENN ENERGY HOLDINGS LTD	91,600	56.95	5,216,620.00	
		KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	8.28	3,709,440.00	
		BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.54	1,028,700.00	
		GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.52	2,203,760.00	
		CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	7.25	3,335,000.00	
		CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	13.22	2,279,128.00	
		CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	21.55	4,095,577.50	
		HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	6.85	1,835,800.00	
		HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	13.38	1,685,880.00	
		NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	49.15	9,141,900.00	
		CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.82	3,637,800.00	
		CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.64	2,430,240.00	

		CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.06	1,499,400.00	
		CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	18.90	4,498,200.00	
		HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.32	1,771,200.00	
		GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	9.99	1,118,880.00	
		WUXI APPTEC CO LTD	36,200	55.65	2,014,530.00	
		WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	407,000	17.46	7,106,220.00	
		CHINA LITERATURE LTD	49,800	27.05	1,347,090.00	
		CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.44	1,893,440.00	
		KINGSOFT CORP LTD	91,000	33.65	3,062,150.00	
		NETEASE, INC.	226,650	142.40	32,274,960.00	
		BAIDU INC-CLASS A	263,360	85.65	22,556,784.00	
		BILIBILI INC	30,120	148.70	4,478,844.00	
		KUAISHOU TECHNOLOGY	328,100	43.05	14,124,705.00	
		TENCENT HOLDINGS LTD	761,100	420.00	319,662,000.00	
		C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	12.78	932,940.00	
		CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	12.48	5,628,480.00	
		CHINA RESOURCES LAND LTD	364,444	23.00	8,382,212.00	
		CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	29.00	2,059,000.00	
		CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	5.64	1,370,520.00	
		LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	10.38	2,823,360.00	
	小計	銘柄数：152 組入時価比率：20.7%			1,534,001,823.60 (31,094,216,964) 22.8%	
	リンギ	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	19.38	581,400.00	
		PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	4.72	1,557,600.00	
		PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	4.68	1,867,320.00	
		GAMUDA BERHAD	532,000	4.62	2,457,840.00	
		SIME DARBY BERHAD	220,000	2.30	506,000.00	
		SUNWAY BHD	256,000	4.71	1,205,760.00	
		MISC BHD	125,960	7.42	934,623.20	
		MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	10.44	1,268,042.40	
		GENTING BHD	187,000	3.67	686,290.00	
		GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.19	501,510.00	
		MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.80	650,700.00	
		IOI CORP	247,000	3.84	948,480.00	

		KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	21.48	1,568,040.00	
		NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	97.80	713,940.00	
		PPB GROUP BERHAD	90,740	12.18	1,105,213.20	
		QL RESOURCES BHD	178,500	4.74	846,090.00	
		SD GUTHRIE BHD	238,000	4.88	1,161,440.00	
		IHH HEALTHCARE BHD	260,000	7.08	1,840,800.00	
		AMMB HOLDING	313,000	5.42	1,696,460.00	
		CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	821,000	7.97	6,543,370.00	
		HONG LEONG BANK	92,960	20.20	1,877,792.00	
		MALAYAN BANKING	627,000	10.08	6,320,160.00	
		PUBLIC BANK BHD	1,702,000	4.55	7,744,100.00	
		RHB BANK BHD	228,023	6.42	1,463,907.66	
		INARI AMERTRON BHD	271,000	3.05	826,550.00	
		TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.72	866,880.00	
		AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.39	826,940.00	
		CELCOMDIGI BHD	429,000	3.58	1,535,820.00	
		MAXIS BHD	265,000	3.60	954,000.00	
		TENAGA NASIONAL	368,000	14.08	5,181,440.00	
		PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.56	1,597,960.00	
		YTL CORPORATION BERHAD	400,000	2.60	1,040,000.00	
		YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	4.19	1,257,000.00	
	小計	銘柄数：33 組入時価比率：1.4%			60,133,468.46 (2,116,680,049) 1.5%	
	バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	120.00	19,680,000.00	
		PTT PCL-NVDR	1,134,000	31.50	35,721,000.00	
		THAI OIL PCL-NVDR	157,000	28.00	4,396,000.00	
		PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	24.40	5,563,053.60	
		SIAM CEMENT PCL-NVDR	100,700	171.50	17,270,050.00	
		AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544,000	60.00	32,640,000.00	
		BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	7.10	5,751,000.00	
		MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	26.50	10,996,917.00	
		CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	35.00	5,425,875.00	
		HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	9.70	5,625,970.90	
		PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	13.50	3,483,000.00	
		CP ALL PCL-NVDR	650,000	57.00	37,050,000.00	

		CP AXTRA PCL-NVDR	204,013	27.75	5,661,360.75	
		CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	22.90	9,755,400.00	
		BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,214,000	24.50	29,743,000.00	
		BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	198.00	11,682,000.00	
		KASIKORNBANK PCL-NVDR	83,000	156.00	12,948,000.00	
		KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	21.00	10,585,050.00	
		SCB X PCL-NVDR	81,000	118.00	9,558,000.00	
		TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.85	4,390,050.00	
		DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	384,200	150.50	57,822,100.00	
		TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	10.80	12,635,632.80	
		ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	136,000	286.00	38,896,000.00	
		INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	125,000	97.50	12,187,500.00	
		KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	48.75	6,532,500.00	
		GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	385,000	59.75	23,003,750.00	
		CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	58.50	15,268,500.00	
	小計	銘柄数：27			444,271,710.05	
					(2,043,649,866)	
		組入時価比率：1.4%			1.5%	
	フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28,302	600.00	16,981,200.00	
		JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	21.30	5,431,606.50	
		SM INVESTMENTS CORP	30,500	900.00	27,450,000.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	119,000	398.00	47,362,000.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	268.20	11,532,600.00	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	75.00	8,025,000.00	
		BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207,040	122.60	25,383,104.00	
		BDO UNIBANK INC	300,997	145.10	43,674,664.70	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	74.80	15,341,106.00	
		PLDT INC	7,000	1,255.00	8,785,000.00	
		MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	486.00	18,127,800.00	
		AYALA LAND INC	768,000	26.25	20,160,000.00	
		SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	25.15	26,809,271.25	
	小計	銘柄数：13			275,063,352.45	
					(740,415,532)	
		組入時価比率：0.5%			0.5%	
	ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TB	2,110,000	2,510.00	5,296,100,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	25,200.00	3,705,660,000.00	

		BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	895.00	2,589,592,105.00	
		CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984,000	7,300.00	7,183,200,000.00	
		AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	900,000	8,850.00	7,965,000,000.00	
		MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	1,580.00	1,762,984,540.00	
		INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	6,725.00	1,614,000,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,360,000	4,880.00	11,516,800,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	68.00	7,148,160,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,780.00	5,476,600,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	11,575.00	3,576,675,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	7,625.00	3,202,500,000.00	
		PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	4,730.00	3,311,000,000.00	
		UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	1,780.00	1,459,600,000.00	
		KALBE FARMA PT	2,300,000	1,400.00	3,220,000,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	6,490,000	9,750.00	63,277,500,000.00	
		BANK MANDIRI	4,340,000	5,750.00	24,955,000,000.00	
		BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	4,380.00	7,095,600,000.00	
		BANK RAKYAT INDONESIA	8,070,028	4,200.00	33,894,117,600.00	
		TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,210,000	2,740.00	17,015,400,000.00	
	小計	銘柄数：20 組入時価比率：1.4%			215,265,489,245.00 (2,109,601,794) 1.5%	
	ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	80,500.00	410,550,000.00	
		S-OIL CORPORATION	3,930	56,100.00	220,473,000.00	
		SK INNOVATION CO LTD	6,870	112,800.00	774,936,000.00	
		ENCHEM CO LTD	1,220	133,000.00	162,260,000.00	
		KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	93,300.00	139,017,000.00	
		LG CHEM LTD - PREFERRED	630	160,700.00	101,241,000.00	
		LG CHEMICALS LTD	5,464	253,000.00	1,382,392,000.00	
		LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	61,600.00	119,011,200.00	
		SKC CO LTD	2,610	104,700.00	273,267,000.00	
		KOREA ZINC CO LTD	710	1,134,000.00	805,140,000.00	
		POSCO HOLDINGS INC	8,670	261,000.00	2,262,870,000.00	
		HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,970	324,000.00	1,286,280,000.00	
		KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	55,900.00	391,300,000.00	
		SAMSUNG E&A CO LTD	21,500	17,090.00	367,435,000.00	
		DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	18,280.00	895,720,000.00	

		ECOPRO BM CO LTD	5,590	115,300.00	644,527,000.00	
		ECOPRO CO., LTD.	12,070	61,500.00	742,305,000.00	
		ECOPRO MATERIALS CO LTD	2,580	69,600.00	179,568,000.00	
		HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3,050	389,500.00	1,187,975,000.00	
		L&F CO LTD	3,390	88,500.00	300,015,000.00	
		LG ENERGY SOLUTION	5,650	350,000.00	1,977,500,000.00	
		LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	162,900.00	275,301,000.00	
		POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	147,700.00	505,134,000.00	
		GS HOLDINGS CORP	3,600	41,500.00	149,400,000.00	
		LG CORP	11,750	75,300.00	884,775,000.00	
		SAMSUNG C&T CORP	10,220	117,600.00	1,201,872,000.00	
		SK INC	4,570	137,700.00	629,289,000.00	
		SK SQUARE CO LTD	11,100	81,200.00	901,320,000.00	
		DOOSAN BOBCAT INC	6,550	46,350.00	303,592,500.00	
		HANWHA OCEAN CO LTD	10,300	36,000.00	370,800,000.00	
		HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	272,000.00	756,160,000.00	
		HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	226,000.00	1,109,660,000.00	
		HYUNDAI ROTEM CO LTD	7,100	49,250.00	349,675,000.00	
		SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81,000	11,360.00	920,160,000.00	
		POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	40,650.00	211,380,000.00	
		HYUNDAI GLOVIS CO LTD	3,620	117,900.00	426,798,000.00	
		KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	23,950.00	634,675,000.00	
		HMM COMPANY LIMITED	27,100	18,170.00	492,407,000.00	
		HANKOOK TIRE & TECHNONOGY CO	9,300	39,200.00	364,560,000.00	
		HYUNDAI MOBIS	6,860	243,000.00	1,666,980,000.00	
		HYUNDAI MOTOR CO LTD	15,710	216,500.00	3,401,215,000.00	
		HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	157,200.00	649,236,000.00	
		HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	152,700.00	442,830,000.00	
		KIA CORP	29,860	100,600.00	3,003,916,000.00	
		COWAY CO LTD	7,930	68,900.00	546,377,000.00	
		LG ELECTRONICS INC	12,030	86,900.00	1,045,407,000.00	
		HANJIN KAL CORP	1,900	75,700.00	143,830,000.00	
		CJ CHEILJEDANG CORP	820	264,500.00	216,890,000.00	
		ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	105,300.00	304,317,000.00	
		KT & G CORP	13,000	110,000.00	1,430,000,000.00	

AMOREPACIFIC CORP	3,730	109,100.00	406,943,000.00	
LG H&H	1,002	312,000.00	312,624,000.00	
HLB INC	13,125	66,700.00	875,437,500.00	
ALTEOGEN INC	5,050	296,000.00	1,494,800,000.00	
CELLTRION INC	18,010	194,400.00	3,501,144,000.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	50,300.00	98,085,000.00	
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	518	267,500.00	138,565,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	104,500.00	346,940,000.00	
YUHAN CORPORATION	7,100	116,800.00	829,280,000.00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	33,200	58,900.00	1,955,480,000.00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	14,730.00	384,453,000.00	
KAKAOBANK CORP	19,300	22,150.00	427,495,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	45,200	86,500.00	3,909,800,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	49,300	49,400.00	2,435,420,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	67,000	15,740.00	1,054,580,000.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	10,200	100,200.00	1,022,040,000.00	
DB INSURANCE CO LTD	5,600	105,600.00	591,360,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	370,000.00	1,346,800,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	102,600.00	1,087,560,000.00	
POSCO DX CO LTD	5,300	19,740.00	104,622,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	131,900.00	618,611,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS	559,600	54,400.00	30,442,240,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	94,580	44,950.00	4,251,371,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	1,970	164,600.00	324,262,000.00	
LG.DISPLAY CO LTD	30,970	9,440.00	292,356,800.00	
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	127,000.00	891,540,000.00	
SAMSUNG SDI CO,LTD	6,497	255,000.00	1,656,735,000.00	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	84,700.00	457,380,000.00	
SK HYNIX INC	63,750	168,500.00	10,741,875,000.00	
LG UPLUS CORP	17,400	10,990.00	191,226,000.00	
SK TELECOM CO LTD	5,500	56,800.00	312,400,000.00	
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	20,550.00	546,630,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	73,300.00	391,422,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	8,320.00	205,811,840.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	14,250.00	266,475,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2,151	938,000.00	2,017,638,000.00	

		HYBE CO LTD	3,330	195,500.00	651,015,000.00	
		KRAFTON INC	3,630	306,000.00	1,110,780,000.00	
		NCSOFT CORPORATION	1,631	205,500.00	335,170,500.00	
		NETMARBLE CORP	4,270	53,000.00	226,310,000.00	
		KAKAO CORP	34,190	39,500.00	1,350,505,000.00	
		NAVER CORP	16,960	202,500.00	3,434,400,000.00	
	小計	銘柄数：92 組入時価比率：8.7%			121,001,321,340.00 (13,068,142,704) 9.5%	
	新台湾ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	28.80	11,865,542.40	
		FORMOSA PLASTIC	492,424	37.40	18,416,657.60	
		NAN YA PLASTICS CORP	633,726	30.95	19,613,819.70	
		ASIA CEMENT	314,980	40.90	12,882,682.00	
		TCC GROUP HOLDINGS	771,888	32.25	24,893,388.00	
		CHINA STEEL	1,478,544	19.95	29,496,952.80	
		FORTUNE ELECTRIC CO LTD	14,300	546.00	7,807,800.00	
		VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8,000	1,900.00	15,200,000.00	
		WALSIN LIHWA CORP	268,429	24.70	6,630,196.30	
		FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	31.35	9,826,782.90	
		AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	839.00	12,974,296.00	
		CHINA AIRLINES LTD	375,000	26.45	9,918,750.00	
		EVA AIRWAYS CORP	303,000	45.75	13,862,250.00	
		EVERGREEN MARINE	122,950	231.50	28,462,925.00	
		WAN HAI LINES LIMITED	86,335	83.00	7,165,805.00	
		YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	77.40	14,783,400.00	
		TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	27.95	6,903,650.00	
		CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	51.00	11,323,836.00	
		NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	384.50	9,228,000.00	
		ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	506.00	12,368,158.00	
		FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	135.00	9,394,920.00	
		POU CHEN CORP	267,468	38.35	10,257,397.80	
		HOTAI MOTOR COMPANY LTD	33,580	613.00	20,584,540.00	
		PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64,816	270.00	17,500,320.00	
		UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	552,836	83.80	46,327,656.80	
		PHARMAESSENTIA CORPORATION	24,000	606.00	14,544,000.00	

CHANG HWA COMMERCIAL BANK	578,196	17.75	10,262,979.00	
CTBC FINANCIAL HOLDING	2,022,212	39.25	79,371,821.00	
E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,603,798	27.60	44,264,824.80	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,271,015	27.25	34,635,158.75	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,036,977	26.05	27,013,250.85	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,429,626	38.85	55,540,970.10	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,240,619	23.50	29,154,546.50	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,524,154	17.75	27,053,733.50	
TAIWAN BUSINESS BANK	741,002	14.85	11,003,879.70	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,327,442	24.80	32,920,561.60	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466,906	40.95	19,119,800.70	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	186,689	111.00	20,722,479.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,273,007	34.45	43,855,091.15	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,111,293	68.70	76,345,829.10	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1,757,789	17.65	31,024,975.85	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	943,830	91.50	86,360,445.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,889,656	11.85	22,392,423.60	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	59,000	760.00	44,840,000.00	
ACER INC	348,767	39.00	13,601,913.00	
ADVANTECH CO.,LTD.	60,620	351.50	21,307,930.00	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	36,000	636.00	22,896,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	79,805	613.00	48,920,465.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76,840	190.00	14,599,600.00	
COMPAL ELECTRONICS	412,590	38.10	15,719,679.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73,000	282.00	20,586,000.00	
INVENTEC CO.,LTD	331,911	50.50	16,761,505.50	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	233,897	101.00	23,623,597.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74,000	184.50	13,653,000.00	
PEGATRON CORP	242,692	92.80	22,521,817.60	
QUANTA COMPUTER INC	312,684	292.00	91,303,728.00	
WISTRON CORP	348,000	108.00	37,584,000.00	
WIWYNN CORP	13,000	2,585.00	33,605,000.00	
AUO CORP	802,606	15.15	12,159,480.90	
DELTA ELECTRONICS INC	227,681	422.50	96,195,222.50	
E INK HOLDINGS INC	96,000	273.00	26,208,000.00	

		HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,462,649	186.50	272,784,038.50	
		INNOLUX CORP	866,744	14.75	12,784,474.00	
		LARGAN PRECISION CO LTD	12,040	2,580.00	31,063,200.00	
		SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	72.00	8,824,752.00	
		UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158,000	145.00	22,910,000.00	
		WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	70.10	11,944,128.70	
		YAGEO CORPORATION	47,982	533.00	25,574,406.00	
		ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	124.00	7,986,840.00	
		ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10,000	3,220.00	32,200,000.00	
		ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	372,658	165.50	61,674,899.00	
		EMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	3,350.00	26,800,000.00	
		GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,320.00	13,200,000.00	
		GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	385.00	11,935,000.00	
		JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	10,000	1,490.00	14,900,000.00	
		MEDIATEK INC	178,538	1,410.00	251,738,580.00	
		NANYA TECHNOLOGY CO	151,000	31.20	4,711,200.00	
		NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	68,058	499.00	33,960,942.00	
		REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	58,417	535.00	31,253,095.00	
		SILERGY CORP	35,000	418.50	14,647,500.00	
		TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,887,000	1,085.00	3,132,395,000.00	
		UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,386,500	44.05	61,075,325.00	
		VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	111,335	101.00	11,244,835.00	
		CHUNGHWA TELECOM CO LTD	458,065	124.00	56,800,060.00	
		FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	91.50	18,483,000.00	
		TAIWAN MOBILE CO LTD	192,200	115.50	22,199,100.00	
		INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	28,000	970.00	27,160,000.00	
		RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	43.20	6,596,683.20	
	小計	銘柄数：88 組入時価比率：18.8%			5,856,210,493.40 (28,166,029,989) 20.6%	
	インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	164,000	292.00	47,888,000.00	
		COAL INDIA LTD	208,000	384.50	79,976,000.00	
		HINDUSTAN PETROLEUM CORP	96,570	412.85	39,868,924.50	
		INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	138.27	47,426,610.00	
		OIL INDIA LTD	54,800	425.60	23,322,880.00	

OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392,000	238.95	93,668,400.00	
PETRONET LNG LTD	77,000	340.75	26,237,750.00	
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	713,500	1,222.75	872,432,125.00	
ASIAN PAINTS LTD	47,900	2,284.00	109,403,600.00	
PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,789.15	38,270,415.00	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	19,700	2,969.90	58,507,030.00	
SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,960	10,178.95	30,129,692.00	
SRF LTD	14,200	2,277.85	32,345,470.00	
SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	4,761.80	37,618,220.00	
UPL LTD	43,200	504.50	21,794,400.00	
AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	543.10	30,956,700.00	
GRASIM INDUSTRIES LIMITED	30,200	2,501.85	75,555,870.00	
SHREE CEMENT LIMITED	1,080	26,707.70	28,844,316.00	
ULTRATECH CEMENT LTD	13,390	11,390.35	152,516,786.50	
APL APOLLO TUBES LTD	16,600	1,516.25	25,169,750.00	
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	151,700	627.45	95,184,165.00	
JINDAL STAINLESS LTD	35,920	730.05	26,223,396.00	
JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	942.70	43,364,200.00	
JSW STEEL LTD	66,000	921.85	60,842,100.00	
NMDC LTD	125,000	212.44	26,555,000.00	
TATA STEEL LIMITED	865,900	140.38	121,555,042.00	
VEDANTA LTD	169,000	462.10	78,094,900.00	
BHARAT ELECTRONICS LTD	450,000	292.45	131,602,500.00	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	22,400	4,216.20	94,442,880.00	
ASTRAL LTD	16,300	1,693.50	27,604,050.00	
LARSEN&TOUBRO LIMITED	79,300	3,639.75	288,632,175.00	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	428.55	25,113,030.00	
VOLTAS LIMITED	29,100	1,675.00	48,742,500.00	
ABB INDIA LTD	6,600	6,878.20	45,396,120.00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	239.35	30,397,450.00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78,000	713.70	55,668,600.00	
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,674.15	52,903,140.00	
POLYCAB INDIA LTD	6,630	7,091.85	47,018,965.50	
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	64.87	76,157,380.00	
SIEMENS LIMITED	10,200	6,654.90	67,879,980.00	

ASHOK LEYLAND LIMITED	184,200	219.88	40,501,896.00	
CUMMINS INDIA LTD	16,100	3,377.20	54,372,920.00	
THERMAX LTD	4,500	4,442.50	19,991,250.00	
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,372.45	39,145,425.00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	788.80	17,511,360.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	23,800	4,612.25	109,771,550.00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	775.85	17,379,040.00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63,000	1,182.20	74,478,600.00	
GMR AIRPORTS LTD	301,000	79.15	23,824,150.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,809.15	19,664,050.00	
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,324.80	40,273,920.00	
BOSCH LTD	800	34,405.25	27,524,200.00	
MRF LTD	300	130,343.20	39,102,960.00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	338,000	157.21	53,136,980.00	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	59,000	594.95	35,102,050.00	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	3,579.15	43,665,630.00	
BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	8,778.05	70,224,400.00	
EICHER MOTORS LTD	17,400	4,792.90	83,396,460.00	
HERO MOTOCORP LTD	14,900	4,259.10	63,460,590.00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	107,200	2,928.70	313,956,640.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15,360	10,736.60	164,914,176.00	
TATA MOTORS LTD	230,245	736.10	169,483,344.50	
TVS MOTOR CO LTD	27,400	2,427.15	66,503,910.00	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	3,700	17,893.00	66,204,100.00	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57,500	720.00	41,400,000.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	840	48,861.05	41,043,282.00	
TITAN CO LTD	40,300	3,353.40	135,142,020.00	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	96,000	862.65	82,814,400.00	
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	704.15	25,349,400.00	
ZOMATO LTD	768,000	274.85	211,084,800.00	
TRENT LTD	22,100	7,007.15	154,858,015.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	18,040	3,459.65	62,412,086.00	
UNITED SPIRITS LTD	32,700	1,564.75	51,167,325.00	
VARUN BEVERAGES LTD	126,750	627.30	79,510,275.00	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13,200	4,744.10	62,622,120.00	

MARICO LIMITED	67,800	633.35	42,941,130.00	
NESTLE INDIA LTD	38,910	2,166.70	84,306,297.00	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	65,800	907.30	59,700,340.00	
ITC LTD	337,000	478.45	161,237,650.00	
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	15,900	2,732.10	43,440,390.00	
DABUR INDIA LTD	59,800	509.95	30,495,010.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	1,077.80	46,884,300.00	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	96,900	2,335.55	226,314,795.00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12,750	7,240.00	92,310,000.00	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	92,000	1,139.05	104,792,600.00	
ALKEM LABORATORIES LTD	6,200	5,406.30	33,519,060.00	
AUROBINDO PHARMA LTD	35,600	1,262.45	44,943,220.00	
CIPLA LIMITED	61,400	1,475.75	90,611,050.00	
DR.REDDY'S LABORATORIES	66,300	1,350.90	89,564,670.00	
LUPIN LTD	25,700	2,169.45	55,754,865.00	
MANKIND PHARMA LTD	10,900	2,910.60	31,725,540.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	114,000	1,819.00	207,366,000.00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	3,399.45	39,229,653.00	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28,300	964.80	27,303,840.00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	556.15	27,473,810.00	
AXIS BANK LIMITED	262,900	1,078.90	283,642,810.00	
BANK OF BARODA	100,000	244.95	24,495,000.00	
CANARA BANK	198,000	100.55	19,908,900.00	
HDFC BANK LIMITED	661,700	1,798.10	1,189,802,770.00	
ICICI BANK LTD	611,000	1,297.25	792,619,750.00	
IDFC FIRST BANK LTD	425,300	62.29	26,491,937.00	
INDUSIND BANK LTD	28,700	935.30	26,843,110.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	126,400	1,749.05	221,079,920.00	
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	101.64	26,528,040.00	
UNION BANK OF INDIA	184,000	118.16	21,741,440.00	
YES BANK LTD	1,840,000	19.80	36,432,000.00	
BAJAJ FINSERV LTD	45,270	1,564.55	70,827,178.50	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,460	11,048.60	27,179,556.00	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	348,200	304.70	106,096,540.00	
POWER FINANCE CORPORATION	177,600	451.20	80,133,120.00	
REC LTD	159,100	507.40	80,727,340.00	

HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112,900	622.50	70,280,250.00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	27,800	1,868.95	51,956,810.00	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	661.55	21,963,460.00	
PB FINTECH LTD	40,700	2,058.50	83,780,950.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	51,600	1,387.00	71,569,200.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	113,100	1,896.95	214,545,045.00	
INFOSYS LTD	389,200	1,909.05	743,002,260.00	
LTIMINDTREE LTD	9,680	5,725.70	55,424,776.00	
MPHASIS LTD	10,500	2,930.65	30,771,825.00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	12,570	6,350.90	79,830,813.00	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	107,600	4,179.50	449,714,200.00	
TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,704.90	114,739,770.00	
WIPRO LTD	301,600	305.30	92,078,480.00	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	12,299.50	30,010,780.00	
TATA ELXSI LTD	4,000	6,857.75	27,431,000.00	
INDUS TOWERS LTD	148,500	333.55	49,532,175.00	
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,721.80	19,628,520.00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	299,100	1,583.90	473,744,490.00	
VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	7.46	19,918,200.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	536,000	310.10	166,213,600.00	
TATA POWER COMPANY LIMITED	170,000	399.40	67,898,000.00	
TORRENT POWER LTD	18,300	1,502.10	27,488,430.00	
GAIL INDIA LTD	273,000	198.06	54,070,380.00	
BAJAJ FINANCE LTD	31,800	6,808.20	216,500,760.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,185.45	59,509,590.00	
MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,035.00	27,472,500.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	695.90	29,575,750.00	
SHRIRAM FINANCE LTD	35,300	2,882.95	101,768,135.00	
SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	4,399.10	32,113,430.00	
BSE LTD	9,000	5,449.60	49,046,400.00	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	4,216.60	43,009,320.00	
ADANI GREEN ENERGY LTD	19,200	1,031.05	19,796,160.00	
ADANI POWER LIMITED	66,000	496.00	32,736,000.00	
JSW ENERGY LTD	61,400	648.05	39,790,270.00	
NHPC LTD	328,600	82.05	26,961,630.00	

		NTPC LIMITED	517,000	335.30	173,350,100.00	
		DIVIS LABORATORIES LTD	13,870	5,782.35	80,201,194.50	
		INFO EDGE INDIA LTD	8,740	8,673.05	75,802,457.00	
		DLF LIMITED	95,000	841.70	79,961,500.00	
		GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	2,864.40	57,288,000.00	
		MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,403.05	52,053,155.00	
		OBEROI REALTY LTD	11,300	2,290.50	25,882,650.00	
		PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,696.60	36,307,240.00	
		PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,751.90	41,344,840.00	
	小計	銘柄数：155			14,806,831,964.00	
					(27,540,707,453)	
		組入時価比率：18.3%			20.1%	
	カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	15.06	963,840.00	
		QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.04	1,490,760.00	
		MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.50	1,061,025.00	
		INDUSTRIES QATAR	192,000	13.01	2,497,920.00	
		COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	4.30	1,898,946.00	
		DUKHAN BANK	233,000	3.68	857,440.00	
		MASRAF AL RAYAN	585,000	2.48	1,453,725.00	
		QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.64	915,040.00	
		QATAR ISLAMIC BANK	192,000	21.02	4,035,840.00	
		QATAR NATIONAL BANK	558,000	17.16	9,575,280.00	
		OOREDOO QSC	100,000	11.48	1,148,000.00	
		QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	15.77	936,738.00	
		BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.79	544,245.00	
	小計	銘柄数：13			27,378,799.00	
					(1,184,406,844)	
		組入時価比率：0.8%			0.9%	
	エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	29.40	2,037,890.40	
		T M G HOLDING	101,000	56.75	5,731,750.00	
	小計	銘柄数：2			7,769,640.40	
					(24,012,850)	
		組入時価比率：0.0%			0.0%	
	ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	159.58	4,500,156.00	
		SASOL LTD	57,900	83.05	4,808,595.00	
		ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	9,140	585.32	5,349,824.80	

		ANGLOGOLD ASHANTI PLC	57,800	437.57	25,291,546.00	
		GOLD FIELDS LTD	104,100	254.11	26,452,851.00	
		HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	156.68	10,654,240.00	
		IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	92.88	10,374,696.00	
		KUMBA IRON ORE LTD	7,600	329.87	2,507,012.00	
		SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	16.35	4,463,550.00	
		BIDVEST GROUP LTD	35,700	274.00	9,781,800.00	
		NASPERS LTD-N SHS	20,180	4,275.00	86,269,500.00	
		WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	62.82	5,905,080.00	
		PEPKOR HOLDINGS LTD	334,000	29.59	9,883,060.00	
		BID CORP LTD	39,400	437.93	17,254,442.00	
		CLICKS GROUP LTD	31,000	379.57	11,766,670.00	
		SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	302.29	17,653,736.00	
		ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	172.00	7,361,600.00	
		ABSA GROUP LTD	107,100	192.32	20,597,472.00	
		CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	10,480	3,167.00	33,190,160.00	
		NEDBANK GROUP LTD	56,279	282.89	15,920,766.31	
		STANDARD BANK GROUP LTD	159,600	225.48	35,986,608.00	
		FIRSTRAND LTD	582,000	77.60	45,163,200.00	
		REMGRO LTD	67,200	155.90	10,476,480.00	
		DISCOVERY LTD	68,307	198.10	13,531,616.70	
		OLD MUTUAL LTD	434,000	12.70	5,511,800.00	
		OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	69.62	5,639,220.00	
		SANLAM LIMITED	227,000	87.73	19,914,710.00	
		MTN GROUP LTD	206,300	84.59	17,450,917.00	
		VODACOM GROUP	68,100	101.67	6,923,727.00	
		REINET INVESTMENTS SCA	14,200	451.00	6,404,200.00	
		NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	139.40	10,162,260.00	
	小計	銘柄数：31 組入時価比率：2.8%			507,151,495.81 (4,265,144,079) 3.1%	
	ＵＡＥディルハム	ADNOC DRILLING COMPANY P.J.S.C.	424,000	5.31	2,251,440.00	
		MULTIPLY GROUP	391,000	2.00	782,000.00	
		AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.26	682,520.00	
		ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.44	1,025,120.00	

		ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	10.36	3,728,066.72	
		ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	13.96	2,415,080.00	
		DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	7.05	2,016,504.45	
		EMIRATES NBD PJSC	227,000	21.60	4,903,200.00	
		FIRST ABU DHABI BANK PJSC	499,925	13.90	6,948,957.50	
		EMIRATES TELECOM GROUP CO	415,900	16.52	6,870,668.00	
		ALDAR PROPERTIES PJSC	427,000	7.49	3,198,230.00	
		EMAAR PROPERTIES PJSC	811,000	12.75	10,340,250.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：1.3%			45,162,036.67 (1,938,806,234) 1.4%	
	クウェートディナール	BOUBYAN BANK K.S.C	143,765	0.56	81,514.75	
		GULF BANK	271,561	0.33	89,615.13	
		KUWAIT FINANCE HOUSE	1,232,060	0.75	924,045.00	
		NATIONAL BANK OF KUWAIT	914,972	0.87	804,260.38	
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.47	88,830.00	
		MABANEE CO SAKC	85,335	0.78	67,073.31	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.7%			2,055,338.57 (1,051,922,280) 0.8%	
	サウジアラビアリヤル	ADES HOLDING CO	33,800	17.04	575,952.00	
		SAUDI ARABIAN OIL CO	692,940	28.10	19,471,614.00	
		ADVANCED PETROCHEMICALS CO	21,833	32.25	704,114.25	
		SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29,500	110.00	3,245,000.00	
		SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	24.12	979,272.00	
		SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	111.40	712,960.00	
		SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	110,600	67.20	7,432,320.00	
		SAUDI IND INVESTMENT GROUP	52,168	17.14	894,159.52	
		SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	6.94	464,980.00	
		YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	37.25	1,076,525.00	
		SAUDI ARABIAN MINING CO	149,600	49.50	7,405,200.00	
		SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,600	252.80	657,280.00	
		JARIR MARKETING CO	61,000	12.68	773,480.00	
		NAHDI MEDICAL CO	3,400	116.80	397,120.00	
		ALMARAI CO	63,200	57.40	3,627,680.00	

		DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	151.80	485,760.00	
		DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	9,700	284.80	2,762,560.00	
		MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	87.00	870,000.00	
		AL RAJHI BANK	233,400	92.20	21,519,480.00	
		ALINMA BANK	137,775	28.65	3,947,253.75	
		ARAB NATIONAL BANK	104,533	20.36	2,128,291.88	
		BANK AL - JAZIRA	72,625	18.68	1,356,635.00	
		BANK ALBILAD	66,582	37.30	2,483,508.60	
		BANQUE SAUDI FRANSI	129,837	16.08	2,087,778.96	
		RIYAD BANK	176,600	27.80	4,909,480.00	
		SAUDI AWWAL BANK	124,500	33.00	4,108,500.00	
		SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	14.30	1,233,375.00	
		THE SAUDI NATIONAL BANK	338,484	33.20	11,237,668.80	
		AL RAJHI COMPANY FOR CO-OPERATIVE INSURA	4,500	163.80	737,100.00	
		BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	202.40	1,963,280.00	
		CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7,200	141.20	1,016,640.00	
		ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	271.20	569,520.00	
		ELM CO	2,700	1,137.20	3,070,440.00	
		SAUDI TELECOM CO	243,000	40.35	9,805,050.00	
		ETIHAD ETISALAT CO	44,900	52.10	2,339,290.00	
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57,000	10.30	587,100.00	
		SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	16.94	1,778,700.00	
		POWER&WATER UTILITY CO FOR	14,100	51.70	728,970.00	
		SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	217.60	1,196,800.00	
		ACWA POWER CO	17,721	390.40	6,918,278.40	
		SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	279.80	1,399,000.00	
		DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	14.00	742,000.00	
	小計	銘柄数：42 組入時価比率：3.9%			140,400,117.16 (5,896,804,920) 4.3%	
合計					136,910,996,298 (136,910,996,298)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2024年12月26日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	7,616,100	35,517,682.35	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：3.7%	7,616,100	35,517,682.35 (5,591,548,732) 98.0%	
	合計			5,591,548,732 (5,591,548,732)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	6,609,680.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131,990	7,772,891.10	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.1%	450,990	14,382,571.10 (112,371,028) 2.0%	
	合計			112,371,028 (112,371,028)	
合計				5,703,919,760 (5,703,919,760)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年12月26日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建	7,414,187,103	－	7,387,514,525	△26,672,578
合計	7,414,187,103	－	7,387,514,525	△26,672,578

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年12月26日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,718,675,956
国債証券	1,014,602,178,000
地方債証券	60,224,949,724
特殊債券	73,553,509,167
社債券	55,259,489,000
未収利息	1,684,271,202
前払費用	93,179,809
流動資産合計	1,213,136,252,858
資産合計	1,213,136,252,858
負債の部	
流動負債	
未払金	5,851,545,000
未払解約金	495,133,343
流動負債合計	6,346,678,343
負債合計	6,346,678,343
純資産の部	
元本等	
元本	980,875,583,770
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	225,913,990,745
元本等合計	1,206,789,574,515
純資産合計	1,206,789,574,515
負債純資産合計	1,213,136,252,858

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月26日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2303円
（10,000口当たり純資産額）	（12,303円）

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用

の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年12月26日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月26日現在	
期首	2023年12月27日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	789,835,205,338円
同期中における追加設定元本額	333,570,574,938円
同期中における一部解約元本額	142,530,196,506円
期末元本額	980,875,583,770円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	303,390,860円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	44,838,937,770円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,268,945,329円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	9,016,706,612円
野村資産設計ファンド２０１５	326,058,560円
野村資産設計ファンド２０２０	367,040,276円
野村資産設計ファンド２０２５	450,381,317円
野村資産設計ファンド２０３０	422,738,600円
野村資産設計ファンド２０３５	273,360,153円
野村資産設計ファンド２０４０	316,457,151円
野村日本債券インデックスファンド	528,337,526円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	125,863,012,128円
のむラップ・ファンド（保守型）	27,151,103,938円
のむラップ・ファンド（普通型）	103,629,087,768円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,008,837,900円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,694,247,413円
野村資産設計ファンド２０４５	51,821,682円
野村円債投資インデックスファンド	406,056,538円
野村インデックスファンド・国内債券	2,295,717,474円
マイ・ロード	48,487,029,159円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,435,906,555円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	25,926,389,164円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,753,182,112円

野村資産設計ファンド２０５０	38,394,233 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	28,376,183 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	17,065,629 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	8,250,670 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,316,844 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,223,594,206 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,867,927,843 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	38,115,028 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	18,112,096 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	104,938,734 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	33,597,920 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	27,147,928 円
野村６資産均等バランス	13,501,378,095 円
世界６資産分散ファンド	254,902,468 円
野村資産設計ファンド２０６０	23,727,884 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	176,487,143,108 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	23,518,600,187 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	408,709,337 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	91,504,383 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,153,959,669 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	337,007,391 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	12,359,917 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,153,524 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	448,433 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,115,412,128 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	10,393,496 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	35,600,997 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	416,667,456 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	283,127,259 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,125,870,664 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	79,084,423 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,451,034,579 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	540,582,495 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	11,528,839 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	47,362,656,321 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	74,409,421,347 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	34,723,074,055 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	49,982,079,141 円
マイバランスＤＣ３０	21,881,374,069 円
マイバランスＤＣ５０	20,371,421,129 円
マイバランスＤＣ７０	8,606,395,861 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,201,861,731 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	4,178,327,767 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	12,424,778,211 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	5,687,990,431 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	538,201,478 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	92,451,763 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	133,969,616 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	390,915,402 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	170,702,788 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	59,675,092 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	5,164,900,334 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,369,165,233 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,139,374,973 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,303,550,827 円

野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	35,761,922 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	539,698,746 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	903,821,124 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,366,881,113 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	517,153,733 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	10,180,936 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 12 月 26 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４５６回	11,000,000,000	10,965,570,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５７回	4,000,000,000	3,985,760,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５８回	10,000,000,000	9,970,700,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５９回	1,500,000,000	1,494,825,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６０回	14,000,000,000	13,962,620,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６１回	6,000,000,000	5,989,320,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６２回	3,000,000,000	2,993,460,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６３回	2,000,000,000	1,994,940,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４７回	5,600,000,000	5,568,528,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	11,411,335,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,060,599,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,230,259,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５１回	1,500,000,000	1,481,355,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５２回	2,000,000,000	1,979,320,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,873,460,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,868,200,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,947,260,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,964,840,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	18,750,340,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,394,050,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６０回	2,500,000,000	2,462,975,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６１回	6,000,000,000	5,931,540,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	14,312,370,000	

		国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,842,070,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,907,900,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,854,600,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６６回	4,000,000,000	3,957,320,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	8,890,920,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	12,451,125,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	2,975,970,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	2,500,000,000	2,487,500,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７２回	3,000,000,000	2,971,980,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	8,944,380,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	8,985,510,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	1,860,000,000	1,996,989,000	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,785,833,000	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	900,000,000	921,681,000	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,654,759,700	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,255,722,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,877,520,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,224,200,000	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,227,540,000	
		国庫債券　利付（４０年）第９回	3,500,000,000	2,057,685,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,941,710,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,152,497,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	4,000,000,000	2,248,760,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,759,779,200	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,609,120,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	7,500,000,000	5,334,150,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	5,500,000,000	5,077,655,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	500,000,000	492,440,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	6,000,000,000	5,942,700,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	2,000,000,000	1,943,340,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	9,500,000,000	9,452,025,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,529,707,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	12,917,840,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,348,928,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,449,345,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	5,000,000,000	4,948,300,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,894,340,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,868,200,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,419,425,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,460,105,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	981,780,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	979,780,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,843,900,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	8,000,000,000	7,802,880,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	2,500,000,000	2,434,300,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	13,602,820,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	3,500,000,000	3,379,355,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	12,525,240,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	5,500,000,000	5,287,755,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	6,400,000,000	6,137,856,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	6,000,000,000	5,722,560,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	9,033,360,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	9,000,000,000	8,592,840,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	8,500,000,000	8,088,685,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	8,000,000,000	7,589,680,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,656,470,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	23,193,360,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	23,892,750,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	12,816,830,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,662,400,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	9,806,100,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７５回	5,500,000,000	5,526,070,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,191,840,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２回	500,000,000	541,850,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	160,000,000	173,171,200	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,572,690,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	150,000,000	163,221,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	900,000,000	995,112,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７回	600,000,000	661,446,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８回	100,000,000	106,838,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	265,000,000	275,070,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	250,000,000	253,440,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	660,000,000	700,491,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	720,000,000	788,025,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,184,208,700	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	800,000,000	896,888,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,130,850,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,601,100,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,683,690,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,449,436,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,725,568,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	770,000,000	872,633,300	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	300,000,000	333,960,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	600,000,000	680,538,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	840,000,000	953,055,600	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	700,000,000	793,989,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	500,000,000	556,155,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	850,000,000	954,686,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,303,582,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,132,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,239,360,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,762,025,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,850,263,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,396,640,000	

		国庫債券　利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,531,784,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,857,210,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,408,698,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,652,075,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,356,235,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,607,712,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,426,334,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,300,910,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,966,140,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,940,330,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	977,820,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	1,949,580,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	3,500,000,000	3,285,345,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	2,300,000,000	2,152,984,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,615,272,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	1,000,000,000	913,400,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	2,000,000,000	1,821,300,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,930,560,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５２回	500,000,000	372,290,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,289,348,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,344,717,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,181,460,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,333,276,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,561,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,332,830,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,266,440,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,303,368,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,498,460,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	3,000,000,000	2,123,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	3,500,000,000	2,396,555,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６４回	4,000,000,000	2,722,480,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,570,890,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	5,500,000,000	3,698,805,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,476,495,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,427,351,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	1,942,164,000	

		国庫債券　利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,865,784,600	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	1,918,026,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	2,500,000,000	1,766,200,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,461,095,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	3,045,240,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,459,640,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,515,140,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,633,490,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,334,696,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	1,500,000,000	1,185,465,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	3,200,015,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	4,867,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	3,185,770,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	7,000,000,000	6,962,620,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８４回	4,500,000,000	4,375,845,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８５回	400,000,000	408,004,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８６回	1,700,000,000	1,738,165,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８７回	500,000,000	510,615,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,128,655,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８９回	470,000,000	481,552,600	
		国庫債券　利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,542,180,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９１回	250,000,000	257,457,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	650,000,000	669,604,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,372,841,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,825,319,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,563,435,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,556,100,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,565,550,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,353,313,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,148,818,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	820,000,000	861,533,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	750,000,000	792,862,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,591,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	600,000,000	634,440,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	400,000,000	420,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	2,001,460,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	400,000,000	422,816,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	800,000,000	844,848,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,048,300,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	900,000,000	945,117,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,752,256,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	500,000,000	532,690,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	500,000,000	530,515,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	500,000,000	531,690,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,071,420,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,182,313,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,497,706,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,173,909,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	800,000,000	845,320,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	800,000,000	836,664,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	2,021,733,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	900,000,000	952,713,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,156,400,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,501,458,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,955,862,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,148,720,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,282,092,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	2,996,168,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,383,057,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,342,758,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３１回	800,000,000	846,528,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,376,895,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	2,024,944,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	2,026,350,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３５回	700,000,000	741,776,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３６回	700,000,000	736,750,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,059,770,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３８回	800,000,000	836,272,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,052,740,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,181,530,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,758,964,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,015,170,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,422,383,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,358,708,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,502,455,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,774,005,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,786,220,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	5,002,704,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,526,566,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,665,854,700	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	5,047,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,180,461,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	10,000,000,000	10,149,700,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	4,820,000,000	4,833,785,200	

		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	3,950,000,000	3,871,434,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	6,000,000,000	5,487,060,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	3,500,000,000	3,112,305,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	1,970,000,000	1,806,805,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	3,510,000,000	3,243,520,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	8,000,000,000	7,454,240,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	3,000,000,000	2,749,410,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	3,000,000,000	2,736,210,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	4,500,000,000	4,086,585,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	3,500,000,000	3,122,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	4,000,000,000	3,551,480,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	7,500,000,000	6,812,925,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	11,000,000,000	9,672,740,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	2,000,000,000	1,723,840,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,678,020,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	2,000,000,000	1,668,660,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７２回	4,500,000,000	3,792,375,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	7,000,000,000	5,866,840,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	6,970,000,000	5,809,285,900	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	7,800,000,000	6,574,152,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,723,246,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	7,570,000,000	6,203,312,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,762,245,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	9,000,000,000	7,420,410,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,623,020,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,381,250,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,611,480,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	6,400,000,000	6,052,224,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	2,500,000,000	2,241,350,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,786,040,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,626,400,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,756,580,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,783,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	10,500,000,000	10,605,525,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９０回	2,500,000,000	2,476,550,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第２回	100,000,000	99,432,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第３回	100,000,000	99,790,000	
		メキシコ合衆国　第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,392,000	
		メキシコ合衆国　第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	197,858,000	
		ポーランド共和国　第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,401,000	
		ポーランド共和国　第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,005,000	
		ポーランド共和国　第１９回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,902,000	
		ポーランド共和国　第２１回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,802,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	97,877,000	
	小計	銘柄数：281 組入時価比率：84.1%	1,066,870,000,000	1,014,602,178,000 84.3%	
	合計			1,014,602,178,000	
地方債証券	日本円	東京都　公募第７６０回	100,000,000	98,940,000	
		東京都　公募第７６１回	100,000,000	98,991,000	
		東京都　公募第７６９回	500,000,000	494,270,000	
		東京都　公募第７７８回	100,000,000	98,269,000	
		東京都　公募第７８４回	200,000,000	196,322,000	
		東京都　公募第７９４回	100,000,000	96,735,000	

		東京都　公募第８００回	100,000,000	96,342,000	
		東京都　公募第８１３回	200,000,000	192,084,000	
		東京都　公募第８２２回	130,000,000	123,117,800	
		東京都　公募第８３０回	400,000,000	380,096,000	
		東京都　公募第８４３回	500,000,000	490,105,000	
		東京都　公募第８５０回	100,000,000	98,427,000	
		東京都　公募（３０年）第７回	100,000,000	111,962,000	
		東京都　公募第１０回	200,000,000	217,874,000	
		東京都　公募（３０年）第１３回	100,000,000	101,918,000	
		東京都　公募（３０年）第５回	300,000,000	209,007,000	
		東京都　公募（２０年）第１１回	100,000,000	103,415,000	
		東京都　公募（２０年）第１３回	100,000,000	104,283,000	
		東京都　公募（２０年）第１５回	100,000,000	105,761,000	
		東京都　公募（２０年）第１６回	200,000,000	209,666,000	
		東京都　公募（２０年）第１７回	200,000,000	210,326,000	
		東京都　公募（２０年）第２０回	280,000,000	296,559,200	
		東京都　公募第２３回	100,000,000	107,330,000	
		東京都　公募（２０年）第２６回	100,000,000	105,565,000	
		東京都　公募（２０年）第２８回	100,000,000	104,448,000	
		東京都　公募（２０年）第２９回	200,000,000	208,328,000	
		東京都　公募（２０年）第３０回	100,000,000	103,196,000	
		東京都　公募（２０年）第３２回	100,000,000	100,305,000	
		北海道　公募（２０年）平成２８年度第３回	100,000,000	89,584,000	
		北海道　公募平成２９年度第５回	200,000,000	197,530,000	
		北海道　公募平成２９年度第７回	100,000,000	98,749,000	
		北海道　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,636,000	
		北海道　公募平成２９年度第１１回	100,000,000	90,193,000	
		北海道　公募平成３０年度第１５回	215,520,000	202,728,888	
		北海道　公募平成３０年度第１８回	200,000,000	194,750,000	
		北海道　公募令和２年度第４回	300,000,000	289,113,000	
		北海道　公募令和４年度第５回	100,000,000	94,976,000	
		北海道　公募令和５年度第２回	100,000,000	98,364,000	
		北海道　公募令和５年度第８回	100,000,000	98,468,000	
		北海道　公募令和５年度第１０回	300,000,000	294,021,000	
		宮城県　公募第３２回２号	100,000,000	99,026,000	

		神奈川県　公募第２３１回	200,000,000	197,192,000	
		神奈川県　公募第２４３回	200,000,000	192,636,000	
		神奈川県　公募第２４７回	339,150,000	326,079,159	
		神奈川県　公募第２５４回	180,000,000	170,757,000	
		神奈川県　公募第２５８回	100,000,000	95,129,000	
		神奈川県　公募（３０年）第３回	100,000,000	113,649,000	
		神奈川県　公募第７回	300,000,000	310,278,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	106,712,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	106,114,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１７回	200,000,000	213,700,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	105,327,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２１回	200,000,000	211,056,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２６回	200,000,000	205,862,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	101,994,000	
		神奈川県　公募（２０年）第３２回	100,000,000	87,579,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４６回	100,000,000	80,765,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４８回	100,000,000	82,122,000	
		大阪府　公募第４１７回	102,000,000	101,069,760	
		大阪府　公募第４２３回	100,000,000	98,685,000	
		大阪府　公募第４２９回	179,000,000	176,157,480	
		大阪府　公募第４５１回	130,000,000	125,092,500	
		大阪府　公募第４５２回	100,000,000	96,151,000	
		大阪府　公募第４５８回	140,000,000	134,318,800	
		大阪府　公募第４６７回	140,000,000	133,823,200	
		大阪府　公募第４６９回	150,000,000	142,759,500	
		大阪府　公募第４７９回	200,000,000	190,390,000	
		大阪府　公募第４８１回	100,000,000	95,613,000	
		大阪府　公募第４８９回	176,000,000	170,480,640	
		大阪府　公募第４９２回	156,000,000	154,458,720	
		大阪府　公募（２０年）第１回	100,000,000	106,349,000	
		大阪府　公募（２０年）第２回	100,000,000	106,695,000	
		大阪府　公募第５回	100,000,000	106,983,000	
		大阪府　公募第８回	100,000,000	106,122,000	
		大阪府　公募（２０年）第１２回	230,000,000	235,701,700	
		大阪府　公募（２０年）第１９回	100,000,000	83,041,000	
		大阪府　公募（２０年）第２０回	200,000,000	164,086,000	

		大阪府　公募（５年）第１８４回	400,000,000	396,184,000	
		大阪府　公募（５年）第１８７回	144,000,000	142,335,360	
		大阪府　公募（５年）第１９０回	200,000,000	197,342,000	
		京都府　公募（２０年）平成２０年度第２回	200,000,000	211,094,000	
		京都府　公募平成２６年度第５回	100,000,000	102,600,000	
		京都府　公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	199,246,000	
		京都府　公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	99,588,000	
		京都府　公募（１５年）平成２８年度第２回	200,000,000	191,746,000	
		京都府　公募（２０年）平成２８年度第５回	200,000,000	177,896,000	
		京都府　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,802,000	
		京都府　公募令和元年度第５回	100,000,000	81,729,000	
		京都府　公募令和３年度第５回	100,000,000	80,285,000	
		兵庫県　公募平成２９年度第２２回	100,000,000	98,452,000	
		兵庫県　公募令和３年度第５回	100,000,000	94,867,000	
		兵庫県　公募（１０年）令和５年度第２回	100,000,000	97,293,000	
		兵庫県　公募（３０年）第２回	200,000,000	218,674,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１回	300,000,000	304,788,000	
		兵庫県　公募（１５年）第３回	200,000,000	203,388,000	
		兵庫県　公募（１５年）第８回	500,000,000	506,245,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１１回	100,000,000	99,372,000	
		兵庫県　公募第２回	100,000,000	104,537,000	
		兵庫県　公募第９回	100,000,000	106,825,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１１回	200,000,000	210,888,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	105,413,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１９回	100,000,000	104,097,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２１回	100,000,000	103,544,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２２回	100,000,000	102,050,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４１回	100,000,000	82,766,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	84,725,000	
		静岡県　公募平成２７年度第１１回	115,400,000	114,753,760	
		静岡県　公募平成２８年度第２回	300,000,000	298,209,000	
		静岡県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,893,000	
		静岡県　公募（３１年）第１回	174,000,000	168,978,360	

		静岡県　公募（５年）令和３年度第２回	100,000,000	99,318,000	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第５回	300,000,000	297,228,000	
		静岡県　公募（１５年）第２回	300,000,000	305,418,000	
		静岡県　公募（１５年）第５回	200,000,000	202,476,000	
		静岡県　公募（１５年）第９回	100,000,000	99,368,000	
		静岡県　公募（３０年）第１５回	100,000,000	69,475,000	
		静岡県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	105,581,000	
		静岡県　公募（２０年）第１４回	200,000,000	211,074,000	
		静岡県　公募（２０年）第１８回	200,000,000	205,734,000	
		静岡県　公募（２０年）第２３回	100,000,000	91,000,000	
		静岡県　公募（２０年）第２９回	200,000,000	166,538,000	
		静岡県　公募（２０年）第３０回	200,000,000	165,754,000	
		愛知県　公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	104,252,000	
		愛知県　公募平成２０年度第８回	100,000,000	104,970,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	211,590,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	101,600,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	105,181,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	407,248,000	
		愛知県　公募平成２４年度第１７回	100,000,000	106,312,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	122,553,600	
		愛知県　公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	417,688,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	103,569,000	
		愛知県　公募平成２６年度第８回	100,000,000	97,941,000	
		愛知県　公募平成２６年度第１３回	200,000,000	203,062,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	298,467,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	92,811,000	
		愛知県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,723,000	
		愛知県　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,557,000	
		愛知県　公募平成３０年度第７回	200,000,000	196,006,000	
		愛知県　公募令和２年度第１３回	200,000,000	165,162,000	
		愛知県　公募令和３年度第１０回	200,000,000	197,628,000	

		広島県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,540,000	
		広島県　公募平成２９年度第４回	211,300,000	208,432,659	
		広島県　公募令和２年度第２回	100,000,000	96,302,000	
		広島県　公募令和２年度第７回	300,000,000	287,943,000	
		広島県　公募令和５年度第４回	140,000,000	138,721,800	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第１回	100,000,000	81,882,000	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第２回	100,000,000	83,058,000	
		広島県　公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	80,463,000	
		埼玉県　公募平成２７年度第９回	100,000,000	99,631,000	
		埼玉県　公募平成２８年度第５回	100,000,000	99,057,000	
		埼玉県　公募平成３０年度第４回	200,000,000	196,348,000	
		埼玉県　公募令和元年度第４回	100,000,000	96,757,000	
		埼玉県　公募令和２年度第４回	300,000,000	288,846,000	
		埼玉県　公募令和３年度第３回	100,000,000	95,366,000	
		埼玉県　公募令和５年度第４回	100,000,000	97,495,000	
		埼玉県　公募（１５年）第１回	200,000,000	201,158,000	
		埼玉県　公募（１５年）第２回	200,000,000	200,298,000	
		埼玉県　公募（１５年）第３回	100,000,000	96,540,000	
		埼玉県　公募（２５年）第２回	200,000,000	168,310,000	
		埼玉県　公募（３０年）第９回	200,000,000	153,752,000	
		埼玉県　公募（３０年）第１１回	100,000,000	68,101,000	
		埼玉県　公募（１５年）第７回	200,000,000	181,606,000	
		埼玉県　公募（１５年）第８回	200,000,000	179,910,000	
		埼玉県　公募（２０年）第６回	100,000,000	105,547,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	104,515,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１６回	200,000,000	198,984,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	181,174,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	91,154,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	82,537,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	82,312,000	
		福岡県　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,824,000	
		福岡県　公募平成２３年度第１回	100,000,000	101,559,000	
		福岡県　公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	199,148,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	275,964,000	

		福岡県　公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	182,436,000	
		福岡県　公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	113,632,000	
		福岡県　公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	98,124,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	78,865,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	67,363,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	316,293,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	105,008,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	315,222,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	322,269,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２４年度第２回	100,000,000	104,816,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２６年度第１回	100,000,000	103,541,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２９年度第１回	100,000,000	91,083,000	
		福岡県　公募（２０年・定時償還）令和３年度第１回	200,000,000	161,914,000	
		千葉県　公募平成２８年度第４回	200,000,000	197,994,000	
		千葉県　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,544,000	
		千葉県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,370,000	
		千葉県　公募令和元年度第６回	300,000,000	289,551,000	
		千葉県　公募令和３年度第２回	200,000,000	198,306,000	
		千葉県　公募令和４年度第４回	100,000,000	95,433,000	
		千葉県　公募令和５年度第９回	200,000,000	194,580,000	
		千葉県　公募令和６年度第４回	172,010,000	172,157,928	
		千葉県　公募（２０年）第８回	100,000,000	106,955,000	
		千葉県　公募（２０年）第１３回	200,000,000	210,626,000	
		千葉県　公募（２０年）第１６回	300,000,000	311,166,000	
		千葉県　公募（２０年）第１７回	100,000,000	101,960,000	
		千葉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	90,524,000	
		千葉県　公募（２０年）第２５回	100,000,000	89,641,000	
		千葉県　公募（２０年）第２８回	300,000,000	245,676,000	
		新潟県　公募平成３０年度第２回	200,000,000	196,100,000	
		新潟県　公募令和２年度第１回	100,000,000	82,832,000	

		新潟県　公募令和２年度第２回	120,000,000	114,996,000	
		長野県　公募令和３年度第１回	300,000,000	287,292,000	
		長野県　公募令和３年度第５回	100,000,000	98,671,000	
		茨城県　公募令和３年度第３回	200,000,000	197,860,000	
		茨城県　公募令和５年度第１回	100,000,000	97,046,000	
		茨城県　公募令和５年度第２回	200,000,000	197,174,000	
		群馬県　公募第２２回	100,000,000	96,068,000	
		群馬県　公募（５年）第１３回	300,000,000	296,826,000	
		群馬県　公募（２０年）第３回	100,000,000	105,170,000	
		群馬県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	82,901,000	
		大分県　公募令和５年度第１回	100,000,000	98,468,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５４回	400,000,000	399,436,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５６回	200,000,000	198,828,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５７回	300,000,000	297,969,000	
		共同発行市場地方債　公募第１６１回	300,000,000	297,063,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７２回	600,000,000	593,016,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８４回	100,000,000	98,012,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８６回	400,000,000	392,556,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８８回	300,000,000	294,171,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９０回	610,000,000	594,786,600	
		共同発行市場地方債　公募第１９１回	100,000,000	97,360,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９４回	300,000,000	291,120,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９６回	400,000,000	386,676,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９７回	300,000,000	289,770,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９８回	110,000,000	106,080,700	
		共同発行市場地方債　公募第２００回	100,000,000	96,356,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０４回	200,000,000	191,918,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０５回	100,000,000	96,328,000	

		共同発行市場地方債　公募第２０６回	300,000,000	288,762,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１３回	300,000,000	287,091,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１５回	400,000,000	382,488,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２８回	300,000,000	284,331,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２９回	250,000,000	238,445,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３４回	300,000,000	286,191,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３９回	100,000,000	97,812,000	
		共同発行市場地方債　公募第２４８回	100,000,000	98,851,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５６回	500,000,000	500,215,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５７回	500,000,000	490,370,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５８回	200,000,000	197,168,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５９回	215,400,000	212,158,230	
		堺市　公募平成２２年度第１回	100,000,000	106,387,000	
		堺市　公募平成２６年度第１回	100,000,000	95,174,000	
		堺市　公募第３回	100,000,000	94,589,000	
		堺市　公募令和５年度第２回	200,000,000	196,258,000	
		長崎県　公募令和元年度第３回	100,000,000	96,735,000	
		長崎県　公募令和４年度第３回	100,000,000	95,645,000	
		島根県　公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	79,177,000	
		佐賀県　公募平成２８年度第１回	100,000,000	98,868,000	
		福島県　公募令和３年度第２回	300,000,000	295,977,000	
		熊本県　公募平成２８年度第２回	132,000,000	130,532,160	
		熊本市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,549,000	
		新潟市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,562,000	
		新潟市　公募令和５年度第１回	200,000,000	196,020,000	
		奈良県　公募令和３年度第２回	100,000,000	82,163,000	
		静岡市　公募令和５年度第１回	100,000,000	99,087,000	
		大阪市　公募令和２年度第２回	300,000,000	288,771,000	
		大阪市　公募令和３年度第２回	300,000,000	286,482,000	
		大阪市　公募（１５年）第１回	100,000,000	101,722,000	

		大阪市　公募（１５年）第２回	200,000,000	203,652,000	
		大阪市　公募（２０年）第１回	300,000,000	313,764,000	
		大阪市　公募（２０年）第５回	100,000,000	106,311,000	
		大阪市　公募（２０年）第６回	100,000,000	105,627,000	
		大阪市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	210,988,000	
		大阪市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	99,064,000	
		大阪市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	90,496,000	
		名古屋市　公募第５０１回	200,000,000	197,210,000	
		名古屋市　公募第５０３回	100,000,000	98,385,000	
		名古屋市　公募第５０４回	200,000,000	196,364,000	
		名古屋市　公募第５１１回	200,000,000	192,162,000	
		名古屋市　公募第５１２回	300,000,000	288,909,000	
		名古屋市　公募（１５年）第２回	100,000,000	100,364,000	
		名古屋市　公募（５年）第３０回	200,000,000	197,368,000	
		名古屋市　公募（３０年）第１３回	100,000,000	79,887,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１５回	100,000,000	105,370,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	199,222,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	98,459,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	89,328,000	
		名古屋市　公募（２０年）第２１回	100,000,000	88,715,000	
		京都市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,757,000	
		京都市　公募平成２９年度第４回	101,280,000	99,836,760	
		京都市　公募平成３０年度第１回	101,090,000	99,261,281	
		京都市　公募（２０年）第５回	200,000,000	206,618,000	
		京都市　公募（２０年）第６回	100,000,000	104,564,000	
		京都市　公募（２０年）第１３回	100,000,000	101,454,000	
		京都市　公募（２０年）第１５回	200,000,000	180,046,000	
		京都市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	82,461,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	105,124,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２５年度第３回	100,000,000	106,246,000	
		神戸市　公募平成２５年度第１２回	100,000,000	103,539,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２６年度第３回	200,000,000	205,806,000	
		神戸市　公募平成２８年度第１回	200,000,000	198,678,000	
		神戸市　公募平成３０年度第２回	200,000,000	153,752,000	
		神戸市　公募令和元年度第６回	100,000,000	81,546,000	

		神戸市　公募令和３年度第６回	100,000,000	69,526,000	
		横浜市　公募平成２８年度第５回	300,000,000	297,171,000	
		横浜市　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,798,000	
		横浜市　公募２０１９年度第３回	200,000,000	192,780,000	
		横浜市　公募（３０年）第２回	200,000,000	224,244,000	
		横浜市　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,997,000	
		横浜市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	106,124,000	
		横浜市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	105,893,000	
		横浜市　公募（２０年）第３０回	100,000,000	101,726,000	
		横浜市　公募（２０年）第３２回	100,000,000	98,554,000	
		横浜市　公募（２０年）第３５回	100,000,000	89,867,000	
		横浜市　公募（２０年）第４０回	200,000,000	177,542,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２３年度第３回	100,000,000	106,671,000	
		札幌市　公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	203,460,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	105,905,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	212,094,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	89,744,000	
		札幌市　公募（３０年）令和元年度第９回	100,000,000	67,385,000	
		札幌市　公募（２０年）令和２年度第５回	100,000,000	82,673,000	
		札幌市　公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	94,822,000	
		札幌市　公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	95,981,000	
		札幌市　公募（２０年）第６回	200,000,000	212,702,000	
		川崎市　公募第９５回	160,000,000	154,715,200	
		川崎市　公募（２０年）第１４回	200,000,000	211,804,000	
		川崎市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	103,938,000	
		川崎市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	103,652,000	
		川崎市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	101,679,000	
		川崎市　公募（２０年）第２０回	100,000,000	99,117,000	
		川崎市　公募（２０年）第２２回	100,000,000	90,045,000	
		川崎市　公募（２０年）第２４回	100,000,000	91,891,000	
		川崎市　公募（３０年）第１１回	100,000,000	76,344,000	
		川崎市　公募（５年）第６２回	200,000,000	197,966,000	

		川崎市　公募（５年）第６６回	230,000,000	226,612,100	
		川崎市　公募（５年）第６７回	100,000,000	98,723,000	
		北九州市　公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	191,398,000	
		北九州市　公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	196,020,000	
		北九州市　公募（２０年）第３回	200,000,000	208,866,000	
		北九州市　公募（２０年）第１４回	100,000,000	105,548,000	
		北九州市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	103,376,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	212,270,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	106,351,000	
		福岡市　公募平成２６年度第２回	100,000,000	103,042,000	
		福岡市　公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	66,076,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２０年度第７回	100,000,000	82,766,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第４回	200,000,000	160,534,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	81,053,000	
		広島市　公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	234,697,850	
		広島市　公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	95,194,000	
		広島市　公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	98,010,000	
		さいたま市　公募第２１回	320,100,000	313,730,010	
		相模原市　公募令和５年度第１回	100,000,000	98,521,000	
		三重県　公募平成２８年度第１回	155,000,000	153,440,700	
		三重県　公募令和５年度第３回	200,000,000	196,020,000	
		福井県　公募平成２７年度第４回	200,000,000	198,650,000	
		福井県　公募令和元年度第３回	200,000,000	192,676,000	
		福井県　公募令和４年度第５回	100,000,000	95,425,000	
		徳島県　公募平成２９年度第２回	200,000,000	197,098,000	
		徳島県　公募平成３０年度第２回	300,000,000	294,156,000	
		山梨県　公募令和元年度第１回	100,000,000	96,336,000	
		岡山県　公募平成２８年度第２回	168,900,000	167,134,995	
		岡山県　公募令和２年度第３回	300,000,000	288,063,000	
		岡山県　公募令和３年度第１回	100,000,000	94,905,000	
		秋田県　公募令和３年度第１回	116,600,000	110,786,324	

		神奈川県住宅供給公社債券　第４回	100,000,000	98,058,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第１９回	100,000,000	80,828,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２２回	100,000,000	81,176,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２７回	100,000,000	88,280,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第９６回	100,000,000	105,538,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１０２回	300,000,000	319,107,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１２８回	100,000,000	96,617,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１４８回	100,000,000	89,027,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１１７回	100,000,000	105,210,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１３６回	100,000,000	99,221,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１４５回	100,000,000	89,410,000	
		東京都住宅供給公社債券　第１９回	300,000,000	305,226,000	
		東京都住宅供給公社債券　第２３回	100,000,000	98,313,000	
	小計	銘柄数：374 組入時価比率：5.0%	61,755,750,000	60,224,949,724 5.0%	
	合計			60,224,949,724	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券　政府保証第５回	117,000,000	115,725,870	
		新関西国際空港社債　財投機関債第６回	300,000,000	306,270,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第９回	100,000,000	101,311,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１２回	100,000,000	100,578,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１４回	100,000,000	99,585,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第２８回	100,000,000	95,167,000	
		第２回国立大学法人東京大学	100,000,000	57,336,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第４７回	100,000,000	100,717,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第６６回	400,000,000	397,152,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第７８回	200,000,000	197,744,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８２回	100,000,000	98,850,000	

		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８６回	300,000,000	295,845,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第９６回	200,000,000	195,862,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０１回	300,000,000	294,405,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０９回	200,000,000	119,266,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３７回	400,000,000	397,128,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３８回	400,000,000	381,416,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１５７回	200,000,000	128,348,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第３７回	400,000,000	395,724,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４１回	333,000,000	328,011,660	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４２回	420,000,000	413,817,600	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第５５回	300,000,000	291,945,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第６２回	200,000,000	191,746,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１回	400,000,000	459,524,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４回	100,000,000	112,408,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８回	300,000,000	306,726,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７回	100,000,000	102,809,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３回	500,000,000	521,025,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６回	100,000,000	113,252,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３３回	200,000,000	225,704,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３９回	300,000,000	317,253,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４３回	300,000,000	259,176,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４６回	300,000,000	327,165,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４７回	100,000,000	106,584,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第５５回	100,000,000	106,545,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８９回	100,000,000	104,849,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第９５回	200,000,000	210,584,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０３回	350,000,000	366,278,500	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０５回	600,000,000	635,784,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１２６回	100,000,000	100,704,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４５回	300,000,000	274,638,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４９回	100,000,000	92,556,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５１回	100,000,000	99,231,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５２回	100,000,000	92,933,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	99,814,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５７回	100,000,000	99,720,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６０回	200,000,000	198,758,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６３回	100,000,000	98,516,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６４回	100,000,000	98,066,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７３回	200,000,000	119,276,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８８回	100,000,000	89,519,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１９８回	100,000,000	67,806,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２０４回	200,000,000	131,952,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３０回	100,000,000	55,485,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６０回	200,000,000	136,516,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９０回	100,000,000	106,130,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９２回	200,000,000	212,416,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９７回	200,000,000	212,678,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９９回	200,000,000	213,886,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１０６回	200,000,000	213,494,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１１回	100,000,000	106,384,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１４回	200,000,000	211,844,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２３回	100,000,000	105,559,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２７回	300,000,000	320,631,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１４６回	100,000,000	106,047,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６４回	100,000,000	105,224,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６５回	100,000,000	100,415,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６７回	100,000,000	105,207,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６９回	300,000,000	314,904,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７２回	300,000,000	304,509,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７６回	200,000,000	210,086,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８１回	100,000,000	105,170,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８３回	100,000,000	105,682,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１４回	100,000,000	103,246,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１６回	100,000,000	103,264,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１７回	100,000,000	97,100,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２４回	100,000,000	96,658,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２６回	100,000,000	102,182,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２８回	100,000,000	102,116,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３３回	100,000,000	101,201,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３７回	100,000,000	97,926,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３９回	500,000,000	497,955,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４５回	500,000,000	494,200,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４６回	200,000,000	199,498,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５５回	100,000,000	99,716,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５９回	100,000,000	98,746,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７１回	151,000,000	150,018,500	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７８回	100,000,000	88,804,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９６回	200,000,000	181,588,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９７回	100,000,000	98,910,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３０６回	403,000,000	398,603,270	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１４回	300,000,000	272,976,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１５回	100,000,000	98,739,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２１回	600,000,000	592,248,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２４回	100,000,000	98,480,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３５回	100,000,000	77,579,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３９回	500,000,000	492,620,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３４２回	131,000,000	128,784,790	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５０回	100,000,000	75,739,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５１回	100,000,000	98,097,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５４回	200,000,000	195,930,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５７回	100,000,000	98,184,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５８回	300,000,000	267,756,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３７７回	200,000,000	121,570,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８８回	100,000,000	66,286,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９１回	113,000,000	108,911,660	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９８回	100,000,000	66,786,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０２回	200,000,000	104,864,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０３回	202,000,000	193,614,980	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４１５回	300,000,000	244,902,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３６回	500,000,000	455,605,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４４９回	500,000,000	492,265,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４５３回	200,000,000	196,120,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４６３回	500,000,000	473,040,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７３回	200,000,000	195,640,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７５回	200,000,000	193,044,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７９回	500,000,000	495,725,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第９回	100,000,000	113,027,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第２８回	500,000,000	570,130,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第３３回	100,000,000	114,766,000	
		公営企業債券　３０年第４回財投機関債	300,000,000	346,461,000	
		地方公営企業等金融機構債券（２０年）　第１回	100,000,000	104,923,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１回	300,000,000	318,789,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第４回	100,000,000	106,052,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６回	100,000,000	102,680,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第６回	300,000,000	320,772,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第７回	400,000,000	427,272,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１０回	300,000,000	314,142,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１９回	200,000,000	211,696,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２０回	100,000,000	105,582,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ９６回	300,000,000	305,205,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２２回	100,000,000	101,696,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２４回	100,000,000	101,697,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２４回	200,000,000	209,902,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４３回	300,000,000	304,944,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４７回	100,000,000	101,287,000	

		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６０回	100,000,000	100,959,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２９回	100,000,000	105,118,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３２回	100,000,000	104,186,000	
		地方公共団体金融機構債券（１５年）　第２回	200,000,000	202,722,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３７回	200,000,000	205,896,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３８回	300,000,000	307,407,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４０回	300,000,000	302,814,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４３回	300,000,000	305,718,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４８回	100,000,000	101,074,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３９回	200,000,000	203,488,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４０回	100,000,000	101,281,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４３回	100,000,000	98,777,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４４回	200,000,000	199,682,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ３０８回	200,000,000	193,942,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８０回	300,000,000	299,454,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８３回	116,000,000	115,203,080	
		地方公共団体金融機構債券　第８４回	100,000,000	99,212,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８５回	100,000,000	99,155,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５２回	100,000,000	88,192,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５３回	200,000,000	173,756,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９１回	300,000,000	296,793,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５８回	100,000,000	91,699,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９５回	137,000,000	135,461,490	
		地方公共団体金融機構債券　第９５回	200,000,000	197,634,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９７回	300,000,000	296,283,000	

		政保　地方公共団体金融機構債券第９８回	122,000,000	120,527,460	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１００回	108,000,000	106,378,920	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	400,000,000	394,436,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０８回	157,000,000	154,170,860	
		地方公共団体金融機構債券　第６７回	100,000,000	87,667,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１０回	100,000,000	97,934,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１３回	110,000,000	107,936,400	
		地方公共団体金融機構債券　第１回	200,000,000	123,008,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１９回	116,000,000	112,523,480	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２０回	103,000,000	99,522,720	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２１回	100,000,000	96,344,000	
		地方公共団体金融機構債券　２回	100,000,000	54,945,000	
		地方公共団体金融機構債券　１２回	200,000,000	139,370,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１４回	100,000,000	68,534,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１５２回	100,000,000	94,662,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１６６回	200,000,000	194,852,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１７１回	100,000,000	97,338,000	
		公営企業債券（２０年）　第１９回財投機関債	100,000,000	103,248,000	
		公営企業債券（２０年）　第２０回財投機関債	100,000,000	103,411,000	
		公営企業債券（２０年）　第２３回財投機関債	200,000,000	208,480,000	
		公営企業債券（２０年）　第２４回財投機関債	100,000,000	105,031,000	
		公営企業債券（２０年）　第２５回財投機関債	100,000,000	105,921,000	
		首都高速道路　第２８回	200,000,000	197,660,000	
		首都高速道路　第３３回	300,000,000	296,157,000	
		阪神高速道路　第２５回	100,000,000	99,270,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第４７回	100,000,000	98,489,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第５５回	108,000,000	105,085,080	

		日本政策金融公庫債券　政府保証第６３回	270,000,000	257,928,300	
		都市再生債券　財投機関債第９３回	100,000,000	101,091,000	
		都市再生債券　財投機関債第９７回	100,000,000	100,671,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０１回	100,000,000	100,221,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０９回	100,000,000	100,038,000	
		都市再生債券　財投機関債第１１３回	300,000,000	298,797,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２１回	200,000,000	194,518,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２７回	200,000,000	197,812,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４１回	100,000,000	89,018,000	
		都市再生債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	60,675,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６６回	100,000,000	58,081,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６９回	100,000,000	59,355,000	
		都市再生債券　財投機関債第１７０回	100,000,000	81,141,000	
		都市再生債券　財投機関債第１９１回	100,000,000	79,164,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第１７回	400,000,000	398,284,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２０回	113,600,000	111,682,432	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２２回	200,000,000	162,738,000	
		福祉医療機構債券　第５０回財投機関債	300,000,000	296,238,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３回	400,000,000	413,604,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第６回	200,000,000	208,494,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第４９回	100,000,000	106,372,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第５９回	100,000,000	105,815,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７５回	100,000,000	106,906,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７７回	900,000,000	914,112,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７８回	100,000,000	106,888,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債	100,000,000	106,165,000	

		第８１回			
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８５回	200,000,000	211,272,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９０回	200,000,000	203,412,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９４回	100,000,000	106,021,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１１回	100,000,000	101,664,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１２回	100,000,000	105,026,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１５回	100,000,000	105,597,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１９回	100,000,000	101,865,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２０回	100,000,000	105,806,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２３回	300,000,000	316,479,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２８回	100,000,000	105,401,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３２回	200,000,000	202,124,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３４回	100,000,000	101,779,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３７回	200,000,000	203,592,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１４３回	100,000,000	101,432,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１６２回	100,000,000	99,805,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１８８回	300,000,000	297,612,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９５回	100,000,000	89,256,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９８回	300,000,000	296,664,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０３回	100,000,000	98,938,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０８回	200,000,000	197,572,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２１３回	100,000,000	98,803,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２２回	200,000,000	196,962,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２３回	100,000,000	94,965,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２７回	100,000,000	98,515,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債	130,000,000	127,576,800	

		第２４４回			
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２７７回	100,000,000	68,222,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０６回	200,000,000	179,302,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２７回	200,000,000	195,644,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２９回	200,000,000	195,462,000	
		成田国際空港　第１９回	100,000,000	99,580,000	
		成田国際空港　第３９回	300,000,000	269,211,000	
		商工債券　利付第８５２回い号	100,000,000	99,089,000	
		商工債券　利付第８５４回い号	400,000,000	395,556,000	
		商工債券　利付第８５６回い号	200,000,000	197,532,000	
		商工債券　利付第８６２回い号	100,000,000	98,557,000	
		商工債券　利付第８６８回い号	100,000,000	98,239,000	
		商工債券　利付第８７１回い号	100,000,000	98,319,000	
		商工債券　利付第８７２回い号	100,000,000	98,574,000	
		商工債券　利付第８７６回い号	400,000,000	393,204,000	
		商工債券　利付第８７８回い号	200,000,000	196,188,000	
		商工債券　利付第８７９回い号	400,000,000	392,848,000	
		商工債券　利付第８８３回い号	200,000,000	197,072,000	
		商工債券　利付第８８５回い号	300,000,000	295,491,000	
		しんきん中金債券　利付第３７４回	300,000,000	298,227,000	
		しんきん中金債券　利付第３７７回	100,000,000	99,187,000	
		しんきん中金債券　利付第３７９回	400,000,000	396,084,000	
		しんきん中金債券　利付第３８０回	100,000,000	98,904,000	
		しんきん中金債券　利付第３８７回	100,000,000	98,581,000	
		しんきん中金債券　利付第４００回	100,000,000	98,686,000	
		しんきん中金債券　利付第４０１回	300,000,000	295,695,000	
		しんきん中金債券　利付第４０２回	100,000,000	98,293,000	
		しんきん中金債券　利付第４０３回	100,000,000	98,092,000	
		しんきん中金債券　利付第４０７回	300,000,000	295,704,000	
		しんきん中金債券　利付第４１２回	100,000,000	98,543,000	
		商工債券　利付（３年）第２８９回	100,000,000	99,053,000	
		商工債券　利付（１０年）第３６回	100,000,000	94,747,000	
		商工債券　利付（１０年）第４１回	300,000,000	282,513,000	
		商工債券　利付（１０年）第４６回	100,000,000	95,978,000	

		アンデス開発公社　第２１回円貨社債（２０２３）	100,000,000	98,799,000	
		国際協力機構債券　第６回財投機関債	200,000,000	213,516,000	
		国際協力機構債券　第１５回財投機関債	100,000,000	104,941,000	
		国際協力機構債券　第２５回財投機関債	100,000,000	102,683,000	
		国際協力機構債券　第３２回財投機関債	100,000,000	98,657,000	
		国際協力機構債券　第３５回財投機関債	100,000,000	99,113,000	
		国際協力機構債券　第４０回財投機関債	100,000,000	98,758,000	
		国際協力機構債券　第５１回財投機関債	100,000,000	67,686,000	
		国際協力機構債券　第５４回財投機関債	100,000,000	82,273,000	
		国際協力機構債券　第６８回財投機関債	100,000,000	95,423,000	
		東日本高速道路　第５７回	100,000,000	99,143,000	
		東日本高速道路　第６１回	200,000,000	193,254,000	
		東日本高速道路　第６４回	100,000,000	96,262,000	
		東日本高速道路　第６９回	100,000,000	96,298,000	
		東日本高速道路　第８３回	200,000,000	198,110,000	
		東日本高速道路　第８６回	400,000,000	394,576,000	
		東日本高速道路　第８９回	130,000,000	128,237,200	
		東日本高速道路　第９５回	850,000,000	839,451,500	
		中日本高速道路　第８６回	500,000,000	497,135,000	
		中日本高速道路　第８９回	100,000,000	99,107,000	
		中日本高速道路　第９０回	300,000,000	296,898,000	
		中日本高速道路　第９１回	200,000,000	197,664,000	
		中日本高速道路　第９３回	200,000,000	197,332,000	
		中日本高速道路　第９６回	200,000,000	198,080,000	
		中日本高速道路　第９７回	200,000,000	199,148,000	
		中日本高速道路　第９８回	300,000,000	297,453,000	
		中日本高速道路　第１０１回	500,000,000	493,080,000	
		西日本高速道路　第２９回	200,000,000	199,330,000	
		西日本高速道路　第３０回	300,000,000	297,894,000	
		西日本高速道路　第３４回	300,000,000	297,471,000	
		西日本高速道路　第６１回	300,000,000	297,120,000	

		西日本高速道路　第６２回	1,100,000,000	1,087,130,000	
		西日本高速道路　第６４回	200,000,000	197,660,000	
		西日本高速道路　第６９回	200,000,000	197,494,000	
		西日本高速道路　第７７回	200,000,000	197,186,000	
		西日本高速道路　第８８回	100,000,000	99,209,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第６９回	200,000,000	203,716,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第９０回	300,000,000	285,861,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１３５回	300,000,000	287,928,000	
		貸付債権担保第２５回住宅金融支援機構債券	13,434,000	13,795,374	
		貸付債権担保第２８回住宅金融支援機構債券	46,857,000	48,115,110	
		貸付債権担保第４２回住宅金融支援機構債券	41,782,000	42,496,890	
		貸付債権担保第４５回住宅金融支援機構債券	48,957,000	50,169,175	
		貸付債権担保第５２回住宅金融支援機構債券	35,854,000	36,508,694	
		貸付債権担保第２４回住宅金融支援機構債券	23,870,000	24,335,703	
		貸付債権担保第４８回住宅金融支援機構債券	45,042,000	46,170,752	
		貸付債権担保第４０回住宅金融支援機構債券	52,446,000	53,162,936	
		貸付債権担保第６２回住宅金融支援機構債券	79,863,000	80,372,525	
		貸付債権担保第６０回住宅金融支援機構債券	69,375,000	70,277,568	
		貸付債権担保第６１回住宅金融支援機構債券	46,792,000	47,245,882	
		貸付債権担保第５１回住宅金融支援機構債券	16,731,000	17,086,366	
		貸付債権担保第４３回住宅金融支援機構債券	40,978,000	41,919,264	
		貸付債権担保第７９回住宅金融支援機構債券	27,326,000	27,292,389	
		貸付債権担保第８１回住宅金融支援機構債券	60,816,000	60,637,200	
		貸付債権担保第７２回住宅金融支援機構債券	130,625,000	130,668,106	
		貸付債権担保第７０回住宅金融支援機構債券	82,047,000	82,673,018	
		貸付債権担保第３３回住宅金融支援機構債券	17,131,000	17,601,417	
		貸付債権担保第３４回住宅金融支援	17,603,000	18,084,794	

		機構債券			
		貸付債権担保第３５回住宅金融支援機構債券	16,668,000	17,138,204	
		貸付債権担保第４６回住宅金融支援機構債券	15,858,000	16,261,110	
		貸付債権担保第５５回住宅金融支援機構債券	44,844,000	45,585,271	
		貸付債権担保第５６回住宅金融支援機構債券	64,218,000	65,291,724	
		貸付債権担保第５７回住宅金融支援機構債券	21,545,000	21,921,175	
		貸付債権担保第７６回住宅金融支援機構債券	51,616,000	51,947,374	
		貸付債権担保第２３回住宅金融支援機構債券	49,896,000	50,970,759	
		貸付債権担保第３２回住宅金融支援機構債券	48,984,000	50,127,776	
		貸付債権担保第３８回住宅金融支援機構債券	53,994,000	55,162,430	
		貸付債権担保第３９回住宅金融支援機構債券	86,430,000	88,028,090	
		貸付債権担保第５０回住宅金融支援機構債券	158,400,000	161,746,992	
		貸付債権担保第５８回住宅金融支援機構債券	48,054,000	48,831,513	
		貸付債権担保第６４回住宅金融支援機構債券	86,187,000	86,533,471	
		貸付債権担保第７１回住宅金融支援機構債券	77,448,000	77,451,097	
		貸付債権担保第７３回住宅金融支援機構債券	62,032,000	62,495,379	
		貸付債権担保第７５回住宅金融支援機構債券	51,112,000	51,553,607	
		貸付債権担保第８３回住宅金融支援機構債券	131,264,000	130,380,593	
		貸付債権担保第８４回住宅金融支援機構債券	222,278,000	220,639,811	
		貸付債権担保第８８回住宅金融支援機構債券	34,884,000	34,368,763	
		貸付債権担保第８９回住宅金融支援機構債券	35,668,000	35,161,157	
		貸付債権担保第９０回住宅金融支援機構債券	36,937,000	36,259,944	
		貸付債権担保第９２回住宅金融支援機構債券	78,538,000	76,296,525	
		貸付債権担保第９３回住宅金融支援機構債券	84,358,000	81,001,395	
		貸付債権担保第９４回住宅金融支援機構債券	44,566,000	43,316,815	
		貸付債権担保第９６回住宅金融支援	47,377,000	45,774,236	

		機構債券			
		貸付債権担保第９７回住宅金融支援機構債券	140,061,000	136,027,243	
		貸付債権担保第９８回住宅金融支援機構債券	146,706,000	142,781,614	
		貸付債権担保第９９回住宅金融支援機構債券	98,998,000	96,112,208	
		貸付債権担保第１００回住宅金融支援機構債券	48,365,000	46,852,626	
		貸付債権担保第１０１回住宅金融支援機構債券	49,195,000	47,802,781	
		貸付債権担保第１０７回住宅金融支援機構債券	225,724,000	211,966,122	
		貸付債権担保第１０８回住宅金融支援機構債券	290,775,000	270,746,418	
		貸付債権担保第１１２回住宅金融支援機構債券	254,828,000	236,939,074	
		貸付債権担保第１１３回住宅金融支援機構債券	317,565,000	296,100,781	
		貸付債権担保第１１５回住宅金融支援機構債券	190,230,000	177,301,969	
		貸付債権担保第１１６回住宅金融支援機構債券	127,612,000	119,428,242	
		貸付債権担保第１１７回住宅金融支援機構債券	128,148,000	119,547,987	
		貸付債権担保第１１８回住宅金融支援機構債券	63,655,000	59,493,872	
		貸付債権担保第１１９回住宅金融支援機構債券	128,382,000	119,825,339	
		貸付債権担保第１２０回住宅金融支援機構債券	64,167,000	59,544,409	
		貸付債権担保第１２１回住宅金融支援機構債券	64,934,000	60,321,737	
		貸付債権担保第１２３回住宅金融支援機構債券	66,270,000	61,587,361	
		貸付債権担保第１２５回住宅金融支援機構債券	262,324,000	242,995,967	
		貸付債権担保第１２６回住宅金融支援機構債券	199,953,000	185,136,482	
		貸付債権担保第１２８回住宅金融支援機構債券	132,802,000	122,885,674	
		貸付債権担保第１２９回住宅金融支援機構債券	137,046,000	126,923,782	
		貸付債権担保第１３４回住宅金融支援機構債券	138,794,000	127,514,211	
		貸付債権担保第１３５回住宅金融支援機構債券	69,205,000	63,572,405	
		貸付債権担保第１３６回住宅金融支援機構債券	70,069,000	64,579,093	
		貸付債権担保第１４０回住宅金融支	69,757,000	63,930,895	

		援機構債券			
		貸付債権担保第１４２回住宅金融支援機構債券	217,263,000	197,917,902	
		貸付債権担保第１４４回住宅金融支援機構債券	215,235,000	196,029,580	
		貸付債権担保第１４５回住宅金融支援機構債券	220,539,000	200,249,412	
		貸付債権担保第１５０回住宅金融支援機構債券	383,920,000	344,898,371	
		貸付債権担保第１５１回住宅金融支援機構債券	234,210,000	210,971,683	
		貸付債権担保第１５２回住宅金融支援機構債券	155,412,000	140,898,073	
		貸付債権担保第１５４回住宅金融支援機構債券	157,234,000	142,027,899	
		貸付債権担保第１５８回住宅金融支援機構債券	157,480,000	142,678,454	
		貸付債権担保第１６２回住宅金融支援機構債券	243,381,000	220,342,554	
		貸付債権担保第１６４回住宅金融支援機構債券	249,456,000	225,061,697	
		貸付債権担保第１６５回住宅金融支援機構債券	164,616,000	148,974,187	
		貸付債権担保第１６６回住宅金融支援機構債券	248,292,000	225,697,428	
		貸付債権担保第１６７回住宅金融支援機構債券	164,854,000	149,717,105	
		貸付債権担保第１６８回住宅金融支援機構債券	164,690,000	149,398,533	
		貸付債権担保第１６９回住宅金融支援機構債券	252,576,000	228,750,505	
		貸付債権担保第１７０回住宅金融支援機構債券	417,510,000	377,975,978	
		貸付債権担保第１７４回住宅金融支援機構債券	257,343,000	233,090,995	
		貸付債権担保第１７５回住宅金融支援機構債券	260,436,000	235,314,343	
		貸付債権担保第１７６回住宅金融支援機構債券	259,614,000	233,810,964	
		貸付債権担保第１７７回住宅金融支援機構債券	173,160,000	157,066,509	
		貸付債権担保第１７８回住宅金融支援機構債券	258,996,000	236,888,101	
		貸付債権担保第１７９回住宅金融支援機構債券	261,321,000	238,204,544	
		貸付債権担保第１８０回住宅金融支援機構債券	174,238,000	159,703,066	
		貸付債権担保第１８３回住宅金融支援機構債券	530,994,000	486,539,182	
		貸付債権担保第１８５回住宅金融支	269,175,000	247,659,842	

		援機構債券			
		貸付債権担保第１８６回住宅金融支援機構債券	180,860,000	168,896,111	
		貸付債権担保第１９５回住宅金融支援機構債券	187,802,000	179,345,275	
		貸付債権担保第１９７回住宅金融支援機構債券	283,947,000	274,713,043	
		貸付債権担保第１９８回住宅金融支援機構債券	188,808,000	184,491,849	
		貸付債権担保第１９９回住宅金融支援機構債券	377,700,000	366,912,888	
		貸付債権担保第２００回住宅金融支援機構債券	475,100,000	459,640,246	
		貸付債権担保第２０２回住宅金融支援機構債券	287,508,000	279,469,276	
		貸付債権担保第２０３回住宅金融支援機構債券	482,760,000	470,999,966	
		貸付債権担保第２０５回住宅金融支援機構債券	194,210,000	192,553,388	
	小計	銘柄数：414 組入時価比率：6.1%	75,677,490,000	73,553,509,167 6.1%	
	合計			73,553,509,167	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第３１回円貨社債	100,000,000	95,394,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４１回円貨社債	100,000,000	99,431,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４２回円貨社債	300,000,000	298,749,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４６回円貨社債	100,000,000	97,588,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第１４回円貨社債	100,000,000	99,049,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２５回非上位円貨社債	200,000,000	196,660,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３６回円貨社債	100,000,000	99,495,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３７回円貨社債	100,000,000	99,268,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１６回円貨社債（２０１８	100,000,000	97,205,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１８回円貨社債（２０２２	100,000,000	99,197,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２２回円貨社債（２０２４	200,000,000	198,382,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２６回円貨社債（２０２４	100,000,000	98,515,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング　第４回円貨社債	100,000,000	99,292,000	

		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー　第３回円	100,000,000	99,785,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー　第７回円貨社債	100,000,000	97,516,000	
		フランス電力　第４回円貨社債（２０１７）	100,000,000	99,675,000	
		フランス電力　第１１回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,363,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ　第８回円貨社債	200,000,000	197,450,000	
		ＩＮＰＥＸ　第１回社債間限定同順位特約付	500,000,000	496,045,000	
		清水建設　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,138,000	
		長谷工コーポレーション　第１４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,216,000	
		戸田建設　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,723,000	
		五洋建設　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,652,000	
		大和ハウス工業　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,296,000	
		大和ハウス工業　第１４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,339,000	
		大和ハウス工業　第２５回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,830,000	
		大和ハウス工業　第２６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,421,000	
		森永乳業　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,172,000	
		明治ホールディングス　第１０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,230,000	
		博報堂ＤＹホールディング　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,951,000	
		アサヒグループホールディングス第１６回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,822,000	
		アサヒグループホールディングス第２３回特定社債間限定同順位	100,000,000	97,540,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,811,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,168,000	
		味の素　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,234,000	
		味の素　第３３回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,276,000	
		日本たばこ産業　第１３回	100,000,000	97,765,000	
		ヒューリック　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,070,000	

		三越伊勢丹ホールディングス　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,395,000	
		野村不動産ホールディングス　第１５回	100,000,000	94,824,000	
		森ヒルズリート投資法人　第１７回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	197,756,000	
		森ビル　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,705,000	
		東急不動産ホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,583,000	
		東急不動産ホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,258,000	
		東急不動産ホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,180,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１５回社債間限定同順位特約	200,000,000	195,192,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１７回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,092,000	
		東レ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,775,000	
		東レ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,968,000	
		旭化成　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,112,000	
		旭化成　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,276,000	
		日本土地建物　第４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,014,000	
		王子ホールディングス　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,389,000	
		王子ホールディングス　第４２回社債間限定同順位特約付	600,000,000	594,798,000	
		日本製紙　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,379,000	
		レゾナックホールディングス　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,194,000	
		レゾナックホールディングス　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,621,000	
		住友化学　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,159,000	
		住友化学　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,945,000	
		住友化学　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,972,000	
		住友化学　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,246,000	
		住友化学　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	71,976,000	
		イビデン　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,710,000	

		日本酸素ホールディングス　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,578,000	
		日本酸素ホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,864,000	
		三菱瓦斯化学　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,633,000	
		三井化学　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,034,000	
		三井化学　第５８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,640,000	
		ＪＳＲ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,360,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,519,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,716,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,927,000	
		ダイセル　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,781,000	
		ＵＢＥ株式会社　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,894,000	
		電通　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,820,000	
		電通　第６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,085,000	
		武田薬品工業　第１６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	282,039,000	
		アステラス製薬　第３回無担保社債間限定	100,000,000	99,200,000	
		アステラス製薬　第４回無担保社債間限定	100,000,000	98,504,000	
		テルモ　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,363,000	
		大塚ホールディングス　第４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,470,000	
		ＤＩＣ　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,982,000	
		オリエンタルランド　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,758,000	
		オリエンタルランド　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,372,000	
		ヤフー　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,366,000	
		ＬＩＮＥヤフー　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,914,000	
		楽天　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,591,000	
		富士フイルムホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,484,000	

		富士フイルムホールディングス　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,532,000	
		富士フイルムホールディングス　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,886,000	
		コニカミノルタホールディングス第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,855,000	
		出光興産　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,139,000	
		ＪＸホールディングス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,105,000	
		コスモエネルギーホールディングス第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,427,000	
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,932,000	
		ブリヂストン　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,664,000	
		住友理工　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,030,000	
		ＡＧＣ　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,004,000	
		ＡＧＣ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,654,000	
		太平洋セメント　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,563,000	
		日本碍子　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,318,000	
		新日鐵住金　第９回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,307,000	
		神戸製鋼所　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,110,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第２８回社債間限定同順	100,000,000	99,229,000	
		三井金属鉱業　第２４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,953,000	
		三菱マテリアル　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,426,000	
		住友金属鉱山　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,362,000	
		住友金属鉱山　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,800,000	
		住友電気工業　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,448,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,401,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,931,000	
		ＹＫＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,121,000	
		小松製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,519,000	

		住友重機械工業　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,224,000	
		日立建機　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,234,000	
		荏原製作所　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,307,000	
		ダイキン工業　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,320,000	
		ダイキン工業　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,658,000	
		タダノ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,104,000	
		セガサミーホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,536,000	
		日本精工　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,457,000	
		日本精工　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,558,000	
		ジェイテクト　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,047,000	
		日立製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,098,000	
		日立製作所　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,009,000	
		富士電機　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,406,000	
		日本電気　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,501,000	
		セイコーエプソン　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,016,000	
		パナソニック　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,474,000	
		パナソニック　第２２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,630,000	
		パナソニック　第２３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,400,000	
		パナソニック　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,622,000	
		パナソニック　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,173,000	
		ソニー　第３９回	100,000,000	99,043,000	
		ソニー　第４０回	100,000,000	98,595,000	
		ソニー　第４１回	100,000,000	97,181,000	
		ＴＤＫ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,798,000	
		東海理化電機製作所　第１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,391,000	
		三菱重工業　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,539,000	

		三菱重工業　第３８回社債間限定同順位特約付（第２回グリーンボ	300,000,000	296,265,000	
		ＩＨＩ　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,435,000	
		ＪＡ三井リース　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,816,000	
		ＪＡ三井リース　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,012,000	
		いすゞ自動車　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,952,000	
		いすゞ自動車　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,660,000	
		トヨタ自動車　第２６回社債間限定同順位特約付	700,000,000	694,393,000	
		トヨタ自動車　第２７回社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,093,000	
		ＳＵＢＡＲＵ　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,565,000	
		楽天カード　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,542,000	
		良品計画　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,120,000	
		トプコン　第６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,900,000	
		オリンパス　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,095,000	
		凸版印刷　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,445,000	
		大日本印刷　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,680,000	
		大日本印刷　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,924,000	
		アシックス　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,865,000	
		伊藤忠商事　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,796,000	
		丸紅　第１１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,900,000	
		丸紅　第１１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,988,000	
		丸紅　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,827,000	
		豊田通商　第１９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,402,000	
		三井物産　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,515,000	
		三井物産　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,794,000	
		三井物産　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,813,000	

		日本紙パルプ商事　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,284,000	
		住友商事　第４９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,844,000	
		住友商事　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,488,000	
		住友商事　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,971,000	
		三菱商事　第８０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	101,952,000	
		三菱商事　第８３回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	97,174,000	
		丸井グループ　第４３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,868,000	
		クレディセゾン　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,533,000	
		クレディセゾン　第７６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,237,000	
		クレディセゾン　第９９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,091,000	
		クレディセゾン　第１０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,898,000	
		クレディセゾン　第１０３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,016,000	
		イオン　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,396,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　第７回劣後特約付	100,000,000	99,361,000	
		みずほコーポレート銀行　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,854,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２３回劣後特約付	100,000,000	106,797,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２４回劣後特約付	100,000,000	103,943,000	
		三井住友フィナンシャルグループ第４回劣後特約付	100,000,000	99,042,000	
		三井住友信託銀行　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,708,000	
		三井住友信託銀行　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,917,000	
		セブン銀行　第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,747,000	
		みずほ銀行　第７回劣後特約付	100,000,000	102,932,000	
		芙蓉総合リース　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,927,000	
		芙蓉総合リース　第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,348,000	
		芙蓉総合リース　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,943,000	

		みずほリース　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,156,000	
		みずほリース　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,224,000	
		みずほリース　第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,082,000	
		みずほリース　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,145,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,821,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	196,356,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１８回日本電信電話保証付	800,000,000	769,552,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,532,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,965,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,746,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,765,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,009,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,928,000	
		日産フィナンシャルサービス　第５６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,776,000	
		東京センチュリー　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,524,000	
		東京センチュリー　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,634,000	
		東京センチュリー　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,198,000	
		ホンダファイナンス　第６９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,906,000	
		ホンダファイナンス　第８３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,357,000	
		ホンダファイナンス　第８７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,472,000	
		ＳＢＩホールディングス　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,962,000	
		ＳＢＩホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,890,000	
		トヨタファイナンス　第８１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,346,000	
		トヨタファイナンス　第９６回社債間限定同順位特約付	800,000,000	793,192,000	
		リコーリース　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,387,000	

		イオンフィナンシャルサービス　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,852,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第２１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,452,000	
		アコム　第７８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,944,000	
		オリエントコーポレーション　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,143,000	
		オリエントコーポレーション　第３２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	185,746,000	
		日立キャピタル　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,188,000	
		日立キャピタル　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,039,000	
		オリックス　第１８９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,016,000	
		オリックス　第２０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,281,000	
		オリックス　第２２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,803,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,837,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,266,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,623,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５２回社債間限定同順位特約付	400,000,000	394,288,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,431,000	
		三菱ＵＦＪリース　第７６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,237,000	
		大和証券グループ本社　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,044,000	
		大和証券グループ本社　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,980,000	
		三井住友海上火災保険　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,640,000	
		ＮＥＣキャピタルソリューション第１９回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,781,000	
		三井不動産　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,896,000	
		三井不動産　第７１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,848,000	
		三井不動産　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,784,000	
		三井不動産　第８３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	287,202,000	
		三井不動産　第８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,344,000	

		三菱地所　第９３回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	211,034,000	
		三菱地所　第１２０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,486,000	
		三菱地所　第１２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	51,090,000	
		三菱地所　第１２９回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,965,000	
		三菱地所　第１３５回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,452,000	
		東京建物　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,916,000	
		東京建物　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,567,000	
		ダイビル　第１９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,741,000	
		京阪神ビルディング　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,477,000	
		住友不動産　第１０９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,402,000	
		イオンモール　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,740,000	
		イオンモール　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,353,000	
		イオンモール　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,371,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,066,000	
		日本ビルファンド投資法人　第１７回	100,000,000	85,719,000	
		日本プライムリアルティ投資法人第２７回特定投資法人債間限定	100,000,000	92,815,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人第９回	100,000,000	98,790,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人　第７回特定投資法人債間限	100,000,000	105,396,000	
		東京急行電鉄　第８２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,916,000	
		東京急行電鉄　第８３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,130,000	
		東京急行電鉄　第８５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,117,000	
		小田急電鉄　第６８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,248,000	
		小田急電鉄　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,877,000	
		京王電鉄　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,340,000	
		京成電鉄　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,476,000	

		東日本旅客鉄道　第４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,865,000	
		東日本旅客鉄道　第５７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	211,212,000	
		東日本旅客鉄道　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,871,000	
		東日本旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,115,000	
		東日本旅客鉄道　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,101,000	
		東日本旅客鉄道　第１０６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,823,000	
		東日本旅客鉄道　第１０７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,584,000	
		東日本旅客鉄道　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,738,000	
		東日本旅客鉄道　第１３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,725,000	
		東日本旅客鉄道　第１３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	67,480,000	
		東日本旅客鉄道　第１３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	61,495,000	
		東日本旅客鉄道　第１４２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	86,218,000	
		東日本旅客鉄道　第１４４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	132,732,000	
		東日本旅客鉄道　第１４５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	110,970,000	
		東日本旅客鉄道　第１４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,114,000	
		東日本旅客鉄道　第１５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	47,024,000	
		東日本旅客鉄道　第１５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,712,000	
		東日本旅客鉄道　第１６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,043,000	
		東日本旅客鉄道　第１６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,337,000	
		東日本旅客鉄道　第１６７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	116,532,000	
		東日本旅客鉄道　第１９２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,405,000	
		西日本旅客鉄道　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,257,000	
		西日本旅客鉄道　第１５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	312,489,000	
		西日本旅客鉄道　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	67,952,000	
		西日本旅客鉄道　第６０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,964,000	

		西日本旅客鉄道　第６５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,328,000	
		西日本旅客鉄道　第６６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	165,896,000	
		西日本旅客鉄道　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	57,855,000	
		東海旅客鉄道　第５１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	212,312,000	
		東海旅客鉄道　第７０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,959,000	
		東海旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,348,000	
		東海旅客鉄道　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,889,000	
		東京地下鉄　第２２回	100,000,000	98,526,000	
		東京地下鉄　第２３回	100,000,000	89,112,000	
		東京地下鉄　第２４回	100,000,000	78,120,000	
		東京地下鉄　第２７回	100,000,000	77,880,000	
		東京地下鉄　第３４回	100,000,000	63,996,000	
		東京地下鉄　第４４回	100,000,000	49,209,000	
		東京地下鉄　第４９回	100,000,000	81,456,000	
		東京地下鉄　第５６回	100,000,000	71,800,000	
		西武ホールディングス　第１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,928,000	
		西日本鉄道　第４５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,384,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４７回	400,000,000	403,668,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４９回	100,000,000	90,383,000	
		名古屋鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,997,000	
		名古屋鉄道　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,544,000	
		日本通運　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,088,000	
		日本通運　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,717,000	
		日立物流　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,718,000	
		日本郵船　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,504,000	
		横浜高速鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,915,000	
		九州旅客鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	143,136,000	
		九州旅客鉄道　第４回社債間限定同	100,000,000	81,306,000	

		順位特約付			
		日本航空　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,374,000	
		日本航空　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,064,000	
		ＡＮＡホールディングス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,754,000	
		ＫＤＤＩ　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,504,000	
		ＫＤＤＩ　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,500,000	
		ＫＤＤＩ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,419,000	
		ＫＤＤＩ　第３６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,900,000	
		ＫＤＤＩ　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,540,000	
		ソフトバンク　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,029,000	
		ソフトバンク　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,030,000	
		ソフトバンク　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,452,000	
		ソフトバンク　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,410,000	
		ソフトバンク　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,628,000	
		東京電力　第５４８回	100,000,000	101,406,000	
		東京電力　第５６０回	100,000,000	100,290,000	
		中部電力　第５２４回	100,000,000	98,913,000	
		中部電力　第５３０回	200,000,000	193,672,000	
		中部電力　第５５９回	100,000,000	87,869,000	
		中部電力　第５６０回	100,000,000	85,888,000	
		関西電力　第５０９回	100,000,000	99,032,000	
		関西電力　第５１１回	300,000,000	296,163,000	
		関西電力　第５２０回	100,000,000	85,673,000	
		関西電力　第５２２回	200,000,000	196,392,000	
		関西電力　第５３６回	100,000,000	95,728,000	
		関西電力　第５５６回	100,000,000	95,729,000	
		関西電力　第５５７回	100,000,000	87,352,000	
		関西電力　第５６２回	100,000,000	96,986,000	
		中国電力　第３９４回	100,000,000	88,406,000	
		中国電力　第４００回	100,000,000	98,525,000	

		中国電力　第４０６回	100,000,000	86,203,000	
		中国電力　第４１６回	100,000,000	97,131,000	
		中国電力　第４２２回	600,000,000	575,880,000	
		中国電力　第４２５回	100,000,000	95,887,000	
		中国電力　第４４８回	100,000,000	96,088,000	
		中国電力　第４５２回	100,000,000	86,729,000	
		北陸電力　第３０７回	100,000,000	100,369,000	
		北陸電力　第３１２回	100,000,000	99,575,000	
		北陸電力　第３２２回	100,000,000	98,778,000	
		北陸電力　第３２６回	200,000,000	171,760,000	
		北陸電力　第３３０回	100,000,000	97,047,000	
		北陸電力　第３３９回	100,000,000	88,476,000	
		東北電力　第４８４回	100,000,000	89,751,000	
		東北電力　第４９１回	100,000,000	99,033,000	
		東北電力　第５０８回	100,000,000	97,637,000	
		東北電力　第５２１回	300,000,000	289,293,000	
		東北電力　第５２９回	200,000,000	198,202,000	
		東北電力　第５３４回	100,000,000	83,184,000	
		東北電力　第５６０回	200,000,000	190,928,000	
		東北電力　第５６３回	200,000,000	193,836,000	
		東北電力　第５６６回	100,000,000	100,457,000	
		四国電力　第２９３回	100,000,000	89,167,000	
		四国電力　第３２１回	100,000,000	71,189,000	
		四国電力　第３２８回	100,000,000	96,750,000	
		九州電力　第４４９回	200,000,000	197,974,000	
		九州電力　第４５１回	100,000,000	98,984,000	
		九州電力　第４７６回	100,000,000	97,448,000	
		九州電力　第４７８回	100,000,000	86,180,000	
		九州電力　第４８１回	300,000,000	290,109,000	
		九州電力　第４８４回	200,000,000	192,948,000	
		九州電力　第４９３回	300,000,000	297,111,000	
		九州電力　第５２７回	100,000,000	99,162,000	
		北海道電力　第３２３回	300,000,000	303,006,000	
		北海道電力　第３２５回	130,000,000	130,598,000	
		北海道電力　第３３８回	100,000,000	89,650,000	
		北海道電力　第３４１回	100,000,000	90,420,000	

		北海道電力　第３５０回	100,000,000	86,262,000	
		北海道電力　第３８５回	100,000,000	96,877,000	
		電源開発　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,810,000	
		電源開発　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,043,000	
		電源開発　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,145,000	
		電源開発　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,979,000	
		電源開発　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,973,000	
		電源開発　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,967,000	
		電源開発　第７３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,848,000	
		電源開発　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,116,000	
		東京電力パワーグリッド　第６回	100,000,000	99,452,000	
		東京電力パワーグリッド　第１１回	300,000,000	297,027,000	
		東京電力パワーグリッド　第１５回	300,000,000	291,714,000	
		東京電力パワーグリッド　第２８回	100,000,000	98,918,000	
		東京電力パワーグリッド　第３２回	300,000,000	283,461,000	
		東京電力パワーグリッド　第３５回	100,000,000	99,063,000	
		東京電力パワーグリッド　第３６回	100,000,000	95,159,000	
		東京電力パワーグリッド　第４０回	400,000,000	376,516,000	
		東京電力パワーグリッド　第４５回	300,000,000	287,856,000	
		東京電力パワーグリッド　第４８回	300,000,000	261,537,000	
		東京電力パワーグリッド　第５０回	100,000,000	95,402,000	
		東京電力パワーグリッド　第５１回	200,000,000	176,800,000	
		東京電力パワーグリッド　第５４回	100,000,000	96,890,000	
		東京電力パワーグリッド　第７２回	100,000,000	97,915,000	
		東京電力パワーグリッド　第７３回	100,000,000	96,815,000	
		東京電力パワーグリッド　第７６回	100,000,000	101,258,000	
		ＪＥＲＡ　第３回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,541,000	
		ＪＥＲＡ　第１７回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,462,000	
		東京電力リニューアブルパワー第５回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	388,372,000	
		東京瓦斯　第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,188,000	
		東京瓦斯　第３７回社債間限定同順	100,000,000	104,098,000	

		位特約付			
		東京瓦斯　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,373,000	
		東京瓦斯　第５４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	50,493,000	
		東京瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,159,000	
		東京瓦斯　第５７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	56,225,000	
		東京瓦斯　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	68,937,000	
		大阪瓦斯　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	68,039,000	
		大阪瓦斯　第４３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	137,228,000	
		大阪瓦斯　第５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,373,000	
		大阪瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,021,000	
		東邦瓦斯　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,741,000	
		北海道瓦斯　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,808,000	
		広島ガス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,520,000	
		西部ガスホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,212,000	
		ファーストリテイリング　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,137,000	
		ファーストリテイリング　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,154,000	
	小計	銘柄数：428 組入時価比率：4.6%	58,130,000,000	55,259,489,000 4.6%	
	合計			55,259,489,000	
合計				1,203,640,125,891	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年12月26日現在）

資産の部
流動資産

預金	173,692,959
コール・ローン	1,157,451,095
国債証券	84,627,963,499
未収入金	678,918,839
未収利息	605,342,242
前払費用	99,909,210
差入委託証拠金	2,980,964
流動資産合計	87,346,258,808
資産合計	87,346,258,808
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,651,883,600
未払金	167,012,665
未払解約金	1,565,391,421
その他未払費用	790,600
流動負債合計	5,385,078,286
負債合計	5,385,078,286
純資産の部	
元本等	
元本	83,739,499,640
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,778,319,118
元本等合計	81,961,180,522
純資産合計	81,961,180,522
負債純資産合計	87,346,258,808

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月26日現在
1.　元本の欠損 1,778,319,118円
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

１口当たり純資産額	0.9788 円
(10,000 口当たり純資産額)	(9,788 円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 12 月 27 日
至 2024 年 12 月 26 日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 26 日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法

国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 26 日現在

期首	2023 年 12 月 27 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	98,328,977,594 円
同期中における追加設定元本額	51,075,907,341 円
同期中における一部解約元本額	65,665,385,295 円
期末元本額	83,739,499,640 円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,781,745,220 円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	2,252,941,247 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	35,209,260 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	21,175,045 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	10,238,935 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	6,597,780 円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,738,165,194 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	6,893,690 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	3,551,149 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	23,578,815 円

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	8,963,423 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	14,900,438 円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	48,568,948,043 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	11,565,968,641 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	8,480,504,859 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	98,150,306 円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	460,553 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,121,507,042 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 12 月 26 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	800,000.00	838,750.00	
		US TREASURY BOND	20,000.00	20,595.31	
		US TREASURY BOND	1,600,000.00	1,213,250.08	
		US TREASURY BOND	2,000,000.00	1,725,000.00	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,394,796.80	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,999,570.40	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,490,136.75	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,105,500.16	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,154,410.06	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,348,310.70	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,898,984.40	
		US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,100,789.17	
		US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,337,841.60	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,852,929.80	
		US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,472,734.24	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,899,921.80	
		US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,561,972.61	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,886,640.60	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,866,113.30	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,381,689.50	
		US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,733,250.00	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,291,250.00	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,354,541.00	

		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,810,078.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	957,988.30	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,235,406.25	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	943,750.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,915,390.60	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	915,039.10	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	964,843.80	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	955,585.90	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,823,828.20	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,920,703.20	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	909,375.00	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,169,203.08	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,709,257.70	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,345,148.42	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,896,250.00	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,754,789.04	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	897,382.80	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,975,531.36	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,776,023.46	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,238,476.50	
		US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,428,578.08	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,808,984.40	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,622,187.60	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,257,617.25	
		US TREASURY N/B	4,600,000.00	4,382,578.24	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,514,968.68	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,106,386.85	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,699,972.51	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,653,324.27	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,678,554.80	
		US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,149,437.50	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,594,617.22	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,462,792.95	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,945,500.16	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,595,941.47	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,022,453.18	

		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,051,757.84	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,903,515.60	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,387,792.95	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,951,484.40	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,176,984.36	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,305,500.00	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,435,429.65	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	952,230.51	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,370,851.58	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,922,187.60	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	2,060,831.96	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,635,937.60	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,738,125.00	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,026,828.23	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,465,136.70	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,753,734.46	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,021,093.90	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,529,882.85	
		US TREASURY N/B	3,150,000.00	3,297,410.23	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,972,812.60	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,524,218.90	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,953,593.80	
		US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,015,211.03	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,594,070.36	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,792,500.00	
		US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,186,843.84	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,116,750.08	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,415,156.38	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,293,945.25	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,851,640.70	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,983,828.20	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,913,593.80	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,755,156.32	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,228,398.47	
		US TREASURY N/B	500,000.00	499,375.00	
		US TREASURY N/B	400,000.00	379,937.52	

		US TREASURY N/B	500,000.00	300,781.25	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	775,937.50	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,238,437.60	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,341,093.80	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	852,468.72	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	648,828.10	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,344,687.60	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	712,656.30	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	785,781.30	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	814,531.30	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	903,187.56	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,047,921.84	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,170,507.78	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,740,234.32	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,762,968.80	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,113,281.25	
		US TREASURY N/B	500,000.00	380,273.45	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	757,109.40	
		US TREASURY N/B	800,000.00	582,625.04	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	743,046.90	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	741,015.60	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	705,312.50	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	703,828.10	
		US TREASURY N/B	500,000.00	368,085.95	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,804,312.56	
		US TREASURY N/B	900,000.00	659,742.21	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,242,812.60	
		US TREASURY N/B	700,000.00	446,578.16	
		US TREASURY N/B	600,000.00	349,640.64	
		US TREASURY N/B	800,000.00	381,000.00	
		US TREASURY N/B	500,000.00	245,078.15	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	524,140.60	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	558,671.90	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	1,894,453.20	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,435,742.25	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,108,750.00	

		US TREASURY N/B	1,000,000.00	609,296.90	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	843,093.72	
		US TREASURY N/B	800,000.00	576,875.04	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,488,828.21	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	817,109.40	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	898,906.25	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,790,468.80	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,590,750.08	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,741,765.72	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,562,000.00	
		US TREASURY N/B	600,000.00	550,640.64	
	小計	銘柄数：142 組入時価比率：48.4%	281,970,000.00	252,085,930.81 (39,685,888,087) 46.9%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,421,336.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	881,910.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	774,360.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	794,904.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	406,056.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	504,065.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	2,075,200.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	222,666.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	453,880.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	601,258.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	632,870.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	448,020.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	460,130.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	379,576.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	708,360.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	385,492.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	399,492.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	586,380.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	298,890.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	233,798.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	216,470.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	306,063.00	

		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	359,400.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	453,936.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	491,708.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	531,354.00	
	小計	銘柄数：26 組入時価比率：2.0%	15,600,000.00	15,027,574.00 (1,647,773,489) 1.9%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,678,770.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,500,000.00	9,093,780.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,500,000.00	6,877,275.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,000,000.00	8,547,390.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,648,320.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	9,474,900.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,868,939.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,200,000.00	5,239,496.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,027,340.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,000,000.00	2,920,920.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,500,000.00	3,831,210.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	5,364,940.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,308,377.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	7,581,500.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.8%	98,700,000.00	87,463,157.00 (683,349,645) 0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	687,869.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	281,889.36	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	950,200.70	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	468,060.30	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	351,206.40	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	452,310.60	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	250,867.20	
		BELGIUM KINGDOM	600,000.00	650,635.50	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	505,505.25	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	397,218.80	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	166,355.80	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	381,136.00	

		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	197,223.45	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	336,938.55	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	423,449.40	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	355,158.50	
		BELGIUM KINGDOM	600,000.00	379,799.70	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	151,799.24	
		BELGIUM KINGDOM	270,000.00	195,842.88	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	400,000.00	471,325.60	
		BONOS Y OBLIG DE	1,000,000.00	863,414.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	103,714.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,510,856.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	528,331.65	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	787,378.08	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	477,137.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	769,844.96	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	586,014.78	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	558,011.64	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,800,000.00	1,744,327.26	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	549,214.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	766,673.76	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	926,459.30	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	638,945.37	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	483,884.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	648,573.45	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	490,651.65	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	816,005.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	959,350.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	837,271.92	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	714,884.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	302,211.28	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	318,609.12	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	473,168.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	220,188.78	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	813,960.70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	894,498.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	742,825.50	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	347,111.72	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	173,663.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	212,076.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	665,897.26	
		BUNDESOBLIGATION	1,000,000.00	974,458.50	
		BUNDESOBLIGATION	800,000.00	772,248.96	
		BUNDESOBLIGATION	600,000.00	589,490.88	
		BUNDESOBLIGATION	1,000,000.00	1,005,798.30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	776,664.35	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	289,335.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	189,039.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,966,391.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	940,452.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	745,297.76	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	911,327.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	999,377.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	596,985.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	892,278.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,115,232.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	711,959.82	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	261,383.25	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,450,508.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,005,326.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,026,074.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,600,000.00	1,932,939.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	784,339.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	811,903.75	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	482,963.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	768,573.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,097,345.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,200,000.00	1,190,428.44	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	397,658.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	371,582.75	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	555,828.35	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,279,263.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	1,004,550.00	

		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	1,010,387.50	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	998,944.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,011,945.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	490,441.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,025,183.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	388,947.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	814,532.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	544,916.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	798,162.56	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	505,576.65	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	697,362.75	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	998,544.96	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	200,897.04	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	788,514.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,302,222.46	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,025,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	832,148.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	240,000.00	258,034.99	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	457,298.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	401,208.96	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	628,109.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	517,263.25	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	927,413.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	623,075.04	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	809,673.39	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,054,153.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	703,922.96	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,175,053.30	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,432,878.30	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	500,357.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	952,295.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	470,482.52	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,300,296.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,598,997.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,131,701.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	695,843.05	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	209,629.44	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,147,510.44	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	799,085.84	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	924,754.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	798,168.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	963,551.25	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	895,033.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	181,707.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	185,667.24	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	688,632.84	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	229,225.11	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	351,471.75	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	860,262.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	110,000.00	85,202.55	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	191,433.36	
		FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	508,613.90	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	204,047.70	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	274,894.53	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	260,793.93	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	170,773.30	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	173,903.10	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	221,479.50	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	190,929.86	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	223,165.50	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	95,954.20	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,625.57	
		FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	1,305,569.98	
		FRANCE (GOVT OF)	1,750,000.00	1,685,602.62	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	857,297.70	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	485,004.75	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	501,825.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,700,000.00	1,614,231.26	
		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,417,528.80	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	2,013,317.40	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	914,054.20	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	440,339.80	

		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,486,724.85	
		FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,534,804.20	
		FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	1,071,216.25	
		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,213,761.75	
		FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	1,298,315.85	
		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,550,532.90	
		FRANCE (GOVT OF)	2,500,000.00	2,129,856.25	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	296,893.50	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	244,009.41	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	654,458.70	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	868,847.50	
		FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	470,140.00	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	151,507.94	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	661,224.00	
		FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	205,447.88	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	50,266.75	
		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,328,790.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	97,466.62	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,500,000.00	1,524,210.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,500,000.00	1,516,290.75	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,400,000.00	1,564,796.94	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,700,000.00	1,573,069.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000.00	358,725.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	455,745.80	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	751,459.59	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,100,000.00	1,246,101.45	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	500,000.00	482,801.85	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	741,328.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	800,000.00	855,346.96	
		IRISH GOVERNMENT	300,000.00	288,732.00	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	171,039.00	
		IRISH TSY 0.2% 2030	600,000.00	530,449.38	
		IRISH TSY 0.4% 2035	300,000.00	239,332.05	
		IRISH TSY 1.10% 2029	200,000.00	190,669.00	
		IRISH TSY 1.5% 2050	200,000.00	152,309.60	
		IRISH TSY 1.7% 2037	250,000.00	222,839.62	

		IRISH TSY 1% 2026	300,000.00	295,441.41	
		IRISH TSY 2% 2045	300,000.00	262,894.86	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	391,080.68	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	585,726.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	483,788.75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	380,893.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	549,896.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	457,671.25	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	88,197.45	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	260,783.16	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	703,200.96	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	800,798.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	227,962.36	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	282,920.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	293,774.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	456,895.72	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	609,042.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	350,910.35	
		OBRIGACOES DO TESOURO	400,000.00	385,280.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,000,000.00	998,744.60	
		OBRIGACOES DO TESOURO	200,000.00	188,076.74	
		OBRIGACOES DO TESOURO	500,000.00	481,686.35	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	301,803.09	
		OBRIGACOES DO TESOURO	500,000.00	409,484.65	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	313,117.17	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	154,957.10	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	199,524.10	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	292,752.36	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	385,289.28	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	668,772.65	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	464,017.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	946,340.28	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	445,746.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	203,705.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	389,993.88	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	222,045.81	

		REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	260,335.62	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	189,725.25	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	405,831.75	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	120,980.14	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	204,264.52	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	235,438.00	
		SPANISH GOVERNMENT	90,000.00	102,429.26	
		SPANISH GOVERNMENT	800,000.00	962,269.28	
		SPANISH GOVERNMENT	500,000.00	550,675.35	
	小計	銘柄数：237 組入時価比率：30.8%	160,090,000.00	154,262,399.74 (25,245,041,717) 29.8%	
	英ポンド	UK TREASURY	600,000.00	574,771.80	
		UK TREASURY	300,000.00	280,071.60	
		UK TREASURY	600,000.00	600,582.60	
		UK TREASURY	600,000.00	531,039.00	
		UK TREASURY	90,000.00	95,700.06	
		UK TREASURY	900,000.00	774,708.30	
		UK TREASURY	1,700,000.00	1,738,192.20	
		UK TREASURY	1,900,000.00	1,462,135.50	
		UK TREASURY	1,000,000.00	914,376.00	
		UK TREASURY	900,000.00	668,952.00	
		UK TREASURY	1,700,000.00	1,688,594.70	
		UK TREASURY	300,000.00	288,461.10	
		UK TREASURY	300,000.00	214,820.10	
		UK TREASURY	600,000.00	539,246.40	
		UK TREASURY	500,000.00	495,291.00	
		UK TREASURY	750,000.00	468,699.00	
		UK TREASURY	200,000.00	186,401.60	
		UK TREASURY	1,100,000.00	1,014,680.70	
		UK TREASURY	300,000.00	281,477.40	
		UK TREASURY	400,000.00	320,386.00	
		UK TREASURY	300,000.00	265,632.30	
		UK TREASURY	300,000.00	157,116.00	
		UK TREASURY	900,000.00	789,223.50	
		UK TREASURY	1,300,000.00	579,377.50	

		UK TREASURY	500,000.00	398,134.00	
		UK TREASURY	2,500,000.00	1,157,607.50	
		UK TREASURY	500,000.00	239,569.50	
		UK TREASURY	200,000.00	113,378.20	
		UK TREASURY	200,000.00	146,629.00	
		UK TSY 0 1/2% 2061	250,000.00	69,036.50	
		UK TSY 0 5/8% 2050	900,000.00	334,358.10	
		UK TSY 3 1/4% 2044	700,000.00	544,084.80	
		UNITED KINGDOM GILT	1,050,000.00	1,044,010.80	
		UNITED KINGDOM GILT	900,000.00	887,329.80	
		UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	501,827.00	
		UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	593,968.80	
		UNITED KINGDOM GILT	200,000.00	188,238.20	
		UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	184,662.00	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	600,000.00	520,121.40	
	小計	銘柄数：39 組入時価比率：5.3%	27,540,000.00	21,852,891.96 (4,316,164,691) 5.1%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,177,716.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,916,080.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,688,400.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	880,015.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,203,403.68	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,918,220.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,234,387.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	10,300,000.00	10,018,221.68 (142,559,294) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	486,199.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,677,628.75	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,421,041.80	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	916,271.80	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,235,360.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,111,727.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,079,013.64	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	600,000.00	579,330.00	

	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	10,250,000.00	9,506,572.49 (131,951,226) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	1,000,000.00	1,009,522.60	
		KINGDOM OF DENMARK	2,000,000.00	1,930,967.60	
		KINGDOM OF DENMARK	700,000.00	655,854.43	
		KINGDOM OF DENMARK	2,100,000.00	1,846,710.60	
		KINGDOM OF DENMARK	1,200,000.00	1,220,214.00	
		KINGDOM OF DENMARK	2,200,000.00	2,809,236.54	
		KINGDOM OF DENMARK	1,500,000.00	890,422.05	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.3%	10,700,000.00	10,362,927.82 (227,259,007) 0.3%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,924,950.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,155,623.71	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,589,012.44	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,041,636.17	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,185,892.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	2,762,608.68	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.6%	14,500,000.00	12,659,724.00 (486,677,769) 0.6%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	521,976.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	660,436.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	509,225.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	387,488.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	284,220.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	287,301.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	680,344.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	462,605.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,002,852.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	679,016.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	727,461.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	248,661.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	404,256.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	538,902.00	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	949,000.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	554,802.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	599,914.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	256,476.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	309,808.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	149,042.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	372,414.00	
	小計	銘柄数：21 組入時価比率：1.3%	12,020,000.00	10,586,199.00 (1,040,305,775) 1.2%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	143,629.23	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	254,765.35	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	178,132.64	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	241,626.20	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	204,761.06	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	170,353.22	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	299,278.73	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	281,142.48	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	500,000.00	491,159.95	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	163,163.58	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	64,355.60	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	230,385.08	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	3,050,000.00	2,722,753.12 (242,188,890) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	291,336.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	694,094.80	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,447,868.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	498,454.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	460,576.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,072,984.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	556,082.46	
		SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	277,395.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	388,663.16	
		SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	243,125.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	162,992.80	

		SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	484,576.62	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.9%	6,900,000.00	6,578,148.84 (762,407,450) 0.9%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,102,748.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,099,188.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,219,668.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,153,722.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,047,608.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,155,860.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,200,363.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,019,685.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,337,386.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,285,736.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,369,201.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	34,000,000.00	34,603,449.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,268,723.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,075,577.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,285,882.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,302,373.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,132,923.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,188,295.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,353,053.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,268,299.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,313,508.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,274,010.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,343,094.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,181,509.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,541,998.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,098,112.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,709,310.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,331,815.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,578,110.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,906,902.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,393,807.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,353,997.20	

		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,465,990.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,129,562.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,332,024.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,295,471.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,145,650.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,238,218.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,267,733.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,290,458.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,373,139.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,757,456.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,407,037.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	13,614,935.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,353,206.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,997,880.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,598,167.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	10,079,301.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	8,577,894.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	7,452,519.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	14,501,964.00	
	小計	銘柄数：51 組入時価比率：11.9%	428,000,000.00	451,374,532.40 (9,738,179,849) 11.5%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,300,000.00	1,238,257.15	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,397,005.50	
		ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	392,150.12	
		ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	847,702.70	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	646,761.68	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	479,705.50	
		ISRAEL FIXED BOND	300,000.00	212,763.30	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	544,837.00	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	684,208.24	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.3%	7,100,000.00	6,443,391.19 (278,216,610) 0.3%	
合計				84,627,963,499 (84,627,963,499)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年12月26日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	83,734,964,345	－	87,386,847,945	△3,651,883,600
米ドル	38,874,373,891	－	40,937,809,000	△2,063,435,109
カナダドル	1,633,719,380	－	1,675,503,000	△41,783,620
メキシコペソ	655,232,938	－	703,474,600	△48,241,662
ユーロ	25,521,989,140	－	26,383,324,490	△861,335,350
英ポンド	4,440,517,783	－	4,613,169,660	△172,651,877
スウェーデンクローナ	140,541,850	－	145,723,225	△5,181,375
ノルウェークローネ	129,997,161	－	132,996,480	△2,999,319
デンマーククローネ	222,480,043	－	230,035,050	△7,555,007
ズロチ	477,181,272	－	500,397,030	△23,215,758
豪ドル	1,049,807,560	－	1,059,426,000	△9,618,440
ニュージーランドドル	242,386,481	－	244,215,400	△1,828,919
シンガポールドル	759,341,992	－	787,257,080	△27,915,088
人民元	9,314,904,640	－	9,686,818,140	△371,913,500
新シェケル	272,490,214	－	286,698,790	△14,208,576
合計	83,734,964,345	－	87,386,847,945	△3,651,883,600

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年12月26日現在）

資産の部

流動資産	
預金	1,952,437,450
コール・ローン	307,550,712
国債証券	986,007,707,057
派生商品評価勘定	8,205
未収入金	82,281,185
未収利息	8,673,064,792
前払費用	1,614,354,979
その他未収収益	13,288,103
流動資産合計	998,650,692,483
資産合計	998,650,692,483
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	19,990
未払解約金	265,836,984
その他未払費用	7,980,416
流動負債合計	273,837,390
負債合計	273,837,390
純資産の部	
元本等	
元本	324,973,253,720
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	673,403,601,373
元本等合計	998,376,855,093
純資産合計	998,376,855,093
負債純資産合計	998,650,692,483

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月26日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0722円

（10,000 口当たり純資産額）	（30,722 円）
２．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	243,860,002,580 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
３．　自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	256,541,159,274 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 12 月 27 日 至 2024 年 12 月 26 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 26 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 12 月 26 日現在	
期首	2023 年 12 月 27 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	284,076,085,726 円
同期中における追加設定元本額	72,038,602,374 円
同期中における一部解約元本額	31,141,434,380 円
期末元本額	324,973,253,720 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	65,991,512 円
バランスセレクト５０	70,684,777 円
バランスセレクト７０	81,017,090 円
野村外国債券インデックスファンド	225,042,138 円

野村世界６資産分散投信（安定コース）	3,074,767,888 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,905,928,798 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,709,848,270 円
野村資産設計ファンド２０１５	16,545,669 円
野村資産設計ファンド２０２０	18,622,537 円
野村資産設計ファンド２０２５	26,657,842 円
野村資産設計ファンド２０３０	44,898,790 円
野村資産設計ファンド２０３５	37,829,282 円
野村資産設計ファンド２０４０	60,212,798 円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	81,190,420,294 円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,624,397,702 円
のむラップ・ファンド（普通型）	43,629,423,128 円
のむラップ・ファンド（積極型）	18,082,812,109 円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	303,008,418 円
野村資産設計ファンド２０４５	12,456,303 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,129,063,913 円
マイ・ロード	5,762,632,407 円
ネクストコア	44,858,890 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	389,752,142 円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,281,274,587 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	1,020,770,889 円
野村資産設計ファンド２０５０	11,766,033 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	2,879,114 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,375,069 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,993,393 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,640,399 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,487,158,118 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,674,992,766 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,979,906 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,574,312 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	6,492,589 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,964,573 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7,261,770 円
野村６資産均等バランス	5,555,028,777 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,768,022,700 円
世界６資産分散ファンド	104,859,682 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,224,343 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	15,856,079,959 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	6,055,638,884 円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,279,494 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	672,447,303 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	150,543,353 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	664,702,673 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	231,098,128 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,386,923 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,414,886 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	184,504 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,136,351,983 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,412,300 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,491,187 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	150,007,729 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	116,467,301 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,852,344,033 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	32,502,409 円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	699,641,761 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,365,877,463 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格	3,556,614 円

機関投資家専用）	
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,051,643,193 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,721,598 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	8,428,083 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,157,321 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	651,216,266 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,238,744,122 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,604,564,971 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,120,292,057 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,355,035,595 円
マイバランスＤＣ３０	2,424,141,859 円
マイバランスＤＣ５０	2,075,565,399 円
マイバランスＤＣ７０	1,756,146,926 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	12,128,557,247 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	2,799,178,807 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	335,056,816 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	599,557,074 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,381,122,650 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	599,262,089 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	36,901,760 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	95,095,971 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	55,120,673 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	41,518,868 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	32,483,327 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	18,287,614 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	554,980,924 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	287,049,809 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	196,651,869 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	268,167,566 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	10,888,315 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	111,027,274 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	74,373,942 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	378,880,210 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	212,778,490 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	2,094,431 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 12 月 26 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	41,350,000.00	42,189,115.55	
		US TREASURY BOND	19,050,000.00	19,972,734.37	
		US TREASURY BOND	18,850,000.00	19,411,081.56	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,296.88	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,383,797.23	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,797,500.00	

		US TREASURY BOND	100,000.00	98,914.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,716.80	
		US TREASURY N/B	46,270,000.00	44,632,476.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,783.20	
		US TREASURY N/B	170,000.00	167,254.10	
		US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,616,602.00	
		US TREASURY N/B	3,550,000.00	3,549,237.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,218.75	
		US TREASURY N/B	16,130,000.00	15,456,446.68	
		US TREASURY N/B	36,800,000.00	35,713,251.84	
		US TREASURY N/B	200,000.00	199,300.78	
		US TREASURY N/B	19,400,000.00	18,997,979.62	
		US TREASURY N/B	68,300,000.00	65,339,891.66	
		US TREASURY N/B	200,000.00	200,707.04	
		US TREASURY N/B	28,100,000.00	27,390,365.41	
		US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,634,566.24	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,273.44	
		US TREASURY N/B	27,100,000.00	26,413,502.80	
		US TREASURY N/B	30,980,000.00	29,544,755.46	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,651,357.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,072.27	
		US TREASURY N/B	300,000.00	290,935.56	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,043,125.12	
		US TREASURY N/B	67,000,000.00	67,501,193.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,734.38	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,464.84	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,044,956.99	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,004,296.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,255.86	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,968,710.86	
		US TREASURY N/B	12,200,000.00	11,508,507.66	
		US TREASURY N/B	44,830,000.00	42,829,286.41	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,060.55	
		US TREASURY N/B	48,400,000.00	46,109,508.72	
		US TREASURY N/B	20,360,000.00	19,189,300.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,458.98	

		US TREASURY N/B	100,000.00	95,468.75	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,035,998.04	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,482.42	
		US TREASURY N/B	59,600,000.00	56,770,162.20	
		US TREASURY N/B	41,700,000.00	39,340,530.60	
		US TREASURY N/B	60,700,000.00	58,149,889.81	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,105,543.01	
		US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,364,921.87	
		US TREASURY N/B	38,520,000.00	36,338,955.22	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,100,773.41	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,091.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,109.38	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,359.38	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,375.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,769.53	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,095,101.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,390.63	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,044,183.58	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,796.88	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,085.94	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,089.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,339.84	
		US TREASURY N/B	43,700,000.00	39,987,208.67	
		US TREASURY N/B	350,000.00	337,695.33	
		US TREASURY N/B	13,200,000.00	12,613,733.88	
		US TREASURY N/B	68,100,000.00	62,101,350.21	
		US TREASURY N/B	500,000.00	480,175.80	
		US TREASURY N/B	300,000.00	272,812.50	
		US TREASURY N/B	300,000.00	292,300.77	
		US TREASURY N/B	32,400,000.00	29,259,983.16	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,743,464.73	
		US TREASURY N/B	50,000.00	45,164.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,890.63	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,598,652.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,402.34	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,287,911.98	

		US TREASURY N/B	100,000.00	99,382.81	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	37,086,111.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,667.97	
		US TREASURY N/B	500,000.00	447,695.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,625.00	
		US TREASURY N/B	21,200,000.00	18,989,734.64	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,480.47	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,523,812.48	
		US TREASURY N/B	63,100,000.00	57,073,457.82	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,859.38	
		US TREASURY N/B	25,750,000.00	23,317,832.67	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,710.94	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,106,090.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,238.28	
		US TREASURY N/B	55,400,000.00	52,781,485.76	
		US TREASURY N/B	70,300,000.00	63,300,207.91	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,550.78	
		US TREASURY N/B	58,950,000.00	52,949,072.74	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,726.56	
		US TREASURY N/B	66,900,000.00	59,376,365.79	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,031.25	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,206,349.28	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	41,711,687.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,855.47	
		US TREASURY N/B	17,900,000.00	15,949,879.13	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,703.13	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	13,928,484.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,574.22	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,131,031.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,539.06	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,191,304.74	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,688,699.28	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,519.53	
		US TREASURY N/B	200,000.00	180,046.88	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,394.53	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,784,744.24	

		US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,041,969.36	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,304.69	
		US TREASURY N/B	40,750,000.00	37,509,103.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,804.69	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,971,457.11	
		US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,567,680.41	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,082,519.72	
		US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,614,062.40	
		US TREASURY N/B	13,600,000.00	12,582,656.08	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	12,762,851.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,468.75	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,738,595.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,574.22	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,082.03	
		US TREASURY N/B	50,000.00	44,218.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,507.81	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	8,915,889.01	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,593.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,695.31	
		US TREASURY N/B	16,750,000.00	14,499,873.67	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	48,958,985.00	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	45,555,846.12	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,753,970.78	
		US TREASURY N/B	37,900,000.00	41,108,174.36	
		US TREASURY N/B	57,950,000.00	47,401,291.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,562.50	
		US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,686,406.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,675.78	
		US TREASURY N/B	42,030,000.00	34,041,017.45	
		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,397,430.90	
		US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,797,461.27	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,992.19	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,417.97	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,105.47	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,354,980.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	104,679.69	

		US TREASURY N/B	100,000.00	82,289.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,640.63	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,015,757.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,140.63	
		US TREASURY N/B	14,950,000.00	15,042,269.90	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	3,418,078.01	
		US TREASURY N/B	20,150,000.00	16,420,676.28	
		US TREASURY N/B	60,900,000.00	51,094,149.96	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	57,566,137.50	
		US TREASURY N/B	74,500,000.00	65,949,962.80	
		US TREASURY N/B	15,200,000.00	14,804,562.88	
		US TREASURY N/B	48,100,000.00	44,680,393.03	
		US TREASURY N/B	37,850,000.00	34,730,331.08	
		US TREASURY N/B	47,500,000.00	45,150,977.75	
		US TREASURY N/B	30,000,000.00	29,838,282.00	
		US TREASURY N/B	57,150,000.00	54,680,942.83	
		US TREASURY N/B	17,600,000.00	17,318,125.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,875.00	
		US TREASURY N/B	150,000.00	155,472.66	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,367.19	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,656.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,984.38	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,398.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,960.94	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,492.19	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,703.13	
		US TREASURY N/B	200,000.00	120,312.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,101.56	
		US TREASURY N/B	600,000.00	358,125.00	
		US TREASURY N/B	400,000.00	376,375.00	
		US TREASURY N/B	5,050,000.00	3,127,054.94	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,625.00	
		US TREASURY N/B	200,000.00	134,109.38	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,312.50	
		US TREASURY N/B	20,600,000.00	14,634,046.36	
		US TREASURY N/B	26,300,000.00	17,064,179.03	

		US TREASURY N/B	400,000.00	322,406.24	
		US TREASURY N/B	57,850,000.00	38,895,088.83	
		US TREASURY N/B	100,000.00	80,328.13	
		US TREASURY N/B	32,050,000.00	22,840,634.41	
		US TREASURY N/B	100,000.00	78,578.13	
		US TREASURY N/B	500,000.00	407,265.65	
		US TREASURY N/B	200,000.00	150,531.26	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,640.63	
		US TREASURY N/B	100,000.00	74,851.56	
		US TREASURY N/B	290,000.00	229,394.52	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,343.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,148.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,843.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,234.38	
		US TREASURY N/B	40,100,000.00	33,897,031.25	
		US TREASURY N/B	8,600,000.00	6,982,125.00	
		US TREASURY N/B	40,450,000.00	31,487,796.87	
		US TREASURY N/B	34,100,000.00	25,934,649.29	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	24,255,500.00	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,230,578.76	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,423,625.36	
		US TREASURY N/B	45,700,000.00	31,325,924.16	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,226,923.21	
		US TREASURY N/B	38,000,000.00	24,607,967.80	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,156,750.56	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,201,328.30	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,482,031.20	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,040,562.50	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,434,117.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,617.19	
		US TREASURY N/B	25,650,000.00	19,283,590.48	
		US TREASURY N/B	500,000.00	366,523.45	
		US TREASURY N/B	46,200,000.00	36,212,858.22	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,007.81	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,917,406.25	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	9,103,602.29	

		US TREASURY N/B	300,000.00	191,390.64	
		US TREASURY N/B	51,100,000.00	29,777,727.84	
		US TREASURY N/B	500,000.00	238,125.00	
		US TREASURY N/B	200,000.00	98,031.26	
		US TREASURY N/B	32,600,000.00	17,086,983.56	
		US TREASURY N/B	36,300,000.00	20,279,789.97	
		US TREASURY N/B	150,000.00	94,722.66	
		US TREASURY N/B	100,000.00	57,429.69	
		US TREASURY N/B	100,000.00	55,437.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	60,929.69	
		US TREASURY N/B	12,850,000.00	9,028,128.58	
		US TREASURY N/B	100,000.00	72,109.38	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,491,328.20	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,116,843.92	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,857,500.00	
		US TREASURY N/B	45,450,000.00	41,711,028.48	
	小計	銘柄数：238 組入時価比率：46.6%	3,348,360,000.00	2,954,145,203.17 (465,071,079,335) 47.2%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	27,130,000.00	27,543,461.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,516,904.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	649,571.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	101,230.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	293,970.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,276,617.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,037,819.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,385,620.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,278,979.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,116,654.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	242,110.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,653,658.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,610,034.90	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,087.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,950,000.00	5,045,386.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,402.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,600,000.00	6,898,976.00	

		CANADIAN GOVERNMENT	8,750,000.00	7,515,725.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,295,760.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,604.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	4,693,326.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,321,290.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	21,350,000.00	25,205,810.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,250,000.00	3,307,460.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,867,302.70	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	108,235.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,750,000.00	7,906,627.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,617,300.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	11,045,776.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,750,000.00	1,931,710.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,047,863.00	
	小計	銘柄数：31 組入時価比率：1.9%	176,680,000.00	173,798,269.50 (19,056,980,250) 1.9%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	149,600,000.00	142,734,856.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	26,898,444.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	103,200,000.00	94,631,304.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	102,200,000.00	97,060,362.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	34,191,360.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	79,873,407.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	143,623,270.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	57,887,980.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	335,156.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	31,891,410.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	49,947,732.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	79,600,000.00	67,769,848.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	69,820,862.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	84,248,205.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.8%	1,101,800,000.00	980,914,196.00 (7,663,882,613) 0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	98,267.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	95,020.07	

		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	93,612.06	
		BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	2,627,418.30	
		BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,865,287.76	
		BELGIUM KINGDOM	14,500,000.00	15,723,691.25	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	89,025.42	
		BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,936,441.65	
		BELGIUM KINGDOM	4,800,000.00	3,992,539.20	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	86,543.25	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	131,482.30	
		BELGIUM KINGDOM	9,050,000.00	10,164,312.92	
		BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,281,732.85	
		BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,178,932.90	
		BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,912,458.47	
		BELGIUM KINGDOM	2,250,000.00	1,632,024.00	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	15,030,000.00	16,503,258.63	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	13,850,000.00	16,319,648.90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,593.22	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	29,450,000.00	29,663,144.37	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000.00	43,006,196.31	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,422.26	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,427.42	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,311.68	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,600,000.00	11,645,617.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,230.62	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,669.13	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,250,000.00	8,602,679.45	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,907.07	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,617.85	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	549,214.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,834.22	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,400,000.00	53,524,732.08	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,900,000.00	1,760,272.67	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,950,000.00	1,964,285.89	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,784.95	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,776.82	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,750,000.00	10,995,478.40	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,130.33	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	102,000.65	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,935.06	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,450,000.00	20,356,173.55	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,012.41	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	604,422.56	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	8,071,431.04	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,050,000.00	15,437,106.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	12,325,690.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,391,442.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,300,000.00	4,085,540.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,033.81	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	347,111.72	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,050,000.00	12,785,363.30	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,900,000.00	7,515,126.22	
		BUNDESOBLIGATION	200,000.00	194,891.70	
		BUNDESOBLIGATION	100,000.00	96,531.12	
		BUNDESOBLIGATION	10,450,000.00	10,585,862.54	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	98,245.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,484.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,550,000.00	9,486,400.27	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,445.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,629.97	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,045.28	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,593.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,162.22	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,380,000.00	1,379,140.26	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	32,620,000.00	38,947,301.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,300,000.00	2,331,850.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,650,000.00	41,115,679.59	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	22,450,000.00	27,121,553.15	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,850,000.00	2,235,367.29	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,000,000.00	2,282,981.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	31,838,225.62	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,100,000.00	1,744,382.22	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	29,570,000.00	35,703,084.13	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,800,000.00	21,520,044.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,105,775.33	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	16,712,564.35	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	99,202.37	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,100,000.00	2,087,704.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	77,544.90	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,400,000.00	1,273,998.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	656,888.05	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,700,000.00	21,891,092.95	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,000,000.00	3,960,530.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	643,591.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,771.49	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,600,000.00	22,869,968.30	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	44,600,000.00	44,992,591.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,088.30	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,518.30	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,236.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	23,100,000.00	23,519,611.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,075.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,770.32	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,600,000.00	12,740,531.57	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,350,000.00	17,773,877.85	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	108,906.82	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,103.99	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	13,950,000.00	14,288,439.55	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	35,000,000.00	35,385,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,950,000.00	2,867,038.62	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	199,246.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	198,294.16	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,600,000.00	5,628,571.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	776,646.08	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,448.52	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	197,128.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,150,000.00	26,822,055.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	18,950,000.00	19,711,505.75	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,500,000.00	13,439,322.50	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,812.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,400,000.00	10,955,672.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,850,000.00	11,104,779.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,252.53	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	167,112.69	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,500,000.00	18,319,857.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,452.65	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	25,000,000.00	25,961,460.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,800,000.00	11,384,859.96	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,917.35	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,050,000.00	22,622,186.47	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	117,505.33	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	204,696.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,300,000.00	5,303,789.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	136,201.54	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,694.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,229.54	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000.00	49,400,664.59	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,951.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,500,000.00	4,853,902.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	14,700,000.00	15,670,170.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	3,107,955.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	32,450,000.00	36,723,720.16	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,250,000.00	5,420,734.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,406.15	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	87,998.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	104,814.72	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,625.87	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,380.15	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,900,000.00	10,159,805.68	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	184,950.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	11,450,000.00	13,055,748.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	304,790.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,355,347.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,400,000.00	10,516,644.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	408,842.10	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	371,334.48	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,376.12	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,350,000.00	16,856,645.62	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,200,000.00	7,900,600.74	
		FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,356,851.74	
		FINNISH GOVERNMENT	3,700,000.00	3,463,110.83	
		FINNISH GOVERNMENT	1,650,000.00	1,683,393.52	
		FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,199,156.24	
		FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,066,934.56	
		FINNISH GOVERNMENT	950,000.00	875,471.07	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,739,031.00	
		FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	2,583,927.50	
		FINNISH GOVERNMENT	5,200,000.00	5,107,047.40	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	381,859.72	
		FINNISH GOVERNMENT	1,200,000.00	892,662.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	987,390.00	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	314,863.65	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	195,251.14	
		FRANCE (GOVT OF)	1,450,000.00	1,456,212.67	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,320.15	
		FRANCE (GOVT OF)	5,800,000.00	5,524,807.40	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	145,501.42	
		FRANCE (GOVT OF)	15,800,000.00	15,857,670.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,954.78	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,501.92	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,444.81	
		FRANCE (GOVT OF)	9,410,000.00	9,472,658.36	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,405.42	
		FRANCE (GOVT OF)	8,400,000.00	7,397,708.64	
		FRANCE (GOVT OF)	33,350,000.00	33,441,742.51	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,114.99	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	149,805.67	
		FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,375,180.72	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	85,194.25	
		FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,424,630.25	
		FRANCE (GOVT OF)	15,600,000.00	12,688,489.32	

		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	411,401.25	
		FRANCE (GOVT OF)	3,900,000.00	3,388,505.25	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	587,675.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	75,753.97	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	132,244.80	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	51,361.97	
		FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	10,630,320.00	
		FRANCE (GOVT OF)	19,850,000.00	18,332,348.40	
		FRANCE (GOVT OF)	750,000.00	463,200.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	97,466.62	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	101,614.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20,750,000.00	20,975,355.37	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,550,000.00	49,794,074.05	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	350,000.00	323,867.25	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	42,050,000.00	50,281,287.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	40,250,000.00	45,859,421.12	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	21,000,000.00	22,543,787.70	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	26,200,000.00	29,679,870.89	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	96,560.37	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	23,400,000.00	24,781,536.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	427,673.48	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3,450,000.00	2,937,679.14	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,704,197.30	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	192,488.00	
		IRISH GOVERNMENT	150,000.00	106,599.67	
		IRISH TSY 0.4% 2035	2,850,000.00	2,273,654.47	
		IRISH TSY 1.10% 2029	1,600,000.00	1,525,352.00	
		IRISH TSY 1.3% 2033	5,000,000.00	4,558,422.50	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	94,302.75	
		IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,763,211.35	
		IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	98,480.47	
		IRISH TSY 2.4% 2030	5,450,000.00	5,482,141.37	
		IRISH TSY 2% 2045	2,550,000.00	2,234,606.31	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	97,621.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,757.75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	19,130,000.00	21,009,799.88	

		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,223.30	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,100,000.00	1,924,637.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	91,534.25	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	2,645,923.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,070,875.95	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	251,143.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,300,000.00	3,303,293.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10,900,000.00	12,423,948.62	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	12,000,000.00	8,487,600.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	367,217.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	342,671.79	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7,800,000.00	7,917,546.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,200,000.00	4,512,687.40	
		OBRIGACOES DO TESOURO	950,000.00	948,807.37	
		OBRIGACOES DO TESOURO	11,000,000.00	10,344,220.70	
		OBRIGACOES DO TESOURO	9,850,000.00	9,909,201.45	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,000,000.00	1,047,933.50	
		OBRIGACOES DO TESOURO	4,200,000.00	4,383,640.38	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,700,000.00	2,866,706.35	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	8,000,000.00	8,778,356.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	12,050,000.00	11,182,809.70	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,150,000.00	4,550,971.05	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	7,360,424.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,782,984.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,200,000.00	5,296,353.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	10,350,000.00	10,091,091.64	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,750,000.00	5,376,496.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,800,000.00	3,881,107.96	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,850,000.00	2,910,769.41	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,150,000.00	1,353,768.50	
		SPANISH GOVERNMENT	37,250,000.00	44,805,663.35	
		SPANISH GOVERNMENT	17,700,000.00	19,493,907.38	
	小計	銘柄数：250 組入時価比率：29.3%	1,703,720,000.00	1,788,239,292.26 (292,645,360,178) 29.7%	
	英ポンド	UK TREASURY	6,800,000.00	6,514,080.40	

		UK TREASURY	100,000.00	93,357.20	
		UK TREASURY	1,350,000.00	1,253,219.85	
		UK TREASURY	100,000.00	100,097.10	
		UK TREASURY	190,000.00	168,162.35	
		UK TREASURY	200,000.00	182,006.80	
		UK TREASURY	100,000.00	106,333.40	
		UK TREASURY	100,000.00	86,078.70	
		UK TREASURY	200,000.00	171,342.60	
		UK TREASURY	1,500,000.00	1,204,069.50	
		UK TREASURY	500,000.00	511,233.00	
		UK TREASURY	100,000.00	76,954.50	
		UK TREASURY	160,000.00	158,472.00	
		UK TREASURY	100,000.00	74,328.00	
		UK TREASURY	80,000.00	79,463.28	
		UK TREASURY	1,080,000.00	1,038,459.96	
		UK TREASURY	100,000.00	71,606.70	
		UK TREASURY	21,550,000.00	19,367,933.20	
		UK TREASURY	20,940,000.00	20,742,787.08	
		UK TREASURY	20,200,000.00	18,826,561.60	
		UK TREASURY	500,000.00	461,218.50	
		UK TREASURY	320,000.00	300,242.56	
		UK TREASURY	22,890,000.00	18,334,088.85	
		UK TREASURY	11,250,000.00	9,961,211.25	
		UK TREASURY	100,000.00	52,372.00	
		UK TREASURY	100,000.00	54,157.30	
		UK TREASURY	100,000.00	87,691.50	
		UK TREASURY	550,000.00	245,121.25	
		UK TREASURY	100,000.00	79,626.80	
		UK TREASURY	600,000.00	277,825.80	
		UK TREASURY	9,450,000.00	7,479,457.65	
		UK TREASURY	550,000.00	260,710.45	
		UK TREASURY	100,000.00	47,913.90	
		UK TREASURY	100,000.00	82,544.50	
		UK TREASURY	19,250,000.00	15,755,836.25	
		UK TREASURY	100,000.00	56,689.10	
		UK TREASURY	200,000.00	146,629.00	

		UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	13,807.30	
		UK TSY 0 5/8% 2050	950,000.00	352,933.55	
		UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	77,726.40	
		UNITED KINGDOM GILT	19,000,000.00	18,891,624.00	
		UNITED KINGDOM GILT	15,470,000.00	15,252,213.34	
		UNITED KINGDOM GILT	14,090,000.00	14,141,484.86	
		UNITED KINGDOM GILT	29,550,000.00	29,252,963.40	
		UNITED KINGDOM GILT	13,000,000.00	12,655,162.00	
		UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	100,297.90	
		UNITED KINGDOM GILT	4,350,000.00	4,094,180.85	
		UNITED KINGDOM GILT	11,300,000.00	10,864,407.60	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	64,631.70	
		UNITED KINGDOM GILT	27,500,000.00	24,305,352.50	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	170,000.00	147,367.73	
	小計	銘柄数：51 組入時価比率：5.0%	277,480,000.00	254,724,037.01 (50,310,544,549) 5.1%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,647,170.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,100,648.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	18,200,000.00	17,071,600.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	16,300,000.00	14,344,244.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,549,637.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,795,550.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,608,116.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	117,000,000.00	114,116,965.50 (1,623,884,419) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,501,898.40	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,700,000.00	8,340,211.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,905,195.28	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,655,610.40	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,706,400.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,019,322.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,257,012.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,197,534.10	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,158,660.00	

	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.2%	118,600,000.00	108,741,844.68 (1,509,336,804) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,300,000.00	8,379,037.58	
		KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	4,730,870.62	
		KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,380,142.39	
		KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,863,396.50	
		KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	55,546,267.95	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,452,110.25	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.2%	92,450,000.00	100,351,825.29 (2,200,715,528) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,409,884.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,100,000.00	17,420,804.74	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,102,093.56	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,618,636.31	
		POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	47,157,012.30	
		POLAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	6,836,598.40	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	11,825,636.94	
		POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	12,516,117.39	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,400,000.00	14,546,944.32	
		POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,606,739.11	
		POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,511,552.81	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,066,196.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.5%	148,300,000.00	137,618,216.38 (5,290,457,092) 0.5%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,830,000.00	16,893,954.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,585,224.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,647,970.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	4,843,600.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,650,000.00	1,580,155.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,526,992.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,450,000.00	2,314,319.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	21,300,000.00	19,706,973.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,750,000.00	5,641,042.50	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,850,000.00	3,267,764.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	889,119.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	485,664.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,569,497.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,400,000.00	22,638,336.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	269,451.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,900.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,530,883.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	2,742,464.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,550,000.00	9,766,451.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,923,570.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,911,326.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,247,697.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,351,726.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,250,000.00	1,218,737.50	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：1.2%	133,630,000.00	121,647,816.50 (11,954,330,927) 1.2%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	750,000.00	718,146.15	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,159,090.34	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,048,525.36	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,509,077.36	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,276,176.96	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,600,000.00	1,362,825.76	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	256,524.63	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,404,565.52	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,964,639.80	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,262,025.45	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,673,245.60	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	658,243.10	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	33,700,000.00	30,293,086.03 (2,694,570,002) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	714,978.67	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,730,000.00	2,700,896.56	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	485,560.00	

		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,115,476.78	
		SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	349,969.09	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	198,312.80	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,447,868.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,592,653.88	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	368,461.20	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,040,446.36	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	3,864,773.09	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	825,909.21	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,917,500.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,115,568.20	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.4%	33,990,000.00	32,738,374.34 (3,794,377,586) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,396,071.44	
		MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,013.14	
		MALAYSIA GOVERNMENT	5,900,000.00	5,894,338.95	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,487,954.96	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	8,874,932.88	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,079,025.80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,941,801.84	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,643,194.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,802,823.12	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,226,764.16	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	517,541.40	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,780,000.00	3,819,050.80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	15,992,263.98	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,246,712.48	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,537,003.06	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,205,844.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,720,332.52	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,093,368.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	388,476.96	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,926,673.24	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,418,516.90	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,933,020.28	

		MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	313,431.45	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.5%	138,230,000.00	143,565,156.46 (5,053,450,437) 0.5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	168,800,000.00	170,967,999.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	65,058,009.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	135,800,000.00	137,457,276.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,670,000.55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	92,875,987.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	91,824,914.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	96,730,415.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,749,314.69	
		CHINA GOVERNMENT BOND	178,000,000.00	182,289,622.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,857,208.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,927,043.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	87,494,969.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000.00	492,386,724.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,813,881.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	22,200,000.00	22,479,637.86	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	17,089,632.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	97,956,123.18	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	65,791,397.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	113,623,671.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,432,323.34	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	74,118,961.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	102,486,698.46	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	115,557,772.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	57,276,939.42	
		CHINA GOVERNMENT BOND	135,000,000.00	138,699,135.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	78,231,497.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	212,821,518.47	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	89,396,143.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	32,800,000.00	33,259,724.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	52,372,553.76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,844,499.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	165,018,516.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	151,211,108.34	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,566,882.73	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,906,283.34	
		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,308,265.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	62,700,000.00	63,602,616.66	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,660,120.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,477,358.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,875,824.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,909,841.49	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	53,322,656.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,573,888.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,518,702.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,348,331.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,215,573.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	155,004,755.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	163,300,000.00	171,024,530.91	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,208,704.51	
		CHINA GOVERNMENT BOND	21,900,000.00	22,543,619.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	19,989,402.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	46,767,013.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	110,494,343.79	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	80,999,832.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	85,455,551.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	153,300,000.00	185,262,590.10	
	小計	銘柄数：56 組入時価比率：11.4%	5,003,000,000.00	5,275,807,905.94 (113,822,917,666) 11.5%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,228,148.55	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,726,271.50	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,762,527.50	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,762,056.96	
		ISRAEL FIXED BOND	8,400,000.00	7,823,230.80	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,470,562.95	
		ISRAEL FIXED BOND	9,300,000.00	7,883,635.11	
		ISRAEL FIXED BOND	10,400,000.00	8,407,901.84	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,221,408.40	

		ISRAEL FIXED BOND	7,500,000.00	5,319,082.50	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,313,316.20	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,874,983.71	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	83,350,000.00	76,793,126.02 (3,315,819,671) 0.3%	
合計				986,007,707,057 (986,007,707,057)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2024年12月26日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	3,292,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,500,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	29,665,000	
		US TREASURY N/B	38,845,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	23,981,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	10,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	23,592,000	
		US TREASURY N/B	16,329,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	13,000,000	
		US TREASURY N/B	8,500,000	
		US TREASURY N/B	8,695,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	24,500,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	

		US TREASURY N/B	35,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	2,720,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	26,000,000	
		US TREASURY N/B	27,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	
		US TREASURY N/B	13,900,000	
		US TREASURY N/B	13,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	4,400,000	
		US TREASURY N/B	2,700,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	39,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	1,317,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	48,595,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	36,635,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	13,600,000	

		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	14,500,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	12,920,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	800,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	12,500,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,271,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	451,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	48,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12,800,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	800,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	35,742,500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,000,000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,500,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年12月26日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	63,865,160	－	63,876,945	△11,785
米ドル	39,317,510	－	39,337,500	△19,990
ユーロ	24,547,650	－	24,539,445	8,205
合計	63,865,160	－	63,876,945	△11,785

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024年12月26日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	168,843,180
コール・ローン	9,358,969
国債証券	15,184,505,359
未収利息	180,283,305
前払費用	29,038,788
流動資産合計	15,572,029,601
資産合計	15,572,029,601
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,487,074
その他未払費用	833,400
流動負債合計	4,320,474
負債合計	4,320,474
純資産の部	
元本等	
元本	8,358,605,002
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,209,104,125
元本等合計	15,567,709,127
純資産合計	15,567,709,127
負債純資産合計	15,572,029,601

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月26日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.8625円
(10,000口当たり純資産額)	(18,625円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年12月27日 至 2024年12月26日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年12月26日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月26日現在	
期首	2023年12月27日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,833,655,348円
同期中における追加設定元本額	4,559,848,223円
同期中における一部解約元本額	2,034,898,569円
期末元本額	8,358,605,002円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド２０１５	9,651,634円
野村資産設計ファンド２０２０	10,864,720円
野村資産設計ファンド２０２５	15,112,635円
野村資産設計ファンド２０３０	26,190,946円
野村資産設計ファンド２０３５	22,056,747円
野村資産設計ファンド２０４０	35,104,154円
野村資産設計ファンド２０４５	7,266,171円
野村インデックスファンド・新興国債券	624,760,413円

ネクストコア	8,717,451 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	646,712,674 円
野村資産設計ファンド２０５０	6,692,415 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,679,792 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	1,402,280 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,163,316 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	956,344 円
世界６資産分散ファンド	173,993,036 円
野村資産設計ファンド２０６０	4,214,203 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・新興国債券（適格機関投資家専用）	5,541,152,966 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	491,934 円
野村ＤＣ新興国債券（現地通貨建て）インデックスファンド	578,799,029 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	542,642,696 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	39,058,168 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	24,219,328 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	18,948,599 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	10,401,836 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	6,351,515 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 12 月 26 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 12 月 26 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	21,000,000.00	20,036,310.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000.00	19,336,248.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	15,200,000.00	13,937,944.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	22,150,000.00	21,036,076.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	14,300,000.00	13,581,568.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000.00	18,949,800.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	15,300,000.00	13,648,671.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000.00	17,070,616.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	5,700,000.00	4,775,973.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,171,580.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,628,828.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	12,100,000.00	10,301,698.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18,300,000.00	14,025,486.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	8,155,534.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18,400,000.00	13,949,960.00	
	小計	銘柄数：15	222,150,000.00	196,606,292.50	

		組入時価比率：9.9%		(1,536,084,963) 10.1%	
	レアル	LETRA TESOURO NACIONAL	4,300,000.00	4,024,442.67	
		LETRA TESOURO NACIONAL	10,000,000.00	8,652,860.00	
		LETRA TESOURO NACIONAL	12,400,000.00	9,979,110.80	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,500,000.00	3,145,648.50	
		LETRA TESOURO NACIONAL	6,300,000.00	4,106,377.80	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,300,000.00	2,145,974.77	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	280,000.00	2,692,138.68	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	410,000.00	3,712,691.86	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	210,000.00	1,823,616.27	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	410,000.00	3,463,771.84	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	40,000.00	331,158.64	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：7.2%	43,150,000.00	44,077,791.83 (1,119,774,262) 7.4%	
	チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	110,000,000.00	111,171,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	158,618,528.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	550,000,000.00	528,247,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	375,000,000.00	382,681,650.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	76,918,751.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	165,000,000.00	157,910,659.50	
		BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	171,231,728.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	123,377,750.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：1.8%	1,705,000,000.00	1,710,158,066.50 (272,809,545) 1.8%	
	コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	871,905,499.00	
		TITULOS DE TESORERIA	580,000,000.00	566,690,566.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,100,000,000.00	1,896,914,880.00	
		TITULOS DE TESORERIA	680,000,000.00	602,836,184.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,930,000,000.00	2,581,415,263.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,370,000,000.00	1,138,238,333.00	
		TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	784,219,887.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,040,000,000.00	1,137,125,912.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,960,000,000.00	2,240,677,080.00	

		TITULOS DE TESORERIA	1,900,000,000.00	1,252,893,820.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,180,000,000.00	1,710,976,924.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,460,000,000.00	1,499,653,884.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：3.8%	20,080,000,000.00	16,283,548,232.00 (585,588,961) 3.9%	
	ソル	BONOS DE TESORERIA	600,000.00	628,837.62	
		BONOS DE TESORERIA	780,000.00	802,292.32	
		BONOS DE TESORERIA	1,100,000.00	1,088,723.35	
		BONOS DE TESORERIA	2,200,000.00	1,990,616.54	
		BONOS DE TESORERIA	1,700,000.00	1,397,171.52	
		PERU BONO SOBERANO	300,000.00	317,472.36	
		PERU BONO SOBERANO	900,000.00	945,590.85	
		PERU BONO SOBERANO	320,000.00	312,735.32	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：2.0%	7,900,000.00	7,483,439.88 (315,386,580) 2.1%	
	ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,934,538.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	4,017,600.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.2%	8,000,000.00	7,952,138.00 (28,350,167) 0.2%	
	ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	8,735,680.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	8,000,000.00	8,735,680.00 (22,724,997) 0.1%	
	セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	9,000,000.00	10,156,500.00	
		SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	21,472,000.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.3%	31,000,000.00	31,628,500.00 (44,246,215) 0.3%	
	トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	3,971,151.36	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,202,858.72	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	1,724,718.25	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	328,209.30	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,254,471.05	

		TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,224,424.83	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	10,463,679.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	4,200,000.00	4,053,345.24	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	997,994.34	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	4,472,237.94	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,069,756.40	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：1.3%	57,300,000.00	43,762,846.43 (196,066,304) 1.3%	
	チェココルナ	CZECH REPUBLIC	4,200,000.00	4,166,892.24	
		CZECH REPUBLIC	2,200,000.00	2,263,807.92	
		CZECH REPUBLIC	16,400,000.00	15,789,649.40	
		CZECH REPUBLIC	2,500,000.00	2,327,615.50	
		CZECH REPUBLIC	7,800,000.00	7,489,287.78	
		CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	11,102,605.28	
		CZECH REPUBLIC	2,000,000.00	2,157,646.40	
		CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,255,888.62	
		CZECH REPUBLIC	8,600,000.00	7,428,719.56	
		CZECH REPUBLIC	14,900,000.00	15,788,262.01	
		CZECH REPUBLIC	13,400,000.00	11,442,917.94	
		CZECH REPUBLIC	3,300,000.00	3,737,261.88	
		CZECH REPUBLIC	4,500,000.00	4,639,060.80	
		CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	8,827,541.84	
		CZECH REPUBLIC	9,400,000.00	9,963,287.48	
		CZECH REPUBLIC	4,400,000.00	4,162,214.76	
		CZECH REPUBLIC	6,000,000.00	5,971,609.20	
		CZECH REPUBLIC	7,000,000.00	4,802,078.40	
	小計	銘柄数：18 組入時価比率：5.2%	130,800,000.00	125,316,347.01 (815,420,938) 5.4%	
	フォリント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	22,137,433.30	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	56,828,016.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	96,000,000.00	89,634,883.20	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	59,000,000.00	62,316,000.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	53,000,000.00	49,763,237.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	38,494,453.20	

		HUNGARY GOVERNMENT BOND	67,000,000.00	63,464,396.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	63,783,675.90	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	76,206,969.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	100,000,000.00	85,575,090.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	117,000,000.00	98,202,768.30	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	82,000,000.00	73,283,957.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	21,412,584.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	71,000,000.00	73,481,627.50	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	58,184,473.60	
	小計	銘柄数：15 組入時価比率：2.4%	1,041,000,000.00	932,769,565.80 (370,899,027) 2.4%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,683,661.30	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,347,465.56	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	2,847,075.03	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,521,649.78	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,061,900.94	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,589,012.44	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,311,477.35	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,843,871.91	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	3,284,371.23	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,344,011.16	
		POLAND GOVERNMENT BOND	5,200,000.00	3,990,434.76	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,722,063.79	
		POLAND GOVERNMENT BOND	700,000.00	657,426.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：7.2%	31,800,000.00	29,204,421.25 (1,122,705,566) 7.4%	
	ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	

		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	
	小計	銘柄数：15 組入時価比率：0.0%	382,400,000.00	0.00 (0) 0.0%	
	レイ	ROMANIA	500,000.00	487,682.00	
		ROMANIA	700,000.00	663,654.95	
		ROMANIA	760,000.00	739,775.18	
		ROMANIA	230,000.00	203,580.61	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,760,698.27	
		ROMANIA	750,000.00	773,700.00	
		ROMANIA	700,000.00	568,332.45	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	550,000.00	534,402.60	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,202,124.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,001,335.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	786,440.91	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,050,331.80	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	400,000.00	364,753.80	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,350,758.50	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,050,060.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,174,249.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	763,040.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	700,000.00	727,405.00	
	小計	銘柄数：18 組入時価比率：3.4%	16,840,000.00	16,202,324.07 (533,098,587) 3.5%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	3,200,000.00	3,234,708.16	
		MALAYSIA GOVERNMENT	3,200,000.00	3,196,929.60	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,078,176.70	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2,000,000.00	2,017,030.20	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,500,000.00	1,618,538.70	

		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,200,000.00	1,206,723.48	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,100,000.00	1,104,802.16	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,100,000.00	1,122,222.53	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,400,000.00	1,379,667.10	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,641,154.08	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	900,000.00	964,094.76	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,097,702.23	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,640,774.24	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,317,929.65	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	3,027,957.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,000,000.00	4,017,267.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,759,640.76	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,616,529.44	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	2,808,390.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	393,951.76	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,240,110.84	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,093,368.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,150,000.00	1,116,871.26	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,420,000.00	1,397,969.41	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,671,634.40	
	小計	銘柄数：25 組入時価比率：9.9%	43,220,000.00	43,764,145.36 (1,540,484,787) 10.1%	
	バーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,300,000.00	12,527,085.06	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	9,349,922.40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,516,784.25	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	21,300,000.00	21,414,830.43	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	27,000,000.00	26,364,987.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	10,413,430.92	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	19,400,000.00	20,019,362.46	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,151,439.20	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,420,052.60	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,143,426.75	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	9,070,113.01	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	16,844,621.70	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	21,000,000.00	23,296,284.90	

		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,154,519.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	6,715,719.04	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9,600,000.00	8,977,641.60	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,600,000.00	7,111,218.16	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	13,100,000.00	14,527,628.83	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,900,000.00	18,748,079.22	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	18,400,000.00	20,226,792.48	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,760,597.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	7,557,725.96	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	19,000,000.00	19,502,582.30	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：9.2%	299,200,000.00	309,814,844.27 (1,425,148,283) 9.4%	
	ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,624,426,440.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,000,000,000.00	5,890,500,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,400,000,000.00	6,570,161,280.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,300,000,000.00	6,051,526,110.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,476,521,555.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,546,195,340.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	9,600,000,000.00	9,409,536,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,469,811,350.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,589,210,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,500,000,000.00	7,866,125,250.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,289,374,224.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,600,000,000.00	6,601,529,220.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,900,000,000.00	6,408,466,720.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,200,000,000.00	4,731,487,740.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	11,500,000,000.00	11,105,546,550.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,706,682,400.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,871,669,140.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,100,000,000.00	2,098,530,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,200,000,000.00	3,141,413,760.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	18,100,000,000.00	17,611,752,500.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,980,000,000.00	5,436,571,380.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,900,000,000.00	5,047,670,320.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,230,000,000.00	2,442,065,418.00	

		INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,839,431,300.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,710,351,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,738,690,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,600,000,000.00	7,313,650,740.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,399,897,360.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,797,200,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,300,000,000.00	6,309,607,500.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	966,833,000.00	
	小計	銘柄数：31 組入時価比率：9.7%	151,780,000,000.00	154,062,433,597.00 (1,509,811,849) 9.9%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	906,941.88	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,618,615.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	813,225.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,200,000.00	5,335,078.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,832,786.82	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,150,607.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,800,000.00	5,902,941.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	826,872.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,607,990.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,879,754.22	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	518,829.55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,044,716.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,974,458.34	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,268,124.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,027,401.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,900,000.00	9,101,929.43	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,057,811.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,796,358.38	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,286,637.54	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,900,000.00	7,114,355.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	537,711.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,834,990.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,307,093.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,336,817.78	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,398,469.28	

		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	840,703.76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,200,000.00	4,334,860.74	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	857,012.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	600,000.00	625,011.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	2,265,465.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	503,965.08	
		CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	1,102,872.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	621,043.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,788,459.00	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：10.0%	68,900,000.00	72,419,910.52 (1,562,423,359) 10.3%	
	インドルピー	INDIA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,171,750.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,333,872.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	60,762,480.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	28,000,000.00	27,711,600.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	9,581,181.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	61,744,020.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	40,000,000.00	39,530,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	43,270,500.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,448,660.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,392,580.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,071,251.50	
		INDIA GOVERNMENT BOND	28,000,000.00	29,212,316.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	35,961,439.50	
		INDIA GOVERNMENT BOND	58,000,000.00	55,839,500.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,786,100.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	32,000,000.00	33,163,292.80	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：6.0%	494,000,000.00	499,980,542.80 (929,963,809) 6.1%	
	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,300,000.00	15,936,720.21	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000.00	16,768,552.50	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	28,760,000.00	25,563,697.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,000,000.00	5,561,080.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,500,000.00	15,046,138.80	

		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,300,000.00	10,328,854.25	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,800,000.00	9,190,609.92	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,100,000.00	16,277,086.85	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,300,000.00	16,477,982.99	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000.00	14,342,458.58	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,400,000.00	3,557,610.06	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：8.1%	169,760,000.00	149,050,791.96 (1,253,517,160) 8.3%	
合計				15,184,505,359 (15,184,505,359)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	116,533,154円
Ⅱ　負債総額	113,071円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	116,420,083円
Ⅳ　発行済口数	86,231,190口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3501円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	78,947,856円
Ⅱ　負債総額	1,139,413円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	77,808,443円
Ⅳ　発行済口数	52,020,080口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4957円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	54,755,778円

Ⅱ　負債総額	56,384円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	54,699,394円
Ⅳ　発行済口数	33,657,603口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6252円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	45,404,143円
Ⅱ　負債総額	48,340円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	45,355,803円
Ⅳ　発行済口数	26,799,907口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6924円

（参考）国内株式マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	838,000,326,834円
Ⅱ　負債総額	53,612,382,549円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	784,387,944,285円
Ⅳ　発行済口数	246,637,663,218口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1803円

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	2,931,518,123,195円
Ⅱ　負債総額	7,173,139,944円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,924,344,983,251円
Ⅳ　発行済口数	371,199,855,918口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.8781円

（参考）新興国株式マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	150,742,628,707円
Ⅱ　負債総額	373,194,416円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	150,369,434,291円
Ⅳ　発行済口数	71,580,219,448口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1007円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,228,873,081,714円
Ⅱ　負債総額	10,103,608,103円

Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,218,769,473,611円
Ⅳ　発行済口数	998,735,576,723口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2203円

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	156,984,844,899円
Ⅱ　負債総額	77,926,932,521円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	79,057,912,378円
Ⅳ　発行済口数	80,796,750,428口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9785円

（参考）外国債券マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	987,813,733,018円
Ⅱ　負債総額	856,560,286円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	986,957,172,732円
Ⅳ　発行済口数	326,521,207,539口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0226円

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	16,026,266,253円
Ⅱ　負債総額	17,595,474円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,008,670,779円
Ⅳ　発行済口数	8,622,659,297口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8566円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	56,447,791
単位型株式投資信託	155	648,674
追加型公社債投資信託	14	6,841,002
単位型公社債投資信託	416	736,947
合計	1,500	64,674,413

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第６５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年4月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の中間会計期間（２０２４年4月１日から２０２４年9月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年9月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年4月１日から２０２４年9月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基

づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用してい

る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		－
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		－
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※２	906		595	
器具備品	※２	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		－		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		－	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		－		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 年 附属設備 6～15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りに関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

該当事項はありません。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2023年3月31日）	当事業年度末 （2024年3月31日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,350百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　901百万円 器具備品　657 合計　1,559	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214百万円 器具備品　733 合計　1,948

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,634百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0百万円 器具備品　0 ソフトウェア　52 合計　52	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050百万円 ※２．固定資産除却損 建物　−百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	－
資産計	42,108	42,108	－
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	－
負債計	46	46	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1,865	－	－	－
金銭の信託	42,108	－	－	－
未収委託者報酬	26,116	－	－	－
未収運用受託報酬	3,780	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	－	－	－
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	42,108	－	42,108
資産計	－	42,108	－	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	－	46	－	46
負債計	－	46	－	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	－	－	－
小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	－
小計	21,900	21,900	－
合計	21,900	21,900	－

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	－	16
合計	66	－	16

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	－	△46	△46

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 （2023年3月31日）		当事業年度末 （2024年3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
期末残高	1,123	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	27,180	未払手数料	5,773

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
１株当たり純資産額　17,016円74銭 １株当たり当期純利益　5,060円34銭	１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　26,064百万円 普通株式に係る当期純利益　26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

中間財務諸表

◇　中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇　中間損益計算書

		自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇　中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間(自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない　… 時価法 株式等以外のもの　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない　… 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6 年 附属設備　6～15 年 器具備品　4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ①　委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ②　運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③　成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［注記事項］

◇　中間貸借対照表関係

2024 年 9 月 30 日現在

※１　有形固定資産の減価償却累計額

2,133 百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇　中間損益計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

※１　減価償却実施額

有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	6,350 百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円

※４　特別利益の内訳

株式報酬受入益	23 百万円

※５　特別損失の内訳

固定資産除却損	13 百万円

◇　中間株主資本等変動計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２　配当に関する事項

配当金支払額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	28,174 百万円
(2) 1 株当たり配当額	5,470 円
(3) 基準日	2024 年 3 月 31 日
(4) 効力発生日	2024 年 6 月 28 日

◇　金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	47,595	47,595	－
(2)その他（デリバティブ取引）	126	126	－
資産計	47,722	47,722	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	47,595	－	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	－	126	－	126
資産計	－	47,722	－	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

当中間会計期間末　(2024 年 9 月 30 日)

１．売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇　デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間　(2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	－	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　　（単位：百万円）

	自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－
時の経過による調整額	－
中間期末残高	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

当中間会計期間(自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　１株当たり情報

自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
１株当たり純資産額　　10,222円13銭 １株当たり中間純利益　　4,021円58銭 （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。 ２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　20,713百万円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純利益　20,713百万円 期中平均株式数　5,150千株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（野村ターゲットデートファンド2016　2026-2028年目標型）

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

①　「投資基礎期」、「資産形成期」、ターゲット時期を含む「目標前準備期」を定め、各期間毎に株式および債券の配分比率（以下「株式・債券配分」といいます。）を変化させます。また、各期間において、株式・債券配分および各親投資信託証券への基本となる投資割合（以下「基本投資割合」といいます。）を定期的に変更します。なお、ターゲット時期は2026年から2028年とします。各期間における株式・債券配分および各親投資信託証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

②　「投資基礎期」は信託契約締結日から2017年12月までの期間、「資産形成期」は2018年1月から2022年12月までの期間、「目標前準備期」は2023年1月以降とします。

③　「投資基礎期」は、株式への実質投資割合を徐々に増やし、債券への実質投資割合を徐々に減らすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

④　「資産形成期」は、株式への実質投資割合を徐々に減らし、債券への実質投資割合を徐々に増やすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

⑤　「目標前準備期」は、株式・債券配分を一定とすることを基本とします。また、各月末時点において、基準価額が委託者の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、親投資信託証券を通じて投資する株式および債券の実質的なエクスポージャーを引き下げ、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。なお、安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

⑥　投資を行なう親投資信託証券は、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定める親投資信託証券の中から、市場構造等を勘案し、各期間の株式・債券配分の範囲内で各親投資信託証券への投資比率を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たに親投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

⑦　実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行なう親投資信託証券を通じて投資する部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2023年1月以降、安定運用を行なう場合におい

ては為替ヘッジを行なう場合があります。

⑧　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への実質投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村ターゲットデートファンド2016　2026-2028年目標型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成41年3月16日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑤　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第25条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを

いいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項

において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資するこ

とを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④　第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第28条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体

制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月27日から翌年12月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成28年12月26日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第 40 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 41 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 7 計算期間まで：年 10,000 分の 95
2. 第 8 計算期間以降：年 10,000 分の 89

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 43 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名

義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。
⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第52条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託期間の延長）

第56条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成28年4月1日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第46条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

（野村ターゲットデートファンド2016　2029-2031年目標型）

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

①　「投資基礎期」、「資産形成期」、ターゲット時期を含む「目標前準備期」を定め、各期間毎に株式および債券の配分比率（以下「株式・債券配分」といいます。）を変化させます。また、各期間において、株式・債券配分および各親投資信託証券への基本となる投資割合（以下「基本投資割合」といいます。）を定期的に変更します。なお、ターゲット時期は2029年から2031年とします。各期間における株式・債券配分および各親投資信託証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

②　「投資基礎期」は信託契約締結日から2018年12月までの期間、「資産形成期」は2019年1月から2025年12月までの期間、「目標前準備期」は2026年1月以降とします。

③　「投資基礎期」は、株式への実質投資割合を徐々に増やし、債券への実質投資割合を徐々に減らすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

④　「資産形成期」は、株式への実質投資割合を徐々に減らし、債券への実質投資割合を徐々に増やすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

⑤　「目標前準備期」は、株式・債券配分を一定とすることを基本とします。また、各月末時点において、基準価額が委託者の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、親投資信託証券を通じて投資する株式および債券の実質的なエクスポージャーを引き下げ、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。なお、安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

⑥　投資を行なう親投資信託証券は、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定める親投資信託証券の中から、市場構造等を勘案し、各期間の株式・債券配分の範囲内で各親投資信託証券への投資比率を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たに親投資信託証券を投資対象に追加す

る場合があります。
⑦　実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行なう親投資信託証券を通じて投資する部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2026年1月以降、安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。
⑧　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
①　株式への実質投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
④　外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村ターゲットデートファンド2016　2029-2031年目標型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成44年3月16日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑤　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第25条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを

いいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項

において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資するこ

とを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④　第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第28条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体

制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月27日から翌年12月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成28年12月26日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第 40 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 41 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 10 計算期間まで：年 10,000 分の 95
2. 第 11 計算期間以降：年 10,000 分の 89

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 43 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名

義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。
⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第52条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託期間の延長）

第56条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成28年4月1日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第46条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

（野村ターゲットデートファンド2016　2032-2034年目標型）

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

①　「投資基礎期」、「資産形成期」、ターゲット時期を含む「目標前準備期」を定め、各期間毎に株式および債券の配分比率（以下「株式・債券配分」といいます。）を変化させます。また、各期間において、株式・債券配分および各親投資信託証券への基本となる投資割合（以下「基本投資割合」といいます。）を定期的に変更します。なお、ターゲット時期は2032年から2034年とします。各期間における株式・債券配分および各親投資信託証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

②　「投資基礎期」は信託契約締結日から2019年12月までの期間、「資産形成期」は2020年1月から2028年12月までの期間、「目標前準備期」は2029年1月以降とします。

③　「投資基礎期」は、株式への実質投資割合を徐々に増やし、債券への実質投資割合を徐々に減らすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

④　「資産形成期」は、株式への実質投資割合を徐々に減らし、債券への実質投資割合を徐々に増やすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

⑤　「目標前準備期」は、株式・債券配分を一定とすることを基本とします。また、各月末時点において、基準価額が委託者の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、親投資信託証券を通じて投資する株式および債券の実質的なエクスポージャーを引き下げ、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。なお、安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

⑥　投資を行なう親投資信託証券は、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定める親投資信託証券の中から、市場構造等を勘案し、各期間の株式・債券配分の範囲内で各親投資信託証券への投資比率を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たに親投資信託証券を投資対象に追加す

る場合があります。

⑦　実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行なう親投資信託証券を通じて投資する部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2029年1月以降、安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。

⑧　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への実質投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

野村ターゲットデートファンド2016　2032-2034年目標型

約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成47年3月16日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑤　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第25条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを

いいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項

において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資するこ

とを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④　第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第28条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体

制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月27日から翌年12月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成28年12月26日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第 40 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 41 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 13 計算期間まで：年 10,000 分の 95
2. 第 14 計算期間以降：年 10,000 分の 89

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 43 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名

義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。
⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第52条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託期間の延長）

第56条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成28年4月1日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第46条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

（野村ターゲットデートファンド2016　2035-2037年目標型）

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

①　「投資基礎期」、「資産形成期」、ターゲット時期を含む「目標前準備期」を定め、各期間毎に株式および債券の配分比率（以下「株式・債券配分」といいます。）を変化させます。また、各期間において、株式・債券配分および各親投資信託証券への基本となる投資割合（以下「基本投資割合」といいます。）を定期的に変更します。なお、ターゲット時期は2035年から2037年とします。各期間における株式・債券配分および各親投資信託証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

②　「投資基礎期」は信託契約締結日から2020年12月までの期間、「資産形成期」は2021年1月から2031年12月までの期間、「目標前準備期」は2032年1月以降とします。

③　「投資基礎期」は、株式への実質投資割合を徐々に増やし、債券への実質投資割合を徐々に減らすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

④　「資産形成期」は、株式への実質投資割合を徐々に減らし、債券への実質投資割合を徐々に増やすことを基本とし、株式・債券配分を定期的に変化させます。

⑤　「目標前準備期」は、株式・債券配分を一定とすることを基本とします。また、各月末時点において、基準価額が委託者の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、親投資信託証券を通じて投資する株式および債券の実質的なエクスポージャーを引き下げ、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。なお、安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

⑥　投資を行なう親投資信託証券は、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定める親投資信託証券の中から、市場構造等を勘案し、各期間の株式・債券配分の範囲内で各親投資信託証券への投資比率を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たに親投資信託証券を投資対象に追加す

る場合があります。

⑦　実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行なう親投資信託証券を通じて投資する部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2032年1月以降、安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。

⑧　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への実質投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

野村ターゲットデートファンド2016　2035-2037年目標型

約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成50年3月16日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑤　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第25条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを

いいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項

において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資するこ

とを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④　第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第28条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体

制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月27日から翌年12月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成28年12月26日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第 40 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 41 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 16 計算期間まで：年 10,000 分の 95
2. 第 17 計算期間以降：年 10,000 分の 89

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 43 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名

義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。
⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第52条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託期間の延長）

第56条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成28年4月1日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第46条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 13 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 14 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 15 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 16 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第42条第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
（利害関係人等との取引等）
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第16条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。
② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第24条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第40条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第41条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第48条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本とし

て定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第１項、第 33 条第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいま

す。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第18条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第19条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第20条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（損益の帰属）
第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金立替え）
第25条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第26条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年7月25日から平成15年3月31日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告）
第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
（信託事務の諸費用）
第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
（信託報酬）
第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
（利益の留保）
第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年7月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第１項、第38条第２項、第39条第１項、第40条第１項および第42条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条及び第16条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

②　前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

③　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りで

はありません。
③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第21条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第32条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第33条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第34条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第37条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこ

れらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第46条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第47条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第１項、第35条第２項、第38条、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5．コマーシャル・ペーパー

6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

8．外国法人が発行する譲渡性預金証書

9．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第２号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第19条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第20条の2　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第22条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第43条　第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第46条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成22年8月23日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社